

一宮市立地適正化計画

2025年6月



目次

序論 立地適正化計画について

| | |
|---------------------------|----|
| 1 立地適正化計画制度とは ----- | 1 |
| 2 立地適正化計画策定の背景・目的 ----- | 2 |
| 3 立地適正化計画に定める事項など ----- | 3 |
| 4 計画の位置づけと上位関連計画 ----- | 4 |
| (1)第7次一宮市総合計画 ----- | 5 |
| (2)一宮市デジタル田園都市構想総合戦略----- | 6 |
| (3)尾張都市計画区域マスタープラン ----- | 7 |
| (4)一宮市都市計画マスタープラン ----- | 9 |
| (5)第3次一宮市公共交通計画 ----- | 10 |
| 5 計画の対象区域と計画期間 ----- | 11 |
| (1)対象区域 ----- | 11 |
| (2)計画期間 ----- | 11 |
| 6 計画策定の流れ ----- | 12 |
| (1)検討体制 ----- | 12 |
| (2)計画策定の経緯 ----- | 13 |

第1章 都市構造上の課題に対する分析・整理

| | |
|------------------|----|
| 1 都市構造の把握 ----- | 15 |
| (1)人口 ----- | 15 |
| (2)土地利用 ----- | 21 |
| (3)公共交通 ----- | 27 |
| (4)都市機能 ----- | 29 |
| (5)災害 ----- | 33 |
| (6)財政 ----- | 43 |
| 2 課題の分析・整理 ----- | 45 |
| (1)人口 ----- | 45 |
| (2)土地利用 ----- | 45 |
| (3)公共交通 ----- | 45 |
| (4)都市機能 ----- | 46 |
| (5)災害 ----- | 46 |
| (6)財政 ----- | 46 |

第2章 立地適正化計画に関する基本的な方針

| | |
|---------------------------|----|
| 1 立地適正化計画の基本方針 ----- | 47 |
| (1) まちづくりの方針(ターゲット) ----- | 47 |
| (2) 目指すべき都市構造 ----- | 48 |
| 2 都市機能・居住の誘導方針 ----- | 49 |

第3章 都市機能誘導区域について

| | |
|-------------------------|----|
| 1 都市機能誘導区域の設定の考え方 ----- | 51 |
| (1) 都市機能誘導区域とは ----- | 51 |
| (2) 区域の設定方針 ----- | 52 |
| 2 都市機能誘導施設の設定の考え方 ----- | 53 |
| (1) 都市機能誘導施設とは ----- | 53 |
| (2) 誘導施設の設定方針 ----- | 53 |
| 3 誘導区域及び誘導施設 ----- | 54 |
| (1) 一宮駅周辺地区 ----- | 54 |
| (2) 尾西庁舎周辺地区 ----- | 56 |
| (3) 木曾川駅周辺地区 ----- | 58 |
| (4) 丹陽町出張所周辺地区 ----- | 60 |
| (5) 大和町出張所周辺地区 ----- | 62 |
| (6) 今伊勢町出張所周辺地区 ----- | 64 |
| (7) 奥町出張所周辺地区 ----- | 66 |
| 4 誘導施策 ----- | 69 |
| (1) 国などが直接行う施策 ----- | 69 |
| (2) 国の支援を受けて行う施策 ----- | 70 |
| (3) 本市が独自に行う施策 ----- | 70 |
| (4) 届出制度について ----- | 71 |

第4章 居住誘導区域について

| | |
|----------------|----|
| 1 居住誘導区域設定の考え方 | 73 |
| (1) 居住誘導区域とは | 73 |
| (2) 区域の設定方針 | 74 |
| 2 居住誘導区域 | 77 |
| 3 誘導施策 | 79 |
| (1) 居住誘導施策 | 79 |
| (2) 届出制度について | 79 |

第5章 防災指針

| | |
|-----------------------------|-----|
| 1 防災指針について | 81 |
| 2 災害ハザード情報の整理 | 82 |
| 3 防災上の課題 | 92 |
| (1) 災害リスクの分析 | 92 |
| (2) 災害リスクの目安 | 93 |
| (3) 災害リスクが高い地域の整理 | 94 |
| (4) 防災上の課題の整理 | 127 |
| 4 防災まちづくりの方針 | 130 |
| (1) 防災まちづくりの基本的な方針 | 130 |
| (2) 防災まちづくりの取組方針 | 131 |
| (3) 災害リスク・規模を踏まえた居住誘導区域のあり方 | 133 |
| 5 具体的な取組及びスケジュール | 134 |

第6章 計画の評価

| | |
|----------|-----|
| 1 目標値の設定 | 139 |
| 2 進捗管理 | 141 |

資料編

| | |
|----------------------|-----|
| 用語解説 | 143 |
| 土地利用実態構成比について | 147 |
| 市民アンケート調査結果 | 149 |
| 市民アンケート調査結果（防災指針策定時） | 165 |
| 委員会設置要綱 | 170 |
| 委員会設置要綱（改定時） | 171 |
| 委員会名簿 | 172 |
| 委員会名簿（改定時） | 174 |
| 策定経緯 | 176 |
| 策定経緯（改定時） | 177 |

序論 立地適正化計画について

1 立地適正化計画制度とは

我が国では2005年(平成17年)より「人口減少社会」が叫ばれ、2015年(平成27年)の国勢調査結果で、1920年(大正9年)の調査開始以来、初めて総人口が減少しました。人口の急激な減少と高齢化が進展する我が国の都市における今後のまちづくりは、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設などにアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、【コンパクト・プラス・ネットワーク※】の考えを進めていくことが重要とされ、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、2014年(平成26年)に都市再生特別措置法(以下「法」という)が改正されました。

この法改正により市町村は、居住や医療・福祉・商業、公共交通などのさまざまな都市機能※を考慮し、都市全域を見渡したマスタープランとなる【立地適正化計画】を策定できるようになりました。

さらに、2020年(令和2年)の法改正により、立地適正化計画に居住や都市機能の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針(以下「防災指針」という)を記載することが必要になりました。

■立地適正化計画の意義と役割

①都市全体を見渡したマスタープラン

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版です。

②都市計画と公共交通の一体化

居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、【コンパクト・プラス・ネットワーク】のまちづくりを進めます。

③都市計画と民間施設誘導の融合

民間施設の整備に対する支援や立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、インフラ整備や土地利用規制など従来の制度と立地適正化計画との融合による新しいまちづくりが可能になります。

④市街地空洞化防止のための選択肢

居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールできる、市街地空洞化防止のための新たな選択肢として活用することが可能です。

⑤時間軸をもったアクションプラン

計画の達成状況を評価し、状況に合わせて、都市計画や居住誘導区域を不断に見直すなど、時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能になります。

⑥まちづくりへの公的不動産の活用

財政状況の悪化や施設の老朽化等を背景として、公的不動産の見直しと連携し、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置や公的不動産を活用した民間機能の誘導を進めます。

資料：国土交通省「立地適正化計画概要パンフレット」

2 立地適正化計画策定の背景・目的

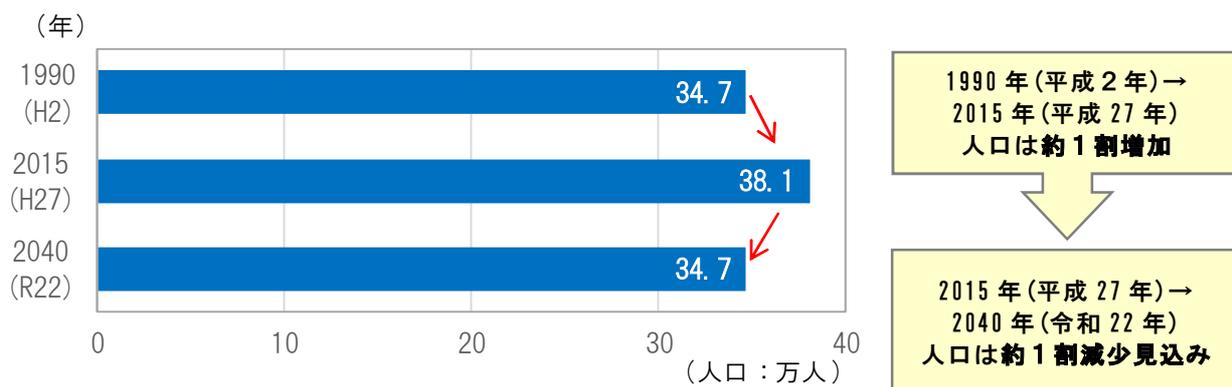
本市の人口は、1990年(平成2年)から2015年(平成27年)で約1割増加しています。また、人口集中地区(DID)*面積も増加傾向で推移しており、市街地の拡大が見られます。

しかし、将来的な人口減少による人口密度の低下や、高齢化の進展により、商業や医療、福祉、子育て、公共交通などの日常生活サービス*の維持・提供が困難になるおそれがあります。また、拡大した市街地に対するインフラの維持・更新に係るコストが大きな負担になることも懸念されます。

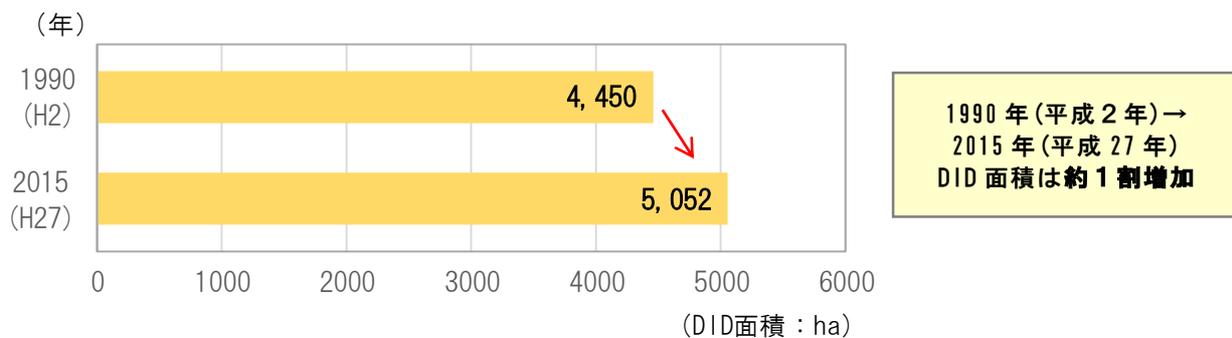
こうしたことから、本市においても立地適正化計画を策定することとし、市街地の人口密度の維持や拠点への都市機能の集積を図るとともに、公共交通ネットワーク*を活かした利便性を確保していくことで、暮らしやすい持続可能なまちづくりを目的とします。

加えて、近年の全国各地で頻発・激甚化する自然災害に対応するため、防災指針を定め、居住誘導区域や都市機能誘導区域に居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図ります。

■人口推移



■D I D面積の推移



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018年(平成30年)推計)」

3 立地適正化計画に定める事項など

立地適正化計画では、医療・福祉・商業などのサービスの効率的な提供を図るため、都市機能を誘導する【都市機能誘導区域】や、一定のエリアにおいて人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティの維持を図るために居住を誘導する【居住誘導区域】を定めます。

これらの区域に都市機能や居住を誘導するため、必要な施設・施策を位置づけるほか、都市機能誘導区域外で誘導施設の建築などを行う場合や、居住誘導区域外で一定規模以上の開発（3戸以上の新築など）を行う場合などに、市へ事前の届出が義務づけられることとなります。

また、立地適正化計画を策定することで、誘導施設の整備などにあたり、様々な支援措置や都市計画上の特例措置を活用することが可能となります。

■立地適正化計画の記載内容と考え方

| | | |
|----------|--|---|
| 対象区域 | <ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画の区域は、都市計画区域※内であればなりません。都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本となります。 立地適正化計画には、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めるとともに、原則として、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めます。 | |
| 基本的な方針 | <ul style="list-style-type: none"> 当該市町村の現状の把握・分析を行い、課題を整理した上で、中長期的に都市の生活を支えることが可能となるようなまちづくりの理念や目標、目指すべき都市像を設定します。 | |
| 都市機能誘導区域 | 区域 | <ul style="list-style-type: none"> 医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。 |
| | 誘導施設 | <ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域ごとに定める立地を誘導する都市機能増進施設※です。 |
| 居住誘導区域 | <ul style="list-style-type: none"> 人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域です。 | |
| 防災指針 | <ul style="list-style-type: none"> 居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針を示すとともに、防災指針に基づく取組の推進に関する事項を定めます。 | |

■立地適正化計画のイメージと誘導策

都市機能誘導区域
生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

- ◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進
 - 誘導施設への税財政・金融上の支援
 - ・外から内(まちなか)への移動に係る買換特例 **新設**
 - ・民都機構による出資等の対象化 **新設**
 - ・交付金の対象に道所型福祉施設等を追加 **新設**
 - 福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和
 - ・市町村が誘導用途について容積率等を緩和することが可能
 - 公的不動産・低未利用地の有効活用
 - ・市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、国が直接支援 **新設**
- ◆歩いて暮らせるまちづくり
 - ・附置義務駐車場集約化も可能
 - ・歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による働きかけ
 - ・歩行空間の整備支援 **新設**
- ◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール
 - ・誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域
居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

- ◆区域内における居住環境の向上
 - ・公営住宅を売却し、区域内で建て替える際の除却費の補助 **新設**
 - ・住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度（例：低層住宅専用地域への用途変更）
- ◆区域外の居住の緩やかなコントロール
 - ・一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ
 - ・市町村の判断で開発許可対象とすることも可能
- ◆区域外の住宅等跡地の管理・活用
 - ・不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ
 - ・都市再生推進法人等（NPO等）が跡地管理を行うための協定制度 **新設**
 - ・協定を締結した跡地の適正管理を支援 **新設**

公共交通 維持・充実を図る公共交通網を設定

- ◆公共交通を軸とするまちづくり
 - ・地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援（地域公共交通活性化再生法）
 - ・都市機能誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所・乗降口・駅等の公共交通優先の整備支援 **新設**

資料：国土交通省「改正都市再生特別措置法等について」

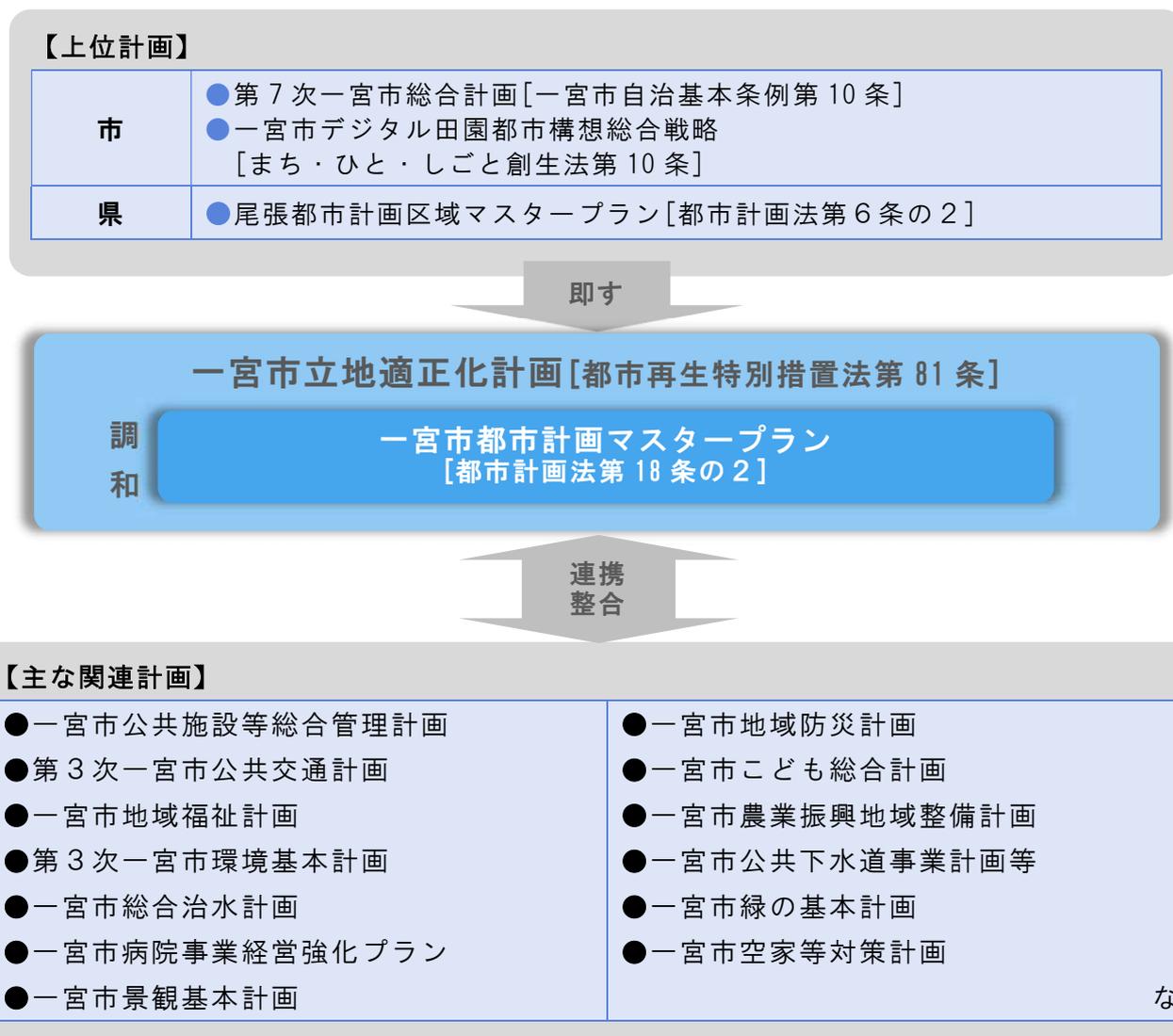
4 計画の位置づけと上位関連計画

立地適正化計画は、市の上位計画である総合計画、県が策定する都市計画区域マスタープランに即するとともに、市が策定する都市計画マスタープランとの調和が保たれ、かつ、都市の防災に関する機能の確保が図られるよう配慮されたものでなければならないとされています。

また、都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉などの都市機能の立地、公共交通の充実などに関する包括的なマスタープランとして機能するものであるため、公共交通施策、商業施策、住宅施策、医療・福祉施策、農業施策など多様な分野の計画との連携が求められます。

このため、本計画は、「第7次一宮市総合計画」や「一宮市デジタル田園都市構想総合戦略」、「尾張都市計画区域マスタープラン」に即しつつ、各種関連計画との連携・整合をとりながら、「一宮市都市計画マスタープラン」と調和した計画として策定するものです。

■立地適正化計画の位置づけ



(1) 第7次一宮市総合計画(2018~2027年度(平成30~令和9年度))

【都市将来像】

木曾の清流に映え、心ふれあう躍動都市 一宮

【5つのプラン】

| Plan | 施策 |
|---------------|--|
| 健やかに いきる | 施策1 健康寿命の長いまちづくりに取り組みます 施策2 安心して子育てができる環境をつくります 施策3 適切な医療を受けられる体制を整えます 施策4 高齢者が安心していきいきと暮らせるよう支援します 施策5 障害者福祉の充実を図ります |
| 快適に くらす | 施策6 ごみを適正に処理し資源のリサイクルを推進します 施策7 地球温暖化防止に取り組みます 施策8 環境教育を推進します 施策9 水と緑を活かしたまちをつくります 施策10 良好な生活環境を確保します 施策11 総合的な住宅対策に取り組みます 施策12 公共交通網の整備を進めます 施策13 歩行者や自転車が安全に通行できる交通環境を整備します |
| 安全・安心を 高める | 施策14 災害に強い社会基盤整備を進めます 施策15 自主防災力の向上を図ります 施策16 火災や救急に対する体制の強化を進めます 施策17 交通事故を減らす取組を進めます 施策18 防犯対策を進めます |
| 活力を 生みだす | 施策19 既存産業や次世代産業の育成を支援します 施策20 意欲を持つ働けるよう就労支援を進めます 施策21 女性の活躍できる環境をつくります 施策22 魅力があり持続的発展性のある農業を支援します 施策23 幹線道路の整備を進めます |
| 未来の人財 を育てる | 施策24 子どもから青少年まで健全に育つ環境をつくります 施策25 学校教育施設を整備します 施策26 特色ある教育活動を実施します 施策27 する・みる・ささえるスポーツ活動を支援します 施策28 歴史・文化に親しめる環境を整えます |

【2つのマネジメント】

| Management | 施策 |
|------------------------|--|
| 人を呼び込む ～シティプロモーション～ | 施策1 子育て世代に選ばれるまちをつくります 施策2 訪れてみたいまち、交流が盛んなまちをつくります |
| 持続可能で 未来につなげる | 施策3 健全な財政運営に努めます 施策4 公共施設の適正な維持管理に努めます 施策5 情報通信技術（ICT）を積極的に利活用します 施策6 適切な情報発信を行います 施策7 市民との協働を進めます |

■ 多拠点ネットワーク型都市の構築



(2)一宮市デジタル田園都市構想総合戦略(2024~2027年度(令和6~令和9年度))

「トカイナカ」で子育てにやさしく安心して暮らせるまち

【基本目標と基本的方向】

基本目標 1 「希望」

「若い世代の希望をかなえ、充実した子育て環境と 子どもが健やかに学べるまち」をつくる

- 出会いから結婚・妊娠・出産・子育てまでの支援や、子育て世代の経済的負担軽減により、個々人の希望に応じて、子どもを生み育てる環境を創出する。
- 安心して子どもを預けられる環境整備や、仕事と家庭の両立への支援を行い、働きながら子育てしやすいまちを創出する。
- 一宮市独自の創意工夫をした教育内容により、次世代を担う子どもが健やかに育ち学べる環境を創出する。

基本目標 2 「調和」

「都会の利便性と田舎ののどかさが織りなす、 暮らしたくなるまち」をつくる

- 名古屋から10分の利便性と、木曽川の自然環境という田舎ののどかさを併せもつ「トカイナカ」の魅力を活かし、移住・定住したくなるまちを創出する。
- 効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、市民の健康に対する関心と意欲を高め、誰もが健康に暮らすことのできる環境を創出する。
- 中心市街地の活性化により、にぎわいのある魅力あるまちを創出する。

基本目標 3 「魅力」

「一宮らしさをアピールし、ひとが集まる魅力あるまち」をつくる

- 観光イベントに磨きをかけ、訪れたいまちを創出する。
- モーニングサービスをはじめとした一宮市独自の文化や特産物等を情報発信することにより、人を惹きつけるまちを創出する。
- 継続的な一宮のファンになってもらえるような工夫を凝らし、関係人口をより獲得できるまちを創出する。
- 歴史、文化などの地域資源を最大限に活かすとともに、注目の集まるスポーツイベントを誘致・開催するなど、魅力のあふれるまちを創出する。

基本目標 4 「活力」

「企業誘致や既存産業の活性化により新たなしごとを創り、 働く力を育むまち」をつくる

- 企業誘致を推進し、多様な産業のあるまちを創出する。
- 尾州テキスタイル産業をはじめとする市内産業の活性化を図るため、将来の担い手の人材の発掘・育成を行うとともに、付加価値を高め、稼げる産業を創出する。
- 地域経済を支える中小企業の持続的な発展と新たに創業する事務所への支援を行うとともに、農業分野では、6次産業化、地産地消、地域ブランド化を推進するなど、既存産業の育成・支援を行い、安定した雇用を創出する。

基本目標 5 「安心」

「安心して快適に暮らせるまち」をつくる

- 行政と地域・民間が協働し、防災・防犯体制の構築や、交通安全対策の充実・強化を進め、安全で安心な暮らしができるまちを創出する。
- デジタル技術を積極的に取り入れることにより市民サービスを向上させるとともに、市内における脱炭素化の取組や緑化を促進することで、緑豊かで快適に暮らせるまちを創出する。
- 公共交通の環境整備とともに、多様な主体との連携や新たなモビリティサービスの調査・研究を行い、生活に必要な施設にアクセスしやすいまちを創出する。

(3)尾張都市計画区域マスタープラン(2018~2030年(平成30~令和12年))

【都市づくりの基本理念】

広域からヒトやモノが集まるとともに、
歩いて暮らせる身近な生活圏が形成された都市づくり

【都市づくりの目標】

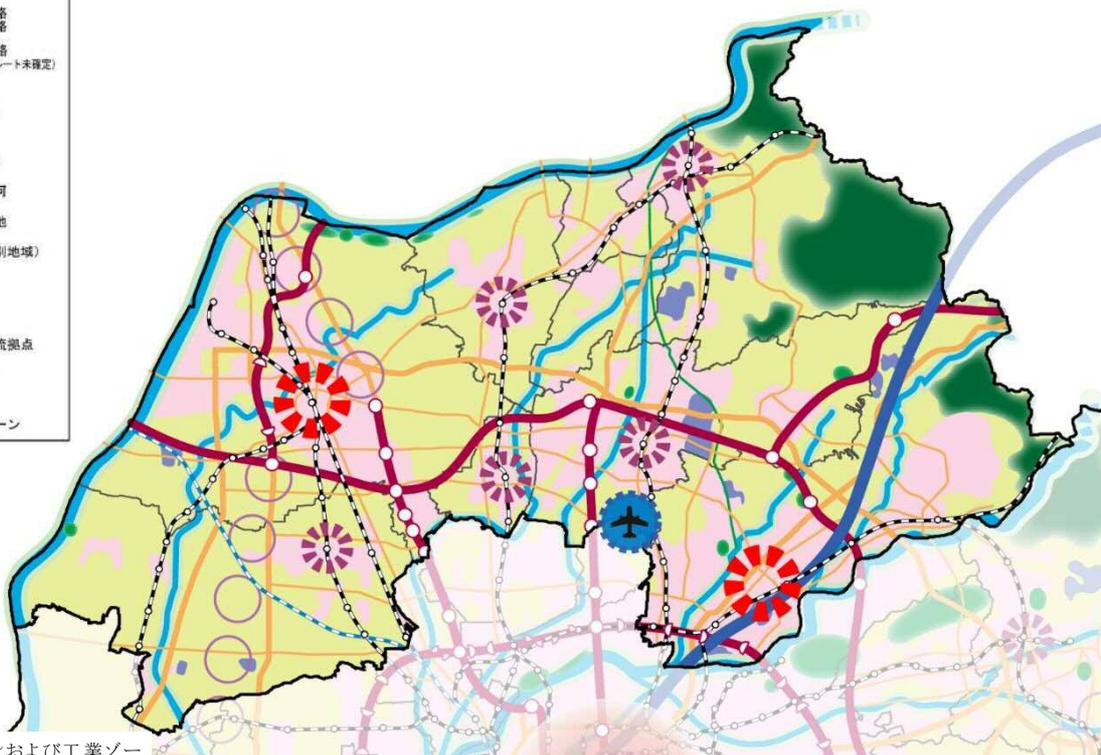
| | |
|---|---|
| <p>①暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた主な目標</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・無秩序な市街地の拡大を抑制し、一宮駅およびJR春日井駅などの主要な鉄道駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住を誘導し、活力あるまちなかの形成を目指します。 ・都市機能が集積した拠点およびその周辺や公共交通沿線の市街地には多様な世代の居住を誘導し、地域のコミュニティが維持された市街地の形成を目指します。また子育てしやすい環境などに配慮した若者世代が暮らしやすい市街地の形成を目指します。 ・各拠点へアクセスできる公共交通網を充実させ、利便性が確保された集約型都市が公共交通などの交通軸で結ばれた多核連携型のネットワークの形成を目指します。 ・今後も人口や世帯数の増加が見込まれる地域では、必要に応じて鉄道駅や市街化区域の周辺など、既存ストックの活用が可能な地区を中心に新たな住宅地の形成を目指します。 ・郊外の人口密度が低い集落地などでは、生活利便性や地域のコミュニティを維持していくため、日常生活に必要な機能の立地や地域住民の交流・地域活動などを促進する場の形成を目指します。 ・市街化調整区域に広がるDIDを中心とした人口密度の高い集落地などでは、集約型都市構造への転換に向けて、集落周辺部のさらなるスプロール化を抑制しつつ、都市部への居住を誘導するとともに、現在の生活利便性や地域のコミュニティ維持していくため、日常生活に必要な機能の維持を目指します。 |
| <p>②リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に向けた主な目標</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・犬山城をはじめとする歴史・文化資源、国営木曾三川公園をはじめとするスポーツ・レクリエーション資源などの地域資源を活かした地域づくりを進め、様々な対流を促進し、にぎわいの創出を目指します。また、昇龍道プロジェクトなどの中部圏の観光に資する観光地間の周遊性の向上を目指します。 ・歩行者・自転車に配慮した市街地の再整備や歴史・文化資源を活かした魅力ある都市空間・景観づくりを進めるとともに、農業や繊維産業などの地場産業が培ってきた地域の魅力を向上させ、多彩な対流・ふれあいを生み出し、街のにぎわいの再生を目指します。 ・県営名古屋空港や県内外を連携する広域交通体系を最大限活用するとともに、リニア開業による首都圏との時間短縮効果を全県的に波及させるため、県内都市間、都市内における交通基盤の整備を進め、質の高い交通環境の形成を目指します。 ・広域幹線道路の整備を促進するなど、世界とつながる玄関口となる中部国際空港や名古屋港などのアクセス性の向上を目指します。 ・道路の交通を著しく阻害している踏切において、沿線のまちづくりと連携した道路と鉄道の立体交差化を進めるなど、道路と鉄道の機能強化を目指します。 |
| <p>③力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向けた主な目標</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・工作機械産業などの既存産業の高度化や航空宇宙産業などの次世代産業の創出、新たな産業立地の推進を図るため、既存工業地周辺や広域交通の利便性が高い地域、物流の効率化が図られる地域に新たな産業用地の確保を目指します。 ・経済活動の効率性の向上や生産力の拡大を図るため、広域幹線道路網の充実や空港、港湾、高速道路インターチェンジ、産業集積地などへのアクセス道路の整備を推進します。 ・無秩序な市街地の拡大や都市機能の立地を抑制するなど適正な土地利用の規制・誘導により農業を支える基盤である優良農地の保全を目指します。 ・農地を守るために必要となる農村集落については、日常生活に必要な機能や生活基盤を確保し、居住環境や地域のコミュニティの維持を目指します。 |

④大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に向けた目標

- ・木曾川周辺などの洪水・内水による浸水、東部の土砂災害が想定されるなどの災害危険性が高い地区では、災害リスクや警戒避難体制の状況、災害を防止・軽減する施設の整備状況または整備見込などを総合的に勘案しながら、土地利用の適正な規制と誘導を図り、安全安心な暮らしの確保を目指します。
- ・道路、橋梁、河川などの都市基盤施設の整備や耐震化を推進するとともに、公共施設や避難路沿道の建築物などの耐震化を促進し、市街地の災害の防止または軽減を目指します。
- ・被災時の救急活動や物資輸送を支える緊急輸送道路を整備するとともに、避難場所や防災活動の拠点となる公園の適正な配置を促進し、災害に強い都市構造の構築を目指します。
- ・市街化の進展が著しく、特定都市河川流域に指定された新川流域では、雨水を貯留・浸透させる施設の設置などの流出抑制を促進します。
- ・地域住民との協働による事前復興まちづくりの取組など速やかな復興への備えを推進します。
- ・都市計画道路の整備や交通安全対策を推進し、また生活関連施設を結ぶ経路を中心に歩行経路のバリアフリー化や自転車利用空間のネットワーク化を進め、安全安心に移動できる都市空間の形成を目指します。

⑤自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に向けた目標

- ・中央部や南西部の農地、東部の樹林地などの緑地では、無秩序な開発を抑制するなど、適正な土地利用の規制・誘導を図り、豊かな自然環境を保全します。
- ・市街地では防災空間や潤いとやすらぎを与えるオープンスペースを確保し、都市農業の振興や良好な都市環境の形成を図るため、地域特性に応じて農地などの緑地の保全や民有地の緑化を推進します。
- ・新たな市街地の開発にあたっては、公共施設における質の高い緑地の確保、民有地の緑化の推進、ため池や河川による水辺・緑のつながりの確保などにより、生態系ネットワークの形成に配慮し、豊かな生物多様性を育む都市づくりを目指します。
- ・公共交通の利用促進により自動車に過度に頼らない集約型都市構造への転換、建築物の低炭素化、緑地の保全や緑化の推進を実施し、都市部における低炭素化を目指します。
- ・木曾川、庄内川、五条川、内津川、日光川などの河川や木曾川周辺の大規模な公園、緑地などを活用した自然的環境インフラネットワークの形成を目指します。



注)市街地ゾーンおよび工業ゾーンはH31年の概ねの市街化区域を表示しています。

(4)一宮市都市計画マスタープラン(2020~2030年(令和2~令和12年))

【都市将来像】

都会の利便性と田舎の豊かさが織りなす、だれもが住みよいまち
～多拠点ネットワーク型都市の構築～

【都市づくりの目標】

■目標1「持続可能で安心・安全な都市構造の構築」

- ・人口の集約による持続可能な都市
- ・公共交通や自転車・歩行者が利用しやすく、環境負荷の少ない都市
- ・災害や事故に対する安全性が高い都市



■目標2「都市機能の集積による拠点の強化」

- ・尾張地方の中核都市として、高密度な中心市街地が形成された都市
- ・生活圏に応じ、機能分担した拠点が形成・連携された都市
- ・広域交通体系を活かした産業拠点が構築された都市



■目標3「誰もが豊かに暮らし続けることができる生活環境の確保」

- ・多様な生活ニーズに対応し、利便性の高い都市
- ・身近な自然を守り、これを活用する都市
- ・地域コミュニティが守られる都市



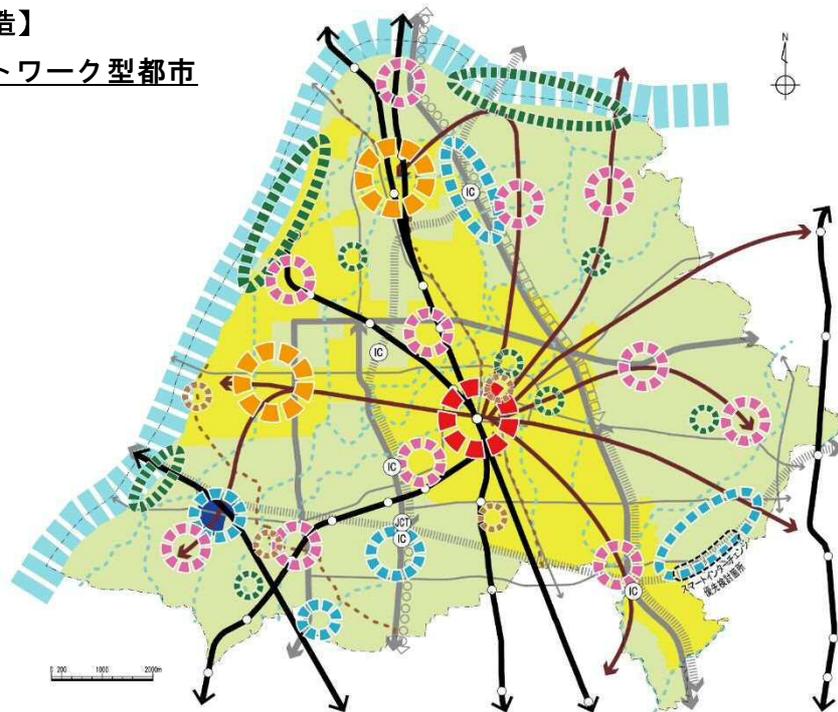
■目標4「愛着と誇りの持てる地域文化の形成と継承」

- ・地域の歴史や文化が継承される都市
- ・新たな交流が生まれ、更なる愛着と誇りが持てる都市
- ・多様なまちづくりの担い手が活動する都市



【将来都市構造】

多拠点ネットワーク型都市



| <ゾーン> | <拠点> | <ネットワーク> |
|-----------|----------------------|------------------------------|
| 都市居住ゾーン | 都市拠点 | 広域幹線道路 (計画路線区間) (計画路線) |
| 田園環境共生ゾーン | 副次的都市拠点 | 幹線道路 |
| 工業集積ゾーン | 地域生活拠点 | 公共交通 |
| | 産業拠点 | 鉄道 |
| | レクリエーション拠点(大規模公園緑地等) | 主要バス |
| | 歴史文化拠点 | 水と緑のネットワーク |
| | | 都市と歴史のネットワーク |

(5) 第3次一宮市公共交通計画(2024～2028年度(令和6～令和10年度))

【計画の基本方針】

～「クルマがなくても出かけやすいまち一宮」～

基本方針1「利用者ニーズに対応した質の高い公共交通の実現」

公共交通の利便性を高めるため、地域のきめ細かいニーズに応じた移動手段の確保や、情報技術を活用し、市民や来訪者から選ばれる公共交通の実現を図ります。

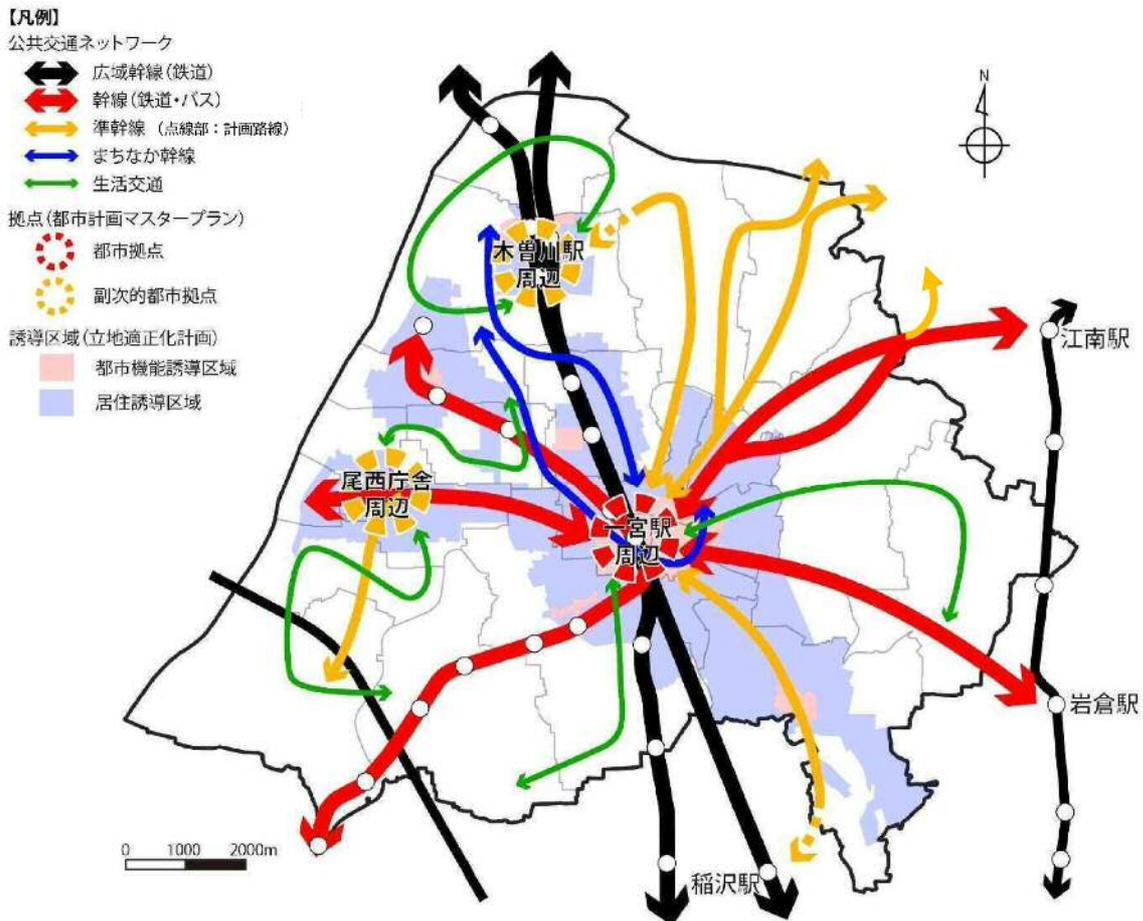
基本方針2「健康で元気な生活を支える公共交通の実現」

目的地への移動として公共交通を利用し、結果的に歩くことになれば、健康の増進につながります。公共交通による一層の外出を促す仕組みを作り、健康意識の高いシニア世代の生活を後押しできるような公共交通を目指します。また、「都会の便利さ」と「田舎ののどかさ」を併せ持つ本市の特長を生かし、一宮駅周辺のまちなかの賑わい（まちなかウォークブル等）と木曾川をはじめとする郊外の豊かな自然をつなぐ公共交通を目指します。

基本方針3「地域の皆さんと作る新しい公共交通の実現」

公共交通は地域の皆さんの移動手段として必要不可欠であり、維持するには、担い手となるバスやタクシー等の交通事業者の存在が欠かせません。新しい公共交通には、利用状況等による一定のルールを作成し、市民をはじめとする利用者や交通事業者、行政等が地域全体で支える仕組みを作ります。

【将来の公共交通ネットワークイメージ図】

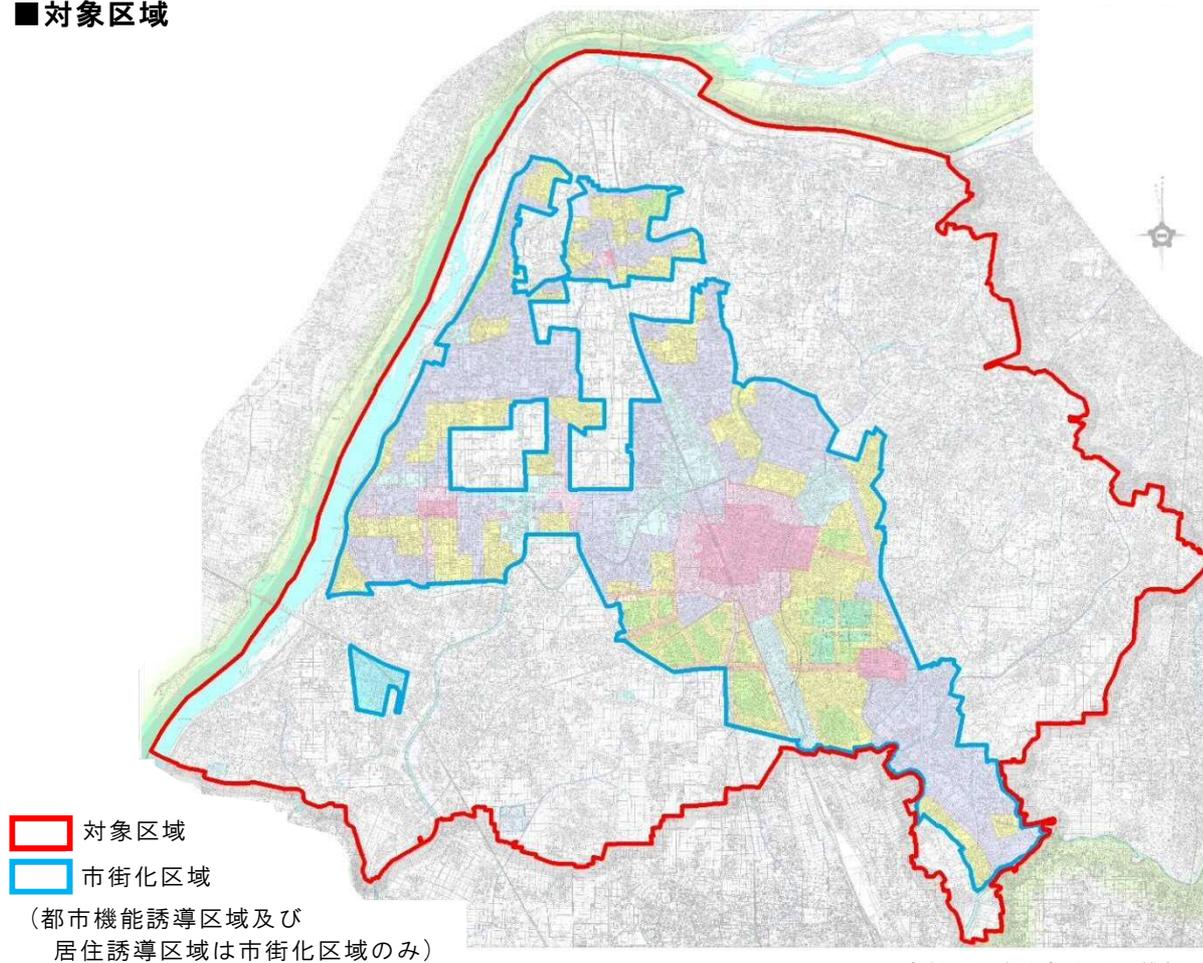


5 計画の対象区域と計画期間

(1) 対象区域

本計画は、法第81条に都市計画区域内の区域について作成することができると規定されていることから、都市計画区域全域(=市域全域)を対象とします。なお、都市機能誘導区域及び居住誘導区域については、市街化区域*内に定めることとされています。

■ 対象区域



(2) 計画期間

立地適正化計画の検討にあたっては、1つの将来像として、概ね20年後の都市の姿を展望することが考えられますが、あわせてその先の将来も考慮することが必要であるとされています。また、概ね5年ごとに評価を行い、必要に応じて立地適正化計画や関連する都市計画の見直しなどを行うことが望ましく、動的な計画として運用すべきともされています。

そこで、本計画については、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、「一宮市都市計画マスタープラン」との整合をとり、**2019年(令和元年)～2040年(令和22年)**を計画期間とします。なお、概ね5年ごとに計画の効果検証を行うとともに、今後の社会情勢の変化や各種計画の変更などにも対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

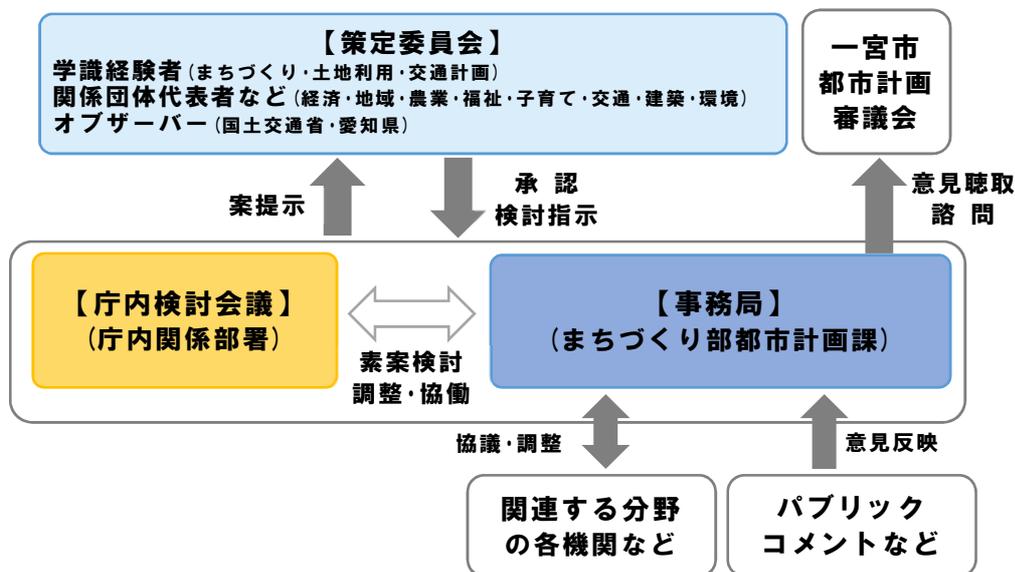
6 計画策定の流れ

(1) 検討体制

本計画は、「第7次一宮市総合計画」で示された土地利用の方針(まちづくりのイメージ)及び「一宮市都市計画マスタープラン」で示された将来都市構造^{*}に基づき、計画策定を行うことから、都市計画マスタープランとあわせ、庁内関係各課から構成される「庁内検討会議」及び有識者などで構成される「策定委員会」にて検討を進め、説明会及びパブリックコメント^{*}により、市民意見の収集・反映を行います。

また、「一宮市都市計画審議会」に意見聴取・諮問を行います。

■ 検討体制



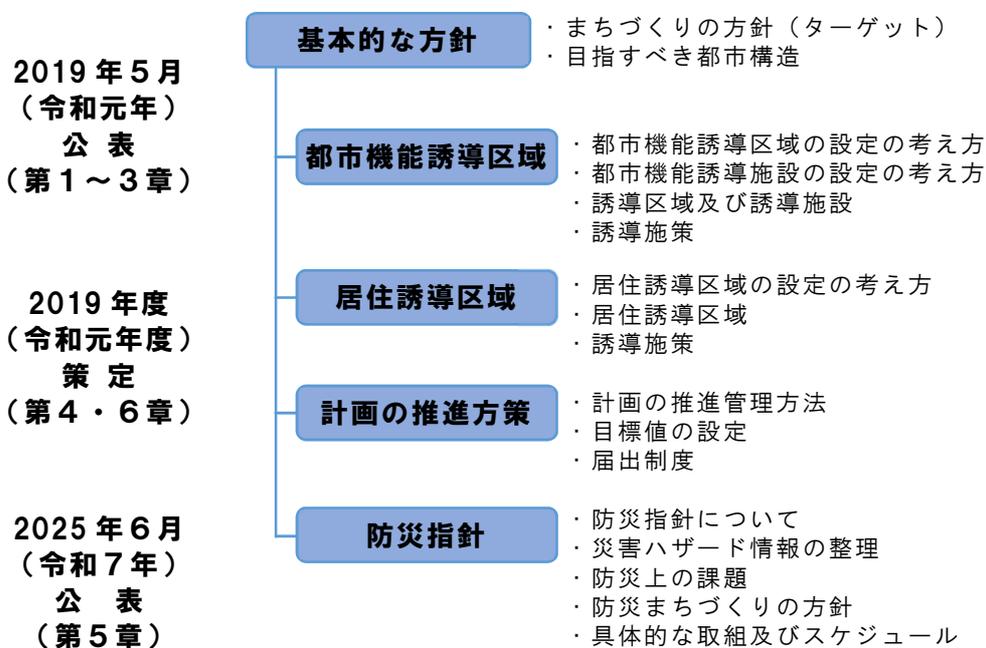
(2) 計画策定の経緯

立地適正化計画では、都市機能を誘導する【都市機能誘導区域】や、一定のエリアにおいて人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティの維持を図るために居住を誘導する【居住誘導区域】を定める必要があり、本市では、2019年（令和元年）5月に都市機能の誘導に係る立地適正化計画の策定を行い、2020年（令和2年）8月に居住誘導区域を定め、都市再生特別措置法に基づく届出制度の運用を開始しました。

また、2025年度（令和7年）6月に計画の効果検証の実施とあわせ、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための【防災指針】を策定しました。

本計画書は、立地適正化計画に定める都市機能、居住誘導及び防災に係る項目を1つの図書として取りまとめたものです。

■立地適正化計画の主な構成



序論
立地適正化計画について

第1章
都市構造上の課題に対する
分析・整理

第2章
立地適正化計画に関する
基本的な方針

第3章
都市機能誘導区域について

第4章
居住誘導区域について

第5章
防災指針

第6章
計画の評価

資料編

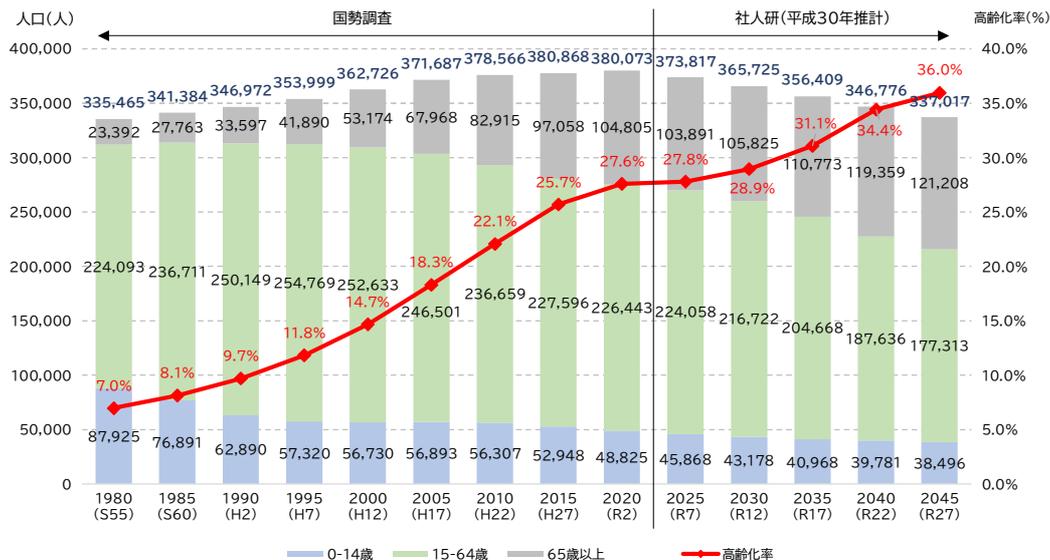
第1章 都市構造上の課題に対する分析・整理

1 都市構造の把握

(1)人口

○国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の総人口は減少傾向にあり、年少人口*及び生産年齢人口*は減少し、高齢化率*は大きく上昇します。

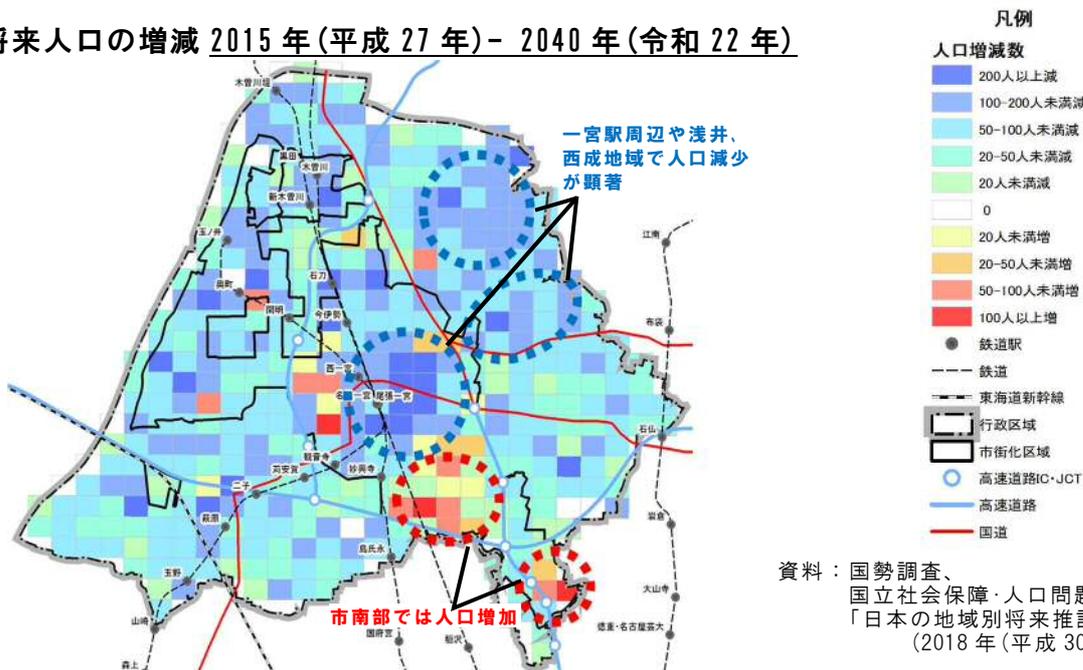
■人口推移と将来人口推計



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018年(平成30年)推計)」
注)国勢調査の総人口は年齢不詳を含む(高齢化率は年齢不詳を除いた人口に対する割合を示す)

○2015年(平成27年)から2040年(令和22年)の人口増減をみると、ほとんどの地域で人口減少が予測されます。特に一宮駅周辺や市街化調整区域*や人口集中地区(DID)が形成されている浅井地域・西成地域で顕著です。その一方で、市南部の一部地域では人口増加が予測されます。

■将来人口の増減 2015年(平成27年)-2040年(令和22年)



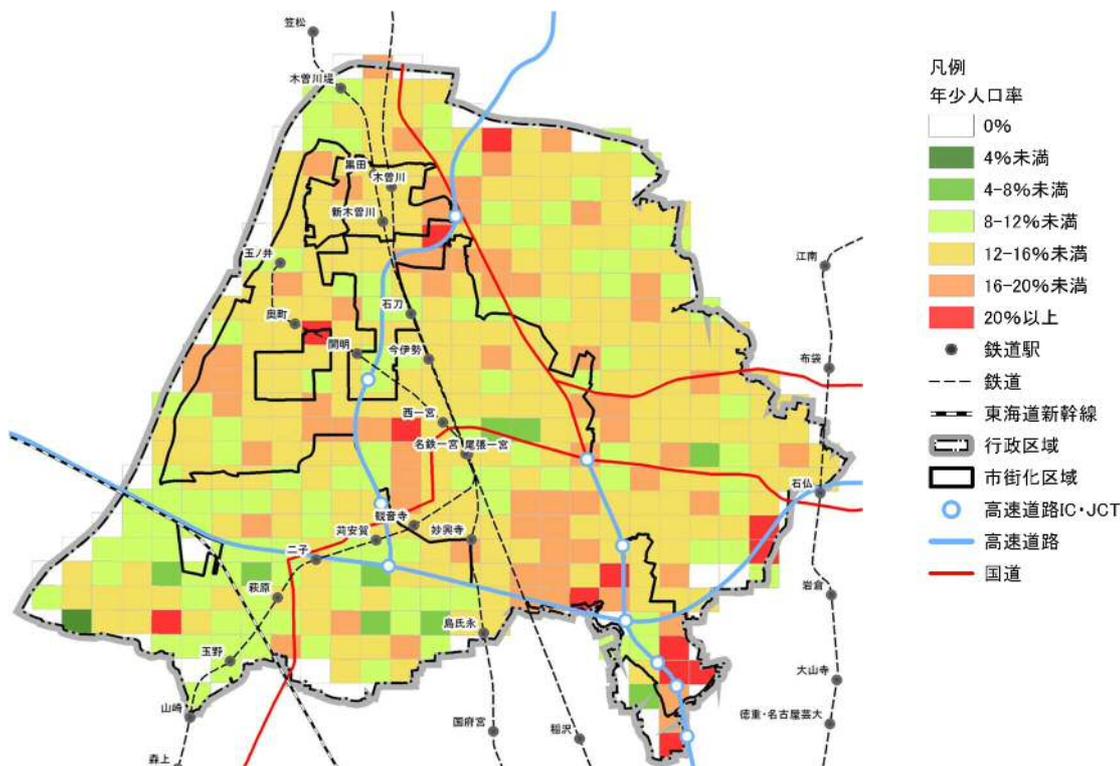
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018年(平成30年)推計)」

序論
第1章 都市構造上の課題に対する分析・整理
第2章 立地適正化計画に関する基本的な方針
第3章 都市機能誘導区域について
第4章 居住誘導区域について
第5章 防災指針
第6章 計画の評価
資料編

○年少人口率は、2015年(平成27年)においては、市街化区域で16%以上の地域もみられます。2040年(令和22年)においては、市内全域で12%以下の地域が大半を占め、特に市街化区域における減少が顕著になると予測されます。

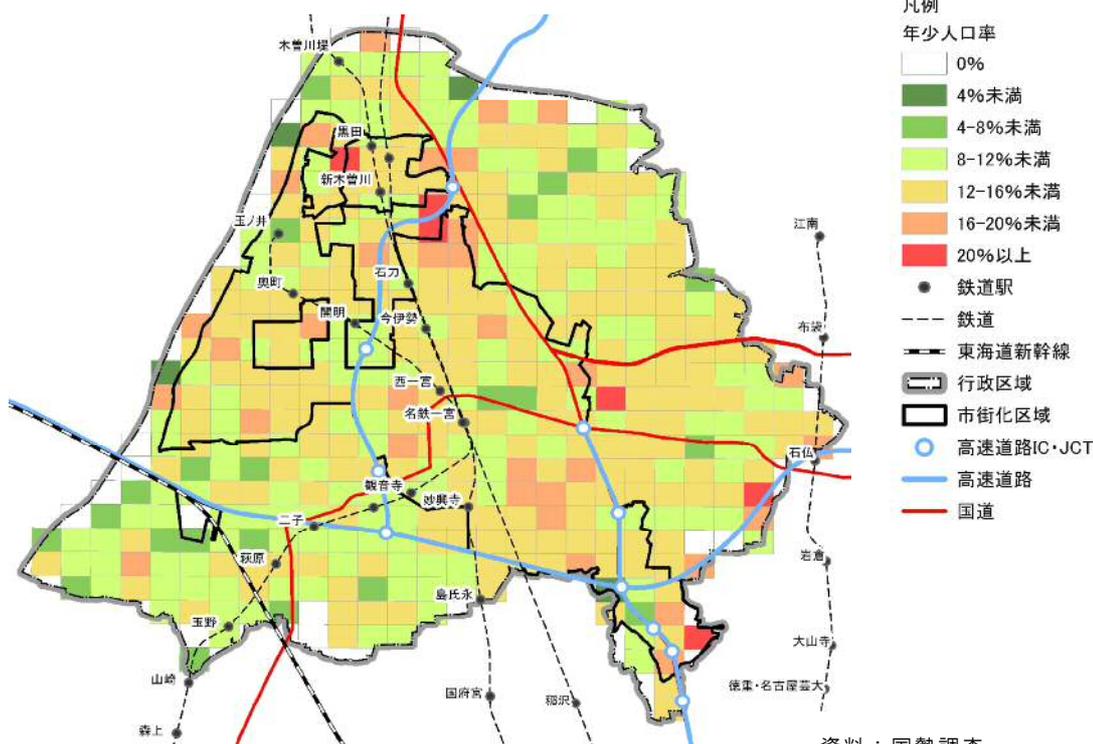
■年少人口率

2015年(平成27年)



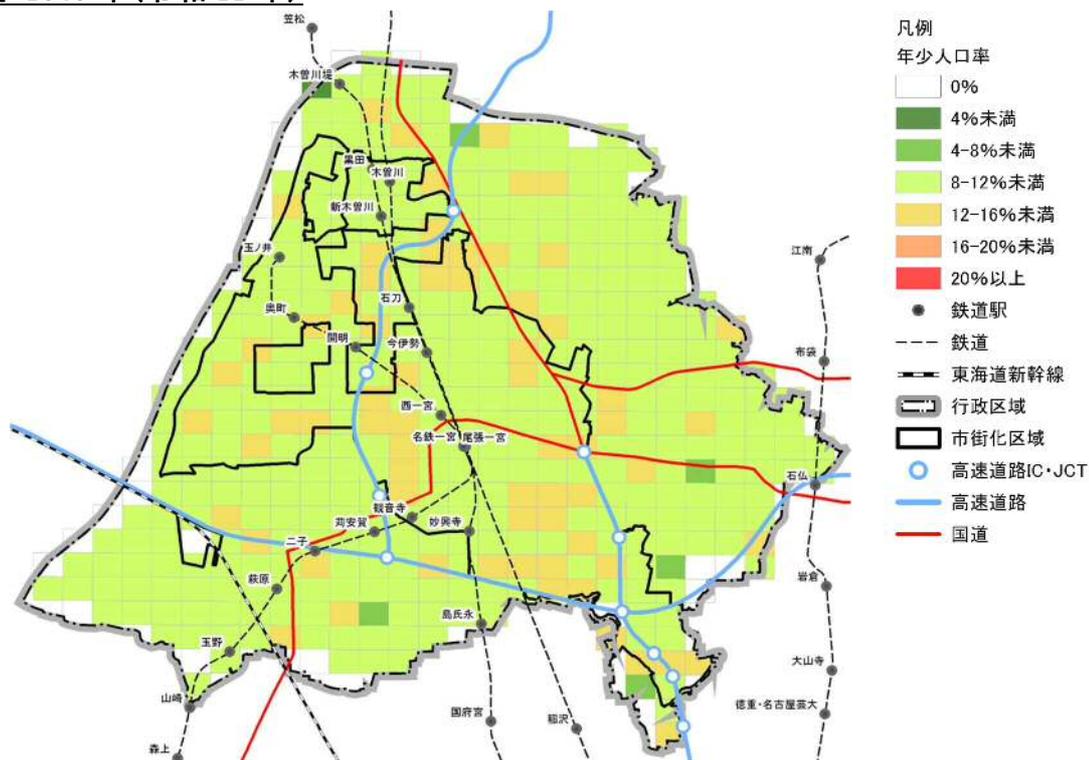
資料：国勢調査

2020年(令和2年)



資料：国勢調査

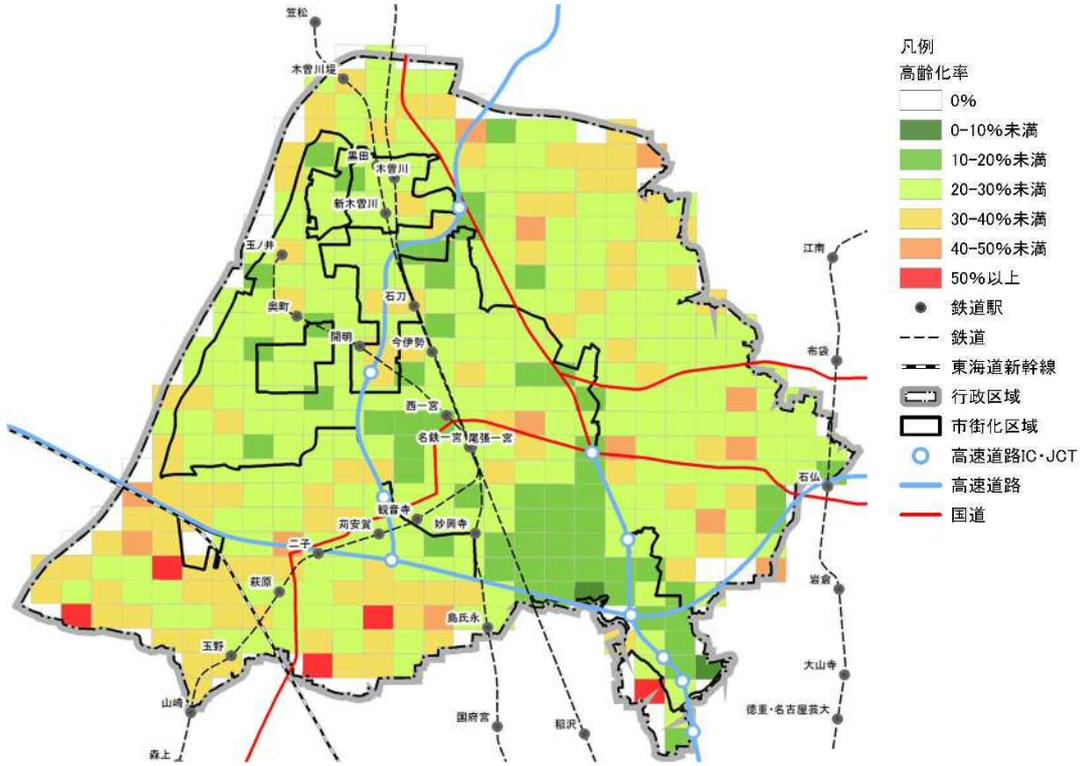
【将来】2040年(令和22年)



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018年(平成30年)推計)」

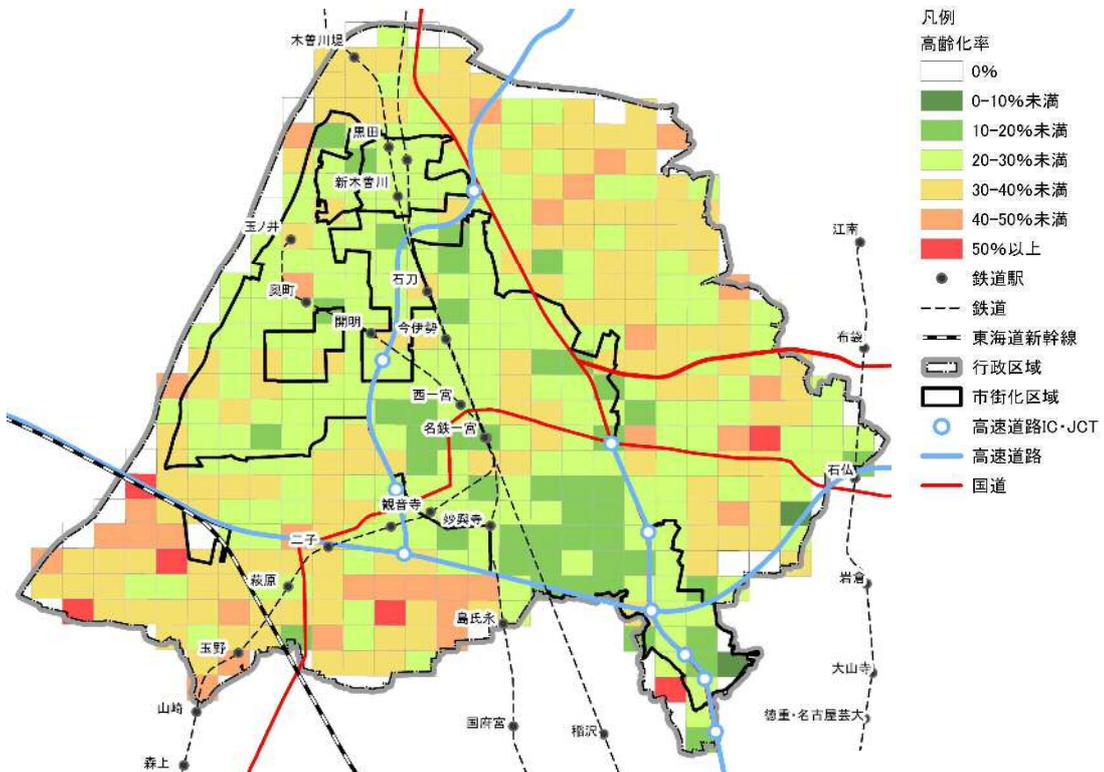
○2040年(令和22年)の高齢化率は、30%以上の地域が大半を占め、特に一宮駅周辺は40%以上50%未満と市街化区域の中でも高くなると予測されます。

■高齢化率 2015年(平成27年)



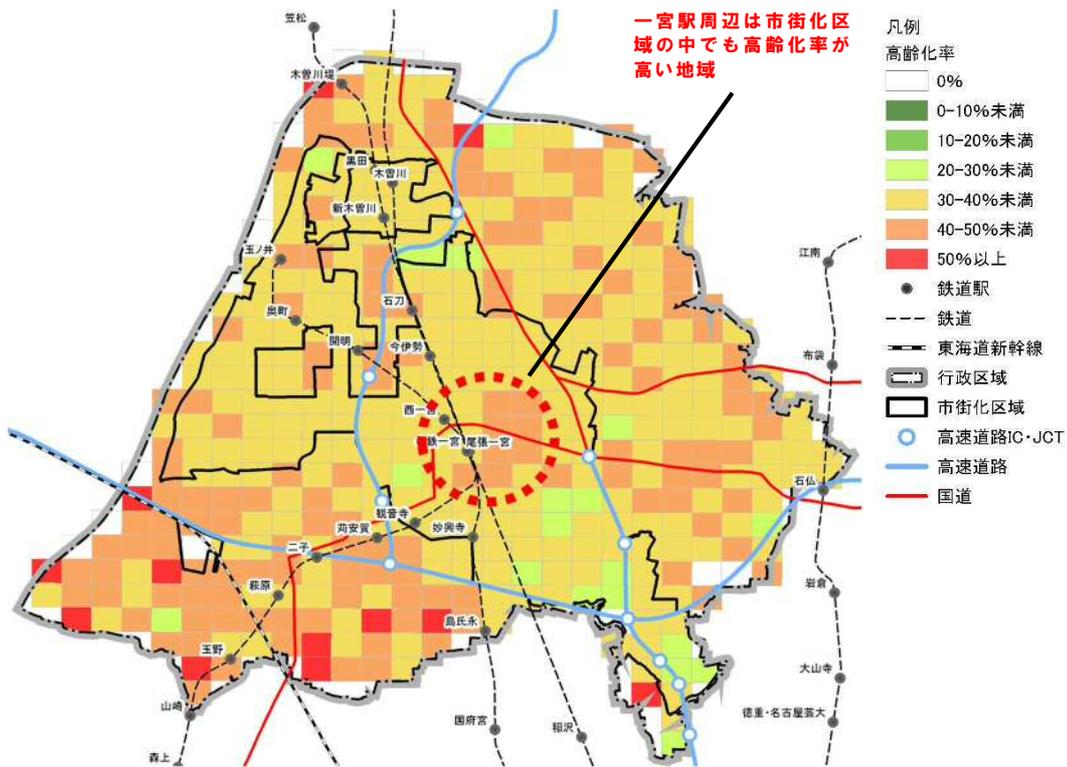
資料：国勢調査

2020年(令和2年)



資料：国勢調査

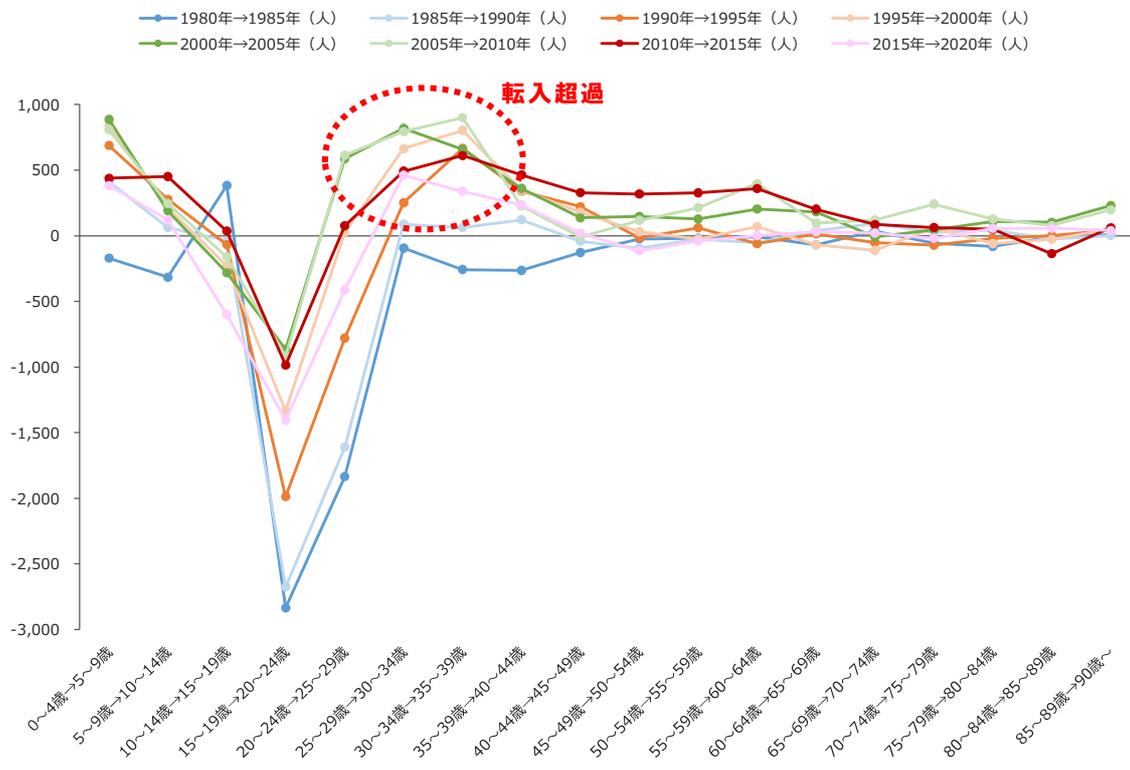
【将来】2040年(令和22年)



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018年(平成30年)推計)」

○本市の人口移動の特徴として、15～19歳の若者が20～24歳になる時期、すなわち進学や就職に伴うとみられる転出が多い一方で、20代や30代の子育て世代は転入超過となっています。

■年齢階層別純移動数の時系列分析

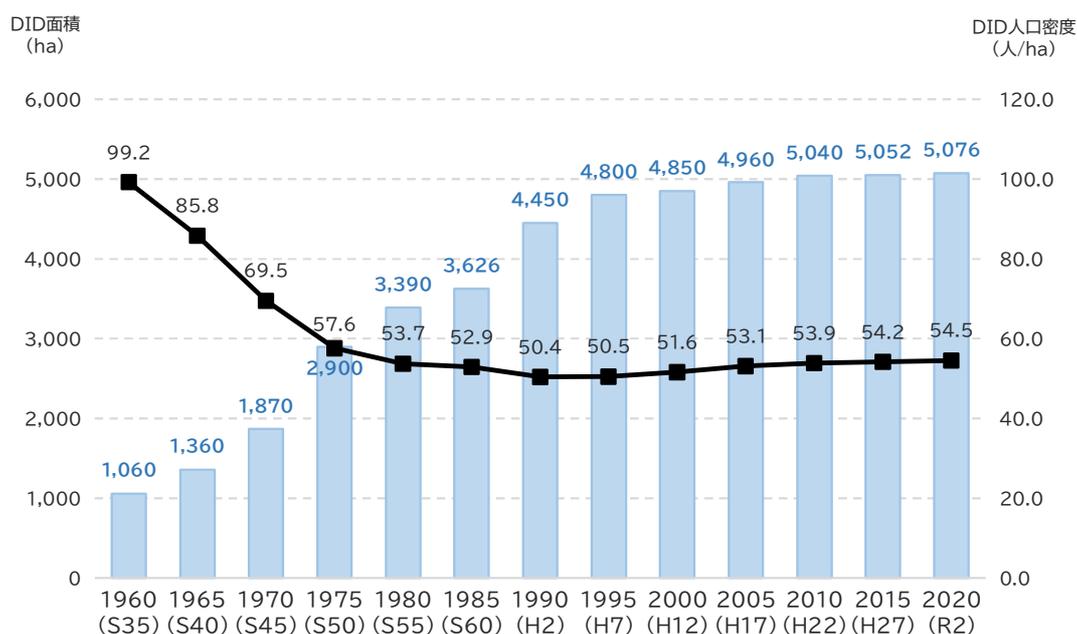


資料：国勢調査

(2) 土地利用

- 本市の人口集中地区(DID)は、概ね旧3市町(一宮市・尾西市・木曾川町)の中心部(各市町の役場周辺)に形成されています。
- 1960～1970年代(昭和35～45年代)の人口集中地区(DID)は、概ね現在の市街化区域に相当していますが、1975～1985年代(昭和50～60年代)になると、市街化区域内については、一宮駅南側・西側で土地区画整理事業*の進捗により、人口集中地区(DID)が徐々に拡張し、もともと散居集落*であった浅井・西成地域といった市街化調整区域においても人口集中地区(DID)が形成されました。
- 1989年(平成元年)以降は、森本地区や三ツ井地区、多加木地区などにおいて土地区画整理事業が進められ、2015年(平成27年)時点では、丹陽町地域を除く市街化区域のほぼ全域が人口集中地区(DID)となりました。
- 人口密度は、1990年(平成2年)には約50.4人/haまで低下しましたが、その後は微増傾向となり、2020年(令和2年)現在、約54.5人/haと人口集中地区(DID)の基準である40人/haを上回る水準となっています。

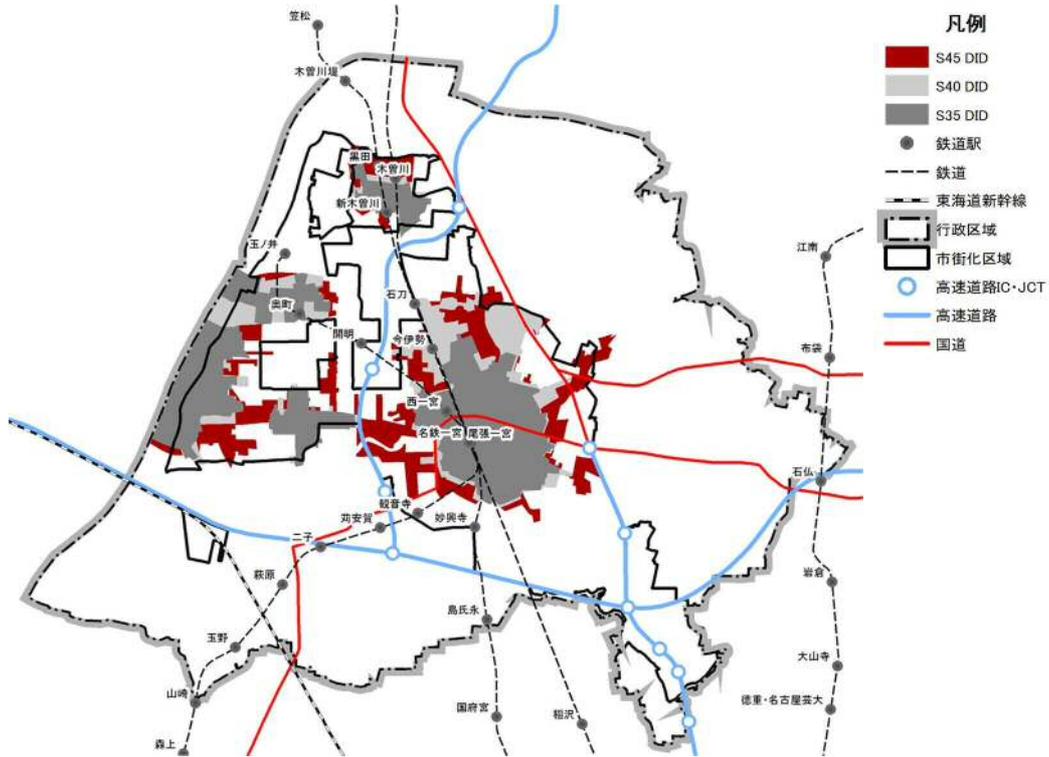
■人口集中地区(DID)面積と人口密度



資料：国勢調査

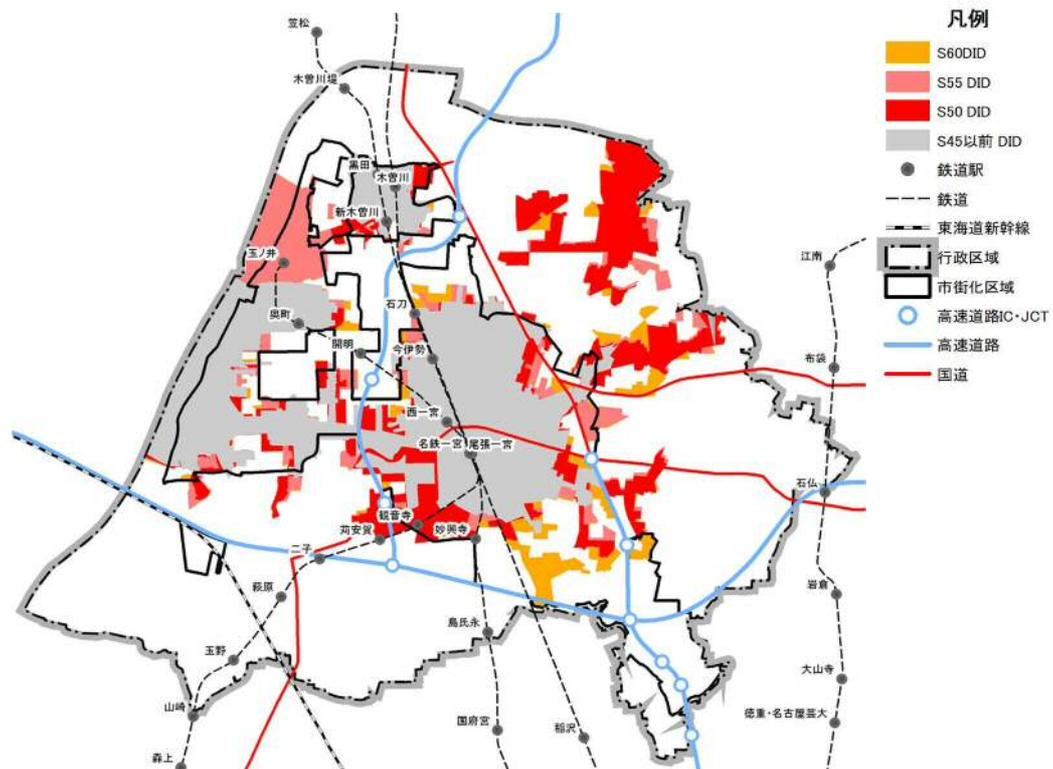
■人口集中地区(DID)の変遷

1960～1970年(昭和35～45年)



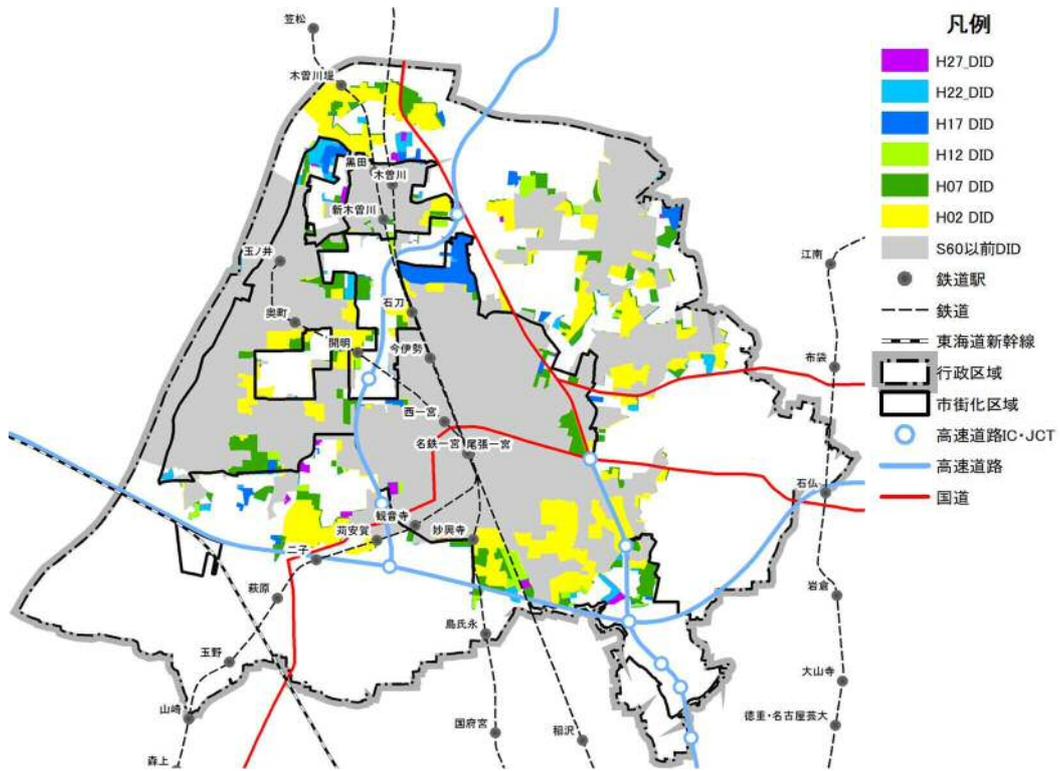
資料：国土数値情報、都市計画基礎調査

1975～1985年(昭和50～60年)



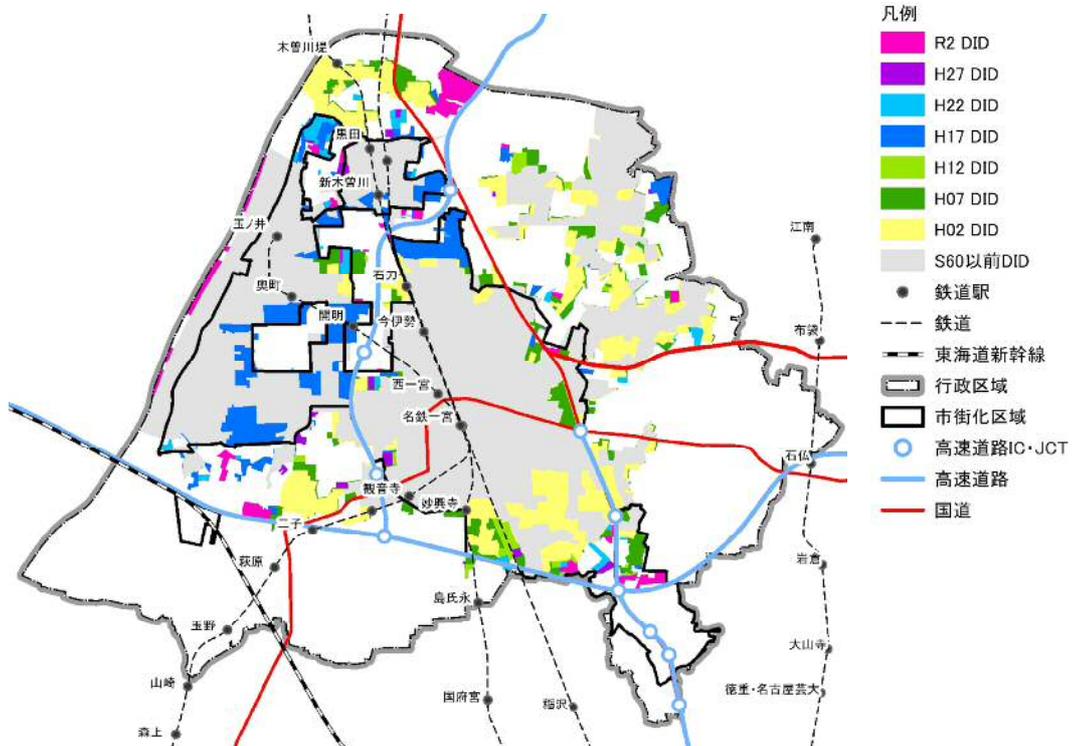
資料：国土数値情報、都市計画基礎調査

1990～2015年（平成2～27年）



資料：国土数値情報、都市計画基礎調査

2020年（令和2年）

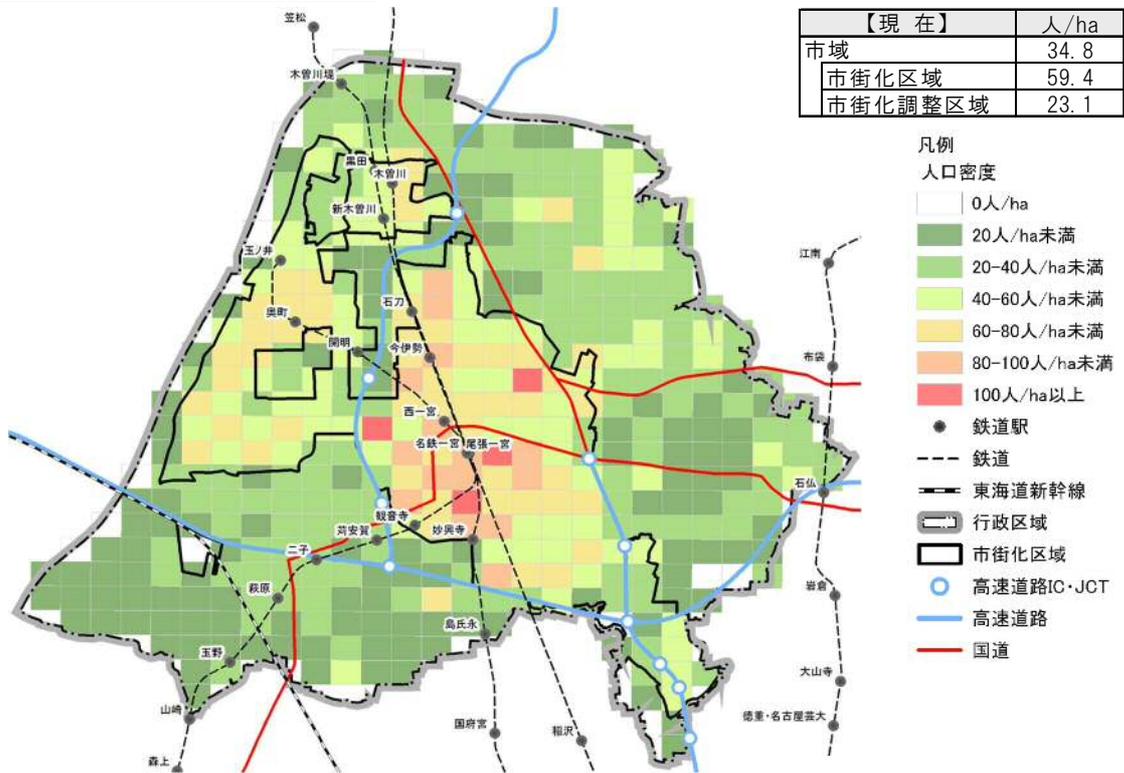


資料：国土数値情報、都市計画基礎調査

○今後は総人口の減少が見込まれているため、市街化区域・市街化調整区域に関わらず、多くの地区で人口密度の低下が予測されます。

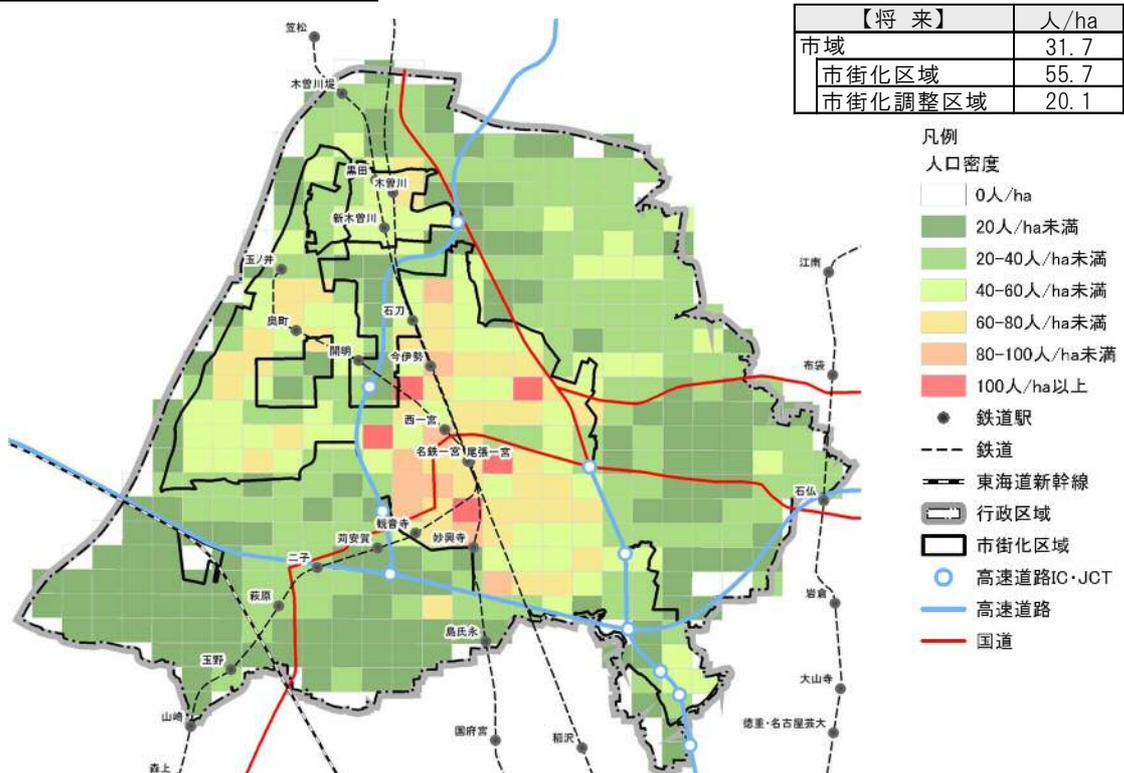
■人口密度の将来推計

【現在】2015年(平成27年)



資料：国勢調査

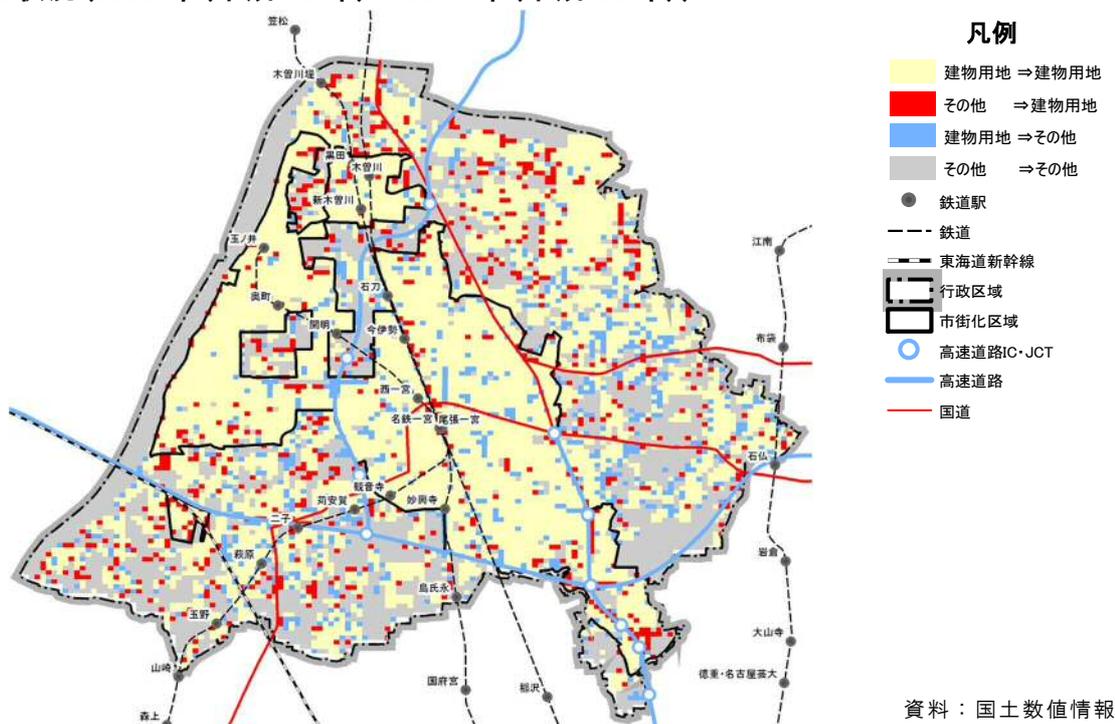
【将来】2040年(令和22年)



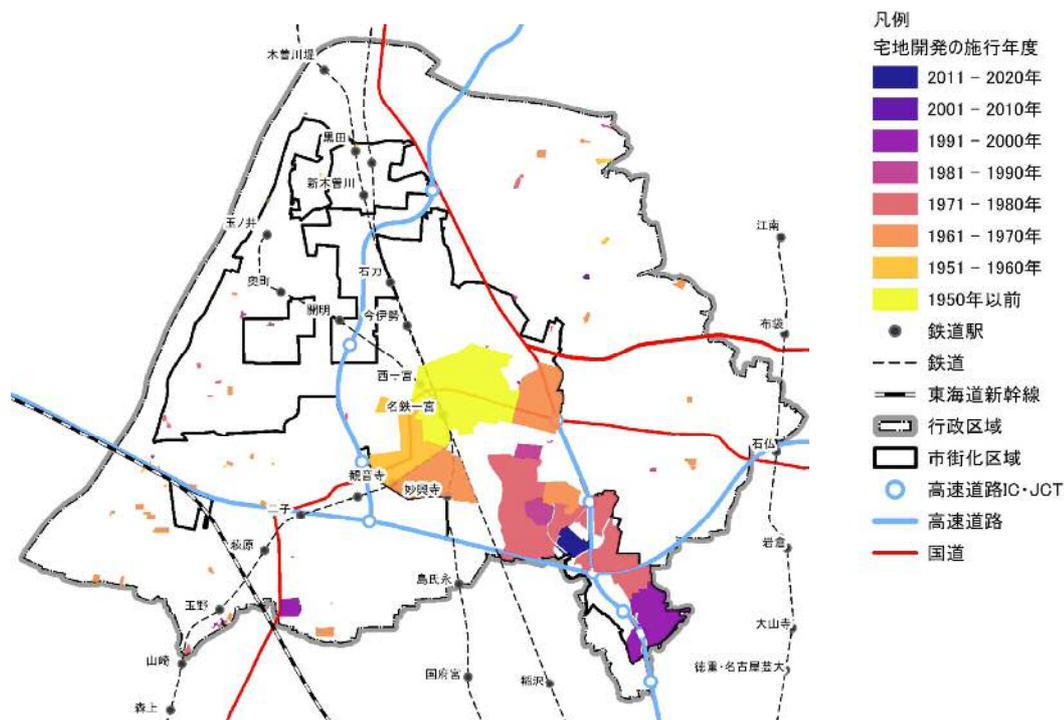
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018年(平成30年)推計)」

○2006年(平成18年)から2014年(平成26年)の土地利用の変化では、特に市街化調整区域において宅地化が進行しています。また、面的に整備された宅地開発は市中心部及び市南部で多い状況です。一方で、市全域で1,776件の空き家が確認されており(2016年(平成28年)時点)、都市の内部において、空き家、空き地などの低未利用地[※]が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダム性をもって、相当程度の分量で発生する現象、いわゆる「都市のスポンジ化」の進行が懸念されます。

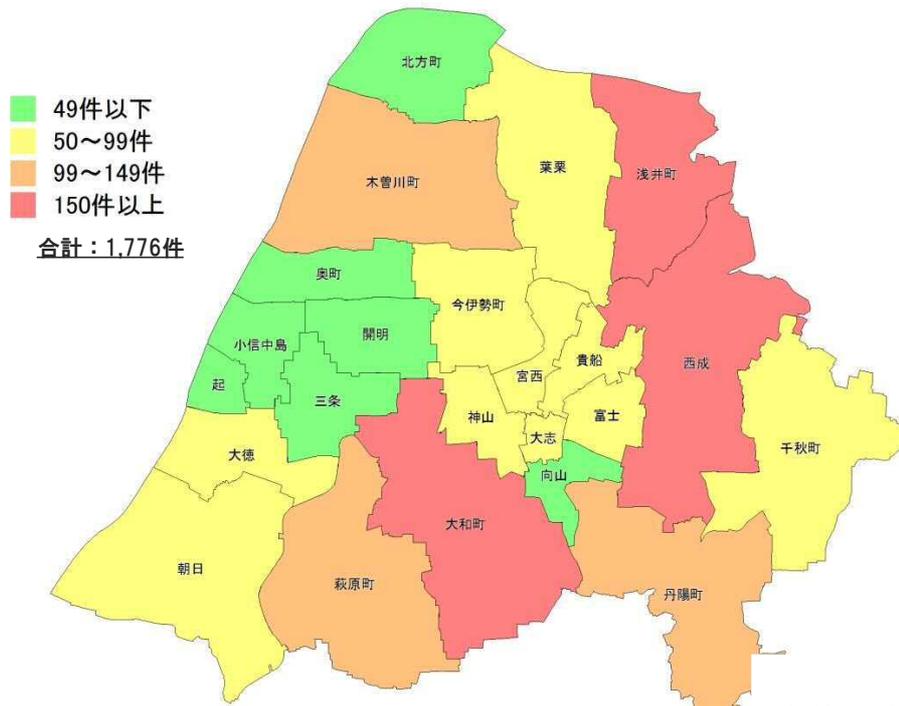
■宅地化の状況(2006年(平成18年)⇒2014年(平成26年))



■宅地開発の状況(2020年(令和2年))



■連区別の空家総数(2016年(平成28年))



資料：一宮市空家等対策計画

(3) 公共交通

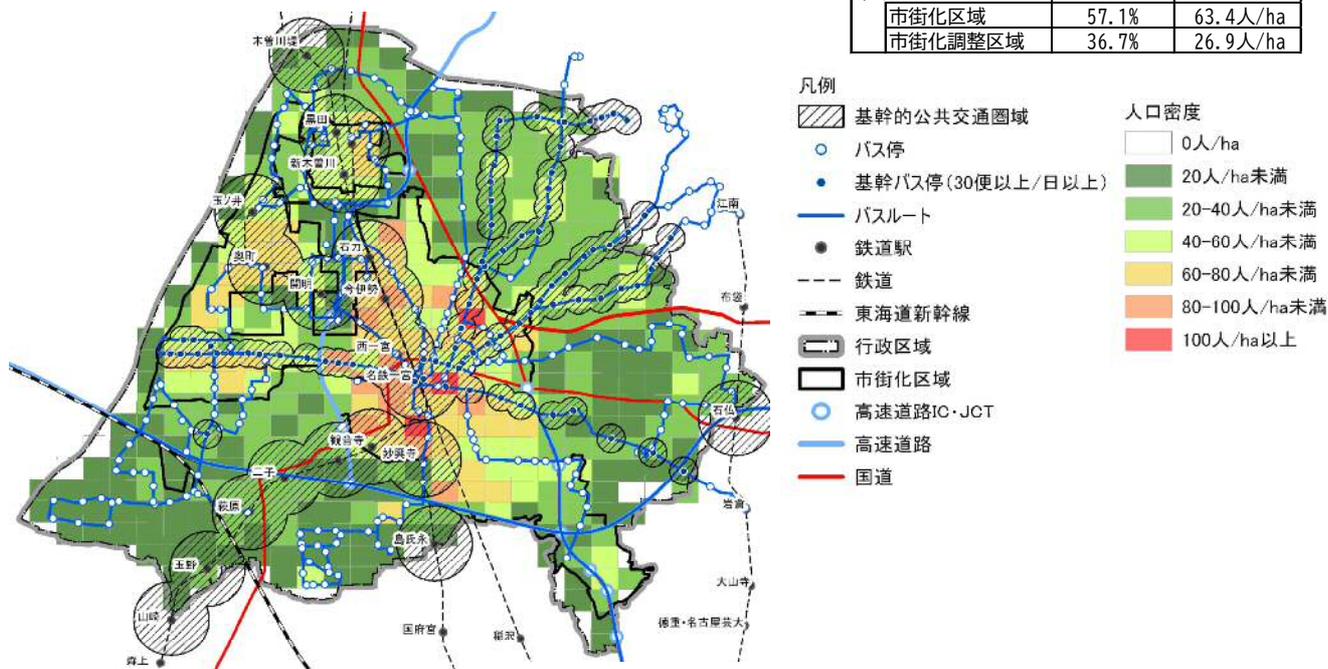
○基幹的公共交通*の現在の人口カバー率*は 48.0%ですが、将来的にはほとんどの地域で人口減少が予測され、基幹的公共交通の存続が困難になるおそれがあります。

○今後も人口増加が見込まれる市南部では、公共交通への需要の高まりが予想されます。

■基幹的公共交通の人口カバー率

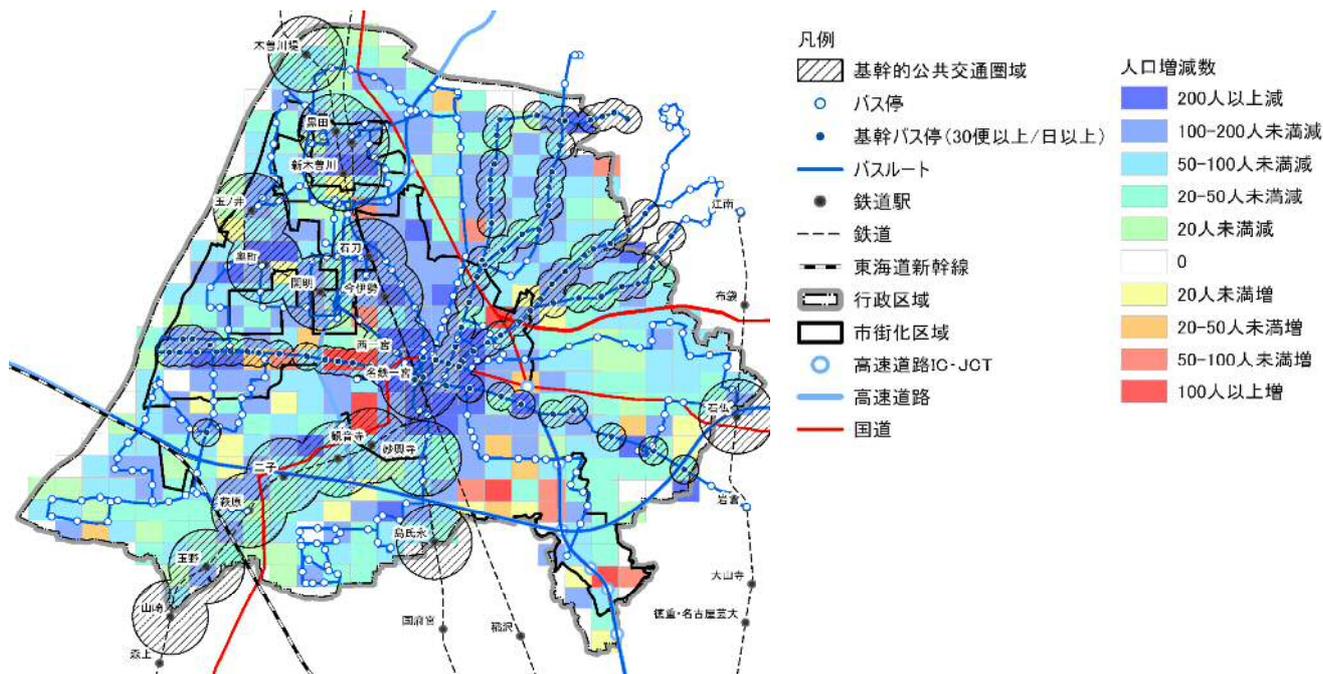
【現在】2020年（令和2年）

| | 人口カバー率 | 人口密度 |
|---------|--------|----------|
| 市域 | 48.0% | 43.3人/ha |
| 市街化区域 | 57.1% | 63.4人/ha |
| 市街化調整区域 | 36.7% | 26.9人/ha |



資料：国勢調査、一宮市公共交通マップ（2023年（令和5年）4月）

■将来的な人口増減 2020年（令和2年）⇒2040年（令和22年）と現在の基幹的公共交通の人口カバー率

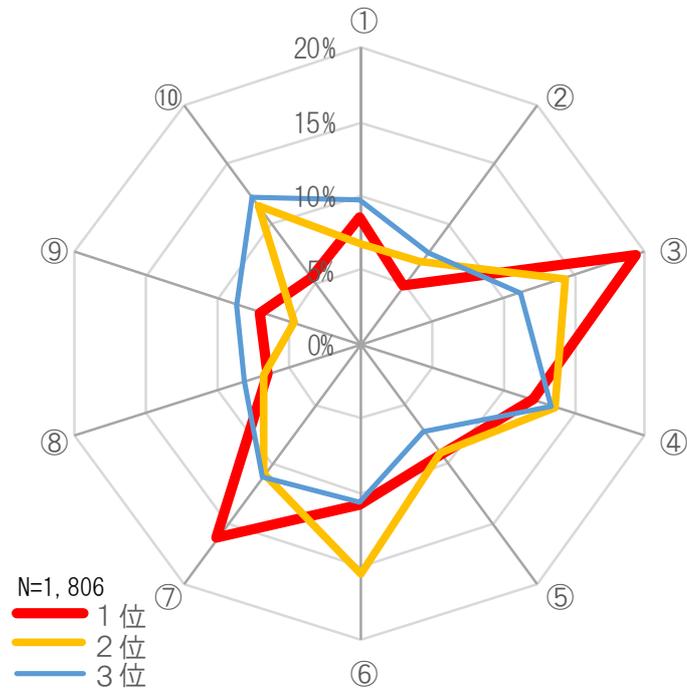


資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年（平成30年）推計）」、一宮市公共交通マップ（2023年（令和5年）4月）

○市民は将来の「公共交通のサービス低下」を最も不安視しています。

■将来のまちに対する不安

「③公共交通のサービス低下」「⑦介護施設不足やサービス低下」
の不安1位が突出



注：①～⑩で将来の地域(連区)での不安を1～3位までを選択(各順位1つ)

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ① まちなかの賑わいの低下 | ⑥ 買物サービスの低下 |
| ② 雇用機会の縮小 | ⑦ 介護施設不足やサービス低下 |
| ③ 公共交通のサービス低下 | ⑧ 子育て支援サービスの低下 |
| ④ 空家・空地増加による居住環境悪化 | ⑨ 農地減少・宅地化による身近な自然減少 |
| ⑤ 地域コミュニティの低下 | ⑩ 公共施設のサービス水準の低下 |

資料：「都市計画マスタープラン」「立地適正化計画」策定に向けたアンケート(2018年(平成30年)2月実施)

(4) 都市機能

① 商業施設の分布と充足状況

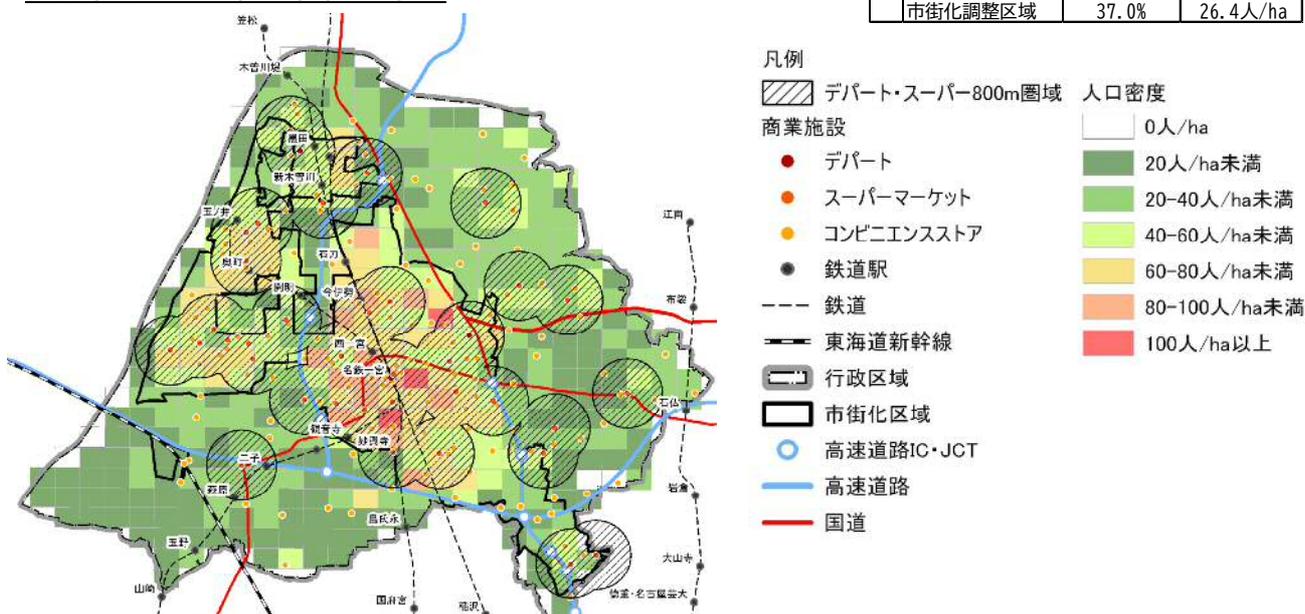
○市街化区域では、市南部の一部を除く大半の地域がスーパーマーケットやデパートによるカバー圏域に含まれています。市街化調整区域では、スーパーマーケットやデパートの立地は少なく、コンビニエンスストアにより広くカバーされています。

○商業施設の人口カバー率は現在 60.1% ですが、将来的にはほとんどの地域で人口減少が予測されているため、将来的な人口密度の低下により施設の維持が困難になり、市民の生活利便性低下が懸念されます。

■ 人口密度と商業施設の分布

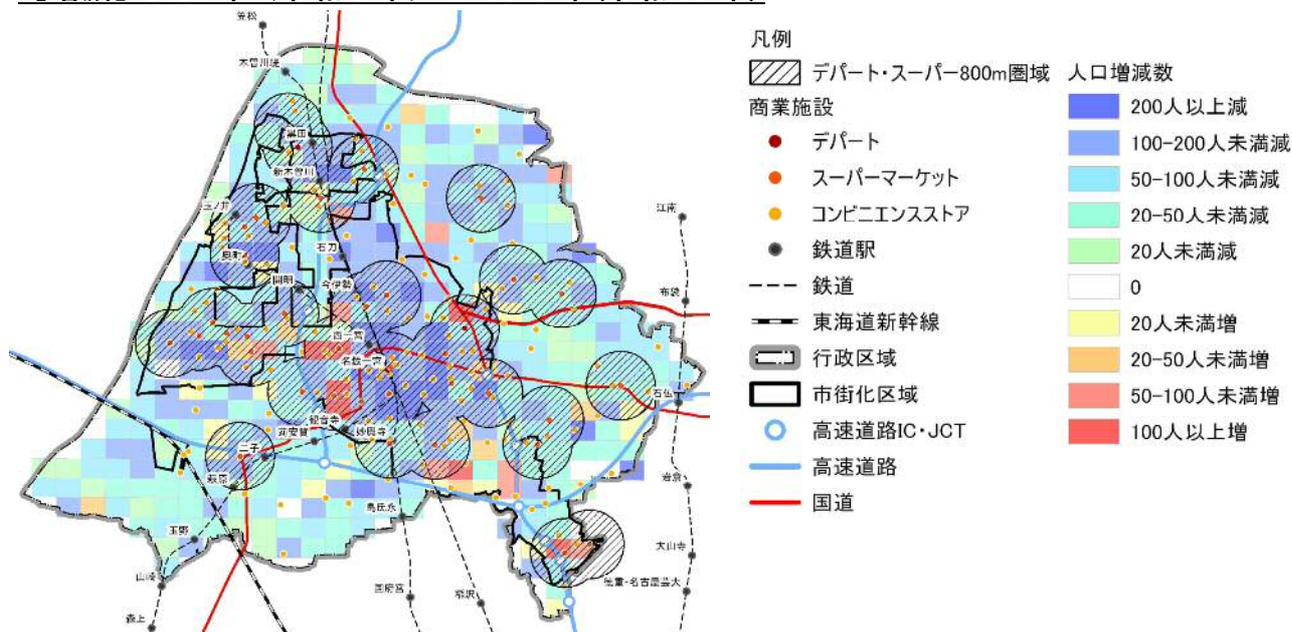
【現在】2020年(令和2年)

| | 人口カバー率 | 人口密度 |
|---------|--------|----------|
| 市域 | 60.1% | 43.9人/ha |
| 市街化区域 | 78.2% | 58.4人/ha |
| 市街化調整区域 | 37.0% | 26.4人/ha |



資料：国勢調査、iタウンページ(デパート、スーパー、コンビニに分類されているもの2023年(令和5年)4月時点)

【増減】2020年(令和2年)⇒2040年(令和22年)



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018年(平成30年)推計)」、iタウンページ(デパート、スーパー、コンビニに分類されているもの2023年(令和5年)4月時点)

②医療施設の分布と充足状況

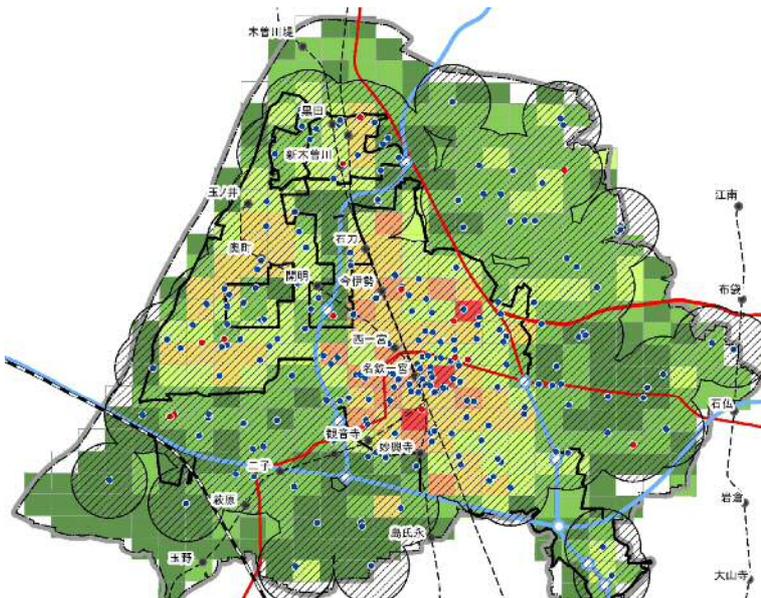
○病院[※]や一般診療所[※]は、市域全域に立地しており、広くカバーしています。

○医療施設の人口カバー率は現在 92.1%ですが、将来的にはほとんどの地域で人口減少が予測されているため、将来的な人口密度の低下により施設の維持が困難になり、市民の生活利便性低下が懸念されます。

■人口密度と医療施設の分布

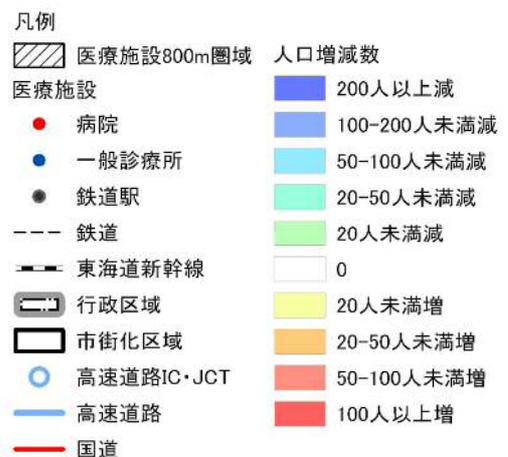
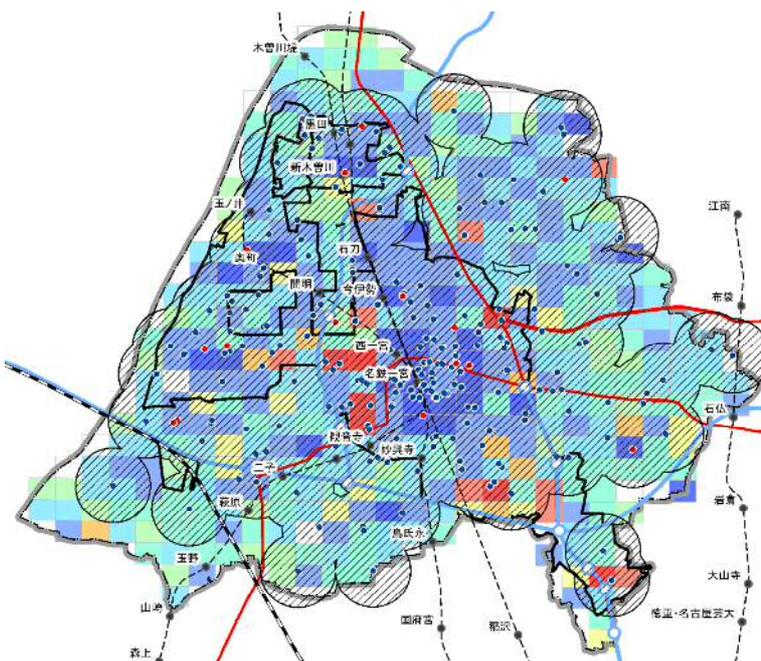
【現在】2020年（令和2年）

| | 人口カバー率 | 人口密度 |
|---------|--------|----------|
| 市域 | 92.1% | 34.3人/ha |
| 市街化区域 | 98.5% | 55.8人/ha |
| 市街化調整区域 | 84.3% | 22.1人/ha |



資料：国勢調査、地域医療情報システム(病院、一般診療所に分類されているもの2022年（令和4年）11月時点）

【増減】2020年（令和2年）⇒2040年（令和22年）



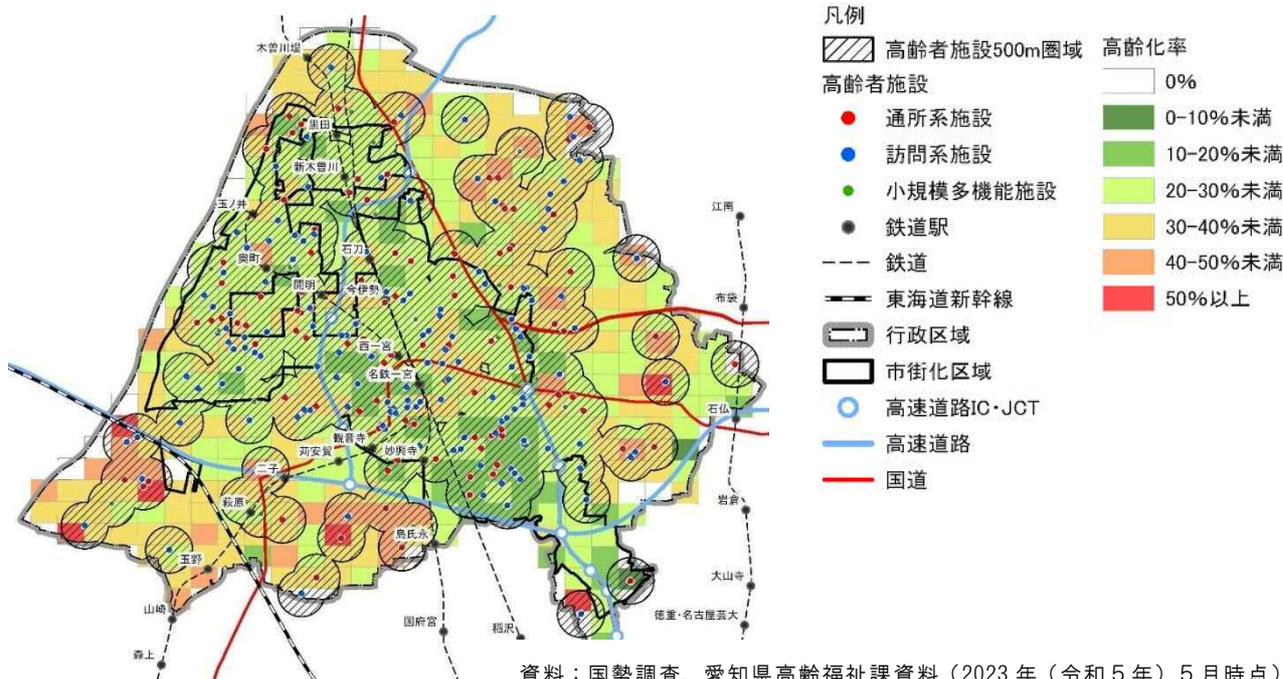
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018年(平成30年)推計)」、地域医療情報システム(病院、一般診療所に分類されているもの2022年（令和4年）11月時点）

③高齢者施設の分布と充足状況

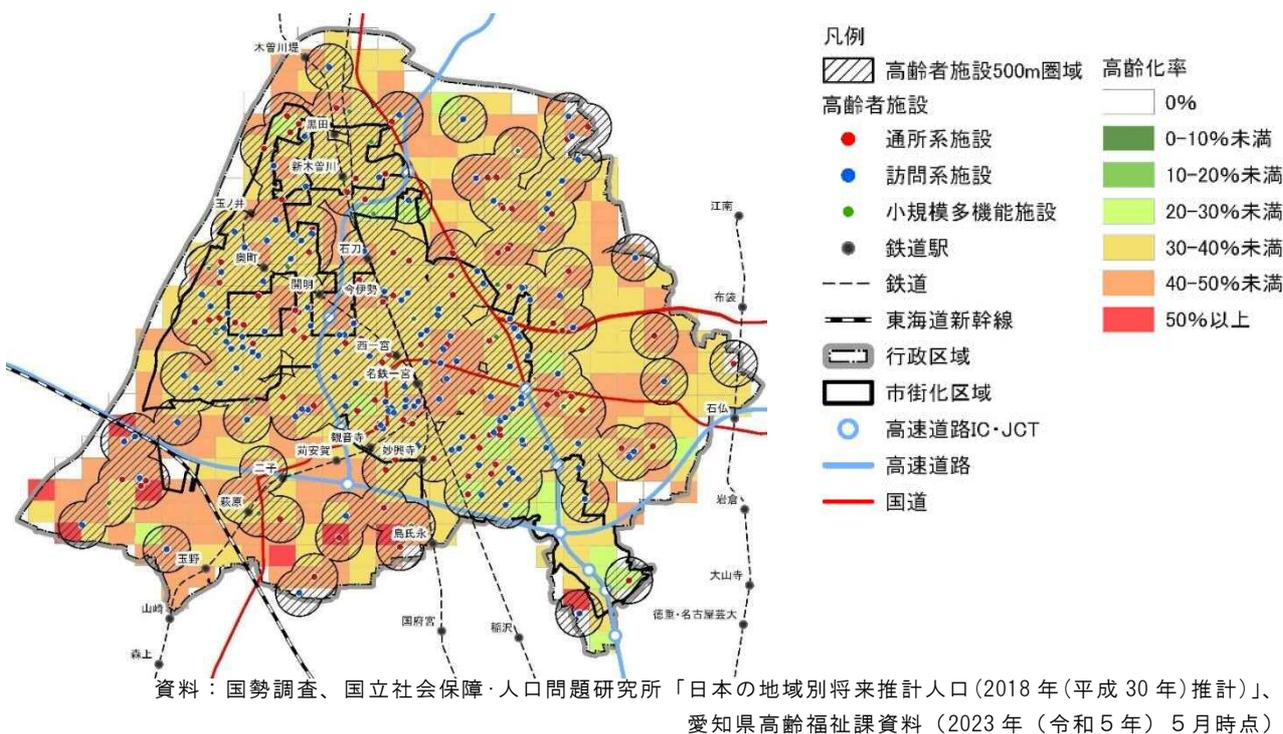
- 市街化区域では、市南部の一部を除く大半の地域がカバー圏域に含まれています。
- 市街化調整区域では、高齢化率 30%以上と高い地域で、カバー圏域に含まれていない地域がみられます。
- 将来的には市全域で高齢化が進行することから、高齢者施設への需要増加が見込まれます。

■高齢化率と高齢者施設の分布

【現在】2020年（令和2年）



【将来】2040年（令和22年）



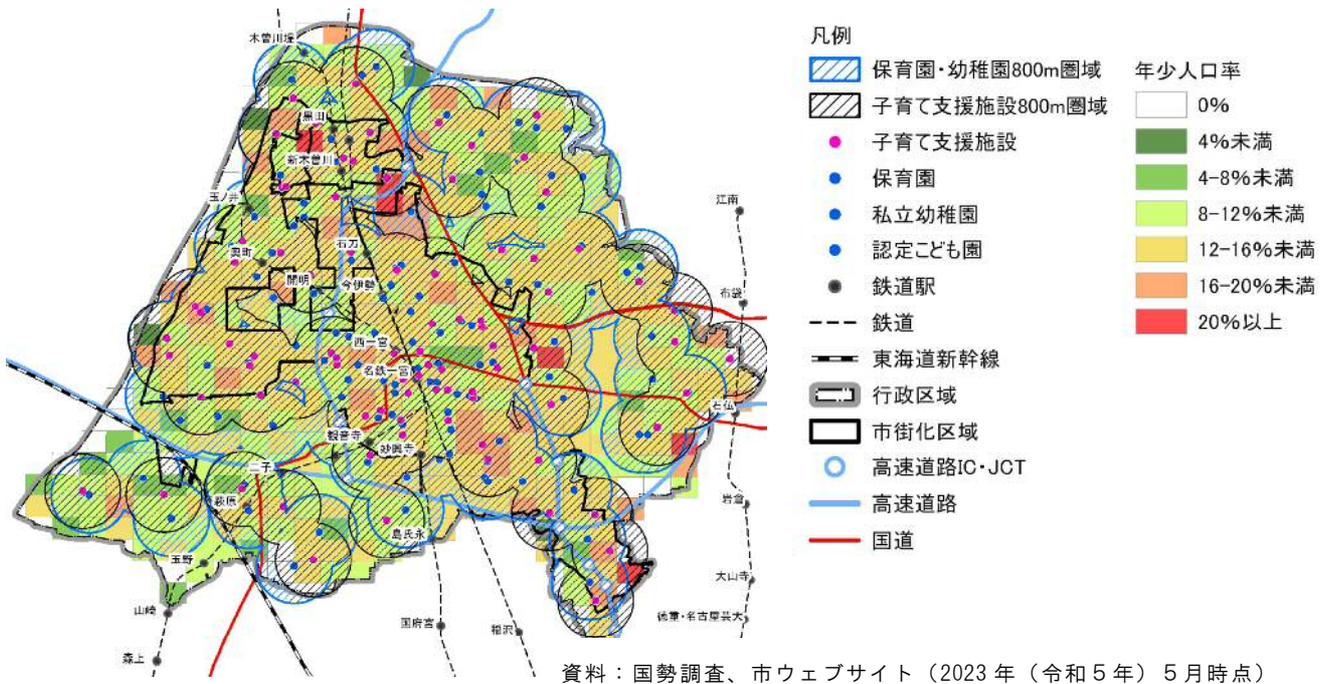
④子育て関連施設の分布と充足状況

○市のほぼ全域が保育園又は幼稚園のカバー圏域に含まれています。

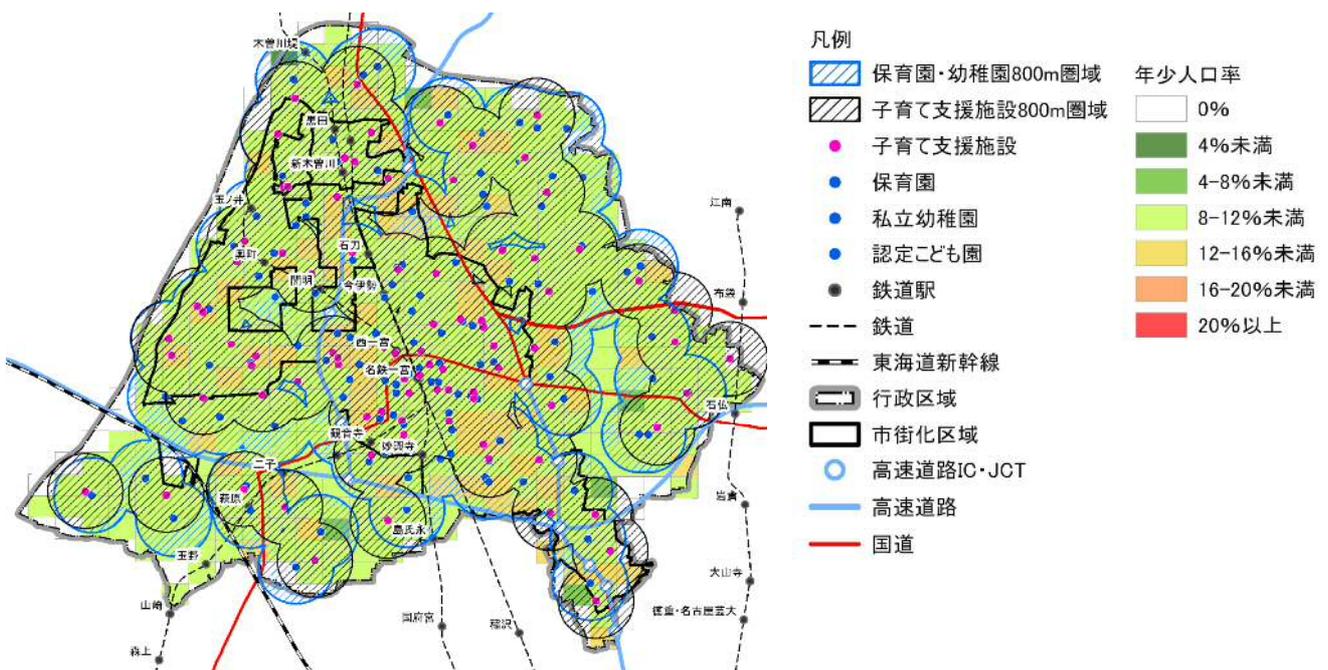
○将来的には少子化の進行により、施設の維持が困難になり、利便性低下が懸念されます。

■年少人口率と子育て関連施設の分布

【現在】2020年（令和2年）



【将来】2040年（令和22年）



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年（平成30年）推計）」、市ウェブサイト（2023年（令和5年）5月時点）

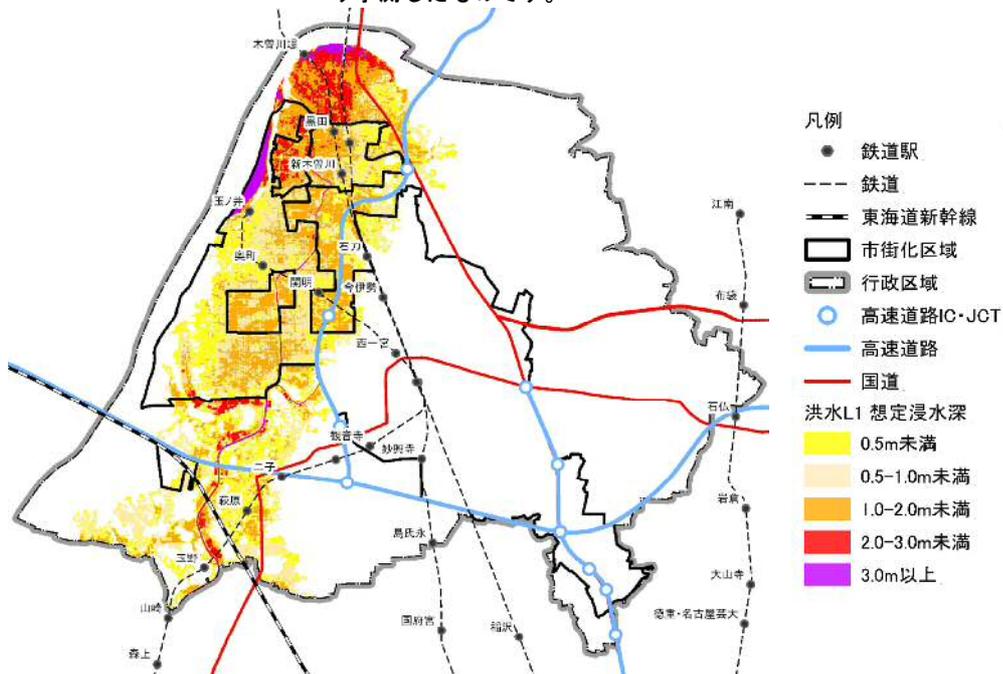
(5)災害

○本市は木曾川に沿った平坦な地形であることから、日光川、新川なども含め広い範囲で浸水のおそれがあります。

■浸水想定区域図

【木曾川（計画規模）】

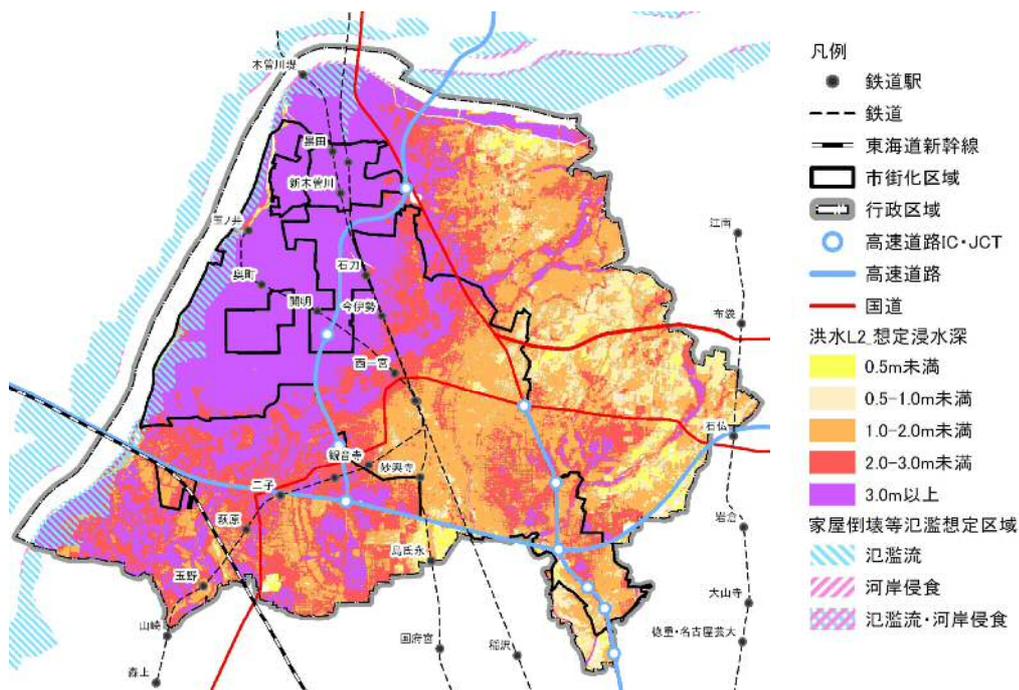
注）洪水※浸水想定区域（計画規模）とは、水防法の規定に基づき計画降雨に伴う洪水により川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。



資料：木曾川上流河川事務所資料（2020年（令和2年）4月24日指定）

【木曾川（想定最大規模）】

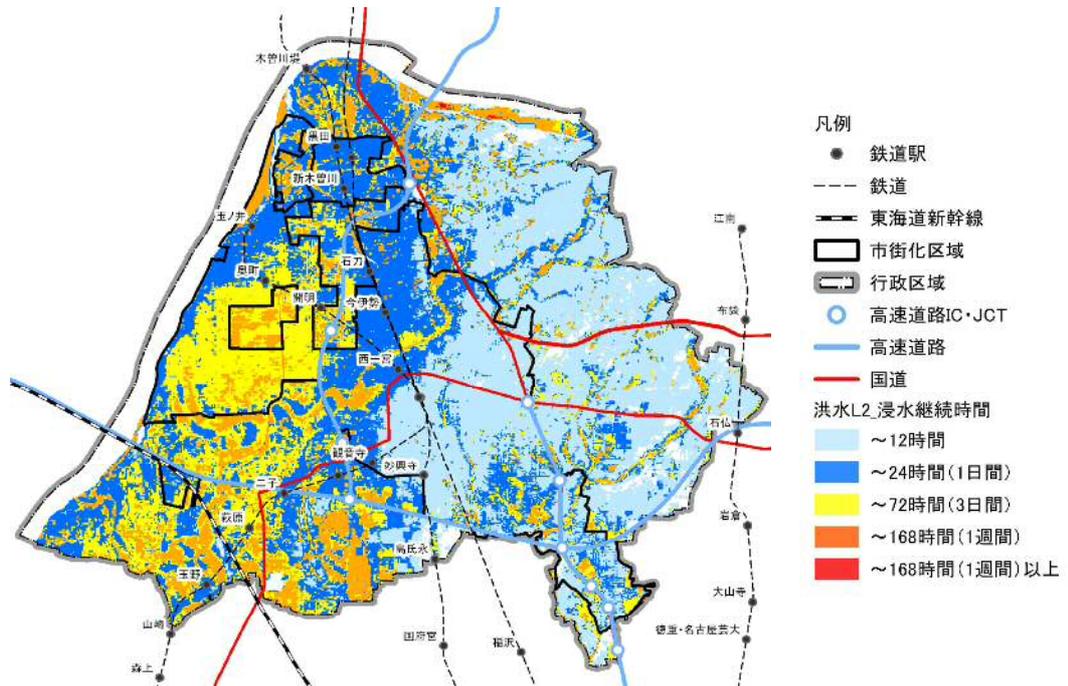
注）洪水浸水想定区域（想定最大規模）とは、水防法の規定に指定された想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。



資料：木曾川上流河川事務所資料（2020年（令和2年）4月24日指定）

【木曾川（浸水継続時間（想定最大規模））】

注）浸水継続時間は、洪水浸水想定区域（想定最大規模）における洪水時に避難が困難となる一定の浸水深（0.5m）を上回る時間の目安として示すものです。



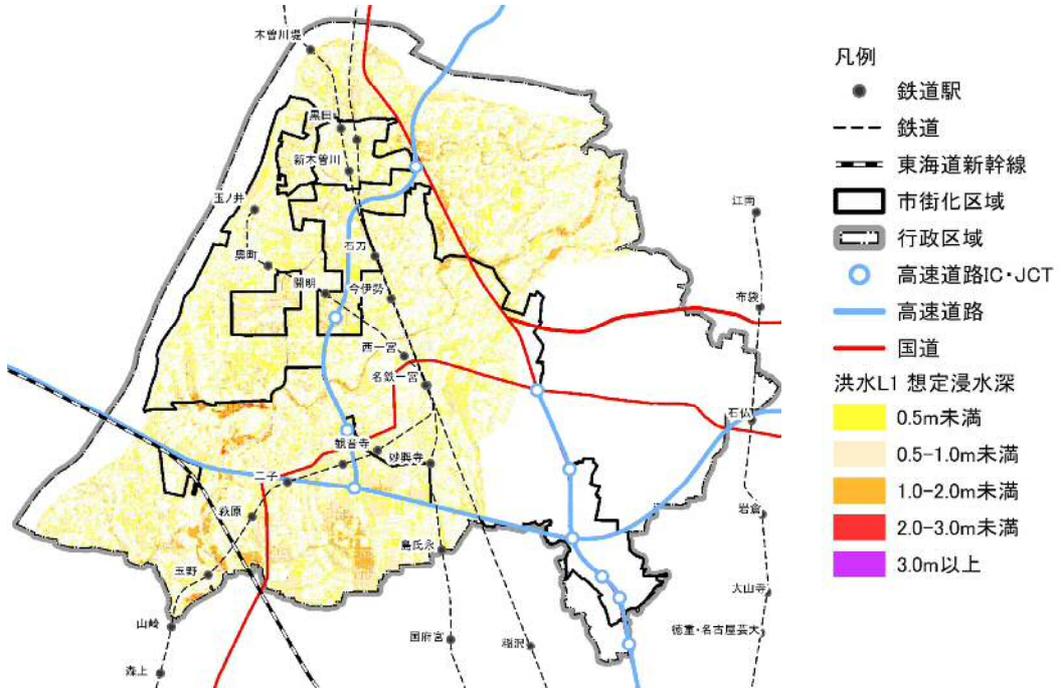
資料：木曾川上流河川事務所資料（2020年（令和2年）4月24日指定）

■ 浸水予想図

注) 浸水予想図は、水防法指定区間外や支川からの氾濫も含まれることから、洪水浸水想定区域図よりも浸水範囲が広がります。

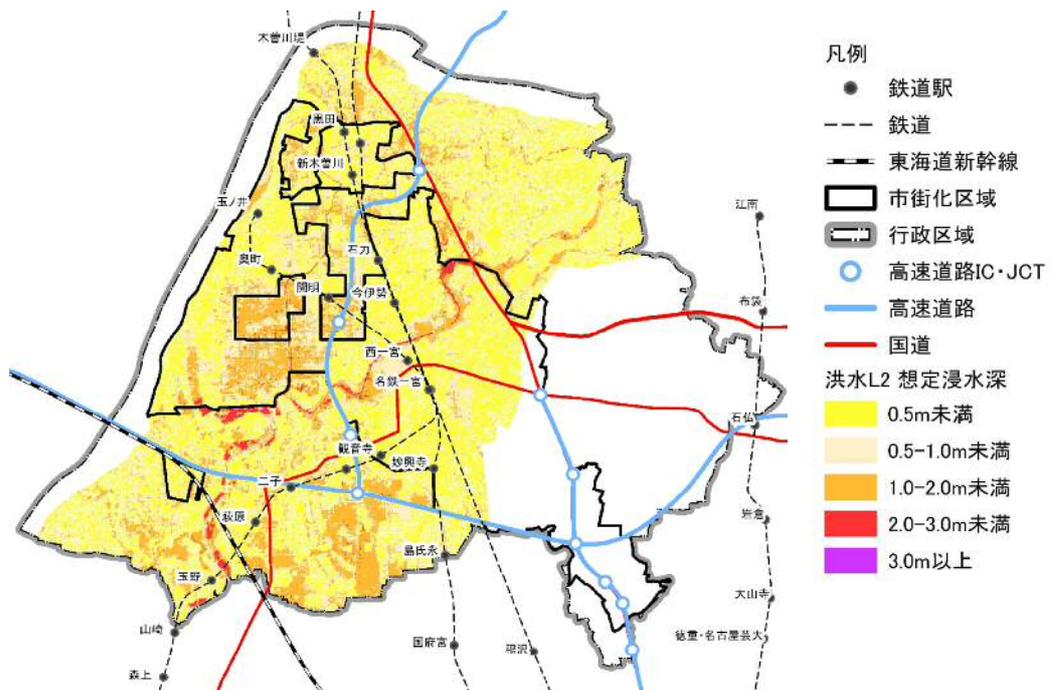
【日光川水系日光川流域（計画規模）】

対象河川：日光川、蟹江川、福田川、領内川、宝川、善太川、小切戸川、目比川、三宅川、新堀川、光堂川、野府川、北古川、西條小切戸川



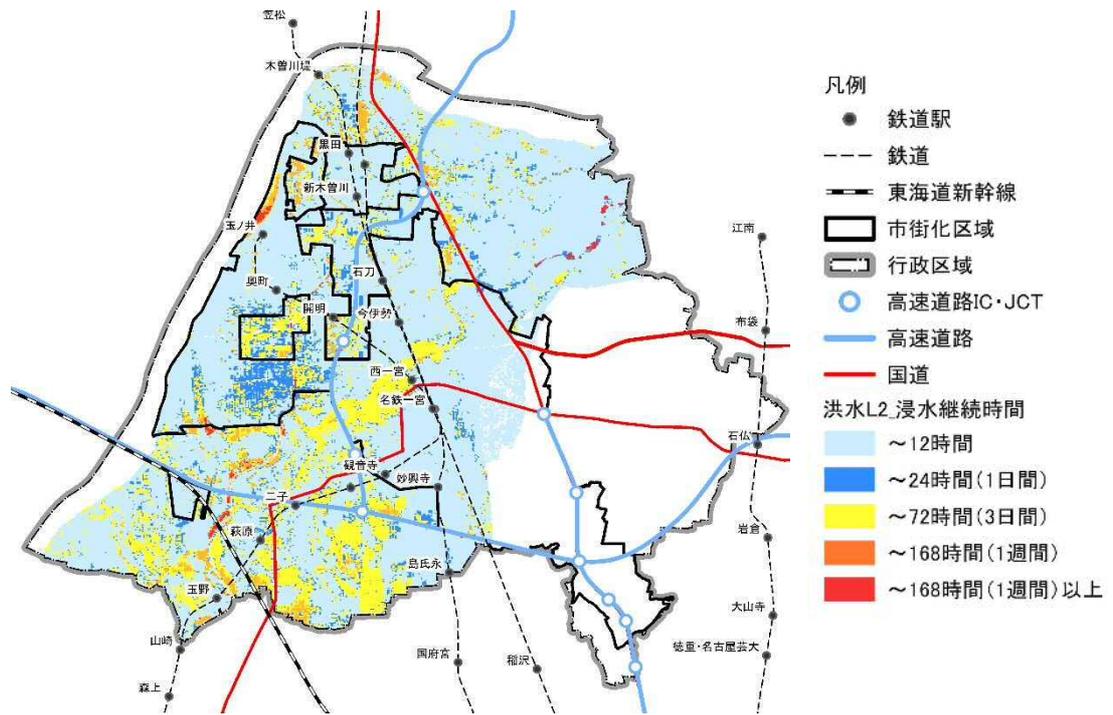
資料：愛知県資料（2019年（令和元年）9月30日指定）

【日光川水系日光川流域（想定最大規模）】



資料：愛知県資料（2019年（令和元年）9月30日指定）

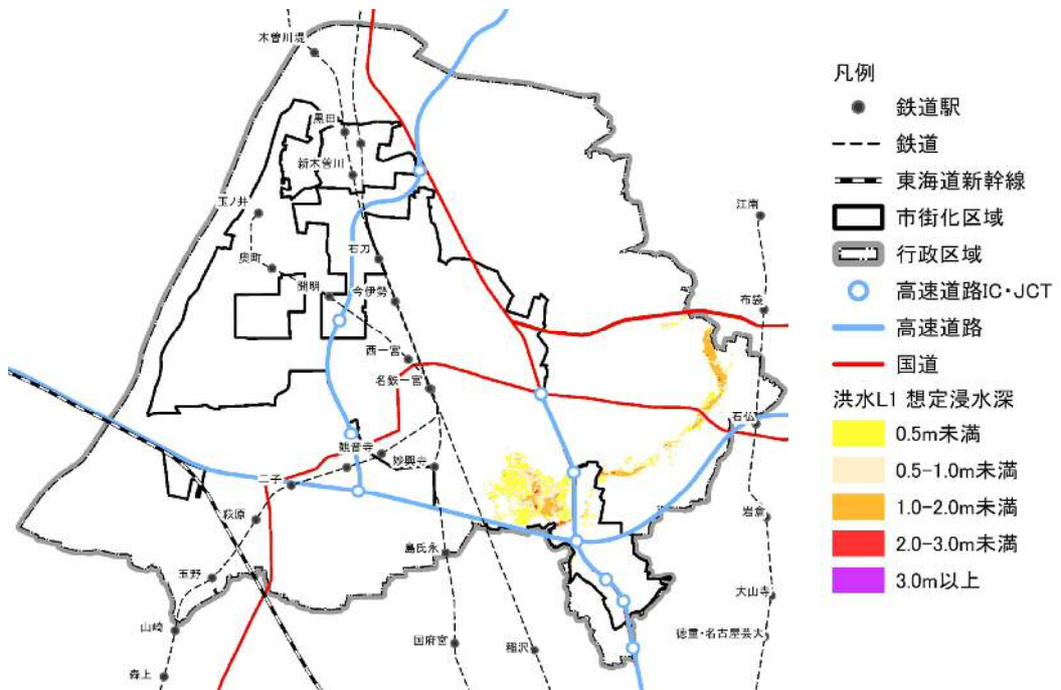
【日光川水系日光川流域（浸水継続時間（想定最大規模））】



資料：愛知県資料（2019年（令和元年）9月30日指定）

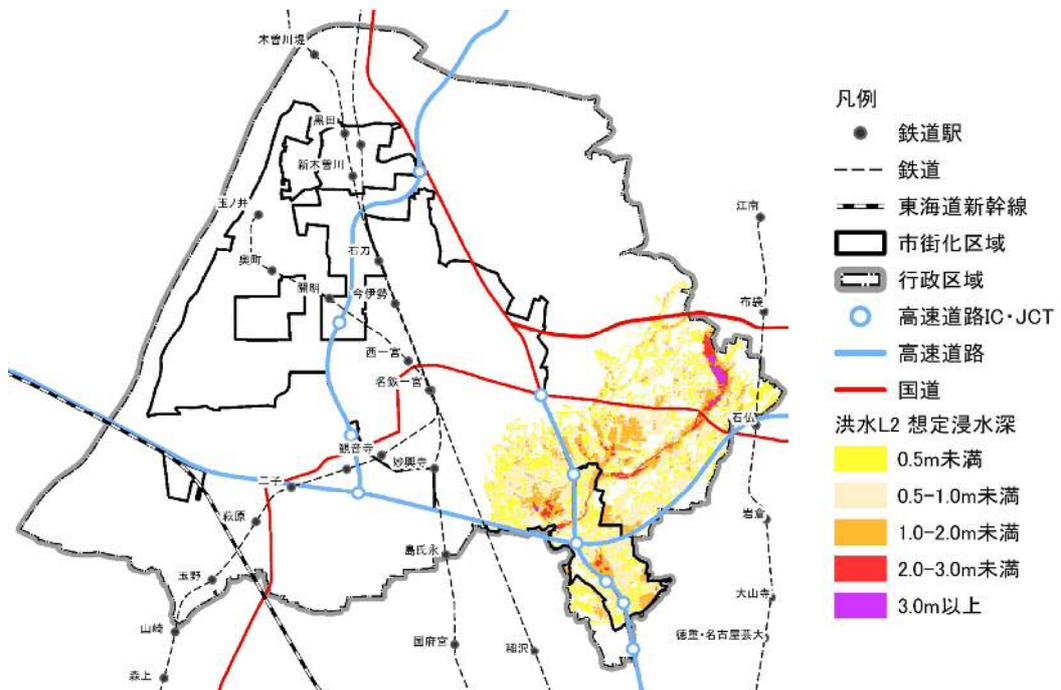
【庄内川水系新川流域（計画規模）】

対象河川：新川、五条川、青木川、緑葉川、巾下川、矢戸川、境川、半ノ木川、水場川、鴨田川、合瀬川、
 中江川、新中江川、原川、大山川、新境川、西行堂川、池田川、外堀川、薬師川、新造川、新地藏川、
 地藏川



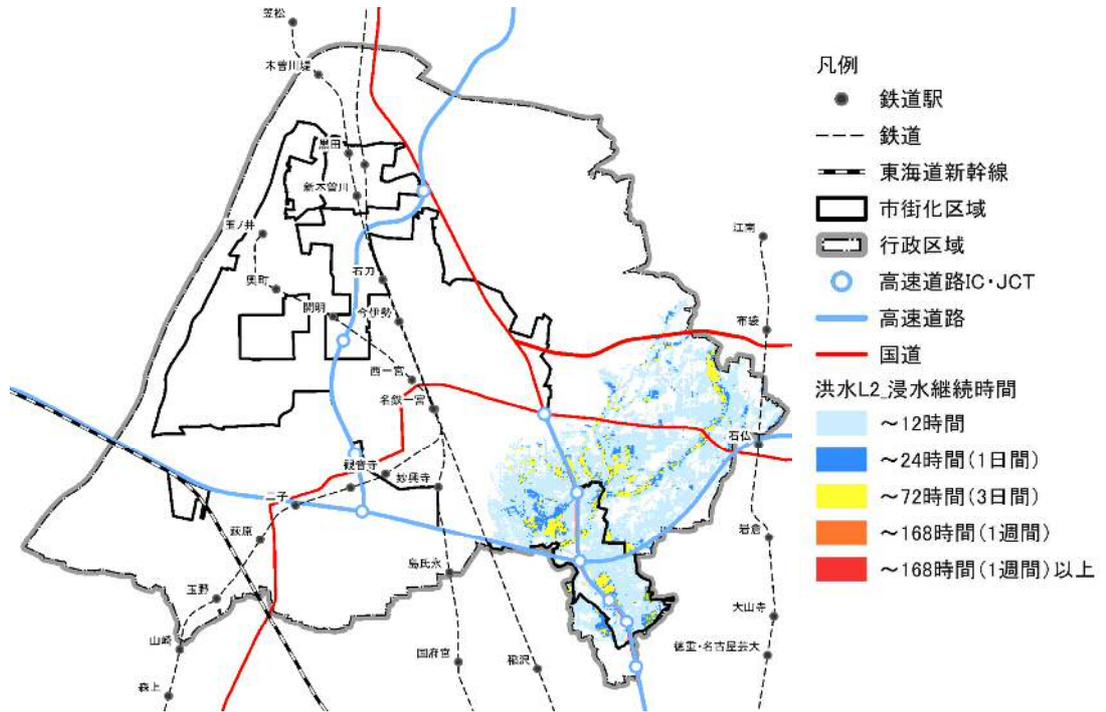
資料：愛知県資料（2020年（令和2年）5月29日指定）

【庄内川水系新川流域（想定最大規模）】



資料：愛知県資料（2020年（令和2年）5月29日指定）

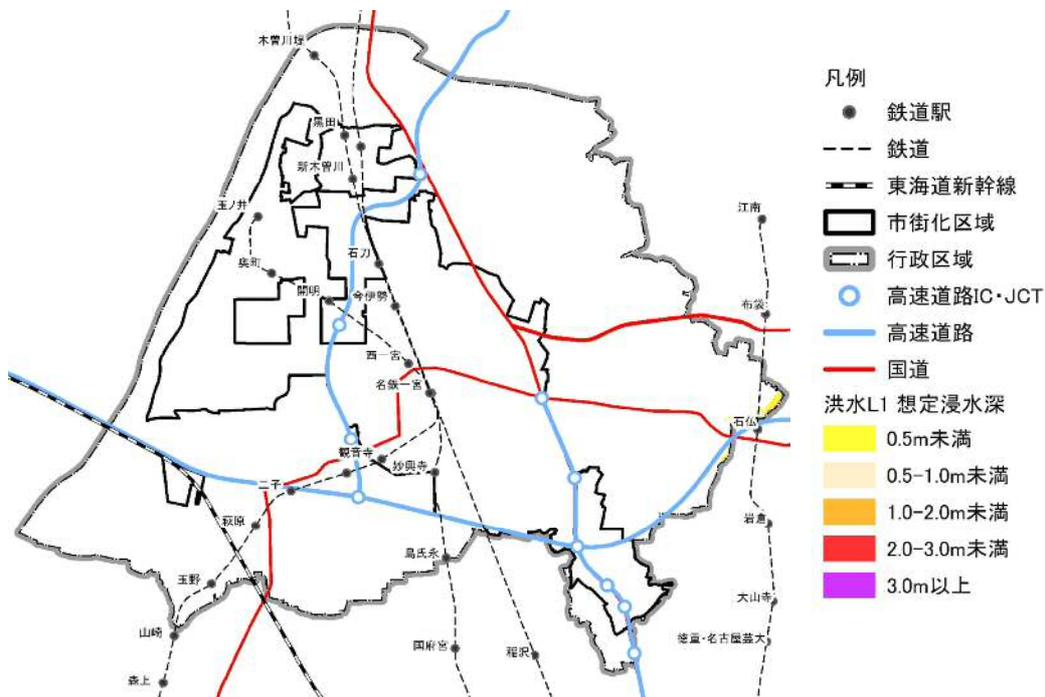
【庄内川水系新川流域（浸水継続時間（想定最大規模））】



資料：愛知県資料（2020年（令和2年）5月29日指定）

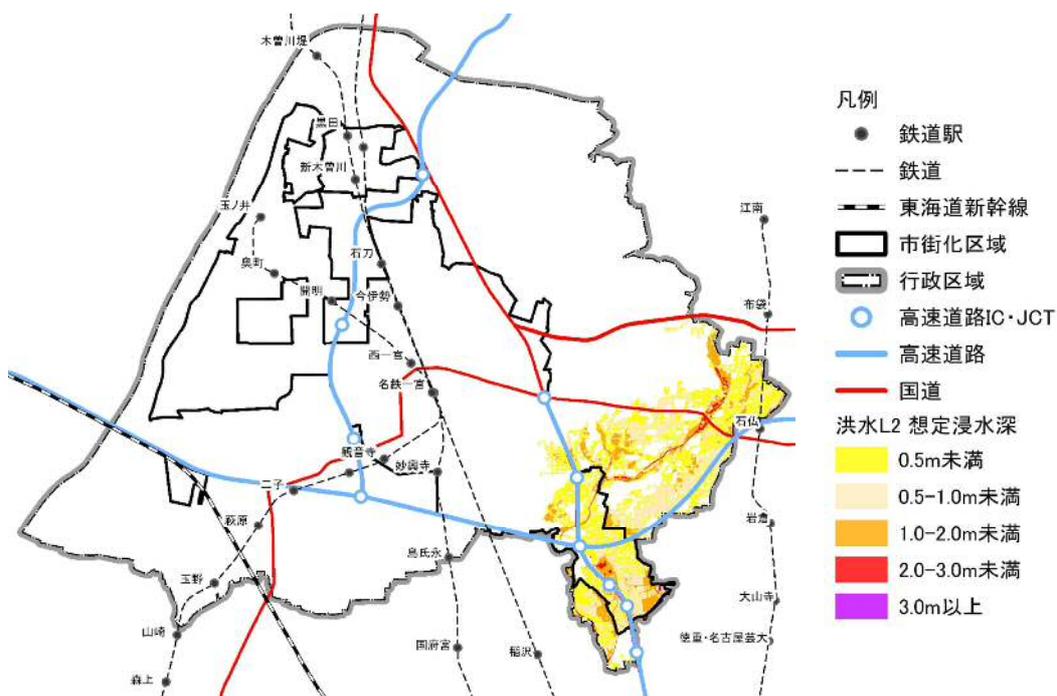
【木曾川水系郷瀬川流域（計画規模）】

対象河川：郷瀬川、新郷瀬川



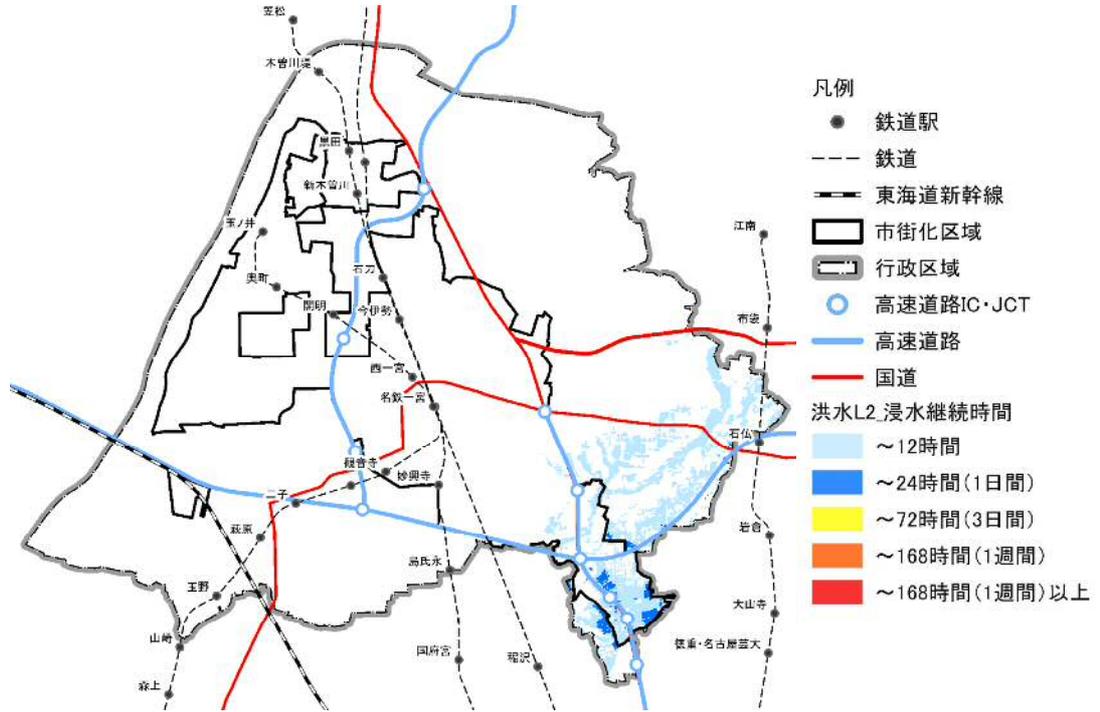
資料：愛知県資料（2020年（令和2年）4月10日指定）

【木曾川水系郷瀬川流域（想定最大規模）】



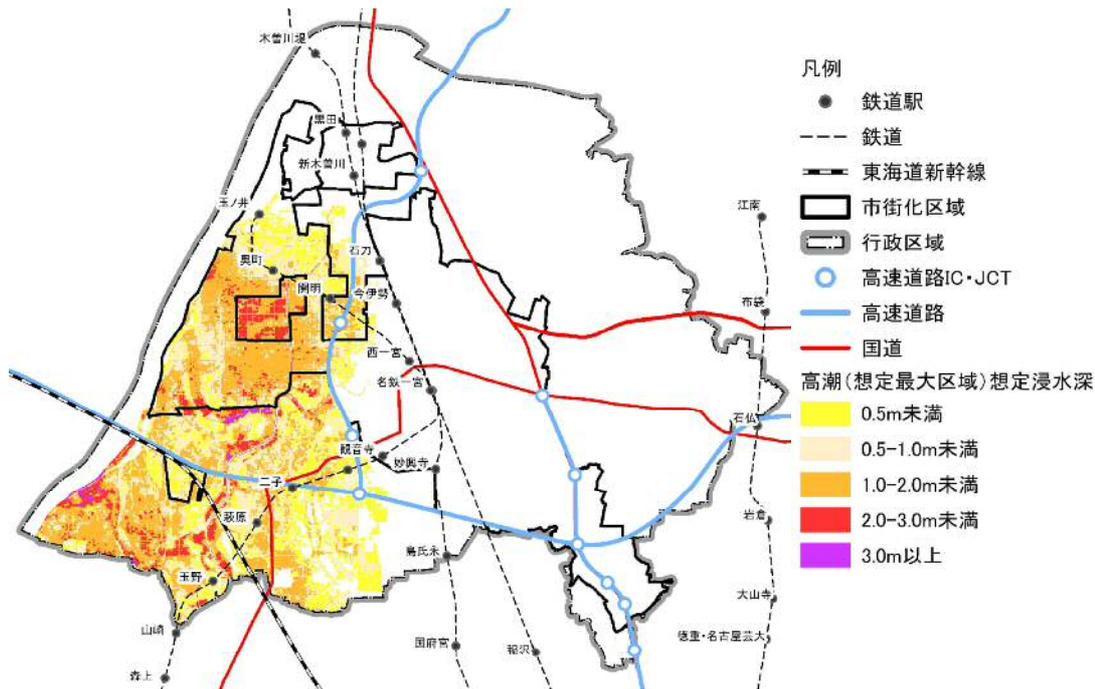
資料：愛知県資料（2020年（令和2年）4月10日指定）

【木曾川水系郷瀬川流域（浸水継続時間（想定最大規模））】



資料：愛知県資料（2020年（令和2年）4月10日指定）

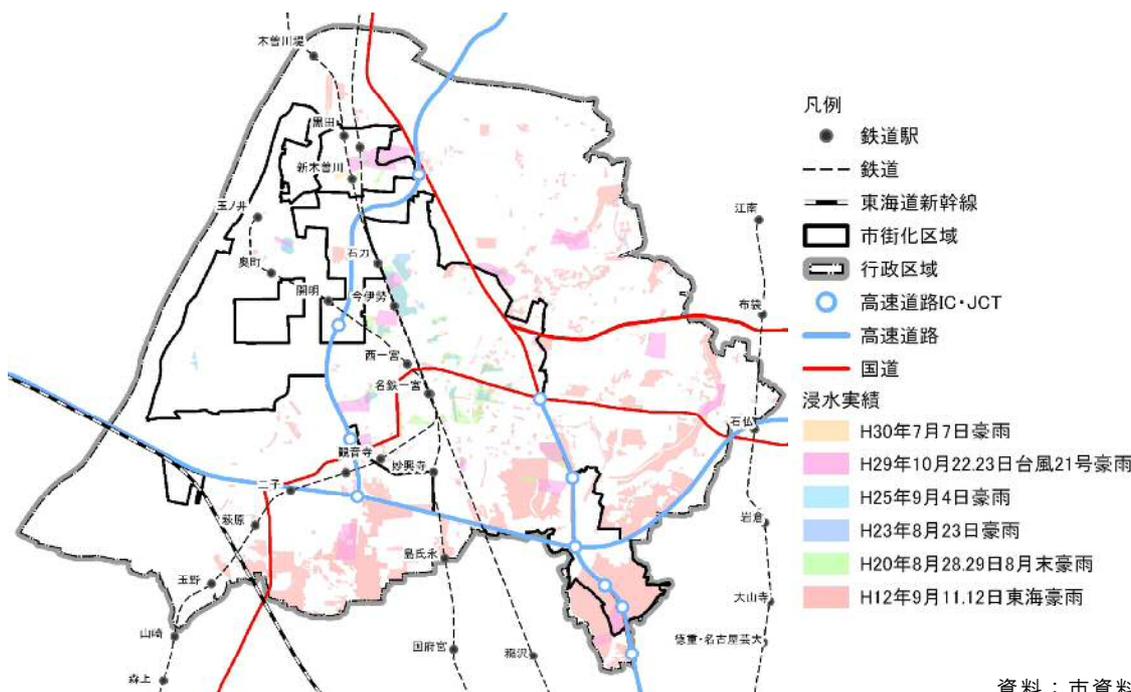
■高潮※浸水想定区域（想定最大規模）



資料：愛知県資料（2021年（令和3年）6月11日指定）

注)高潮浸水想定区域（想定最大規模）とは、日本に上陸した既往最大台風である「室戸台風（1934年（昭和9年））」が、県内沿岸部に対し最も高潮の影響を与える最悪のコースを通過した際に、最悪の被害として堤防が全て設計条件で決壊した場合における、浸水範囲（最大浸水深）を重ね合わせたもので、本県において考えられる最大級の高潮をシミュレーションにより想定したものです。

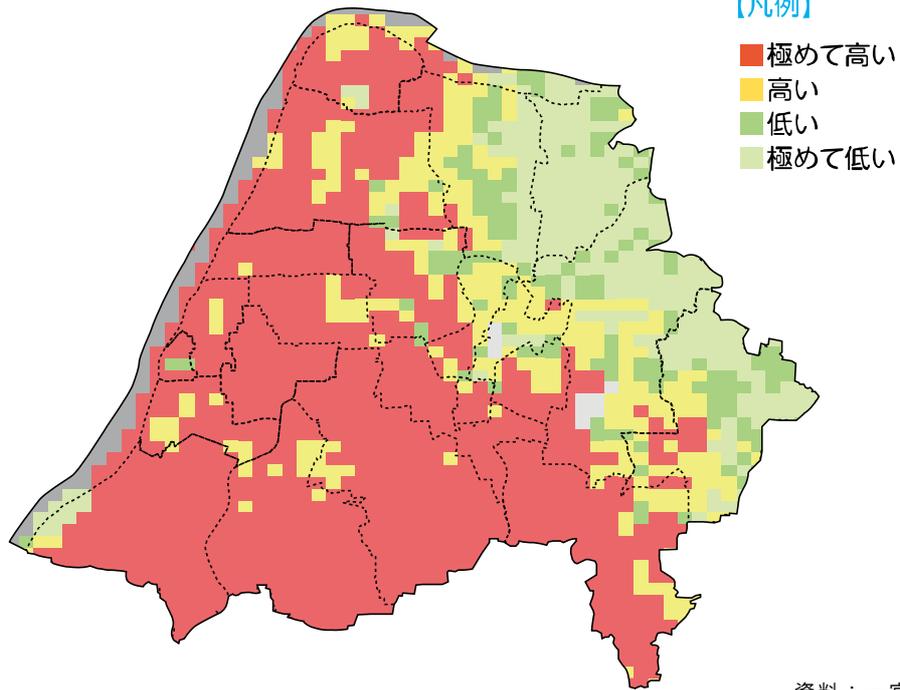
■浸水実績



資料：市資料

注)過去の豪雨時に起きた内水氾濫による浸水実績を表示していますが、全ての浸水箇所を反映したのではなく、個別の場所の浸水を特定するものでもありません。また、内水による浸水被害は一時的に大量の降雨が生じた場合において、下水道や排水路、河川などの公共用水域に雨水を排水できないことにより発生する浸水被害のことをいいます。

■理論上最大モデル※における液状化※危険度



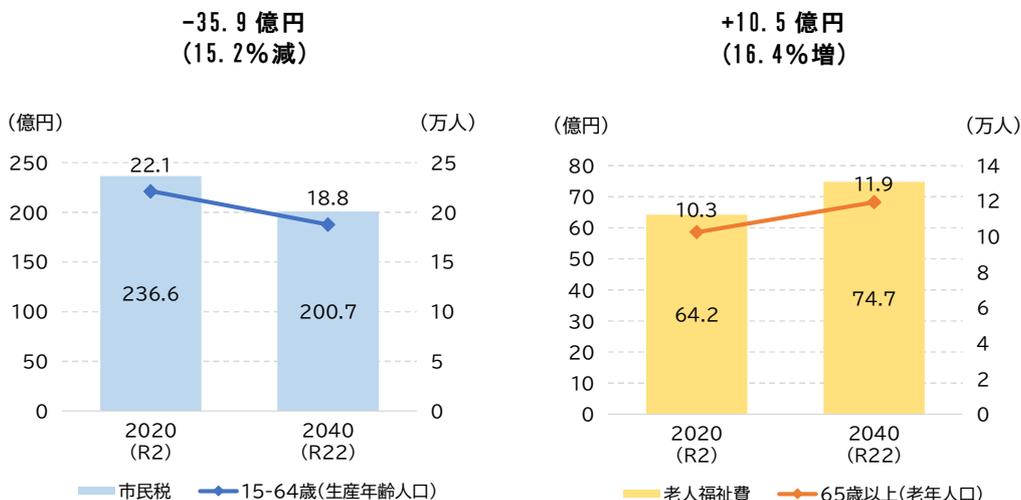
資料：一宮防災ハンドブック

(愛知県 平成 23 年度～25 年度 東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査(2014 (平成 26 年) 年 5 月)に基づく)

(6) 財政

○財政の見通しでは、生産年齢人口の減少に伴い市民税の減少が見込まれる一方で、高齢者の増加に伴い老人福祉費の増加が予想され、財政状況の逼迫が懸念されます。

■市民税、老人福祉費の見通し(想定)

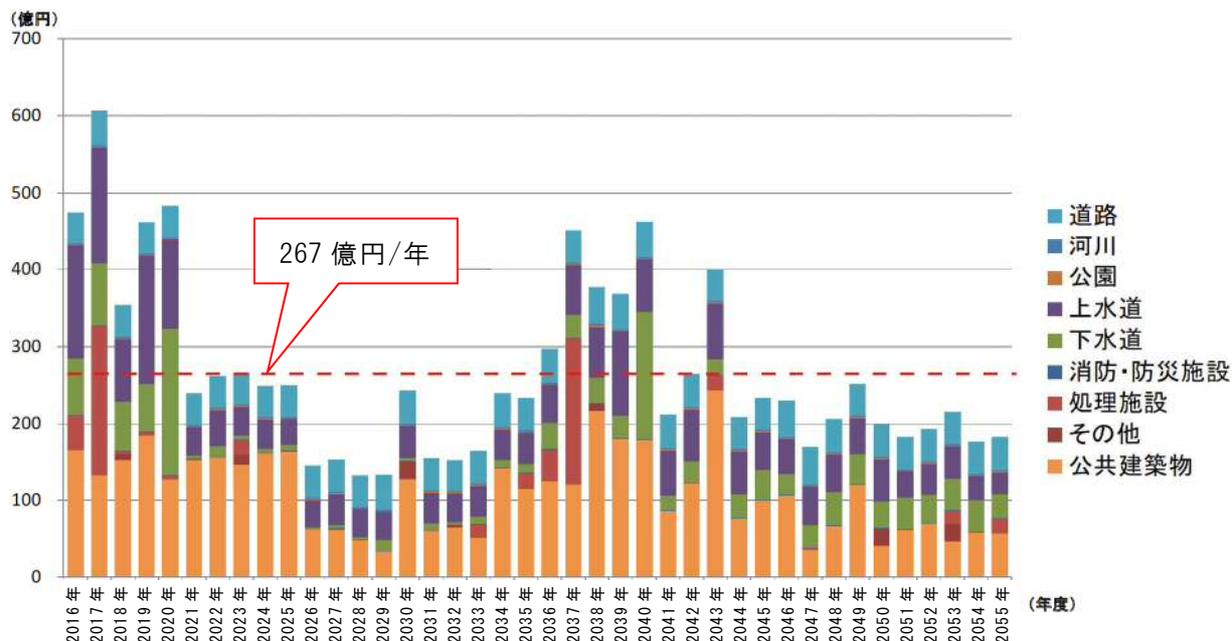


注)2020年度(令和2年度)一般会計歳入歳出決算書における市民税(予算現額)及び老人福祉費(支出済額)を、対象市民数(市民税:15-64歳・老人福祉費:65歳以上と設定)で除し、1人あたり税収・支出額を設定し、社人研の将来人口推計に乗じた値

資料:市資料、国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018年(平成30年)推計)」

○一宮市公共施設等総合管理計画における試算では、道路や下水道などインフラ資産を含む公共施設の老朽化により年々維持管理費が増加することが予想され、今後約40年間においては、長寿命化を前提とした場合においても施設更新などに係る経費は年間267億円/年が必要になることが見込まれています。

■長寿命化を前提とした場合の公共施設の更新などに係る経費の見込み額の推移



| | 更新などに係る経費の見込み額 |
|----------------------------|-------------------|
| 公共建築物 | 4,427億円(111億円/年) |
| インフラ資産(普通会計) ^{注1} | 2,575億円(64億円/年) |
| インフラ資産(企業会計) ^{注2} | 3,696億円(92億円/年) |
| 合計 | 10,698億円(267億円/年) |

注1：上水道、下水道を除くインフラ資産を対象

注2：上水道、下水道のみを対象

資料：一宮市公共施設等総合管理計画

2 課題の分析・整理

(1)人口

現状及び今後の見通し

- 本市の総人口は減少傾向にあり、それに伴い人口密度も低下する見込みです。
- 将来の年少人口率は、市内全域で低下し、特に市街化区域における減少が著しいです。
- 高齢化率は今後も大きく上昇し、市内の大半の地域で30%を超える見込みです。
- 進学・就職に伴うとみられる転出が多い一方で、子育て世代は転入超過の傾向にあります。

課題1：子育て世代・高齢者ニーズに合った環境づくり

- 近年の子育て世代の転入超過傾向から、転入及び定住を促進するため、子育て世代のニーズに合った生活環境づくりを進め、社会増による年少人口及び生産年齢人口の増加を図る必要があります。
- 今後も増加傾向が続く高齢者にとっても暮らしやすい環境づくりを進めることが必要です。

(2)土地利用

現状及び今後の見通し

- 市内全域、特に市街化調整区域での宅地化が進行しています。
- 空き家の発生など、都市のスポンジ化の進行が懸念されます。

課題2：人口の集約による地域コミュニティの維持

- 市内全域に広がっている宅地は利便性の高い土地に居住を誘導し、空き家、空き地の利活用を図ることにより都市のスポンジ化を抑制する必要があります。

(3)公共交通

現状及び今後の見通し

- 人口密度の低下により将来的に基幹的公共交通の存続が困難になるおそれがあります。
- 人口増加が見込まれる市南部では公共交通への需要が高まる見込みです。
- 市民は、将来的な公共交通サービスの低下を不安視しています。

課題3：公共交通ネットワークの維持・充実

- 公共交通沿線での人口密度の維持に向けた居住誘導を進めるとともに、将来的な人口動向に伴う需要の変化も見込みながら、公共交通の維持・充実を検討することが必要です。

(4) 都市機能

現状及び今後の見通し

- ほとんどの地域で将来的な人口減少が予測されることから、人口密度の低下により施設の維持が困難になり、市民の生活利便性の低下が懸念されます。
- 特に、子育て関連施設については、少子化の進行に伴い維持が困難になるおそれがあります。
- 一方、高齢者施設については、高齢化の進行に伴い需要は高まる見込みです。

課題4：都市機能の維持・誘導による利便性の確保

- 人口密度の維持とともに都市機能の集積により、日常生活サービスを維持していくことが必要です。
- 特に高齢化や少子化などの人口動向に伴い需要に変化が見込まれる施設では、多くの人が利用しやすい拠点などへの集約により利便性を確保していくことが必要です。

(5) 災害

現状及び今後の見通し

- 理論上最大モデルの地震の想定では、市東部を除いた広範囲で液状化の危険度が高い予想となっています。
- 市街化区域を含む市域全域で浸水のおそれがあります。

課題5：災害などに対する安全・安心の確保

- これまでの災害実績や今後想定される大規模地震や浸水などを考慮した都市機能や居住の誘導が必要です。

(6) 財政

現状及び今後の見通し

- 生産年齢人口の減少や高齢者の増加に伴い、財政状況の逼迫が懸念されます。
- 公共施設の維持管理費は年々増加する見込みです。

課題6：効率的な都市運営

- 限られた財源の中で計画的にインフラの維持更新や新規整備を行うとともに、公共施設の統廃合を図るなど効率的に都市運営を行うことが必要です。

第2章 立地適正化計画に関する基本的な方針

1 立地適正化計画の基本方針

(1) まちづくりの方針(ターゲット)

本計画の策定にあたっては、「第7次一宮市総合計画」で示された施策や本市の都市構造上の課題に対する分析・整理の結果を踏まえ、特に転入超過傾向にある子育て世代や今後ますます増加する高齢者を対象として【課題1：子育て世代・高齢者ニーズに合った環境づくり】及び【課題3：公共交通ネットワークの維持・充実】への対応に注力します。

さらに、上位関連計画と合わせ、安心して子育てができる環境の整備や高齢者が安心していきいきと暮らせる環境を整備することを目指し、【子育て世代や高齢者が安心・快適に暮らせるまちづくり】を目指すべきまちづくりの方針とします。

立地適正化計画において注力すべき課題

課題1：子育て世代・高齢者ニーズに合った環境づくり

- 近年の子育て世代の転入超過傾向から、転入及び定住を促進するため、子育て世代のニーズに合った生活環境づくりを進め、社会増による年少人口及び生産年齢人口の増加を図る必要があります。
- 今後も増加傾向が続く高齢者にとっても暮らしやすい環境づくりを進めることが必要です。

課題3：公共交通ネットワークの維持・充実

- 公共交通沿線での人口密度の維持に向けた居住誘導を進めるとともに、将来的な人口動向に伴う需要の変化も見込みながら、公共交通の維持・充実を検討することが必要です。

上位関連計画の位置づけ

第7次一宮市総合計画

■Plan1：健やかにいきる

- 施策2：安心して子育てができる環境をつくります
- 施策4：高齢者が安心していきいきと暮らせるよう支援します

一宮市デジタル田園都市構想 総合戦略

■目標1：「若い世代の希望をかなえ、充実した子育て環境と子どもが健やかに学べるまち」をつくる

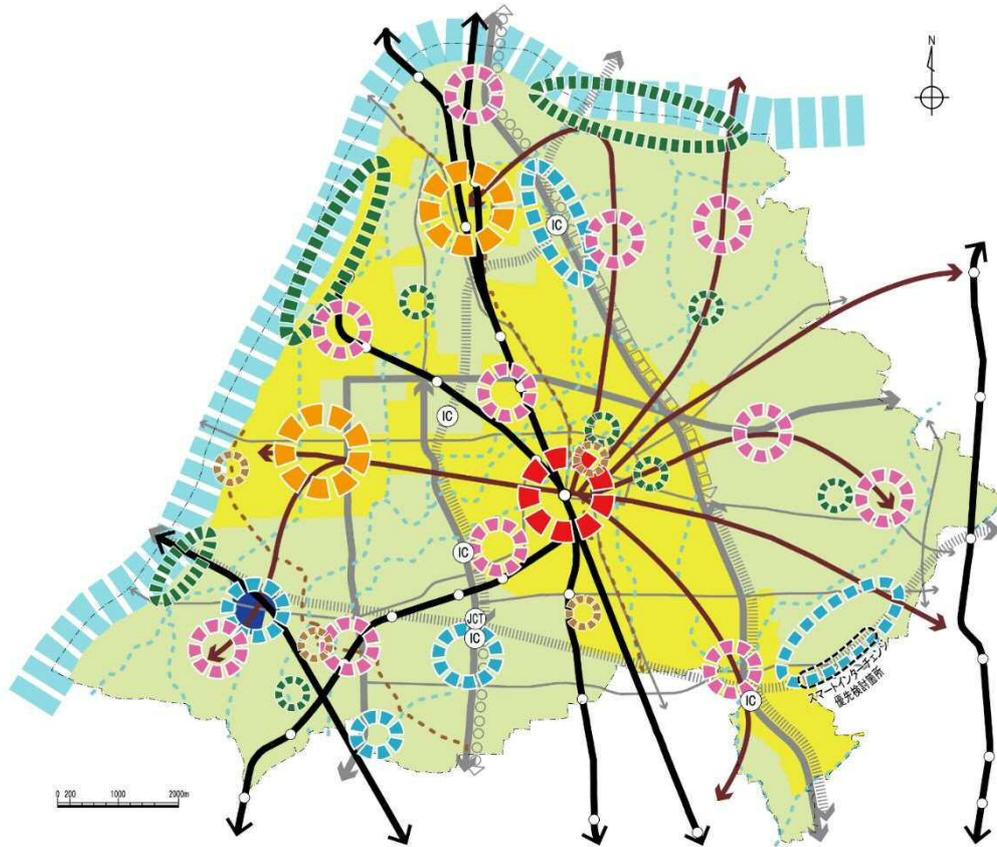
- 出会いから結婚・妊娠・出産・子育てまでのトータル支援により若い世代の希望をかなえ、安心して子どもを産み育てられる環境を創出する
- 安心して子どもを預けられる環境整備と子育て世代の経済的負担軽減により、子育てしやすいまちを創出する

【まちづくりの方針】

子育て世代や高齢者が安心・快適に暮らせるまちづくり

(2) 目指すべき都市構造

まちづくりの方針を踏まえた目指すべき都市構造を「拠点」及び「公共交通ネットワーク」で形成する【多拠点ネットワーク型都市*】とします。



| <ゾーン> | <拠点> | <ネットワーク> |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 都市居住ゾーン 田園環境共生ゾーン 工業集積ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> 都市拠点 副次的都市拠点 地域生活拠点 産業拠点 レクリエーション拠点(大規模公園緑地等) 歴史文化拠点 | <ul style="list-style-type: none"> 広域幹線道路 (計画路線調査区間) 幹線道路 (計画路線) 鉄道 主要バス 水と緑のネットワーク 都市と歴史のネットワーク |

■ 拠点の位置づけ

| 拠点 | 位置づけ |
|---------|---|
| 都市拠点 | 一宮駅周辺を位置づけ、尾張地域の中核都市にふさわしい都市機能の集積及び維持向上を図ります。 |
| 副次的都市拠点 | 尾西庁舎周辺、木曽川駅周辺を位置づけ、市西部及び北部地域における都市機能の集積及び維持向上を図ります。 |
| 地域生活拠点 | 出張所又は公民館周辺を位置づけ、日常生活を支える機能の集積及び維持を図ります。特に丹陽町出張所周辺においては、市南部地域のにぎわいの核を目指します。なお、都市拠点及び副次的都市拠点は、地域生活拠点としての機能も兼ねるものとします。 |

■ 公共交通ネットワークの位置づけ

| 拠点 | 位置づけ |
|------------|---|
| 公共交通ネットワーク | 公共交通による拠点間の連携強化を推進するとともに、過度な自動車依存の抑制に向け、誰もが利用しやすく環境負荷の低減に繋がる公共交通ネットワークの形成を図ります。 |

2 都市機能・居住の誘導方針

本市の歴史的背景から生活の中心となっている拠点として、将来都市構造における都市拠点、副次的都市拠点及び地域生活拠点に都市機能の誘導を図り、その中でも、市域の中で核となる拠点については、その地域にふさわしい高次的な都市機能^{*}の誘導を図ります。

また、誘導する都市機能として、介護福祉機能や子育て機能、商業機能、医療機能に着目し、子育て世代や高齢者ニーズに合った利便性の維持・向上を目指します。

なお、都市機能及び居住を誘導する区域については、災害の発生のおそれのある区域は避けることを基本に、ソフト・ハード両面での防災・減災対策を実施することで、総合的に判断します。

《課題解決のための施策・誘導方針(ストーリー)》

子育て世代や高齢者が安心・快適に暮らせるまちづくりに向けて

都市機能誘導区域の施策・誘導方針

- まちづくりの方針を具体化するために、本市の歴史的背景から生活の中心となっている拠点に都市機能の誘導を図り、その中でも、市域の中で核となる拠点については、その地域にふさわしい高次的な都市機能の誘導を図ります。
- 誘導する都市機能は、介護福祉機能や子育て機能、商業機能、医療機能について機能強化を図り、子育て世代や高齢者ニーズに合った利便性の維持・向上を目指します。

居住誘導区域の施策・誘導方針

- 人口減少下においても一定の人口密度を維持し、生活サービスや地域コミュニティの持続性を確保していくために、中心市街地の利便性の高い住宅地から郊外部のゆとりある住宅地まで、子育て世代や高齢者の多様なニーズに対応できる居住環境の形成を図ります。
- 生活サービス機能が集積する都市機能誘導区域及びその周辺、公共交通沿線などの利便性の高い地域に居住を誘導し、子育て世代や高齢者の暮らしやすさに配慮した徒歩又は公共交通で移動が可能な、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。

序論 立地適正化計画について

第1章 都市構造上の課題に対する
分析・整理

第2章 立地適正化計画に関する
基本的な方針

第3章 都市機能誘導区域について

第4章 居住誘導区域について

第5章 防災指針

第6章 計画の評価

資料編

第3章 都市機能誘導区域について

1 都市機能誘導区域の設定の考え方

(1) 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のことです。都市機能誘導区域の設定においては、市街化区域の中でさらに居住を誘導する居住誘導区域の中に定める必要があり、あわせて、各都市機能誘導区域に誘導する誘導施設(機能)を定める必要があります。また、誘導施設の立地を誘導するための施策により誘導施設の誘導を推進します。

誘導施設の立地を誘導するための施策

- 誘導施設に対する税制上の特例措置や金融支援措置
- 市による誘導施設整備
- 誘導施設の用途制限や容積率の緩和 など

なお、都市機能誘導区域、誘導施設を定めることにより、以下の届出義務が生じます。

都市機能誘導区域外で誘導施設を整備する場合の届出義務

- 都市機能誘導区域外で誘導施設を整備が行われようとする場合に、市が事前に把握することにより、立地誘導のための施策に関する情報提供や、必要に応じて誘導区域内への立地推奨やあつせん、勧告を行います。

都市機能誘導区域内で誘導施設を休廃止する場合の届出義務

- 誘導施設を休廃止する場合に、市が事前に把握することで、他の事業者の誘致を行うなどの取り組みや、必要に応じて休廃止する誘導施設への入居候補者の紹介や建築物取壊中止の要請などの助言や勧告を行い、機能維持の検討を促します。

(2) 区域の設定方針

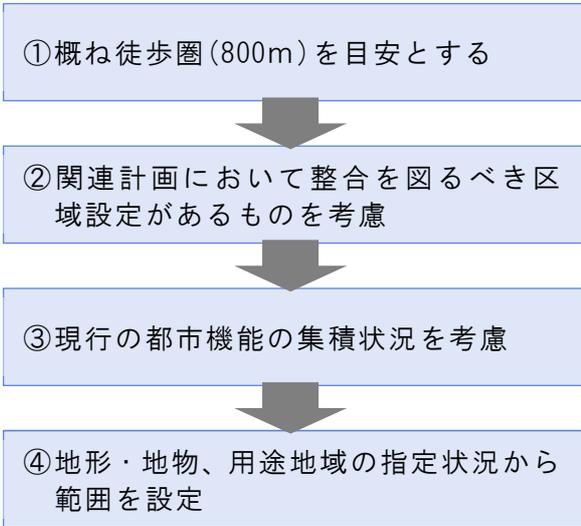
誘導方針に基づき、【都市拠点】【副次的都市拠点】及び【地域生活拠点(市街化区域内)】に都市機能誘導区域を設定します。

各拠点の中心となる施設、駅から徒歩での移動が可能な範囲(都市構造の評価に関するハンドブックにおける一般の徒歩圏及び、2018年(平成30年)2月に実施したアンケート調査における平均値を考慮し約800mとする)を目安に、他事業の区域、用途地域(工業地域※、工業専用地域※、住居専用地域※を除く)や都市機能の立地状況、地形地物など地域の一体性を考慮して区域の設定を行います。

なお、本市は洪水や地震による液状化などの被害を受けやすい地形となっており、災害リスクの高い地域も存在しますが、堤防整備や河道改修、下水道施設整備、避難所の耐震化などのハード面での取組に加え、住民に対する危険箇所の周知や防災訓練を通じた避難体制の確立などのソフト面でも防災・減災に取り組んでいることから、誘導区域に含めることとします。

市街化調整区域に位置する「地域生活拠点」については、都市計画マスタープランにおいて、地域活力の向上や地域コミュニティの維持・創出に貢献する機能の集約を高めていくような施策の検討を進めます。

■ 区域設定の考え方



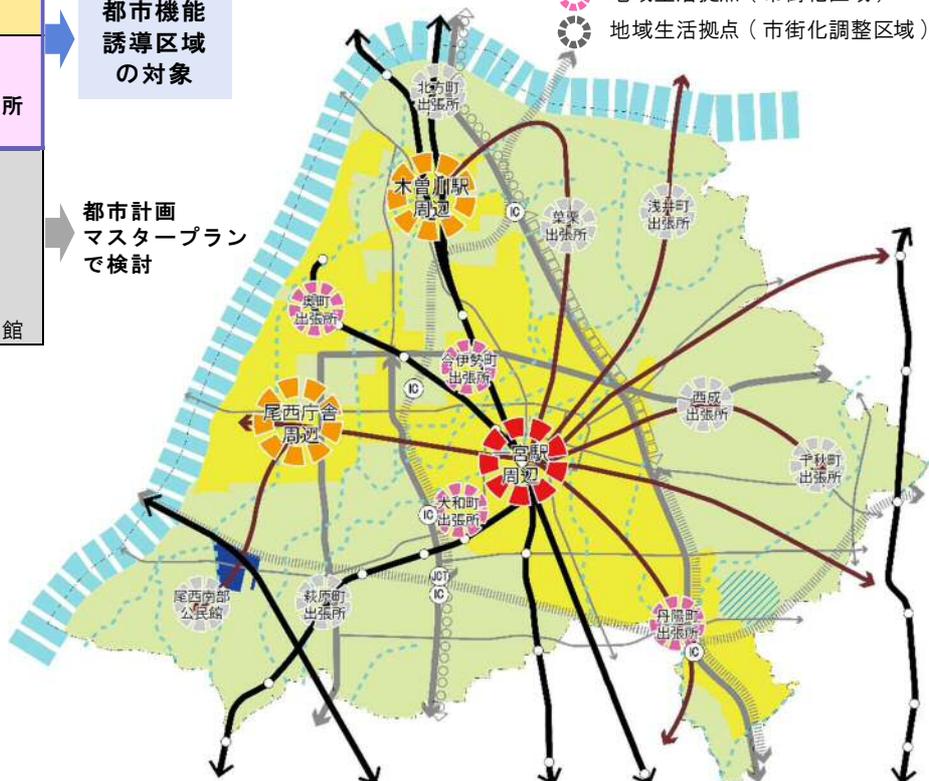
《拠点》

| | | |
|---------|------------------|---|
| 都市拠点 | 一宮駅周辺 | |
| 副次的都市拠点 | 尾西庁舎周辺 木曾川駅周辺 | |
| 地域生活拠点 | 市街化区域 | 丹陽町出張所 大和町出張所 今伊勢町出張所 奥町出張所 |
| | 市街化調整区域 | 葉栗出張所 西成出張所 浅井町出張所 北方町出張所 萩原町出張所 千秋町出張所 尾西南部公民館 |

都市機能誘導区域の対象

都市計画マスタープランで検討

- 都市拠点
- 副次的都市拠点
- 地域生活拠点(市街化区域)
- 地域生活拠点(市街化調整区域)



2 都市機能誘導施設の設定の考え方

(1) 都市機能誘導施設とは

都市機能誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導する都市機能増進施設のことです。誘導施設の検討にあたっては、ターゲット、ストーリーの内容を踏まえた上で、その施設が都市機能誘導区域外に立地した場合の今後のまちづくりへの影響や、既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出・流出の抑制を目的として設定します。

■拠点類型毎に想定される各種機能のイメージ

| | 中心拠点 | 地域／生活拠点 |
|---------|--|---|
| 行政機能 | ■中核的な行政機能 例. 本庁舎 | ■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所 |
| 介護福祉機能 | ■市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター | ■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティカフ等 |
| 子育て機能 | ■市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター | ■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等 |
| 商業機能 | ■時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積 | ■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積〇m ² 以上の食品スーパー |
| 医療機能 | ■総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例. 病院 | ■日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積〇m ² 以上の診療所 |
| 金融機能 | ■決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫 | ■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局 |
| 教育・文化機能 | ■市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館 | ■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター |

資料：国土交通省「立地適正化計画策定の手引き」

(2) 誘導施設の設定方針

誘導方針を踏まえ、子育て世代や高齢者の利便性向上を図るため、【介護福祉機能】【子育て機能】【商業機能】【医療機能】を誘導する機能とします。各拠点の性質及び拠点周辺に現在立地する施設の状況を勘案し、誘導区域毎に誘導・維持する施設を設定します。

市全域や各種計画において設定されている現在の生活圏にそれぞれ必要な施設(保育園、一般診療所など)については、市内全域にバランス良く立地することが望ましいため、誘導施設の対象としません。

| 機能 | 誘導施設の設定の考え方 |
|--------|---|
| 介護福祉機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターについては、市域全域をカバーするよう設置済であり、在宅系・通所系介護施設については、市域全体にバランスよく立地することが望ましいため、誘導施設の対象としません。 ・高齢者が自立し生活できるよう【健康増進施設※】を誘導施設として設定します。 |
| 子育て機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の子育て支援センターや保育所・放課後児童クラブについては、市域全体にバランスよく立地することが望ましいため、誘導施設の対象としません。 ・子育て世代への支援として【認定こども園※(公立を除く)】を誘導施設として設定します。 |
| 商業機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・日々の生活に必要な【商業施設(生鮮食料品※を取り扱うもの)】を誘導施設として設定します。 ・相当規模の商業施設は、現在の施設立地状況を勘案し、その区域を設定します。 |
| 医療機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般診療所(病床20床未満)については、市内全域にバランス良く立地することが望ましいため、誘導施設の対象としません。 ・現在の施設立地状況や愛知県地域保健医療計画における医療圏(1次医療(通院医療)から2次医療(入院医療)までを包括的、継続的に提供し、一般及び療養の病床の整備を図るための地域単位)を踏まえ、既存施設の維持や充実が必要な施設のある地域に【地域医療支援病院※】【病院】を誘導施設として設定します。 |

3 誘導区域及び誘導施設

(1) 一宮駅周辺地区

【まちづくりの方針】

尾張地域の中核都市にふさわしい都市機能の集積及び維持向上

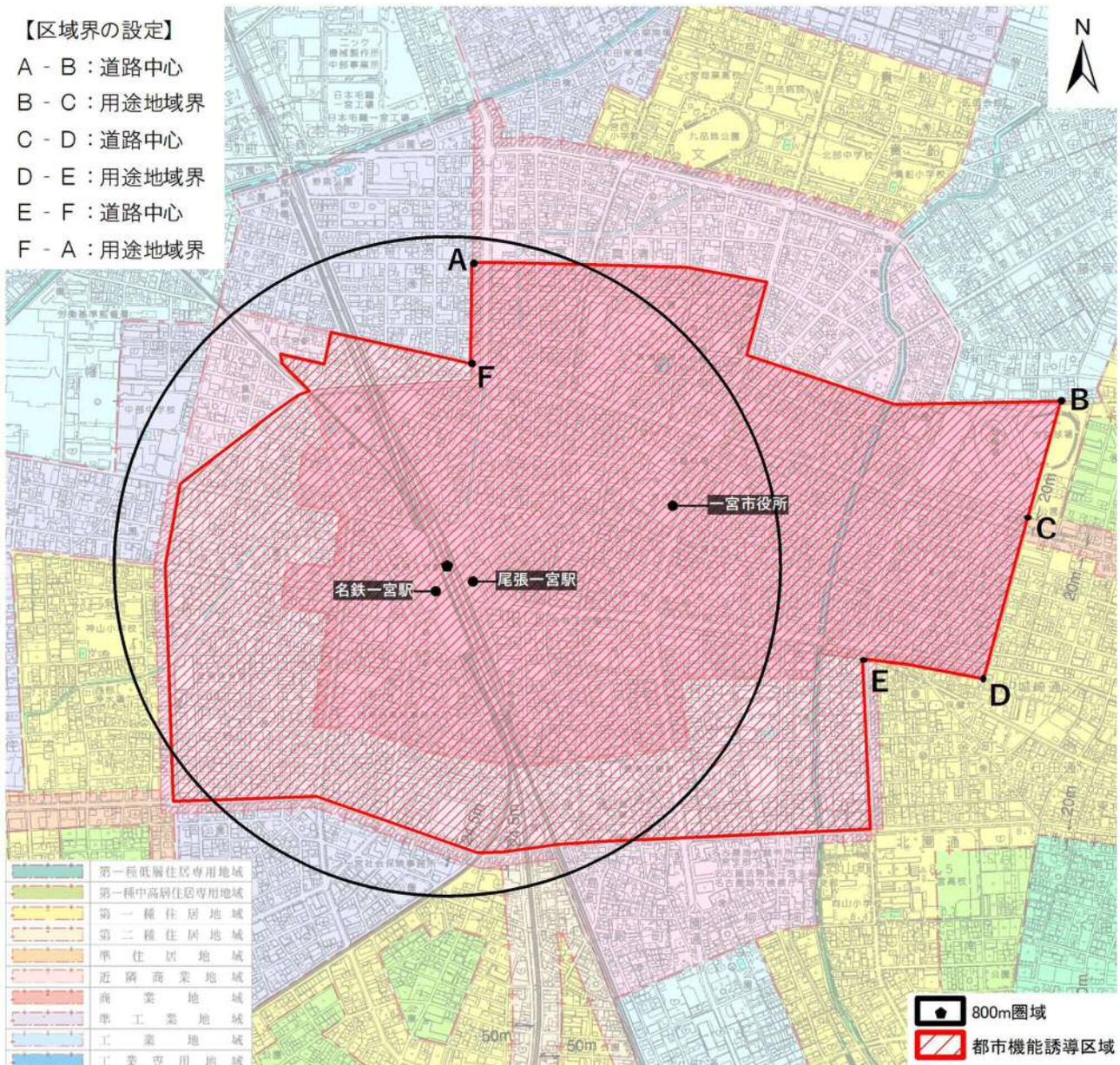
尾張の顔となる拠点として、高次的な都市機能の集積を図ります。
子育て世代や高齢者の利便性向上に向け、子育て機能や介護福祉機能、商業機能、医療機能を
中心とした土地の高度利用を進めるとともに、商業と居住の複合化などによるにぎわいの創
出やまちなか居住※を促進します。

【区域設定の考え方】

一宮駅を中心に、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016年（平成28年））」において指定
された中心市街地を基準に、広域的な拠点である性質から広範囲に商業地域を含めて設
定します(223.4ha)。

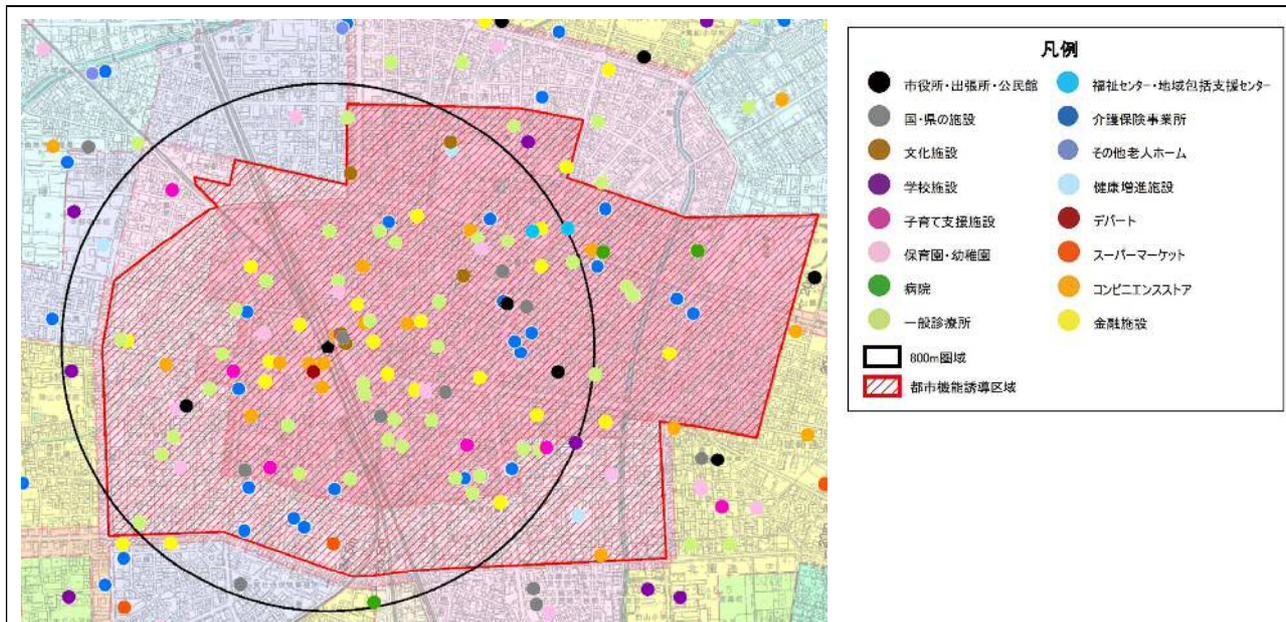
【区域界の設定】

- A - B：道路中心
- B - C：用途地域界
- C - D：道路中心
- D - E：用途地域界
- E - F：道路中心
- F - A：用途地域界



【都市機能の立地状況(2018年(平成30年)9月時点)】

一宮駅周辺では、i-ビルを中心に商業や医療、行政施設などが集積しています。



凡例

- 市役所・出張所・公民館
- 国・県の施設
- 文化施設
- 学校施設
- 子育て支援施設
- 保育園・幼稚園
- 病院
- 一般診療所
- 福祉センター・地域包括支援センター
- 介護保険事業所
- その他老人ホーム
- 健康増進施設
- デパート
- スーパーマーケット
- コンビニエンスストア
- 金融施設

○ 800m圏域
▨ 都市機能誘導区域

| 都市機能 | 一宮駅周辺施設 | 施設数 | |
|--------|------------------------|--------|-----------|
| | | 800m圏域 | 都市機能誘導区域内 |
| 行政機能 | 国・県の施設 | 7 | 6 |
| | 市役所・出張所・公民館 | 3 | 3 |
| | 総合福祉センター 地域包括支援センター | 1 | 1 |
| 介護福祉機能 | 介護保険事業所 | 24 | 28 |
| | その他老人ホーム | 0 | 0 |
| | 健康増進施設 | 2 | 2 |
| 子育て機能 | 子育て支援施設 | 6 | 5 |
| | 子育て支援センター | 1 | 1 |
| | 保育園・こども園 | 6 | 6 |
| 商業機能 | デパート・スーパー | 3 | 3 |
| | コンビニ | 10 | 12 |

| 都市機能 | 一宮駅周辺施設 | 施設数 | |
|---------|-----------|--------|-----------|
| | | 800m圏域 | 都市機能誘導区域内 |
| 医療機能 | 病院 | 1 | 2 |
| | 診療所・クリニック | 34 | 37 |
| 金融機能 | 銀行支店・郵便局 | 16 | 18 |
| 教育・文化機能 | 文化ホール・図書館 | 4 | 4 |
| | 生涯学習センター | 1 | 1 |
| | 学校 | 2 | 2 |
| | 幼稚園 | 1 | 1 |

【誘導施設】

| | |
|--------|--|
| 介護福祉機能 | 健康増進施設 (健康増進施設認定規程第2条) |
| 子育て機能 | 認定こども園(公立を除く) (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項) |
| 商業機能 | 商業施設(生鮮食料品を取り扱うもの) (大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積10,000㎡以上の施設) |
| | 商業施設(生鮮食料品を取り扱うもの) (大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積3,000㎡以上10,000㎡未満の施設) |
| 医療機能 | 地域医療支援病院(病床200床以上) (医療法第4条第1項) |
| | 病院(病床20床以上) (医療法第1条の5第1項) |

(2) 尾西庁舎周辺地区

【まちづくりの方針】

公共交通の利便性を活かしたコンパクトなまちづくり

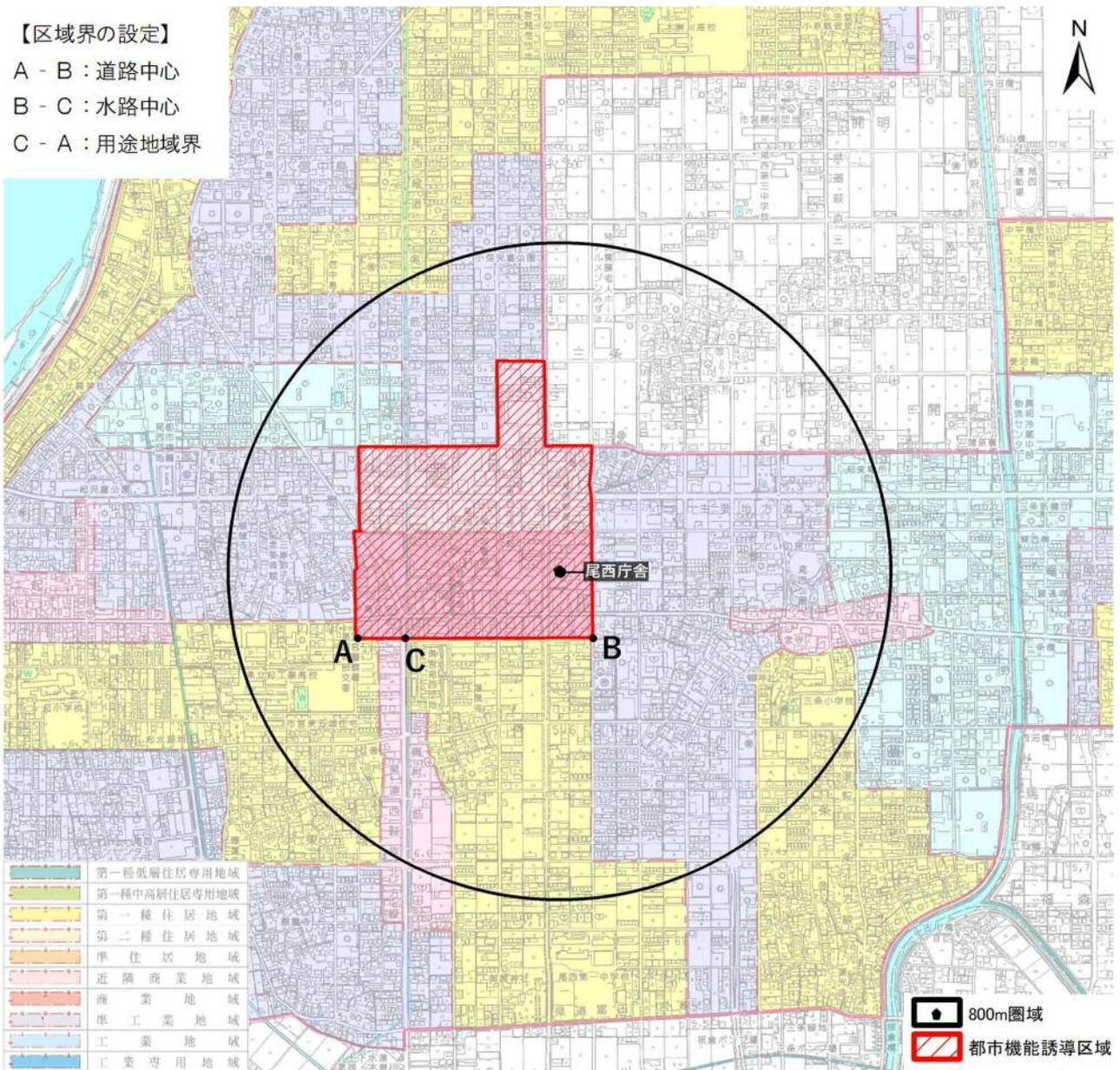
市西部の副次的都市拠点として、尾西庁舎を中心とした都市機能の集積を図ります。既存の商業機能や医療機能の向上に加え、子育て機能や介護福祉機能の誘導を促進します。

【区域設定の考え方】

尾西庁舎を中心にバス停を含む商業地域と既存スーパーを含む近隣商業地域を設定します(28.9ha)。

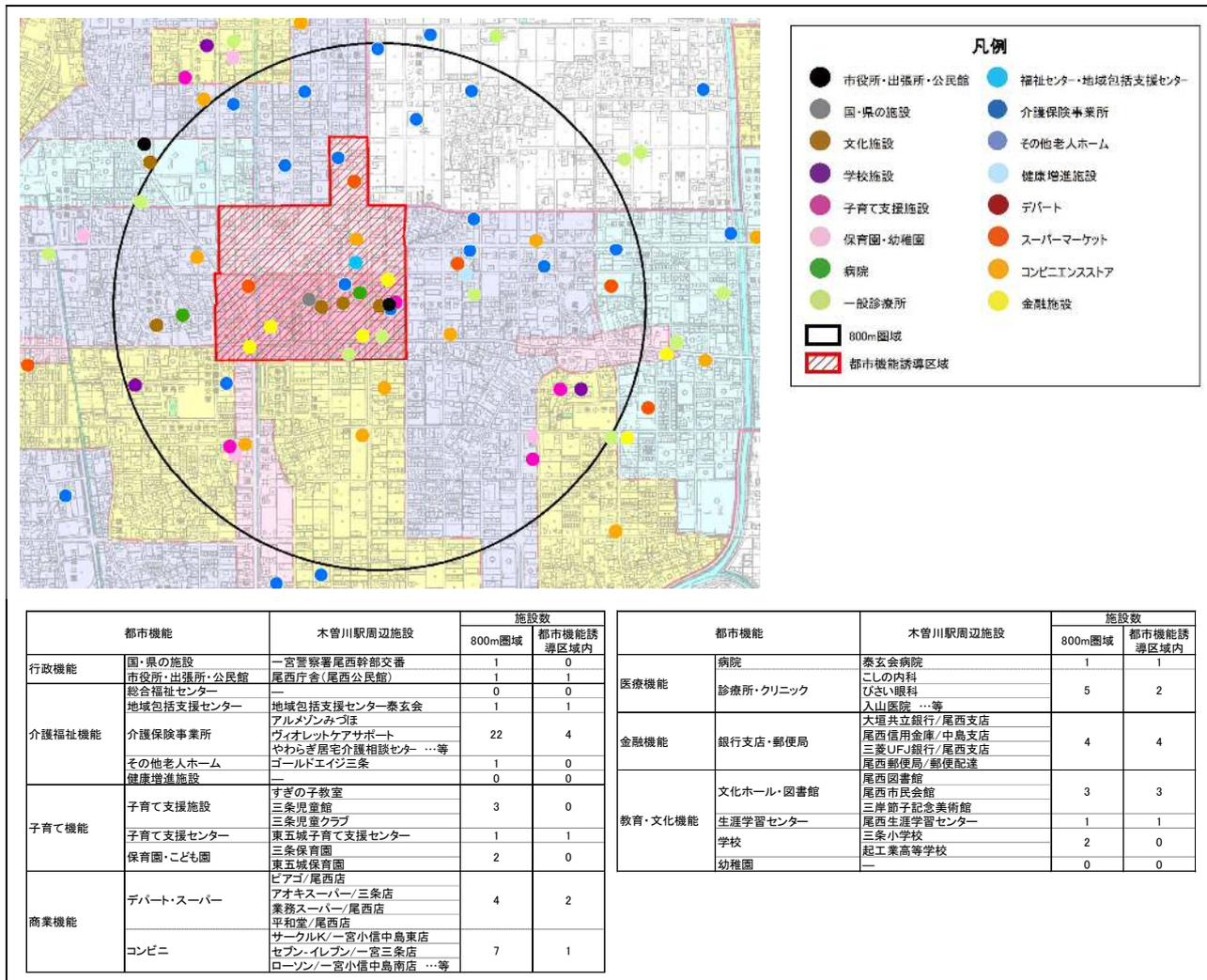
【区域界の設定】

- A - B : 道路中心
- B - C : 水路中心
- C - A : 用途地域界



【都市機能の立地状況(2018年(平成30年)9月時点)】

尾西庁舎周辺では、介護福祉、商業、医療施設など多様な機能が集積しています。



【誘導施設】

| | |
|--------|--|
| 介護福祉機能 | 健康増進施設 (健康増進施設認定規程第2条) |
| 子育て機能 | 認定こども園(公立を除く) (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項) |
| 商業機能 | 商業施設(生鮮食料品を取り扱うもの) (大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積3,000㎡以上10,000㎡未満の施設) |
| 医療機能 | 病院(病床20床以上) (医療法第1条の5第1項) |

(3)木曾川駅周辺地区

【まちづくりの方針】

公共交通の利便性を活かしたコンパクトなまちづくり

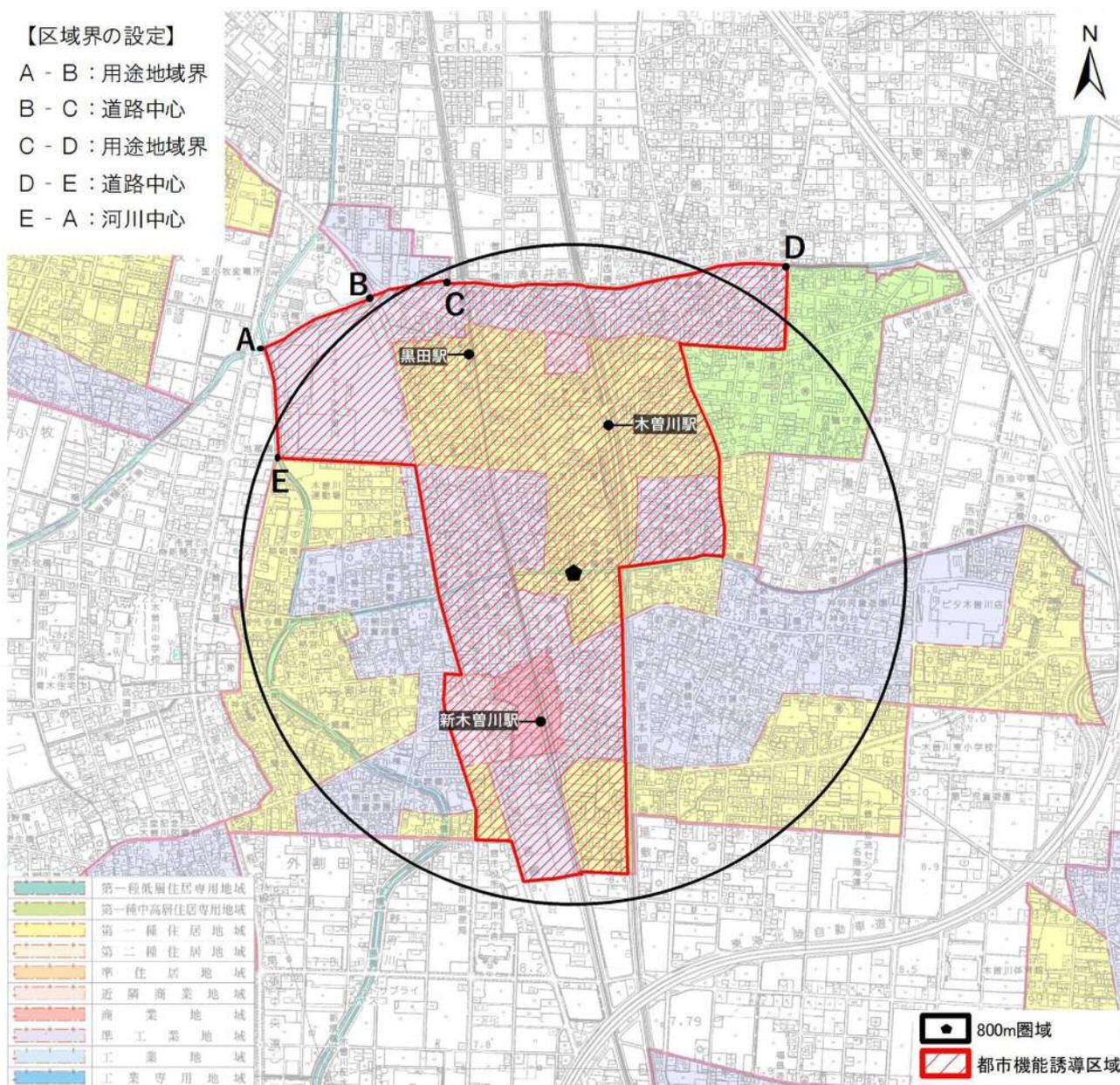
市北部の副次的都市拠点として、木曾川駅周辺を中心とした都市機能の集積を図ります。既存の商業機能や医療機能の向上に加え、子育て機能や介護福祉機能の誘導を促進します。

【区域設定の考え方】

県道名古屋一宮線と JR 東海道本線に囲まれ、木曾川駅、新木曾川駅、黒田駅の鉄道駅や既存の大規模商業施設、病院を含む区域を設定します(93.4ha)。

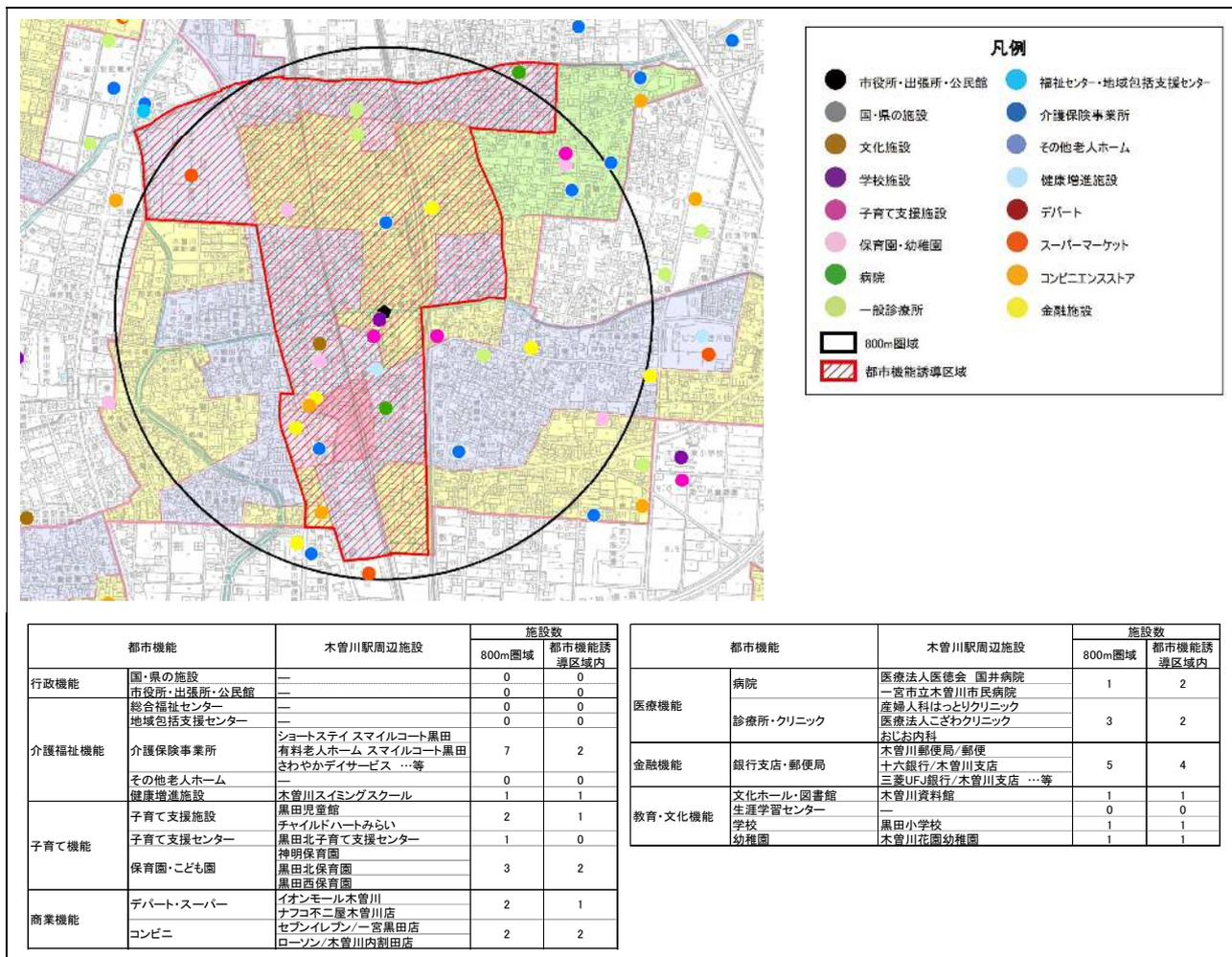
【区域界の設定】

- A - B : 用途地域界
- B - C : 道路中心
- C - D : 用途地域界
- D - E : 道路中心
- E - A : 河川中心



【都市機能の立地状況(2018年(平成30年)9月時点)】

木曾川駅周辺では、行政機能は徒歩圏から外れるものの、鉄道駅が3箇所立地しており、周辺にはその利便性を活かした商業施設などの都市機能が集積しています。



【誘導施設】

| | |
|--------|--|
| 介護福祉機能 | 健康増進施設 (健康増進施設認定規程第2条) |
| 子育て機能 | 認定こども園(公立を除く) (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項) |
| 商業機能 | 商業施設(生鮮食料品を取り扱うもの) (大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積10,000㎡以上の施設) 商業施設(生鮮食料品を取り扱うもの) (大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積3,000㎡以上10,000㎡未満の施設) |
| 医療機能 | 病院(病床20床以上) (医療法第1条の5第1項) |

(4) 丹陽町出張所周辺地区

【まちづくりの方針】

にぎわいの核となる拠点形成を目指したまちづくり

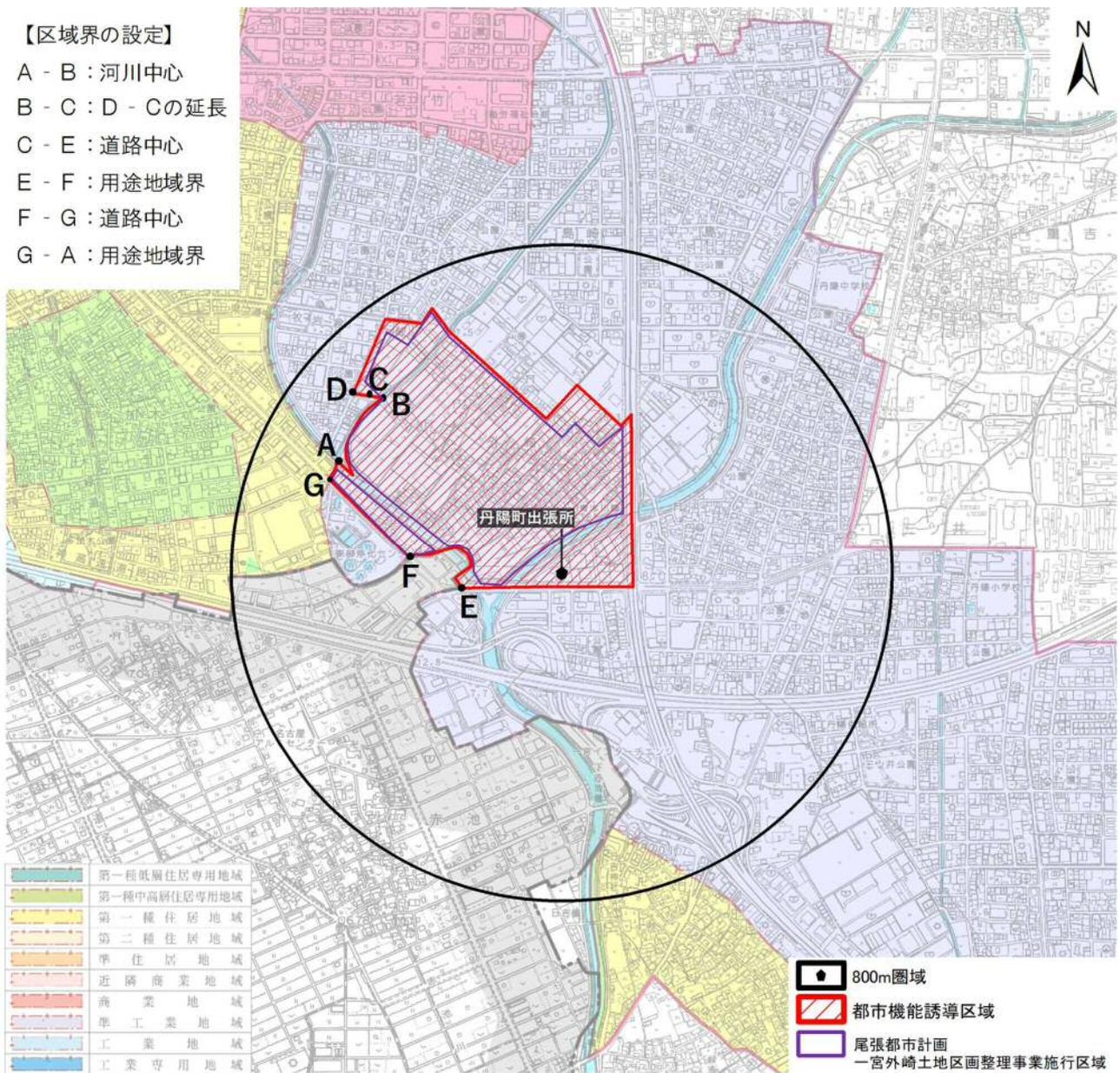
市南部における副次的都市拠点に並ぶ新たな拠点の形成のため、公共交通の充実、生活に必要な都市機能の誘導を促進します。

【区域設定の考え方】

丹陽町出張所周辺の土地区画整理事業施行区域と丹陽町出張所を含む区域を設定します(33.0ha)。

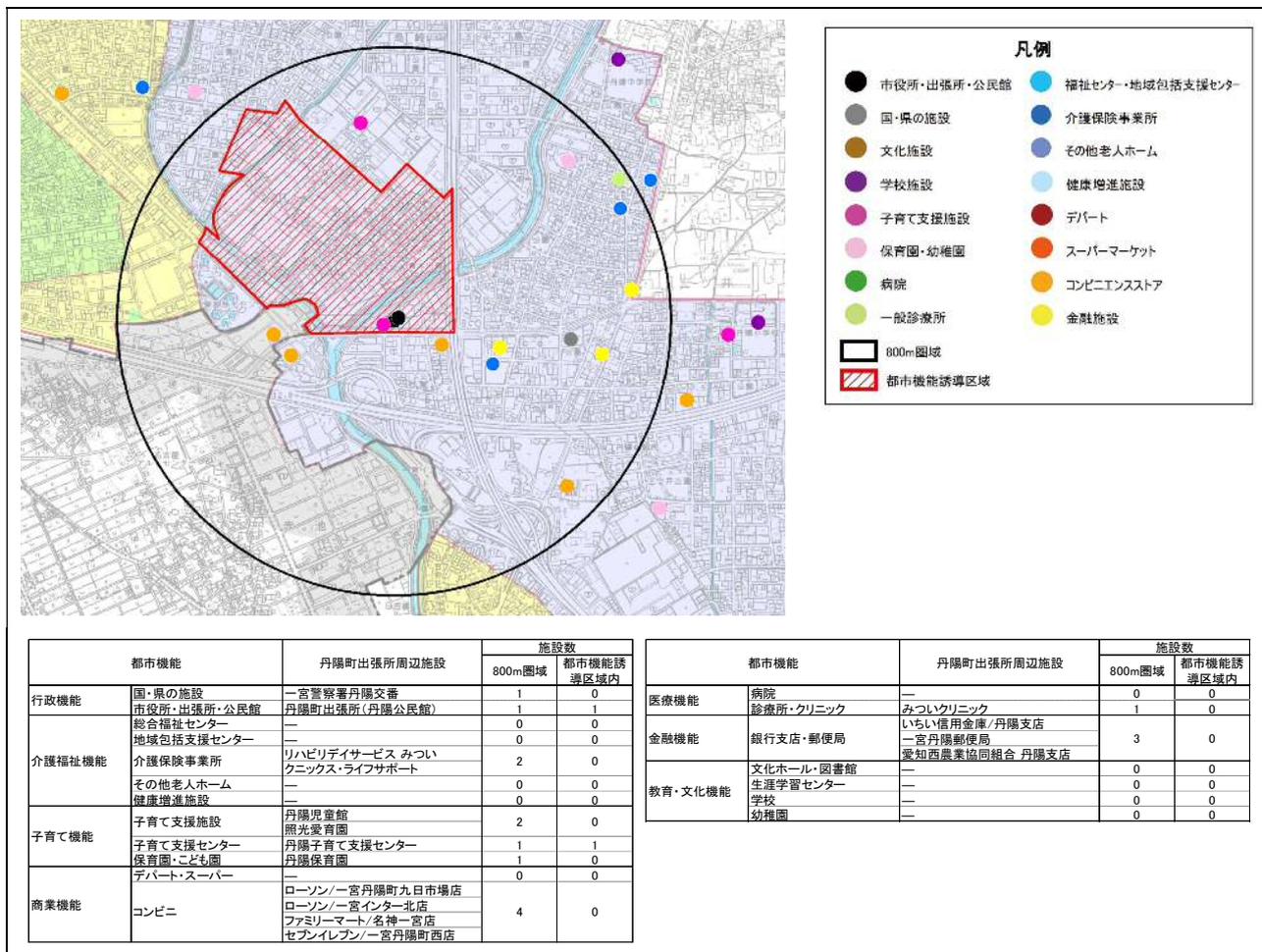
【区域界の設定】

- A - B : 河川中心
- B - C : D - Cの延長
- C - E : 道路中心
- E - F : 用途地域界
- F - G : 道路中心
- G - A : 用途地域界



【都市機能の立地状況(2018年(平成30年)9月時点)】

丹陽町出張所周辺では、多くの都市機能が不足していますが、将来的な人口増加に伴う都市機能への需要の高まりが予想されます。



【誘導施設】

| | |
|--------|--|
| 介護福祉機能 | 健康増進施設 (健康増進施設認定規程第2条) |
| 子育て機能 | 認定こども園(公立を除く) (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項) |
| 商業機能 | 商業施設(生鮮食料品を取り扱うもの) (大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積3,000㎡以上10,000㎡未満の施設) |
| 医療機能 | 病院(病床20床以上) (医療法第1条の5第1項) |

(5)大和町出張所周辺地区

【まちづくりの方針】

日常的な生活サービスの利便性向上に向けた都市機能の維持・拡充

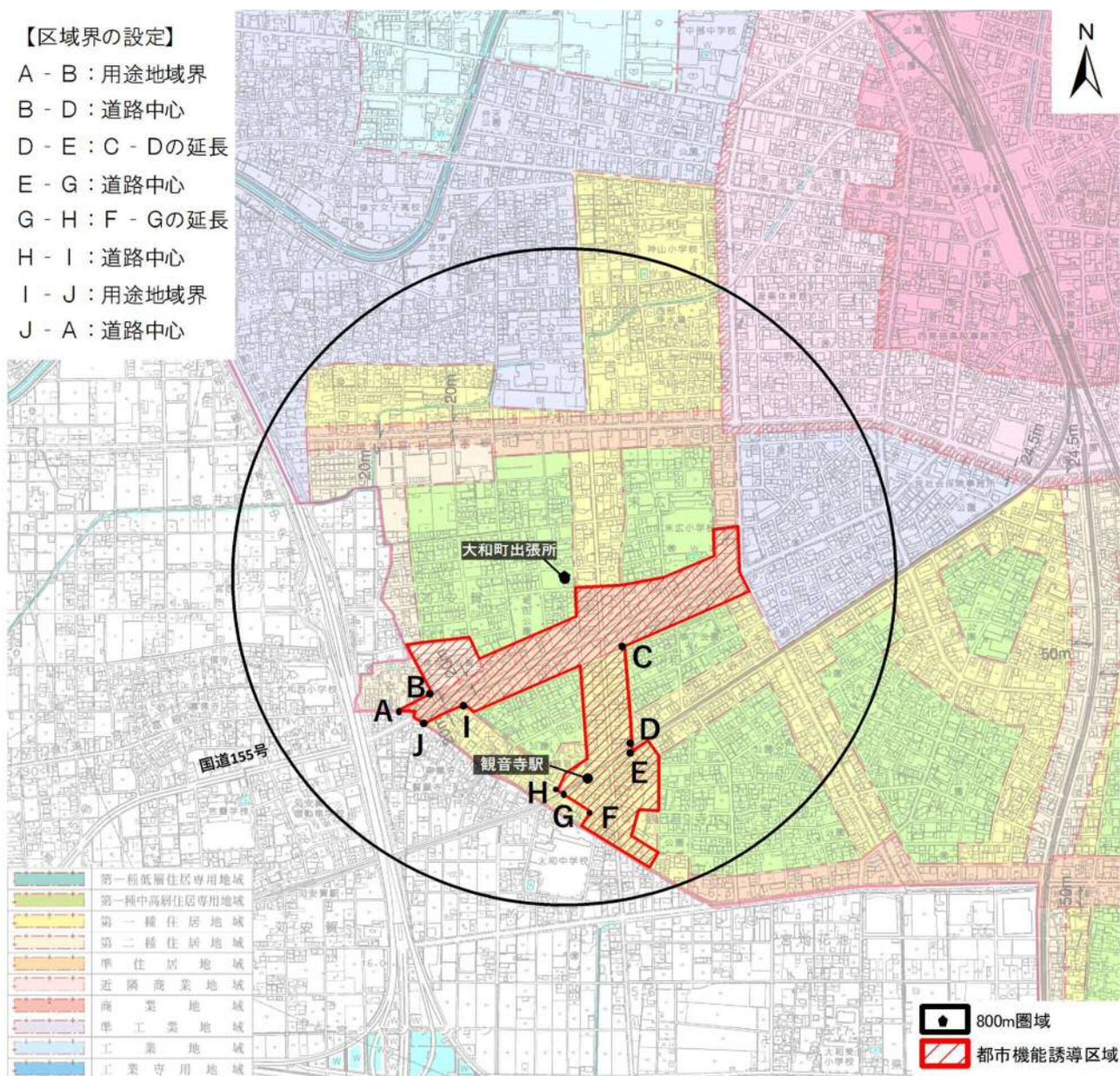
大和町出張所を中心とした地域の核として、都市機能の集積を図ります。
子育て機能や介護福祉機能、商業機能、医療機能の誘導を促進します。

【区域設定の考え方】

大和町出張所周辺の国道155号沿いの準住居地域とその南部の観音寺駅を含む第一種住居地域を設定します(18.3ha)。

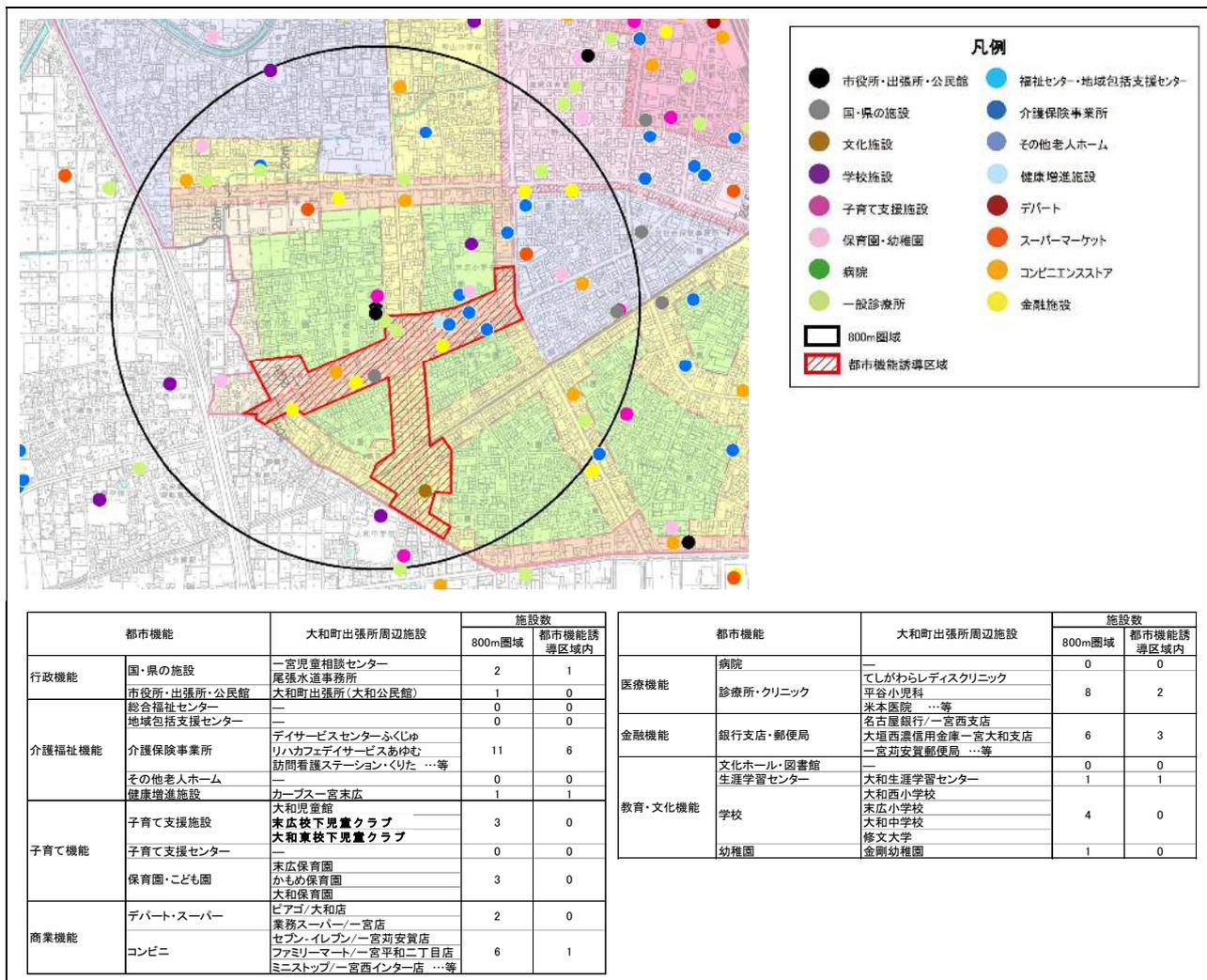
【区域界の設定】

- A - B : 用途地域界
- B - D : 道路中心
- D - E : C - Dの延長
- E - G : 道路中心
- G - H : F - Gの延長
- H - I : 道路中心
- I - J : 用途地域界
- J - A : 道路中心



【都市機能の立地状況(2018年(平成30年)9月時点)】

大和町出張所周辺では、介護福祉施設、商業施設が充実するほか、診療所やクリニックは多数立地しています。



【誘導施設】

| | |
|--------|--|
| 介護福祉機能 | 健康増進施設 (健康増進施設認定規程第2条) |
| 子育て機能 | 認定こども園(公立を除く) (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項) |
| 商業機能 | 商業施設(生鮮食料品を取り扱うもの) (大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積3,000㎡以上10,000㎡未満の施設) |
| 医療機能 | 病院(病床20床以上) (医療法第1条の5第1項) |

(6) 今伊勢町出張所周辺地区

【まちづくりの方針】

日常的な生活サービスの利便性向上に向けた都市機能の維持・拡充

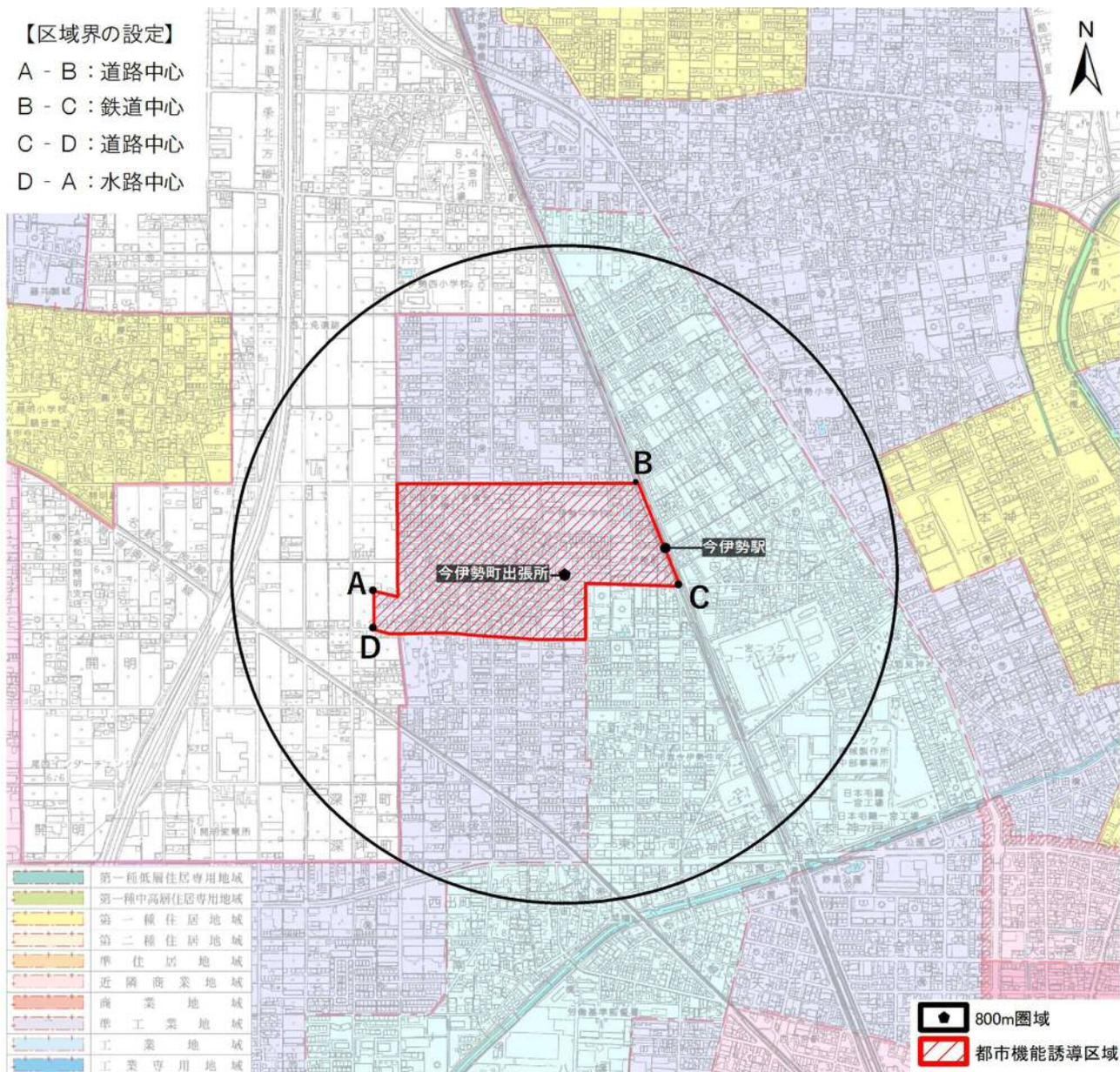
今伊勢町出張所を中心とした地域の核として、都市機能の集積を図ります。
医療機能の向上に加え、子育て機能や介護福祉機能、商業機能の誘導を促進します。

【区域設定の考え方】

今伊勢町出張所を含む準工業地域※に区域を設定します(21.8ha)。

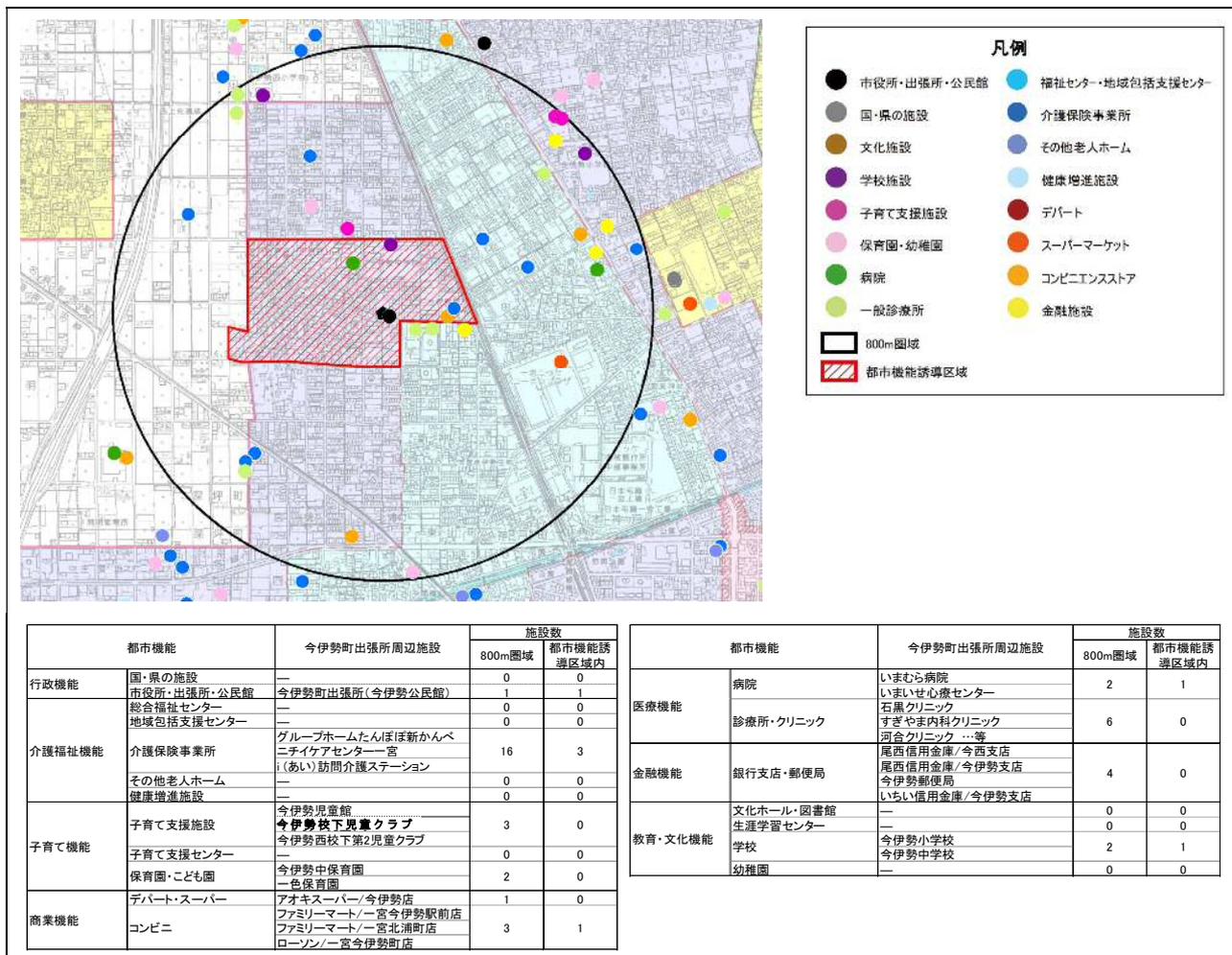
【区域界の設定】

- A - B : 道路中心
- B - C : 鉄道中心
- C - D : 道路中心
- D - A : 水路中心



【都市機能の立地状況(2018年(平成30年)9月時点)】

今伊勢町出張所周辺では、介護福祉施設、医療施設が充実していますが、子育て機能の施設は少ない状況です。



【誘導施設】

| | |
|--------|--|
| 介護福祉機能 | 健康増進施設 (健康増進施設認定規程第2条) |
| 子育て機能 | 認定こども園(公立を除く) (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項) |
| 商業機能 | 商業施設(生鮮食料品を取り扱うもの) (大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積3,000㎡以上10,000㎡未満の施設) |
| 医療機能 | 病院(病床20床以上) (医療法第1条の5第1項) |

(7)奥町出張所周辺地区

【まちづくりの方針】

日常的な生活サービスの利便性向上に向けた都市機能の維持・拡充

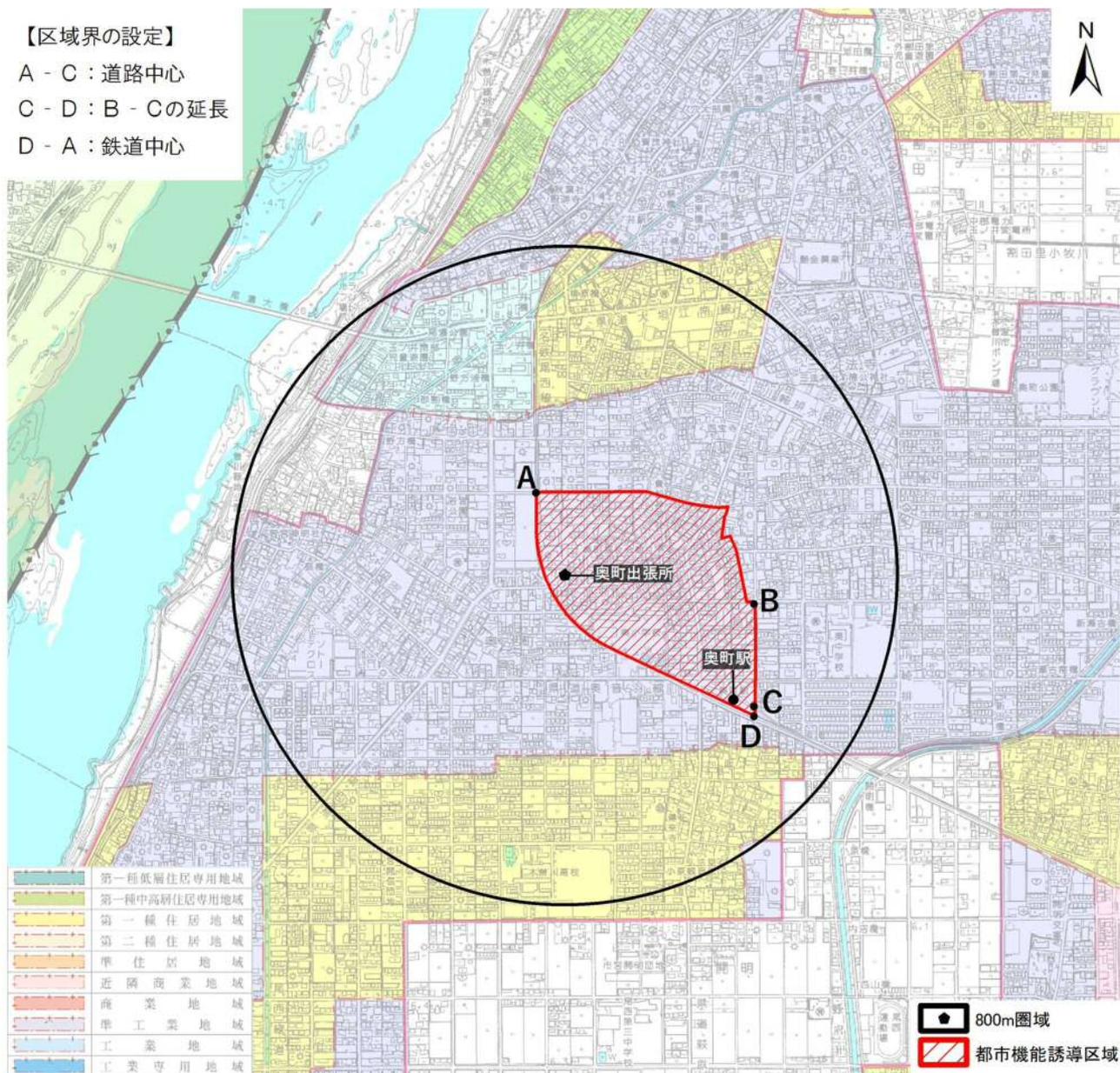
奥町出張所を中心とした地域の核として、都市機能の集積を図ります。
医療機能の向上に加え、子育て機能や介護福祉機能、商業機能の誘導を促進します。

【区域設定の考え方】

奥町出張所や奥町駅を含む準工業地域に区域を設定します(19.7ha)。

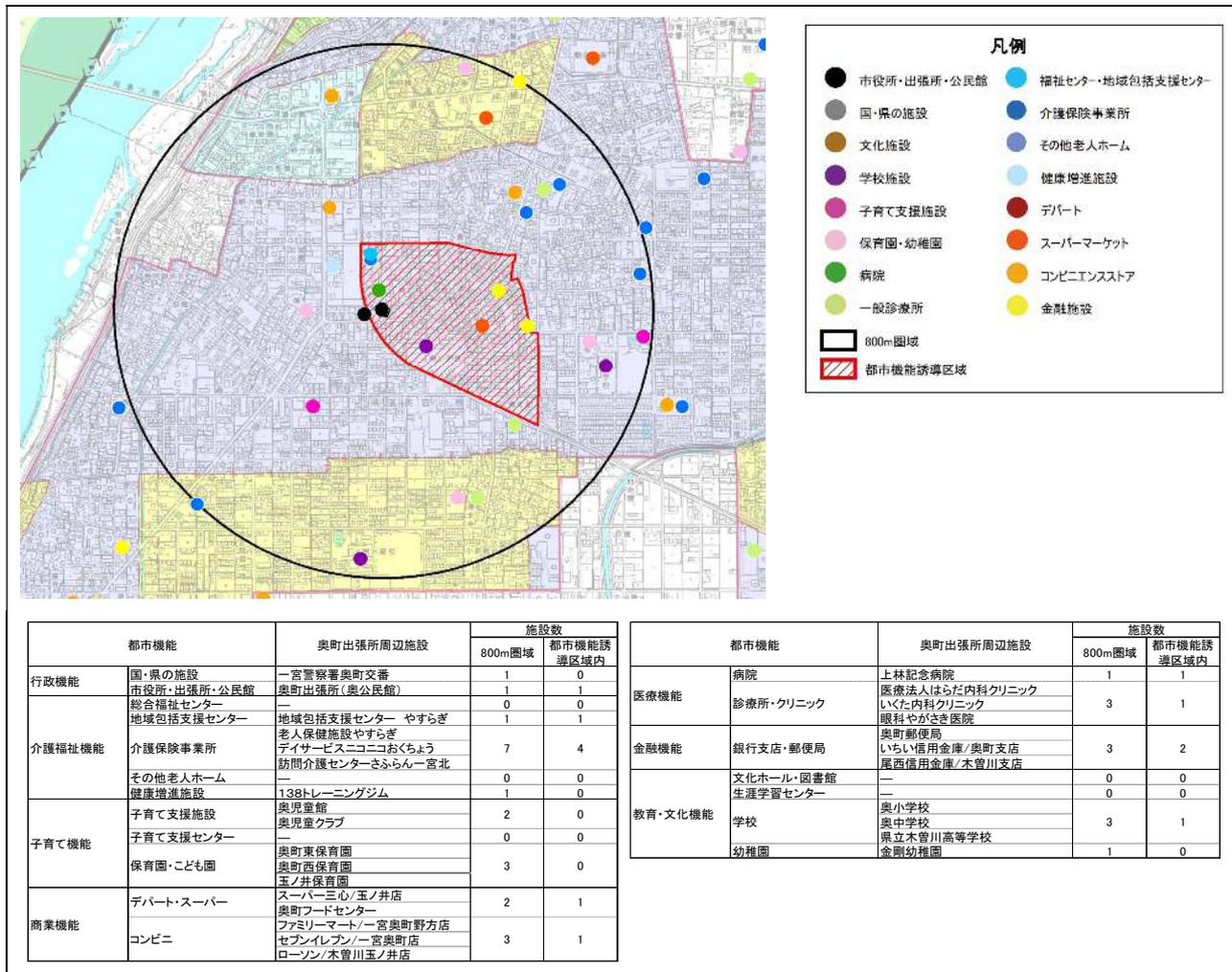
【区域界の設定】

- A - C : 道路中心
- C - D : B - Cの延長
- D - A : 鉄道中心



【都市機能の立地状況(2018年(平成30年)9月時点)】

奥町出張所周辺では、介護福祉施設、商業施設が充実するほか、診療所やクリニックは多数立地しています。

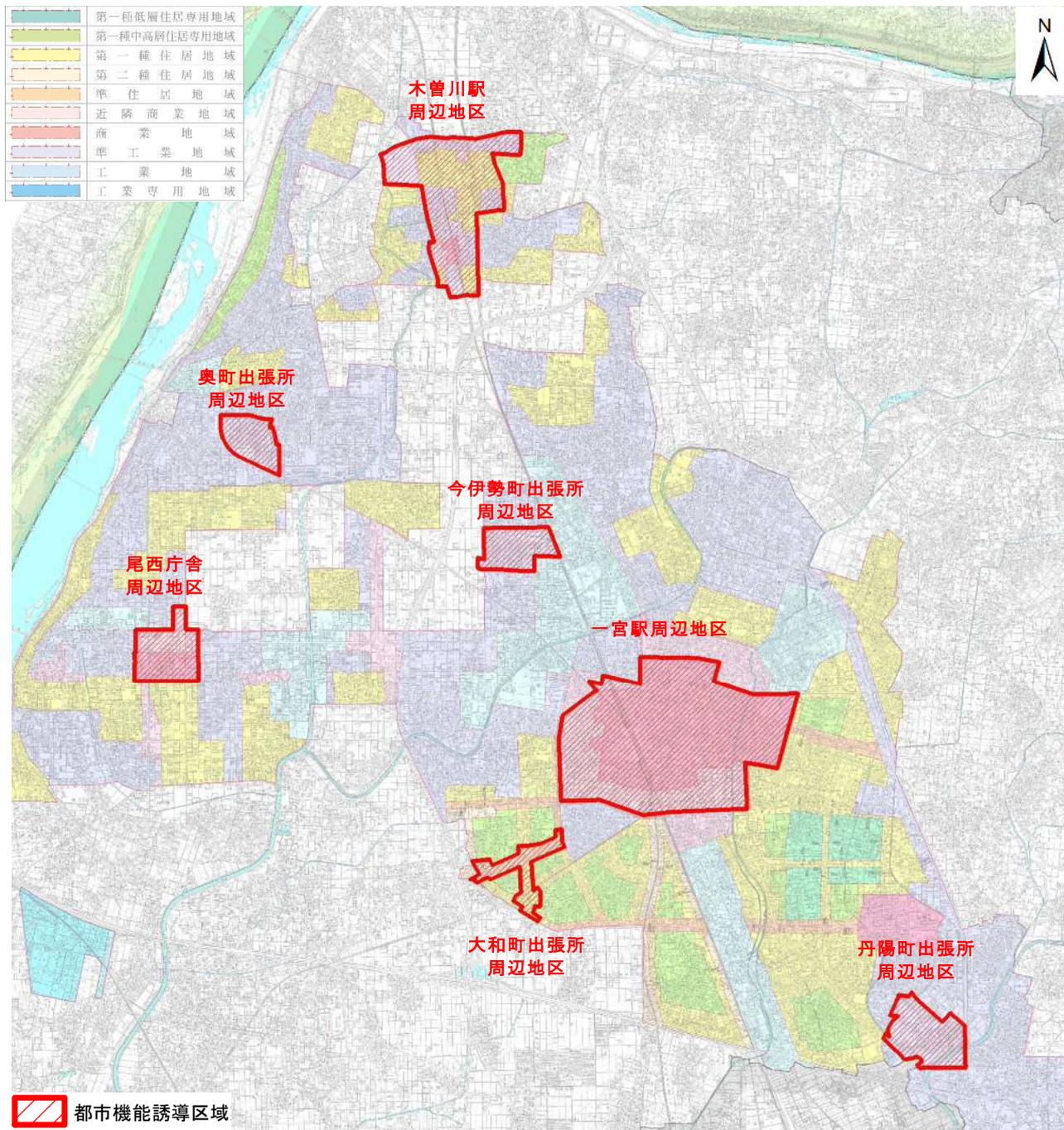


【誘導施設】

| | |
|--------|--|
| 介護福祉機能 | 健康増進施設 (健康増進施設認定規程第2条) |
| 子育て機能 | 認定こども園(公立を除く) (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項) |
| 商業機能 | 商業施設(生鮮食料品を取り扱うもの) (大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積3,000㎡以上10,000㎡未満の施設) |
| 医療機能 | 病院(病床20床以上) (医療法第1条の5第1項) |

■都市機能誘導区域全体図

【都市拠点】【副次的都市拠点】及び【地域生活拠点(市街化区域内)】の都市機能誘導区域(計7か所)の総面積は438.5ha(市街化区域に占める割合：11.5%)となります。



■都市機能誘導区域と都市機能誘導施設 (◎：既存施設の維持を含む)

| 機能 | 都市機能誘導施設 | 一宮駅周辺地区 | 尾西庁舎周辺地区 | 木曾川駅周辺地区 | 丹陽町出張所周辺地区 | 大和町出張所周辺地区 | 今伊勢町出張所周辺地区 | 奥町出張所周辺地区 |
|------|-----------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | 223.4ha(5.9%) | 28.9ha(0.8%) | 93.4ha(2.5%) | 33.0ha(0.9%) | 18.3ha(0.5%) | 21.8ha(0.6%) | 19.7ha(0.5%) |
| 介護福祉 | 健康増進施設 | ◎ | ○ | ◎ | ○ | ◎ | ○ | ○ |
| 子育て | 認定こども園(公立を除く) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 商業 | 商業施設 (生鮮食品を取り扱うもの) | 10,000㎡以上 | - | ◎ | - | - | - | - |
| | | 3,000㎡以上 | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 10,000㎡未満 | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 医療 | 地域医療支援病院(病床200床以上) | ◎ | - | - | - | - | - | - |
| | 病院(病床20床以上) | ○ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ◎ | ◎ |

都市機能誘導区域面積計：438.5ha(11.5%) (市街化区域面積3,802ha)

4 誘導施策

立地適正化計画制度に基づく届出などの運用や国などの支援施策を活用し、誘導施設の誘導を推進します。

また、市が現在行っている施策に加え、今後新たに取組む施策を検討し、段階的な誘導施設の充実を図ります。

(1) 国などが直接行う施策

① 税制上の特例

◆ 誘導施設に対する税制上の特例措置

都市機能を誘導する区域の外から内への事業用資産の買換特例

80%課税繰り延べ

誘導する都市機能の整備の用に供する土地などを譲渡した場合の特例

- ・ 居住用資産を譲渡し、整備された建築物を取得する場合
買換特例 所得税 100%
- ・ 居住用資産を譲渡し、特別の事情により整備された建築物を取得しない場合の所得税（個人住民税）の軽減税率
原則：15%（5%）→6,000万円以下 10%（4%）
- ・ 長期保有（5年超）の土地などを譲渡する場合
所得税（個人住民税）：軽減税率 原則 15%（5%）→2,000万円以下 10%（4%）
法人税：5%重課→5%重課の適用除外

② 金融上の特例

◆ 民間都市開発推進機構※による支援措置

（まち再生出資業務の支援要件）

| | |
|------------------|---|
| 事業規模 (事業区域面積) | ・ 誘導施設を含む事業:500m ² 以上 ・ 誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を含む事業：0.1ha 以上 |
| 整備要件 | 緑地、広場などの公共施設の整備を伴うもの |
| 支援対象 | 上記区域・規模要件などを満たし、国土交通大臣の認定を受けた民間都市開発事業に係る次のもの ・ 認定を受けた事業者（専ら、認定事業を目的とする株式会社、合同会社又は特定目的会社） ・ 認定を受けた事業者（開発の主体）から建築物及び敷地（信託受益権を含む）を取得し、管理・処分を行う者（床取得会社など、専ら、その取得・管理・処分を目的とする株式会社、合同会社又は特定目的会社） ・ 認定事業に係る不動産特定共同事業契約に基づく出資 など |
| 限度額 | 以下の額のうち最も少ない額 ①「公共施設等整備費」、②「総事業費の50%」、③「資本の額の50%」 注）誘導施設がある場合は、その整備費を①に上積みできる |
| 事業採算性 | 10年以内に配当等を行うことが確実であると見込まれること など |

(2) 国の支援を受けて行う施策

- ◆ 社会資本整備総合交付金※の活用
- ◆ 都市機能立地支援事業※の活用

■ 社会資本整備総合交付金や都市機能立地支援事業を活用したまちづくり

地域の生活を支え、公共交通の利用促進につながる生活に必要な都市機能を整備 (生活拠点誘導施設)

近接する公共交通と一体的な施設整備



待合スペースのイメージ

複数の敷地の集約・整序を行い、土地を有効利用し、生活に必要な都市機能を整備 (中心拠点誘導施設)



細分化された敷地に建築物が立地 敷地を集約し、医療施設を整備

「都市再構築戦略事業」では、誘導施設の整備とともに、都市の再構築の効果を促進する基盤整備等を含めた総合的なまちづくり計画とする必要があります。



既存ストックの有効活用を図るためコンバージョンにより生活に必要な都市機能を整備 (中心拠点誘導施設)



核テナントが撤退し、空きフロアが存在 既存ストックを活用し、子育て支援施設や社会福祉施設等を整備

中心拠点の核の形成に向けて、生活に必要な都市機能を複合整備 (中心拠点誘導施設)



病院と看護学校を複合整備し、都市機能を確保

低・未利用地※を活用し、土地を有効利用することにより、生活に必要な都市機能を確保 (中心拠点誘導施設)



まちなかに低・未利用地が存在 低・未利用地を活用し、教育施設を整備

※低・未利用地とは、指定容積率の充足率が1/3以下の土地利用を行っているものとする。

資料：国土交通省「都市機能立地支援事業 都市再構築戦略事業パンフレット」

(3) 本市が独自に行う施策

- ◆ 市街地再開発事業※及び優良建築物等整備事業※(一宮駅周辺地区地区計画※の区域)
- ◆ 土地区画整理事業 (丹陽町外崎地区)
- ◆ 共同化に対する優良建築物等整備事業補助による公的支援
- ◆ 特定用途における容積率・用途制限の緩和の検討
- ◆ 都市機能誘導区域内の空き家空き店舗を、都市機能誘導施設に利活用した場合におけるインセンティブの付与の検討
- ◆ 地下駐車場と地上部の一体整備によるまちなかのにぎわい創出に向けた利活用の検討 (一宮駅東地下駐車場・銀座通公共駐車場)

(優良建築物等整備事業の概要)

| | |
|---------|--|
| 事業の要件 | ・ 2人以上の地権者による敷地の共同化 (2人の場合は200㎡未満又は不整形な敷地などを含む) |
| 敷地の事業要件 | ・ 幅員6m以上の道路に4m以上接すること ・ 一定規模以上の空地を確保すること ・ 面積が500㎡以上であること |
| 建物の事業要件 | ・ 3階以上であること ・ 耐火建築物又は準耐火建築物であること ・ 一定のバリアフリー要件を満たしていること ・ 容積率400%を超えること ・ 建築物が接する道路のうち、最も幅員の広い道路に面する1階の過半には商業・業務機能を有すること |
| 対象地区の要件 |  <p>対象区域 ※容積率が600%の区域</p> <p>駅東地区 駅西地区</p> |

(4)届出制度について

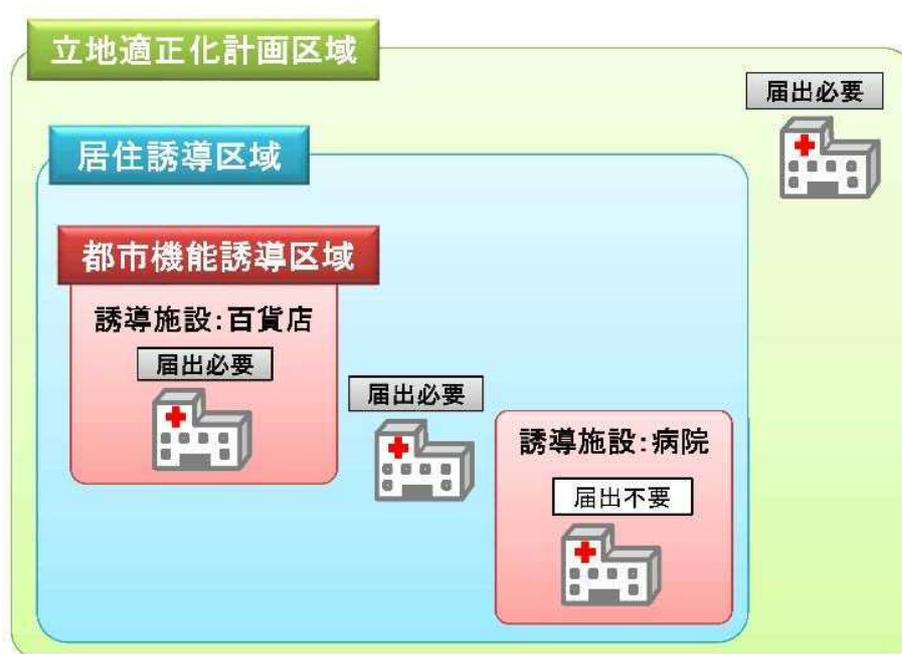
届出制度とは、法第108条の規定に基づき、誘導施設の整備の動きを市が把握し、今後の取り組みに活用するために行うものです。

■都市機能誘導区域外において届出の対象となる行為

| | |
|-------|---|
| 開発行為 | ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合 |
| 建築等行為 | ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合 |

■都市機能誘導区域内において届出の対象となる行為

| | |
|-------|-------------------------|
| 休止・廃止 | ・ 誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合 |
|-------|-------------------------|



資料：国土交通省「改正都市再生特別措置法等について」

■都市機能誘導施設と届出対象となる区域

(○：届出必要 ー：届出不要)

| 機能 | 都市機能誘導施設 | 届出対象区域 | | | | | | | |
|------|------------------------|-----------------------|----------|-----------|-----------|-------------|-------------|--------------|------------|
| | | 市内 区域外 | 都市機能誘導区域 | | | | | | |
| | | | ① 一宮駅 | ② 尾西庁舎 | ③ 木曾川駅 | ④ 丹陽町出張所 | ⑤ 大和町出張所 | ⑥ 今伊勢町出張所 | ⑦ 奥町出張所 |
| 介護福祉 | 健康増進施設 | ○ | ー | ー | ー | ー | ー | ー | ー |
| 子育て | 認定こども園(公立を除く) | ○ | ー | ー | ー | ー | ー | ー | ー |
| 商業 | 商業施設 (生鮮食料品を取り扱うもの) | 10,000㎡以上 | ○ | ○ | ー | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 3,000㎡以上 10,000㎡未満 | ○ | ー | ー | ー | ー | ー | ー |
| 医療 | 地域医療支援病院(病床200床以上) | ○ | ー | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 病院(病床20床以上) | ○ | ー | ー | ー | ー | ー | ー | ー |

注) 都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合は、全ての施設及び区域で届出を行っていただく必要があります。

序論
立地適正化計画について

第1章
都市構造上の課題に対する
分析・整理

第2章
立地適正化計画に関する
基本的な方針

第3章
都市機能誘導区域について

第4章
居住誘導区域について

第5章
防災指針

第6章
計画の評価

五
結
論

第4章 居住誘導区域について

1 居住誘導区域の設定の考え方

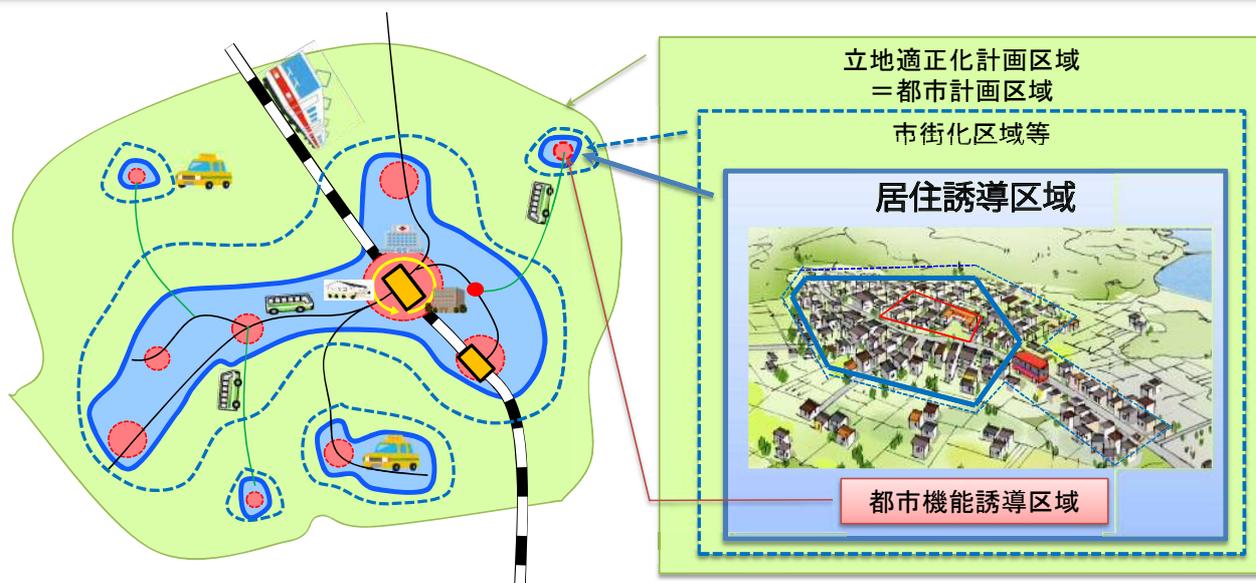
(1) 居住誘導区域とは

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のことです。

■ 居住誘導区域として定めることが考えられる区域（都市計画運用指針より）

- ① 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- ② 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ③ 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

注) 災害リスクを伴う区域については、警戒避難体制の整備状況や災害を防止又は軽減するための施設の整備状況等を総合的に勘案して、居住を誘導すべきでないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まないこととされています。居住誘導区域に含む場合には、より高いレベルで避難の確実性・迅速性を向上させるための措置を講じるとともに、立地適正化計画内にそれらの措置や詳細を明示するなど、実効性を担保することが必要とされます。



資料：国土交通省「改正都市再生特別措置法等について」

(2) 区域の設定方針

誘導方針に基づき、子育て世代や高齢者ニーズに合った利便性の維持・向上に向けた人口集積や基幹的公共交通のサービスレベルの低下防止、既存ストックの有効活用に向け、居住誘導区域を設定します。

また、良好な居住環境を確保するため、工業系土地利用としての活用を促進すべき区域については、居住誘導区域から除外します。

最終的な居住誘導区域界の設定においては、上記の範囲を目安とし、地形・地物や用途地域の指定状況など地域の一体性を考慮した区域の設定を行います。

なお、災害リスクの高い地域については、都市機能誘導区域の設定における考え方と同様、堤防整備や河道改修、下水道施設整備、避難所の耐震化などのハード面での取組に加え、住民に対する危険箇所の周知や防災訓練を通じた避難体制の確立などのソフト面においても防災に取り組んでいることから、誘導区域に含めることとします。

■ 区域設定の考え方

① 居住誘導区域に『含む』区域の設定
(条件1～3)



② 居住誘導区域に『含めない』区域の設定
(条件4)



③ 地形・地物、用途地域の指定状況から
具体的な区域界を設定

【居住誘導区域に『含む』区域】

【拠点の利便性を活かす居住地の形成】

条件 1

介護福祉機能や子育て機能、商業機能、医療機能の誘導による子育て世代や高齢者ニーズに合った利便性の維持・向上と合わせた人口の集約に向け、都市機能誘導区域及び都市機能誘導区域の徒歩圏を居住誘導区域に設定します。

条件 1-1：都市機能誘導区域

条件 1-2：都市機能誘導区域の徒歩圏（鉄道駅又は市役所・出張所から 800m 圏域）

条件 2

【公共交通網と連携のとれた居住地の形成】

将来的な人口密度の低下による基幹的公共交通などのサービスレベルの低下を防止するため、基幹的公共交通などを利用可能な徒歩圏を居住誘導区域に設定します。

条件 2：基幹的公共交通などを利用可能な徒歩圏（鉄道駅 800m 圏域、バス停 500m 圏域）

条件 3

【既存ストックを活かした居住地の形成】

土地区画整理事業による面的な都市基盤施設の整備が完了している、又は事業中である地域については、居住誘導区域に設定します。

条件 3：土地区画整理事業区域

【居住誘導区域に『含めない』区域】

条件 4

【工業系土地利用としての活用促進】

良好な居住環境を確保していくため、工業専用地域については、居住誘導区域から除くこととします。また、工業地域及び準工業地域のうち現状として工業的土地利用の割合が高い地域については、居住誘導区域から除くこととします。

条件 4-1：工業専用地域、

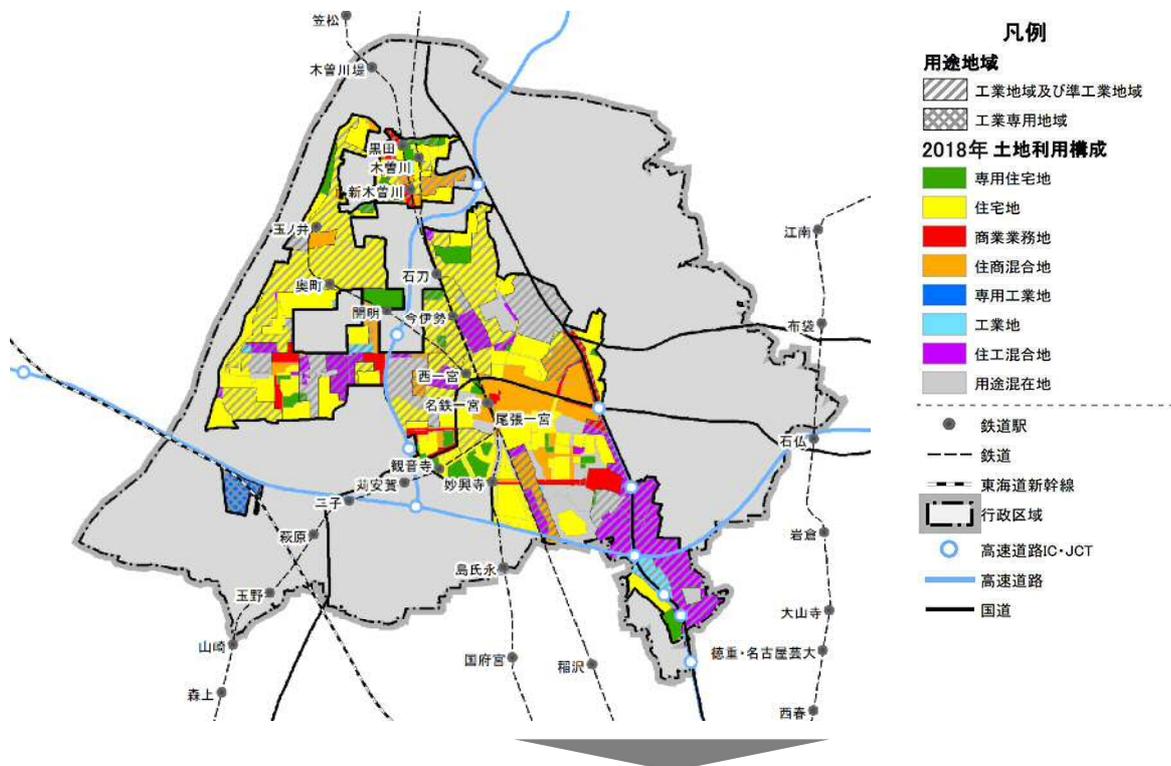
条件 4-2：工業地域及び準工業地域のうち工業的土地利用の割合が高い地域（工業地）

②居住誘導区域に『含めない』区域

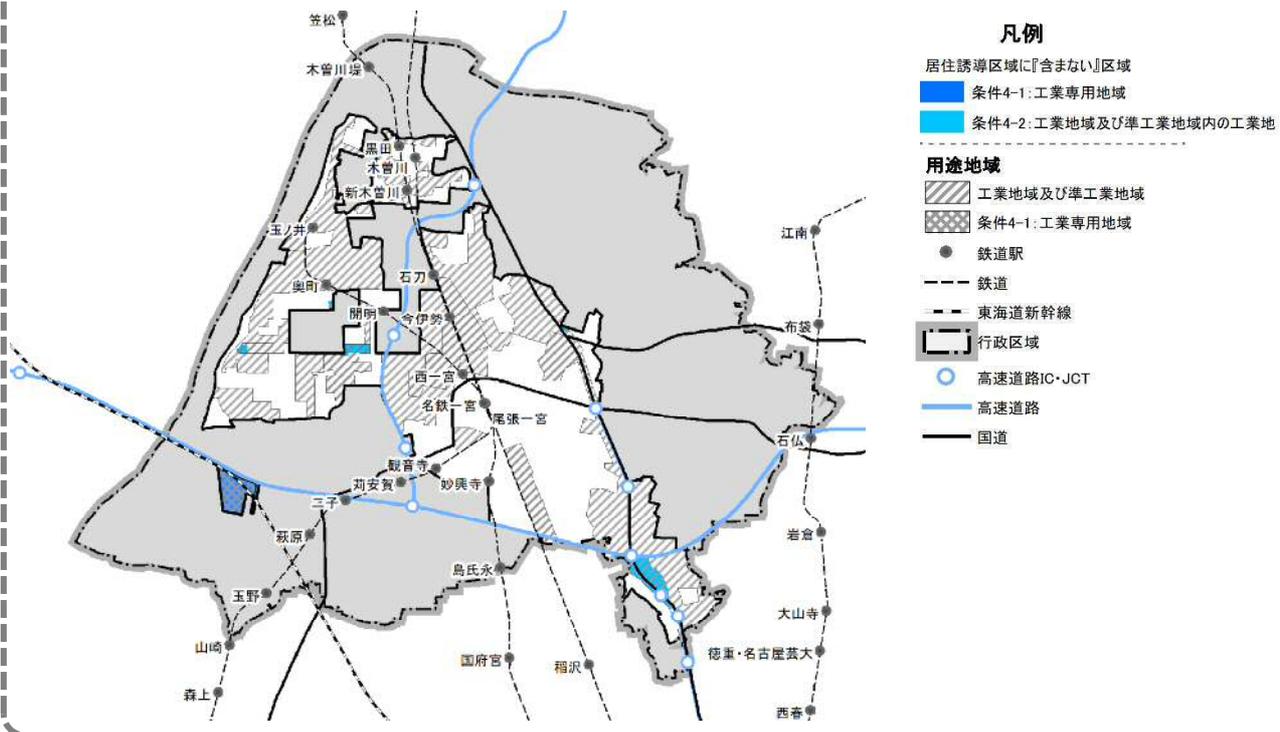
区域の設定方針に基づき、工業専用地域は居住誘導区域から除外します。

また、工業地域及び準工業地域においては、2018年（平成30年）の土地利用実態の結果を踏まえ、工業的土地利用の割合が高い工業地を除外します。

■工業系用途地域の指定状況と土地利用構成



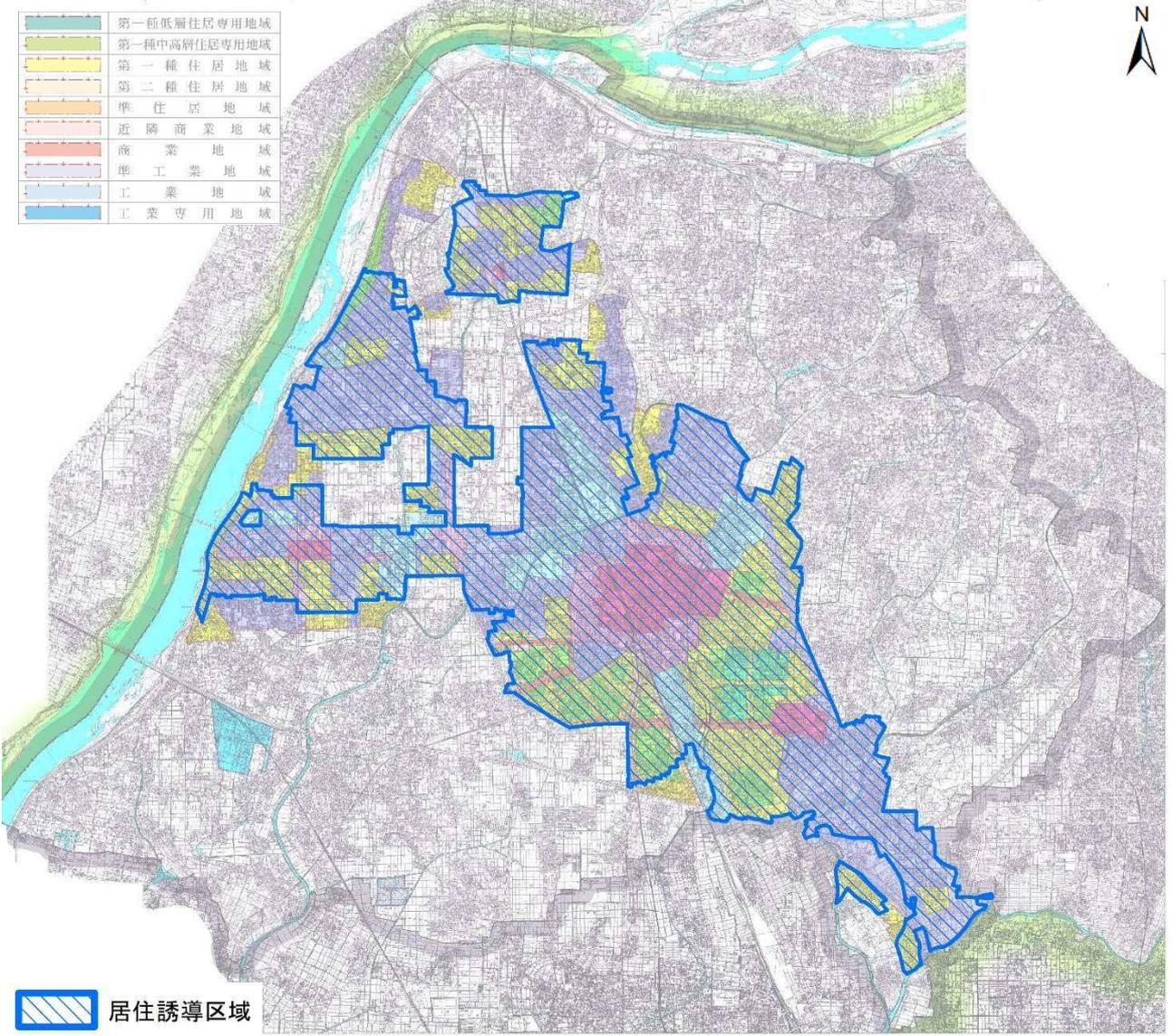
■居住誘導区域に含めない範囲(条件4-1及び条件4-2)



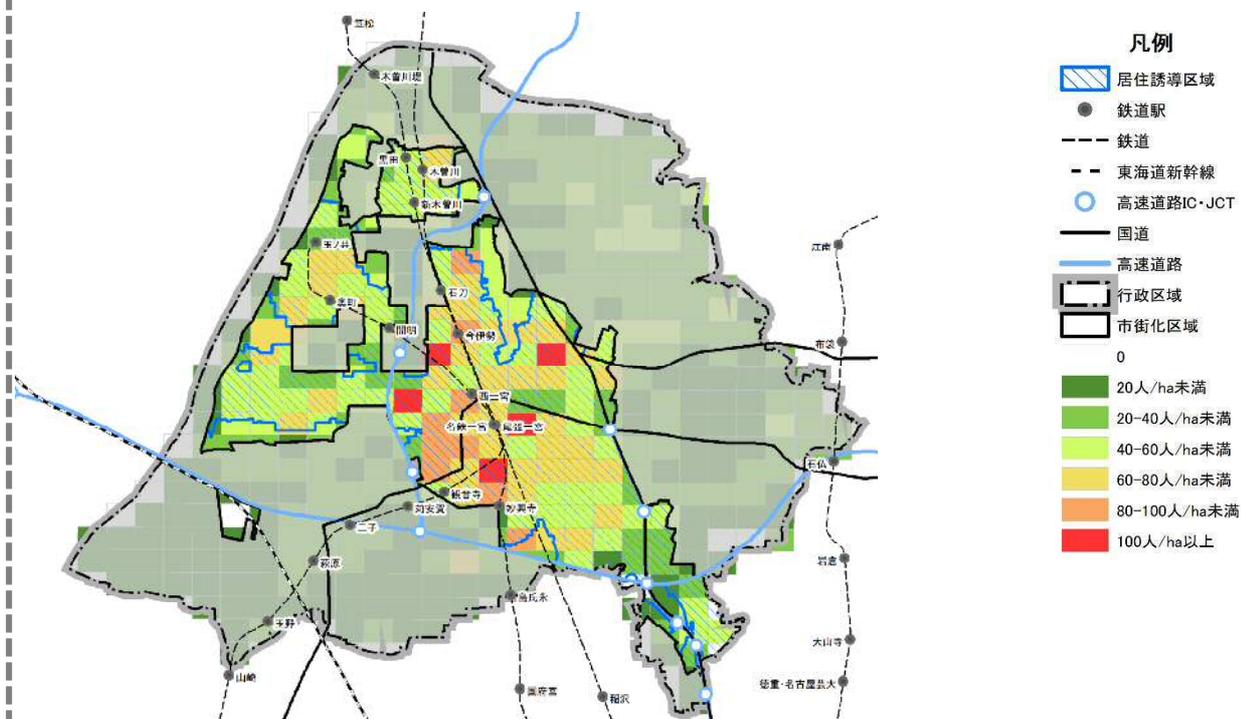
2 居住誘導区域

居住誘導区域の設定条件1～4に該当する範囲を考慮し、区域界を地形・地物や用途地域の指定状況などで精査した区域を居住誘導区域に設定します。総面積は3,171.5ha（市街化区域に占める割合：83.4%）となります。

■居住誘導区域



■参考：居住誘導区域及び2040年(令和22年)人口密度



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018年(平成30年)推計)」

3 誘導施策

(1) 居住誘導施策

居住誘導区域の施策・誘導方針に基づき、子育て世代や高齢者が安心・快適に暮らせる居住環境の形成を図ります。

- ◆市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業（一宮駅周辺地区地区計画の区域）
- ◆共同化に対する優良建築物等整備事業補助による公的支援
- ◆土地区画整理事業（外崎地区）
- ◆居住誘導区域内の空き家などへの入居に伴うインセンティブの検討
- ◆居住誘導区域外から区域内への住み替えに伴うインセンティブの検討
- ◆公共交通の充実に向けた取組の検討

(2) 届出制度について

法第 88 条第 1 項の規定により、届出制度を運用します。

居住誘導区域外で以下の行為に着手しようとする場合、その 30 日前までに市長への届出が必要となります。

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>① 居住誘導区域外における開発行為</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為 例：届出必要 3 戸の開発行為  ・ 1 戸又は 2 戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、規模が 1,000 ㎡以上のもの 例：届出必要 1,300 ㎡ 1 戸の開発行為  例：届出不要 800 ㎡ 2 戸の開発行為  |
| <p>② 居住誘導区域外における建築等行為</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合 例：届出必要 3 戸の建築行為  例：届出不要 1 戸の建築行為  ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合 |
| <p>③ 届出内容の変更</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ ①、②の届出内容を変更する場合 |

開発行為：建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう（都市計画法第 4 条第 12 項）

資料：国土交通省「改正都市再生特別措置法等について」

なお、居住誘導区域内における住宅等の開発行為等は届出の対象になりません。また、居住誘導区域外における住宅等の開発行為等であっても、「仮設のもの」「非常災害のための応急措置」「都市計画事業となるもの」などは、届出の対象になりません。

| | |
|--------------------------|--|
| <p>届出の対象と ならない行為</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住誘導区域内における住宅等の開発行為等 ・ 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為 ・ 上記の住宅等の新築 ・ 建築物を改築し、又はその用途を変更して上記の住宅等とする行為 ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 ・ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為 |
|--------------------------|--|

資料：国土交通省「改正都市再生特別措置法等について」

第5章 防災指針

1 防災指針について

近年の全国各地で頻発・激甚化する自然災害に対応するため、2020年（令和2年）9月の都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画に防災指針を定めることが必要になりました。

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、この指針に基づく具体的な取組とあわせて立地適正化計画に定めるものです。

様々な災害のうち、洪水、内水、高潮による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されていることも多いことから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難です。また、地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域から除外を行うことには限界があります。このため、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められます。

本市では、立地適正化計画を2020年（令和2年）8月に策定し、既に居住誘導区域を設定しています。区域の設定にあたり、災害リスクの高い地域については、堤防整備や河道改修、下水道施設整備、避難所の耐震化などのハード面での取組に加え、住民に対する危険箇所の周知や防災訓練を通じた避難体制の確立などのソフト面からも取り組んでいくことで、居住誘導区域に含めることとしています。

以上を踏まえ、本市における防災指針は、現行の居住誘導区域における災害リスクを分析した上で、防災まちづくりの方針や具体的な取組を定めるものです。

■防災指針の構成

- 1 防災指針について
 - ・ 防災指針を作成する背景や目的を記載
- 2 災害ハザード情報の整理
 - ・ 本市において想定されている災害ハザード情報を整理
- 3 防災上の課題
 - ・ 災害ハザード情報と都市情報を重ね合わせることで、災害リスクを分析
 - ・ 災害リスクの分析結果を踏まえて防災上の課題を整理
- 4 防災まちづくりの方針
 - ・ 防災上の課題を踏まえて、防災まちづくりの方針を記載
- 5 具体的な取組及びスケジュール
 - ・ 防災まちづくりの方針に対応した具体的な取組及びスケジュールを記載

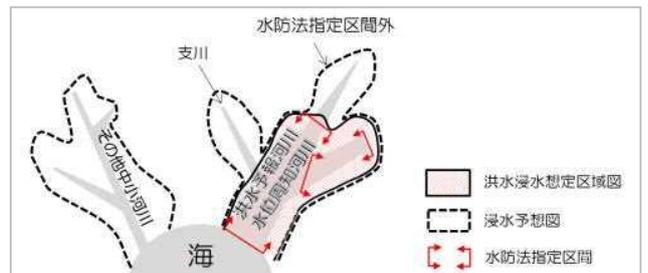
2 災害ハザード情報の整理

本市においては、洪水、ため池、高潮、地震、液状化の災害ハザードが想定され、内水については浸水実績が整理されています。一方、土砂災害及び津波[※]については、想定されていません。

■災害ハザード情報一覧

| 種別 | | ハザード情報 | | 出典 |
|-----|-----------------------|--------|--|---|
| 洪水 | 浸水想定区域 | 木曾川 | 【計画規模】 ・浸水深 【想定最大規模】 ・浸水深 ・浸水継続時間 ・家屋倒壊等氾濫想定区域 【水害リスクマップ(多段階の浸水想定図の重ね合わせ)】 ・現況河道 ・中長期河道 | 木曾川上流河川事務所資料(2020年(令和2年)4月24日指定) |
| | | | | 木曾川上流河川事務所資料(2023年(令和5年)11月30日公表) |
| | 浸水予想図 | 日光川流域 | 【計画規模】 ・浸水深 【想定最大規模】 ・浸水深 ・浸水継続時間 ・家屋倒壊等氾濫想定区域 | 愛知県資料(2019年(令和元年)9月30日指定) |
| | | 新川流域 | | 愛知県資料(2020年(令和2年)5月29日指定) |
| | | 郷瀬川流域 | | 愛知県資料(2020年(令和2年)4月10日指定) |
| 内水 | 浸水実績 | | ・浸水区域 | 一宮市資料 |
| ため池 | 浸水想定区域 | | ・浸水深 | 愛知県資料(2020年(令和2年)5月13日作成) |
| 高潮 | 浸水想定区域 | | 【室戸台風規模・堤防等決壊あり】 ・浸水深 ・浸水継続時間 | 愛知県資料(2021年(令和3年)6月) |
| 津波 | 津波災害警戒区域 [※] | | 該当なし | |
| 地震 | | | 震度 | 愛知県資料(2014年(平成26年)5月公表、2015年(平成27年)12月修正) |
| 液状化 | | | 液状化危険度 | |

注) 浸水予想図: 水防法の指定河川における「洪水浸水想定区域図」に加えて、水防法の指定区間外(上流部や支川)の浸水リスク情報として愛知県が公表したものを「浸水予想図」は、水防法指定区間外や支川からの氾濫も含まれることから、「洪水浸水想定区域図」よりも浸水範囲が広い。



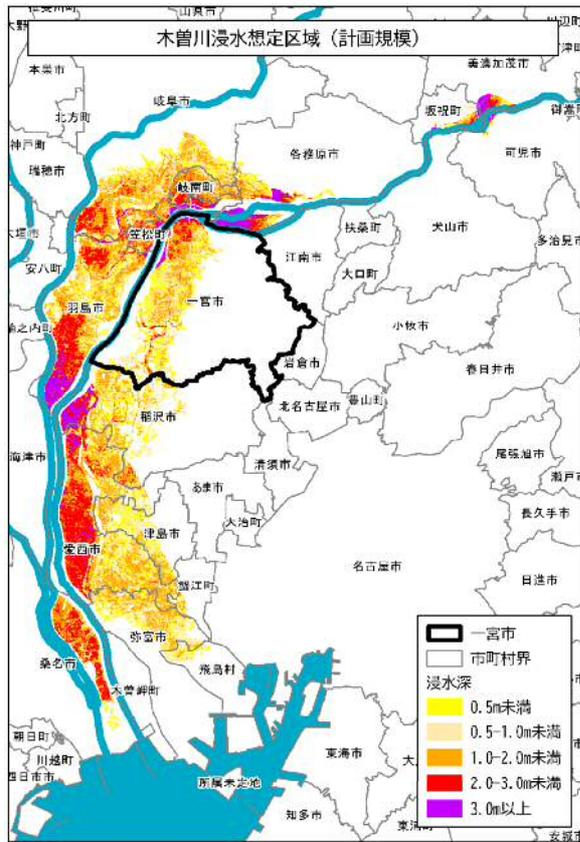
注) 本市において想定されている災害ハザードについて、愛知県から日光川、領内川、五条川、青木川の浸水想定区域図が公表されているが、日光川流域浸水予想図に日光川・領内川の浸水想定区域、新川流域浸水予想図に五条川・青木川の浸水想定区域が含まれていることから、上記4河川の浸水想定区域は災害ハザード情報一覧には記載していない。

■災害ハザード（洪水浸水想定区域）

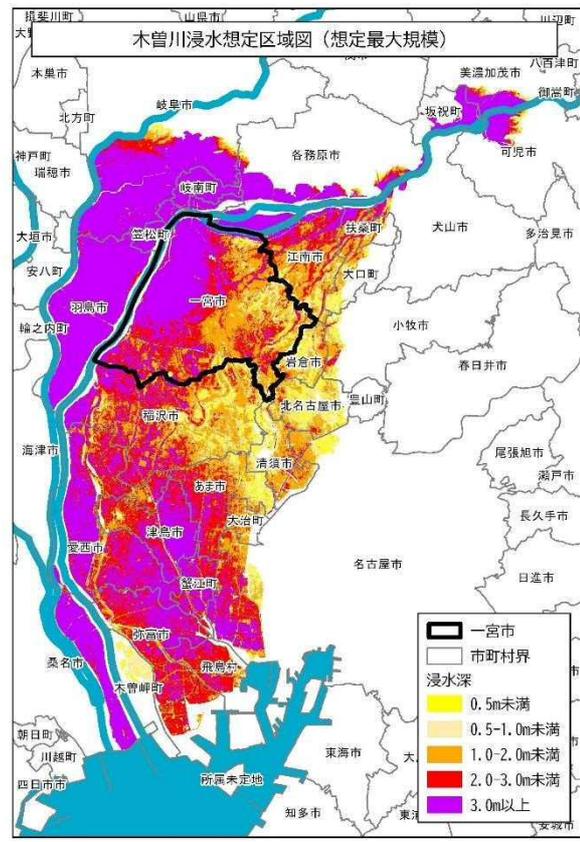
浸水想定区域広域図 木曽川

資料：木曽川上流河川事務所資料

【計画規模】浸水深



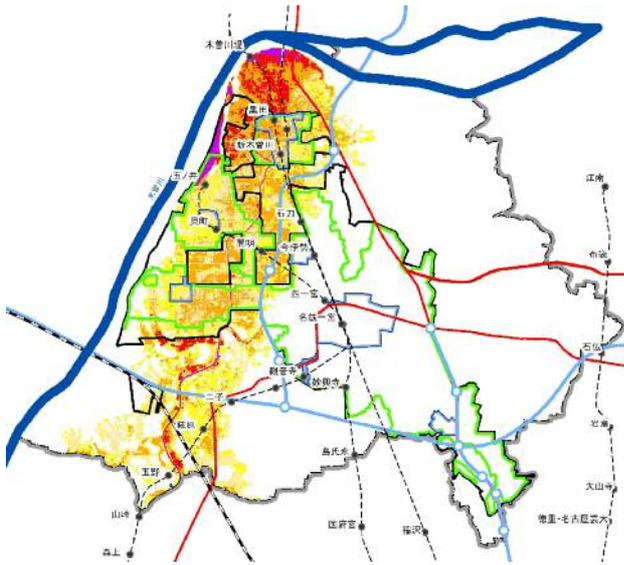
【想定最大規模】浸水深



浸水想定区域 木曾川

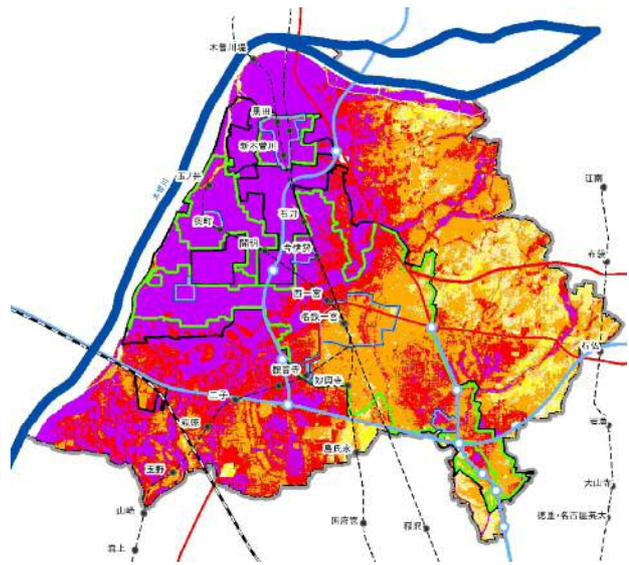
資料：木曾川上流河川事務所資料

【計画規模】浸水深



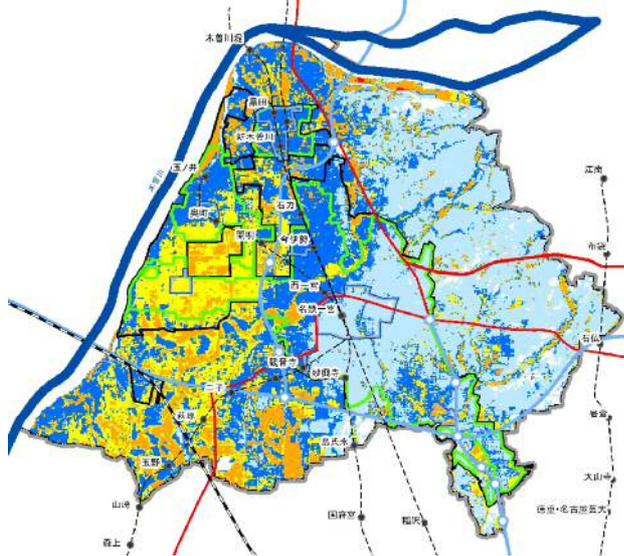
- | | | |
|--------------|--------------|--|
| ● 鉄道駅 | ■ 都市機能誘導区域 | ・年超過確率 1/200(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率) |
| --- 鉄道 | ■ 居住誘導区域 | |
| --- 東海道新幹線 | ■ 浸水深 | ・2日間総雨量 295mm |
| ■ 市街化区域 | ■ 0.5m未満 | |
| ■ 行政区域 | ■ 0.5-1.0m未満 | |
| ○ 高速道路IC・JCT | ■ 1.0-2.0m未満 | |
| ■ 高速道路 | ■ 2.0-3.0m未満 | |
| ■ 国道 | ■ 3.0m以上 | |

【想定最大規模】浸水深



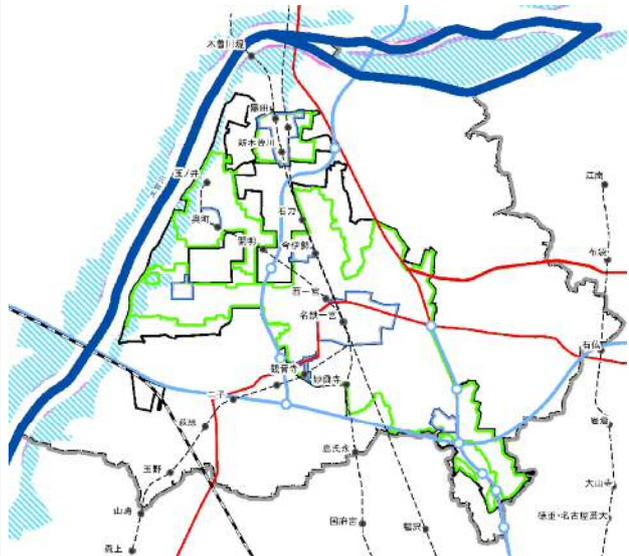
- | | | |
|--------------|--------------|---------------|
| ● 鉄道駅 | ■ 都市機能誘導区域 | ・2日間総雨量 527mm |
| --- 鉄道 | ■ 居住誘導区域 | |
| --- 東海道新幹線 | ■ 浸水深 | |
| ■ 市街化区域 | ■ 0.5m未満 | |
| ■ 行政区域 | ■ 0.5-1.0m未満 | |
| ○ 高速道路IC・JCT | ■ 1.0-2.0m未満 | |
| ■ 高速道路 | ■ 2.0-3.0m未満 | |
| ■ 国道 | ■ 3.0m以上 | |

【想定最大規模】浸水継続時間



- | | | |
|--------------|---------------|-------------------|
| ● 鉄道駅 | ■ 都市機能誘導区域 | 浸水継続時間(浸水深0.5m以上) |
| --- 鉄道 | ■ 居住誘導区域 | |
| --- 東海道新幹線 | ■ 浸水継続時間 | |
| ■ 市街化区域 | ■ ~12時間 | |
| ■ 行政区域 | ■ ~24時間(1日間) | |
| ○ 高速道路IC・JCT | ■ ~72時間(3日間) | |
| ■ 高速道路 | ■ ~168時間(1週間) | |
| ■ 国道 | ■ ~336時間(2週間) | |

【想定最大規模】家屋倒壊等氾濫想定区域

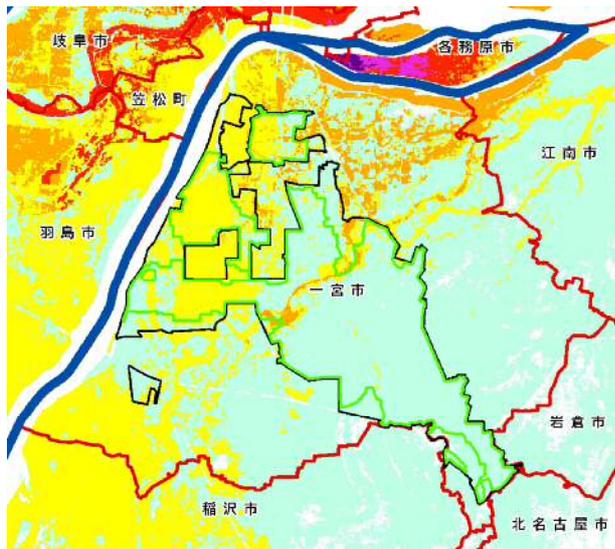


- | | | |
|--------------|------------|-------------|
| ● 鉄道駅 | ■ 都市機能誘導区域 | 家屋倒壊等氾濫想定区域 |
| --- 鉄道 | ■ 居住誘導区域 | |
| --- 東海道新幹線 | ■ 氾濫流 | |
| ■ 市街化区域 | ■ 河岸侵食 | |
| ■ 行政区域 | ■ 氾濫流・河岸侵食 | |
| ○ 高速道路IC・JCT | | |
| ■ 高速道路 | | |
| ■ 国道 | | |

水害リスクマップ(多段階の浸水想定図の重ね合わせ) 木曾川

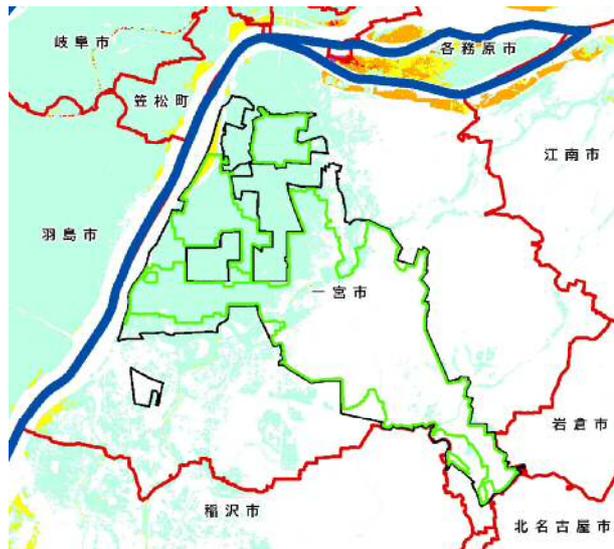
資料：木曾川上流河川事務所資料

【現況河道】 浸水深 0.5m以上の浸水範囲



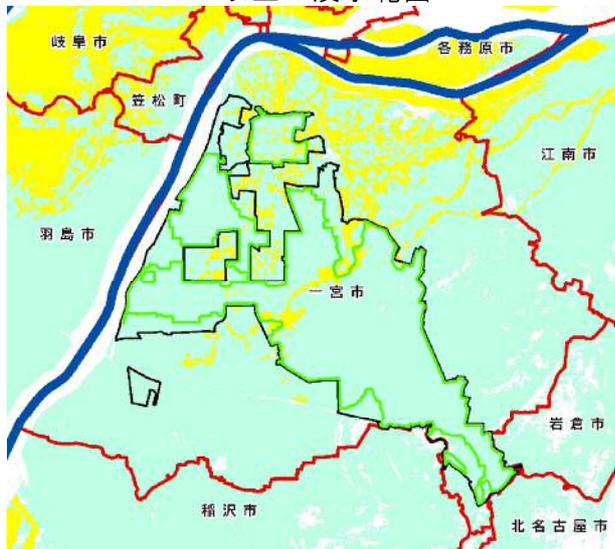
- 凡例
- 高頻度 (1/10)
 - 中高頻度 (1/30)
 - 中頻度 (1/50)
 - 中低頻度 (1/100)
 - 低頻度 (1/200)
 - 想定最大規模
 - 市町村界
 - 河川
 - 居住誘導区域
 - 市街化区域

【現況河道】 浸水深 3.0m以上の浸水範囲



- 凡例
- 高頻度 (1/10)
 - 中高頻度 (1/30)
 - 中頻度 (1/50)
 - 中低頻度 (1/100)
 - 低頻度 (1/200)
 - 想定最大規模
 - 市町村界
 - 河川
 - 居住誘導区域
 - 市街化区域

【中長期河道】 中長期整備後の浸水深 0.5m以上の浸水範囲



- 凡例
- 高頻度 (1/10)
 - 中高頻度 (1/30)
 - 中頻度 (1/50)
 - 中低頻度 (1/100)
 - 低頻度 (1/200)
 - 想定最大規模
 - 市町村界
 - 河川
 - 居住誘導区域
 - 市街化区域

【中長期河道】 中長期整備後の浸水深 3.0m以上の浸水範囲



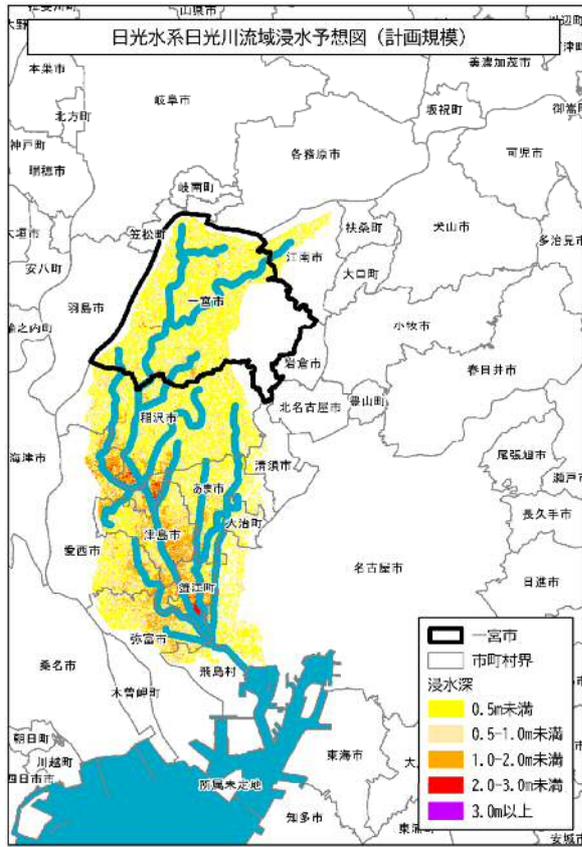
- 凡例
- 高頻度 (1/10)
 - 中高頻度 (1/30)
 - 中頻度 (1/50)
 - 中低頻度 (1/100)
 - 低頻度 (1/200)
 - 想定最大規模
 - 市町村界
 - 河川
 - 居住誘導区域
 - 市街化区域

■災害ハザード（洪水浸水予想図）

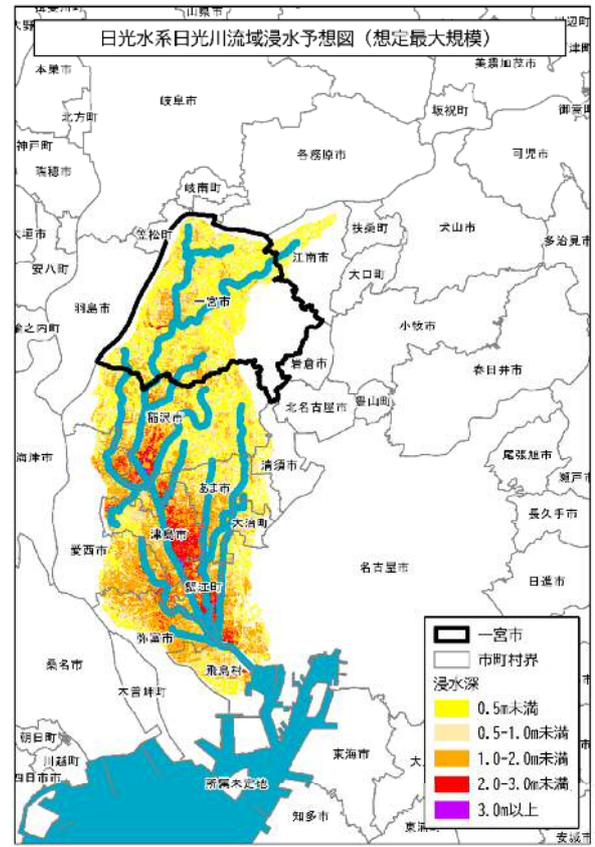
浸水想定区域広域図 日光川流域

資料：愛知県資料

【計画規模】浸水深

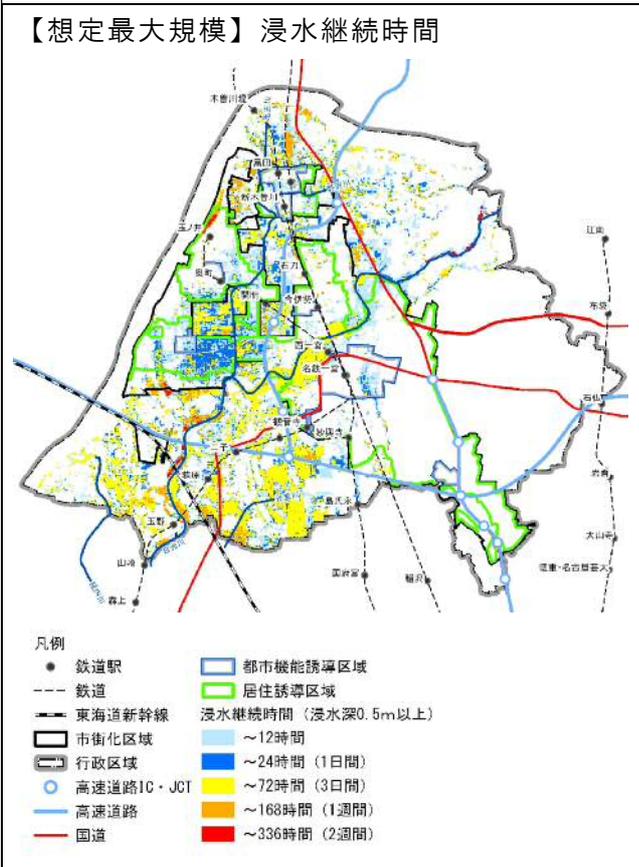
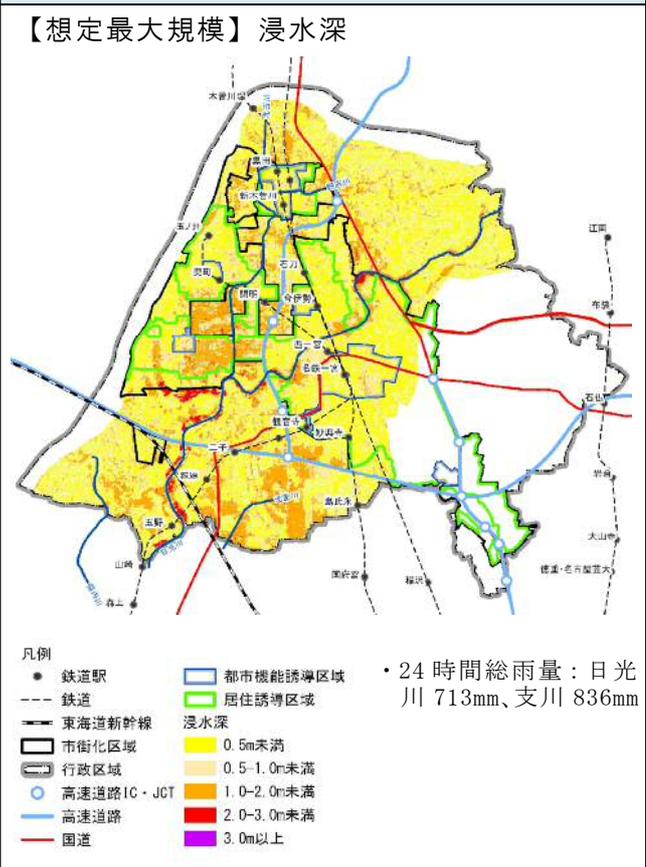
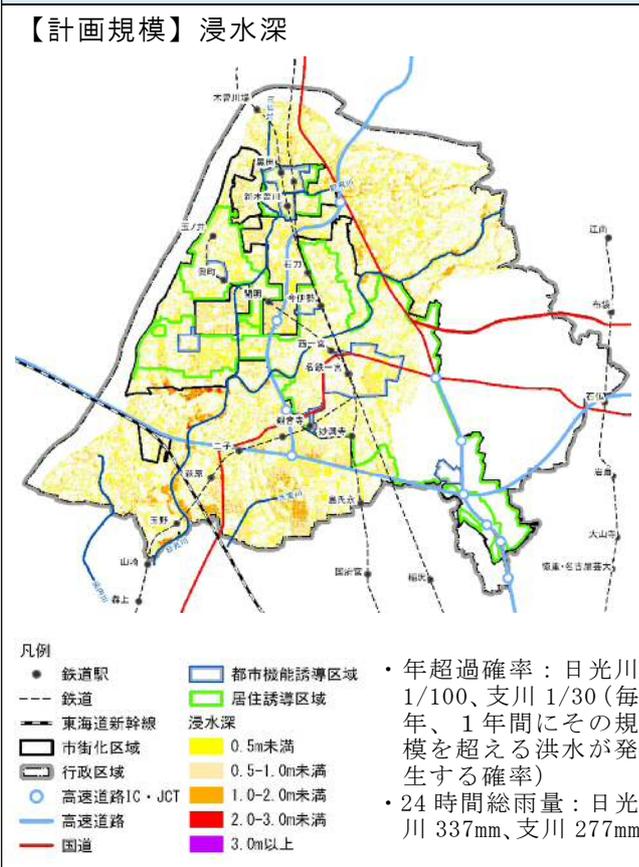


【想定最大規模】浸水深



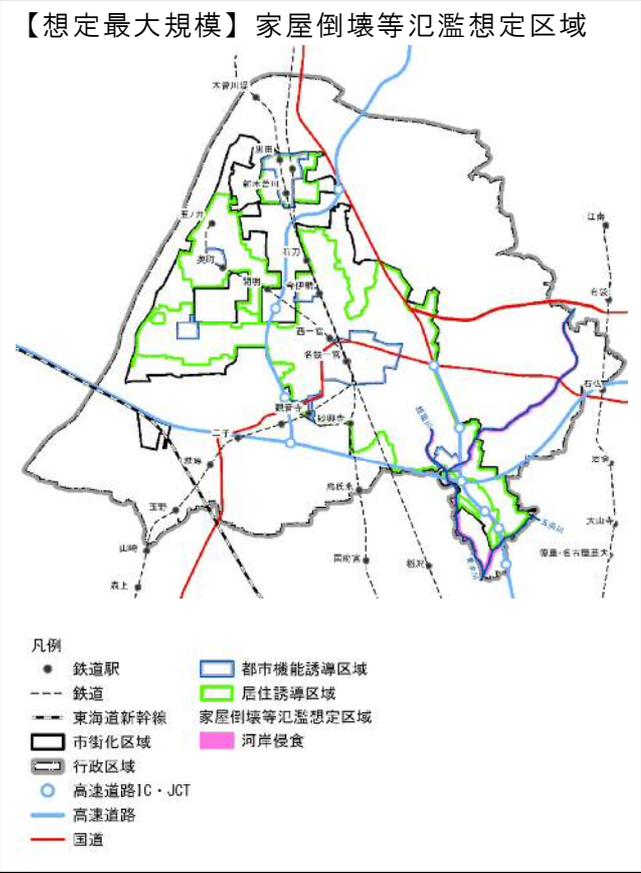
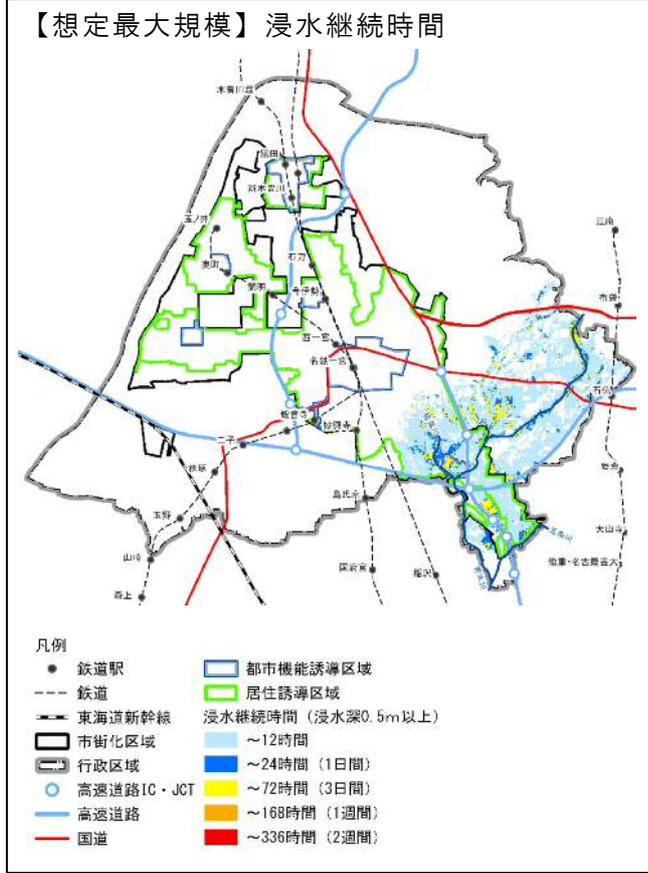
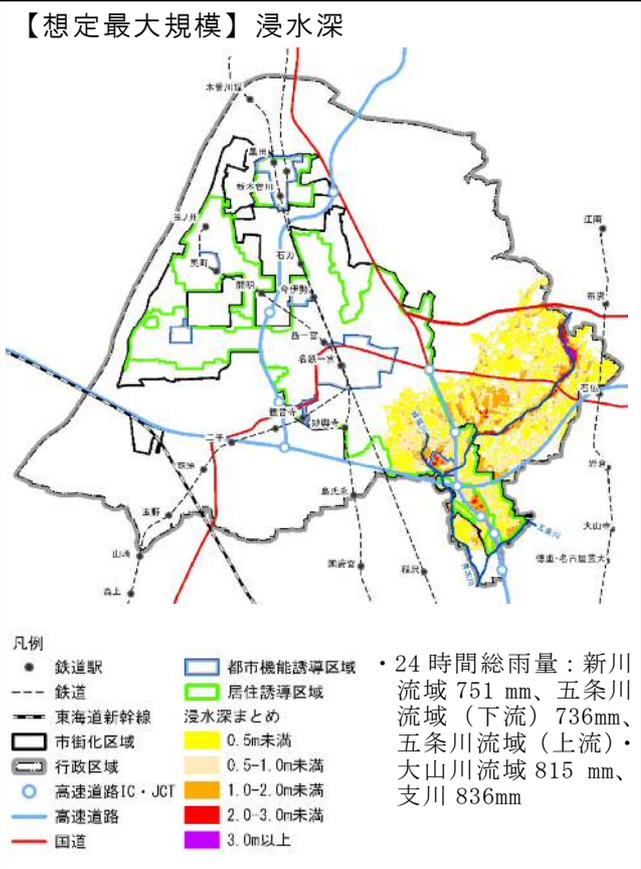
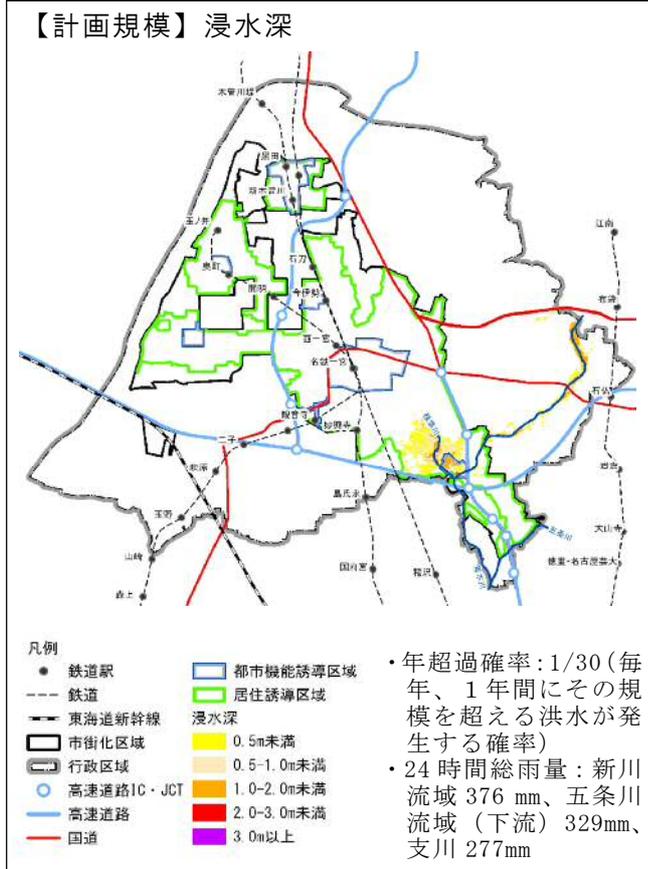
浸水想定区域 日光川流域

資料：愛知県資料

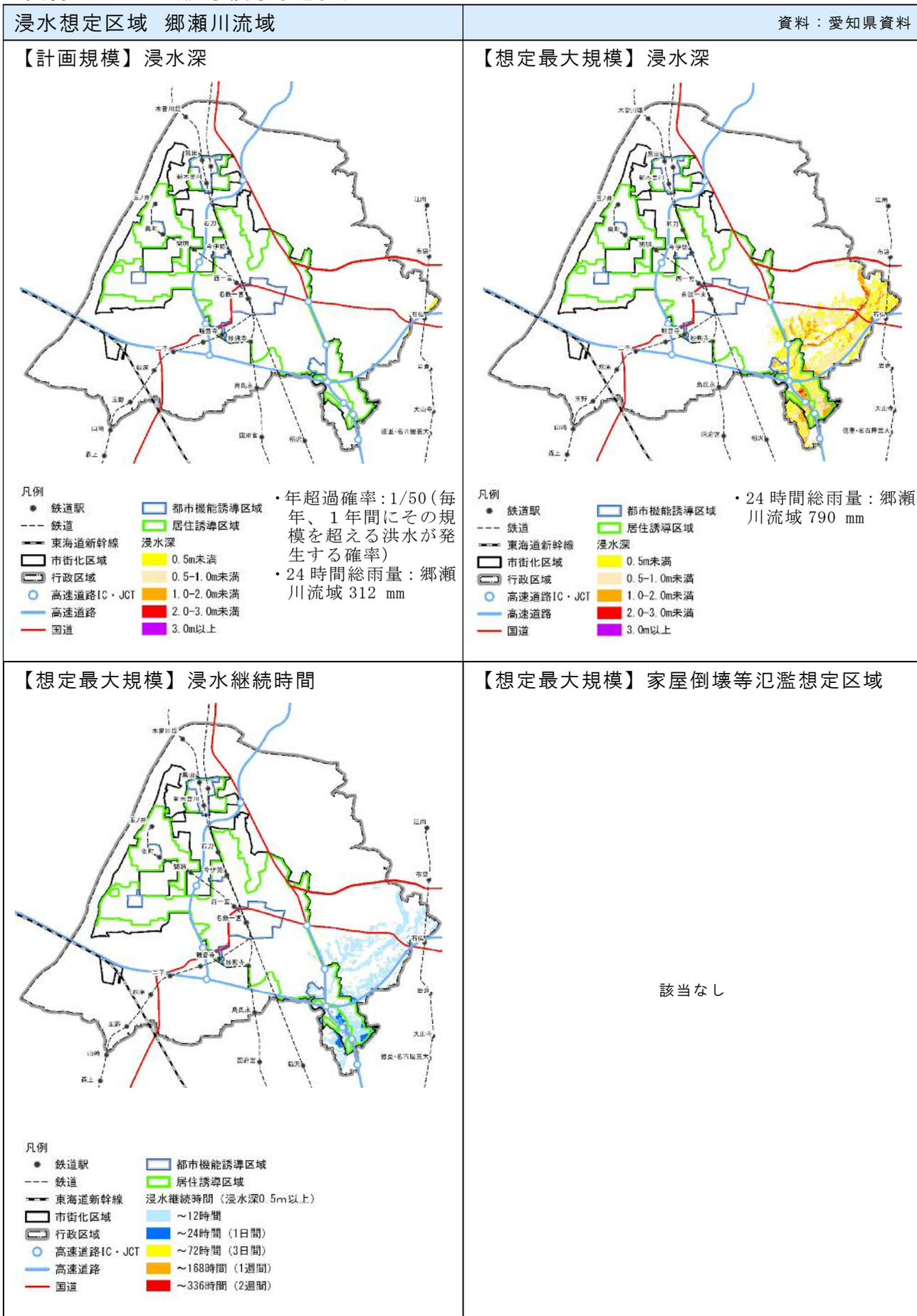


■災害ハザード（洪水浸水予想図）

浸水想定区域 新川流域 資料：愛知県資料



■災害ハザード（洪水浸水予想図）



序論

立地適正化計画について

第1章 都市構造上の課題に対する基本的な方針

第2章 立地適正化計画に関する基本的な方針

第3章 都市機能誘導区域について

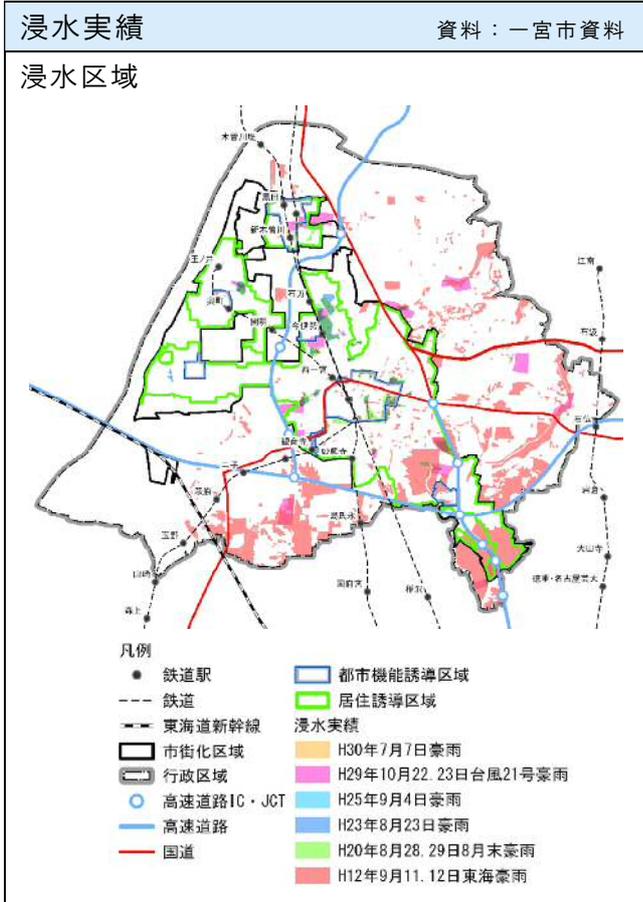
第4章 居住誘導区域について

第5章 防災指針

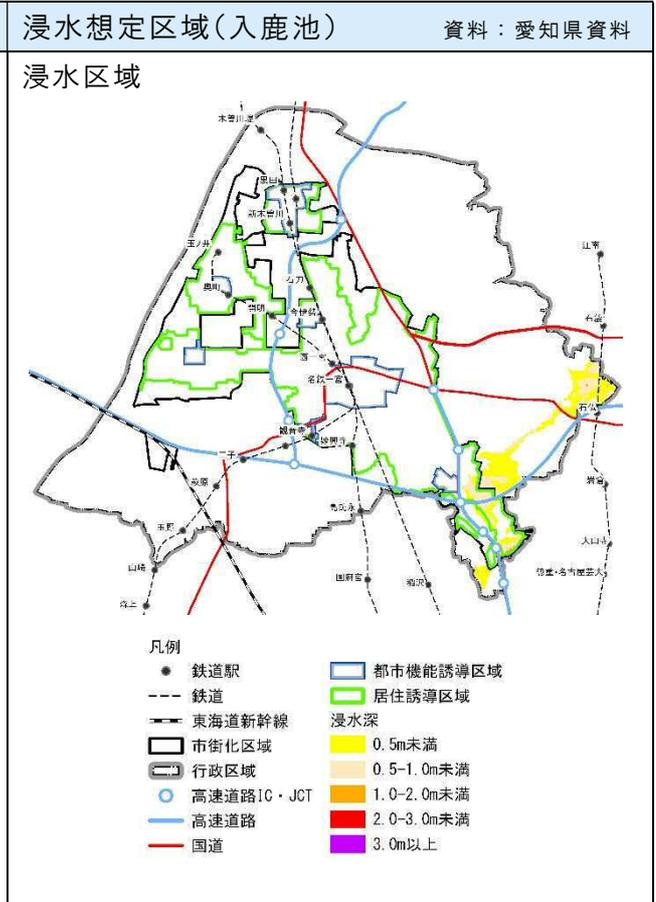
第6章 計画の評価

資料編

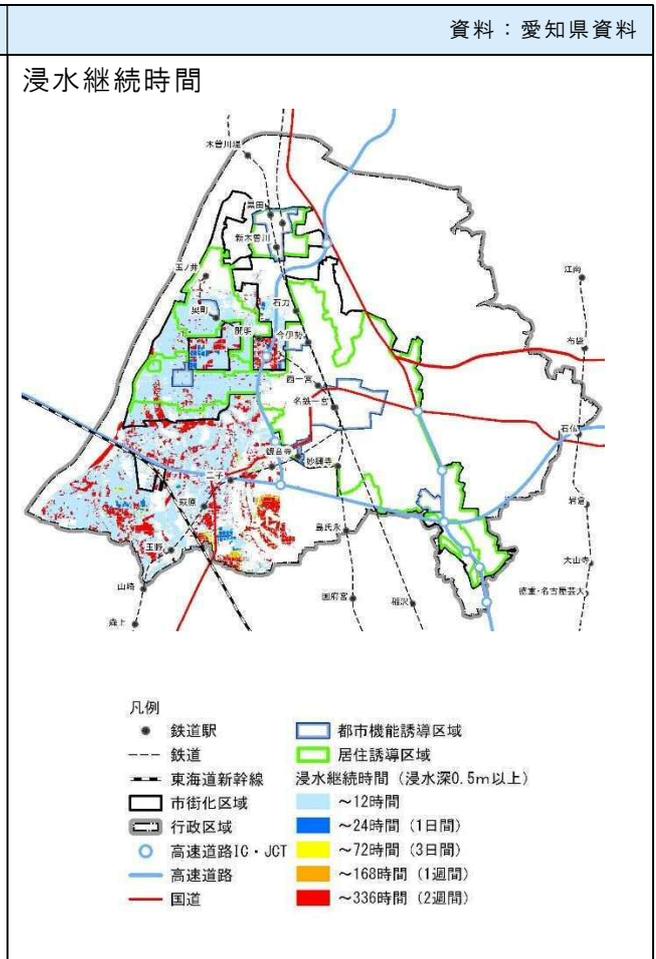
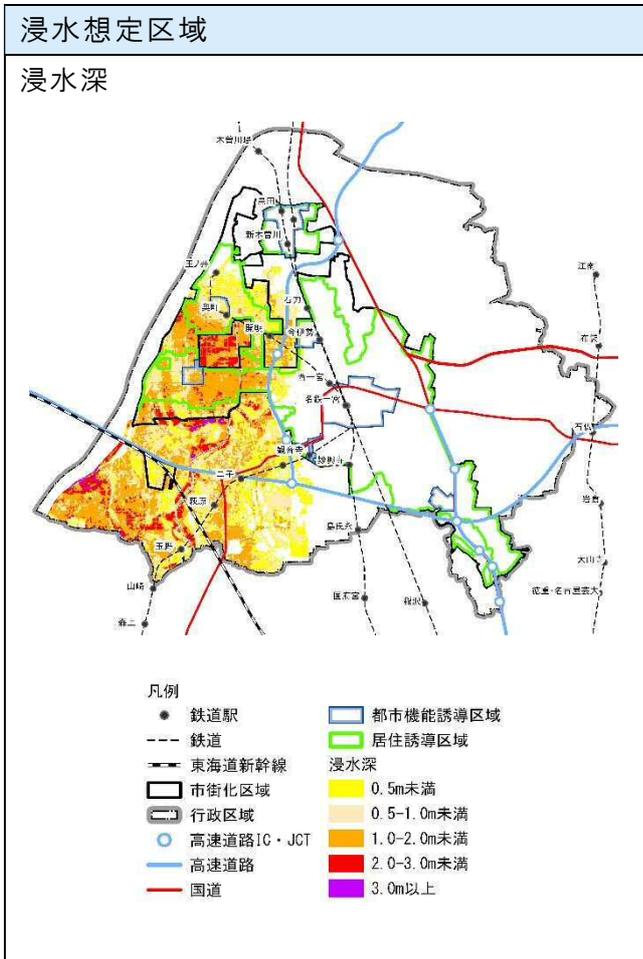
■災害ハザード（内水）



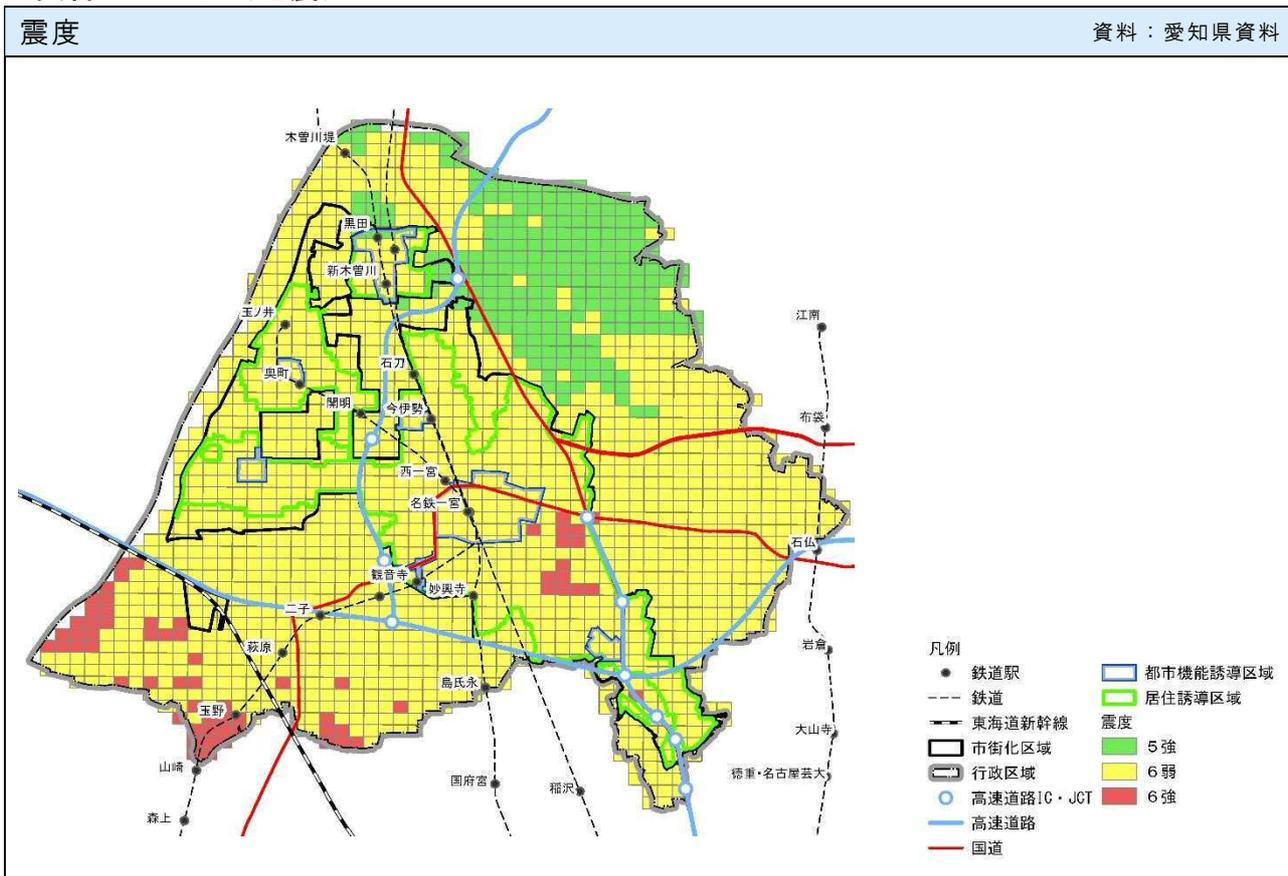
■災害ハザード（ため池）



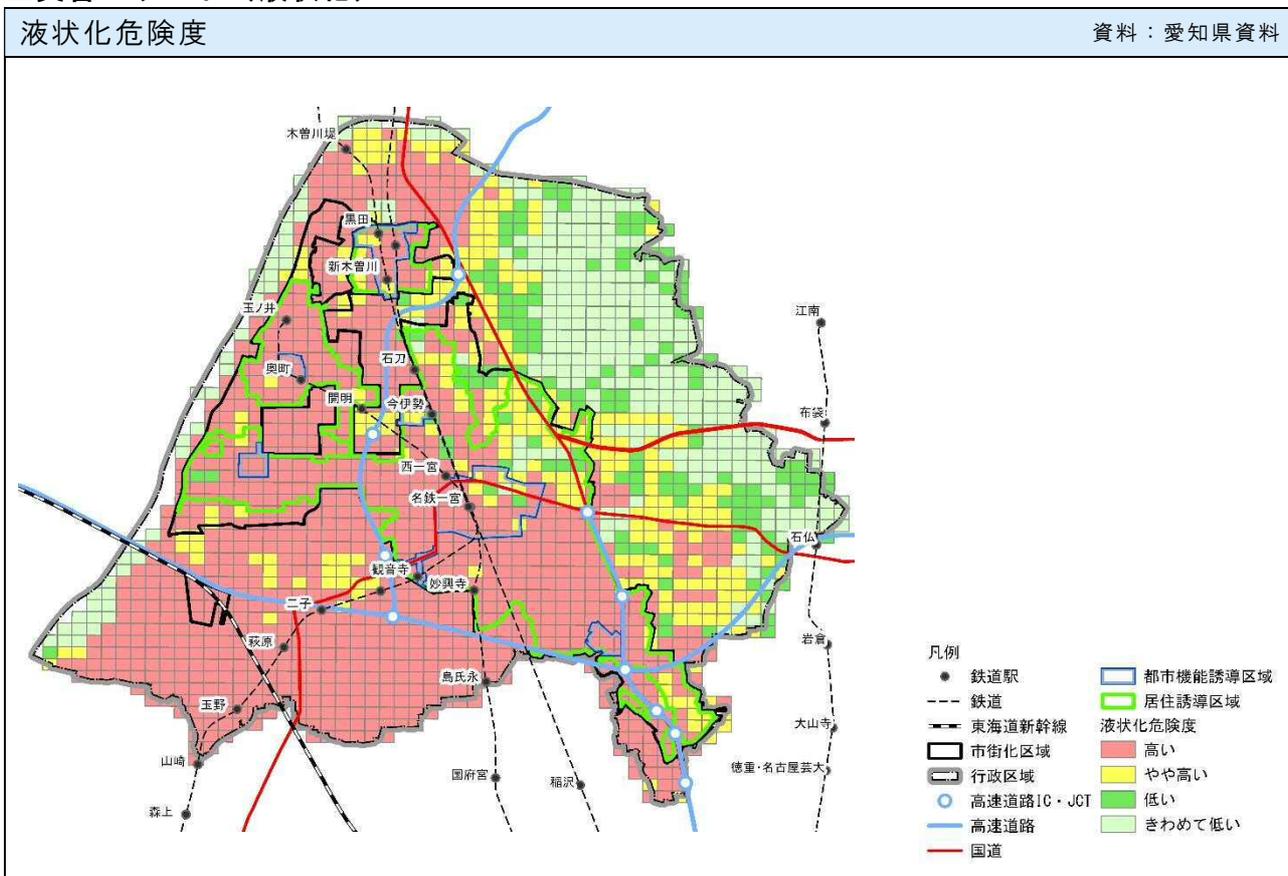
■災害ハザード（高潮）



■災害ハザード（地震）



■災害ハザード（液状化）



3 防災上の課題

(1) 災害リスクの分析

本市における災害ハザード情報の整理結果をみると、洪水や高潮、地震、液状化により地域の広い範囲に被害が及び、多くの市民などへの影響が懸念されるため、避難行動をとることが重要になると考えられます。特に、想定最大規模による木曾川の浸水想定区域をみると、2階への垂直避難が困難となる浸水深 3.0m以上の地域が広がっており、事前の水平避難が必要になります。また、床上浸水の目安となる浸水深 0.5m以上が想定される地域が居住誘導区域内においてもみられ、住宅や建物への被害が懸念されることから、浸水対策も必要となります。

以上を踏まえ、居住誘導区域を対象に、災害ハザード情報に以下のような都市情報を重ね、災害の影響の大きさ及び避難行動の必要性の視点から、災害リスクの分析を行います。なお、ため池（入鹿池）の浸水リスクについては、耐震性調査の結果、想定される大規模地震に対して堤体の耐震性能を満たしていることが示されているため、分析対象から除外します。（入鹿池耐震性検証委員会（第5回））

■災害の影響の大きさの視点

| 種別 | 災害ハザード | 都市情報 | 分析内容 |
|----|------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|
| 洪水 | 【計画規模・想定最大規模】 浸水想定区域(木曾川)・浸水予想図 | ・人口分布 ・高齢者分布 ・要配慮者利用施設分布 | ・災害が発生した際に影響が懸念される人口規模及び要配慮者利用施設を確認 |
| 内水 | 浸水区域 | | |
| 高潮 | 【室戸台風規模・堤防等決壊あり】 浸水想定区域 | | |

■避難行動の必要性の視点

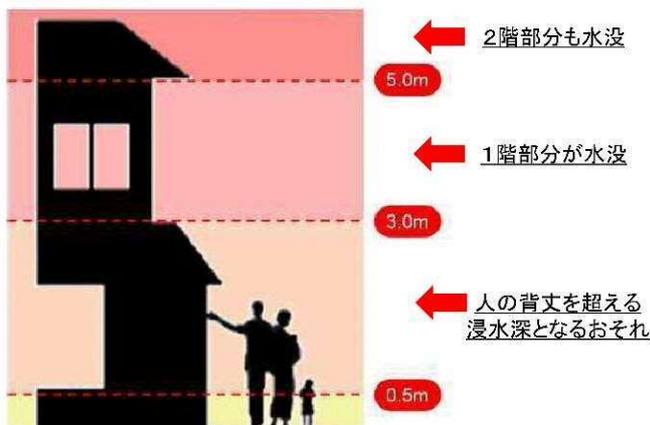
| 種別 | 災害ハザード | 都市情報 | 分析内容 |
|-----|--------------------------------------|-------------------------------|---|
| 洪水 | 【計画規模・想定最大規模】 浸水想定区域(木曾川)・浸水予想図 | ・住宅分布 ・指定緊急避難場所 ・緊急避難場所 | ・垂直避難が困難な住宅の分布を確認 ・建物への被害が懸念される住宅の分布を確認 ・長期の避難生活が必要となる浸水継続時間が長期間の住宅分布を確認 ・指定緊急避難場所及び緊急避難場所への水平避難が困難な地域の有無を確認 |
| | 【想定最大規模】 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸侵食) | | |
| | 【想定最大規模】 浸水継続時間 | | |
| 内水 | 浸水区域 | | |
| 高潮 | 【室戸台風規模・堤防等決壊あり】 浸水想定区域 浸水継続時間 | | |
| 地震 | 震度 | | |
| 液状化 | 液状化危険度 | | |

注)地震による揺れ、液状化の影響は市全域に及ぶため、住宅分布は図示しない

(2) 災害リスクの目安

災害種別ごとに災害リスクが想定されている地域を整理します。浸水深のリスクについては、右図の「浸水深と人的被害リスクのイメージ」を参照し、1階床上が浸水する浸水深0.5m、2階床上まで浸水し2階への垂直避難が困難になる浸水深3.0mを目安とします。

■ 浸水深と人的被害リスクのイメージ

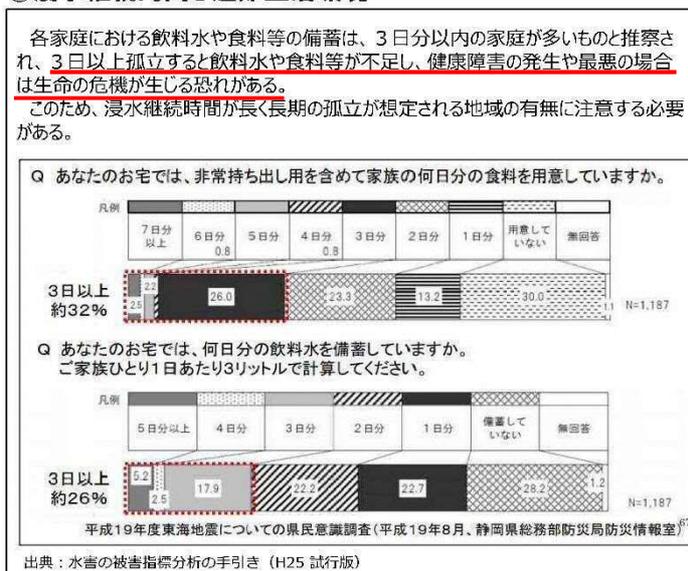


資料：国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」

浸水深が0.5mになってから0.5mを下回るまでの浸水継続時間（想定最大規模のみ公表）については、右図の「浸水継続時間と避難生活環境」を参照し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがあるとされる浸水継続時間3日以上を目安とします。

■ 浸水継続時間と避難生活環境

① 浸水継続時間と避難生活環境



資料：国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」

家屋倒壊のリスクについては、家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水の想定最大規模のみ公表）の区域内に建物があるかどうかを目安とします。

指定緊急避難場所、緊急避難場所からの徒歩圏は、「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」を参照し、高齢者の一般的な徒歩圏である半径500mを目安とします。

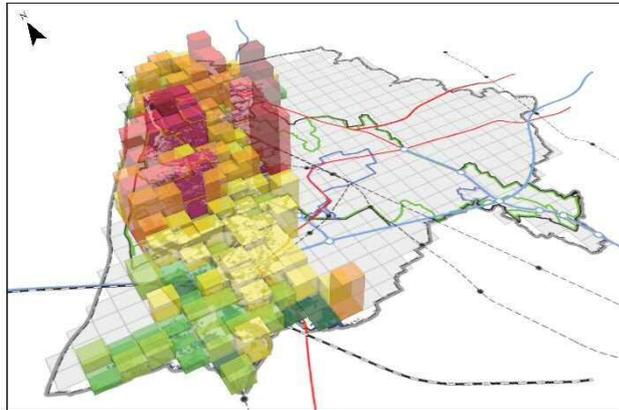
(3) 災害リスクが高い地域の整理

浸水想定区域 木曽川

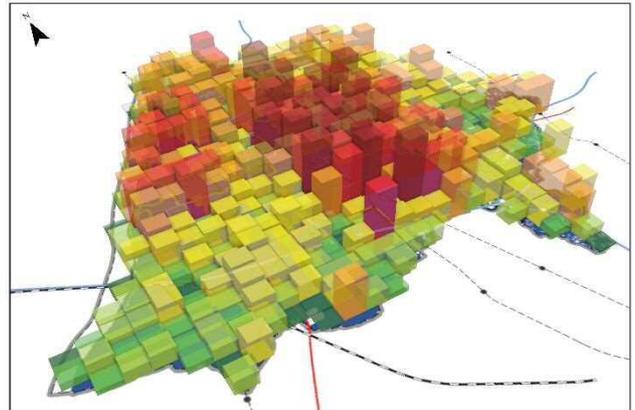
洪水×人口分布：洪水が発生した際に影響が懸念される人口規模を確認

- ・木曽川の計画規模の洪水により、西部の広い範囲で浸水が想定され、約 7.1 万人（居住誘導区域内は約 3.7 万人）に影響が及ぶことが懸念されます。
- ・木曽川の想定最大規模の洪水により、市全域で浸水が想定され、市民全体に影響が及ぶことが懸念されます。

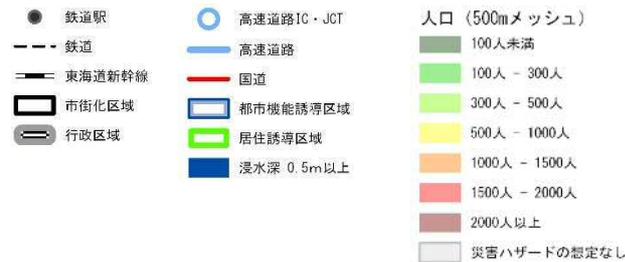
【浸水想定区域の人口分布(計画規模)】



【浸水想定区域の人口分布(想定最大規模)】



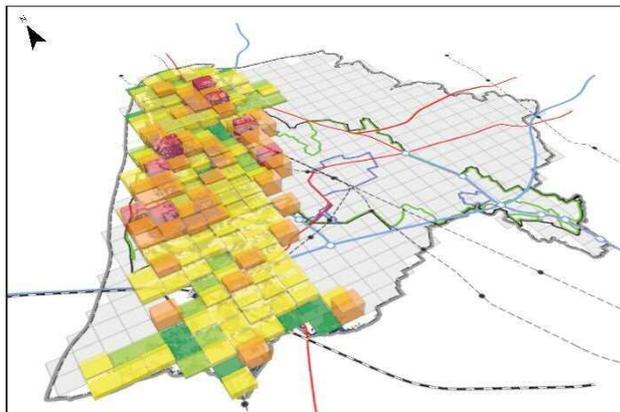
・人口の集計は、2020年（令和2年）国勢調査の250mメッシュ別人口を基に面積按分により算出



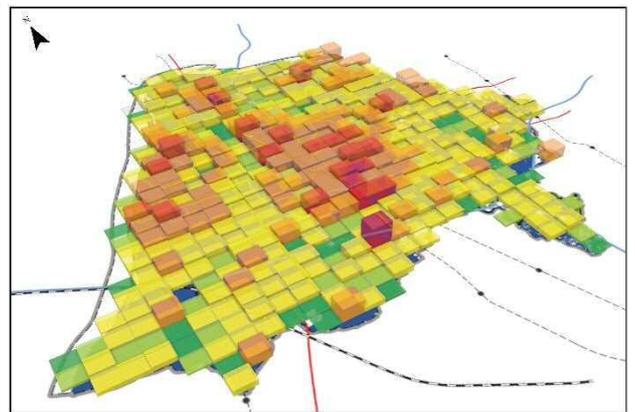
洪水×高齢者分布：洪水が発生した際に影響が懸念される高齢者人口規模を確認

- ・木曽川の計画規模の洪水により、西部の広い範囲で浸水が想定され、高齢者約 1.9 万人（居住誘導区域内は約 0.9 万人）に影響が及ぶことが懸念されます。
- ・木曽川の想定最大規模の洪水により、市全域で浸水が想定され、市全体の高齢者に影響が及ぶことが懸念されます。

【浸水想定区域の高齢者分布(計画規模)】



【浸水想定区域の高齢者分布(想定最大規模)】



・高齢者の集計は、2020年（令和2年）国勢調査の250mメッシュ別人口を基に面積按分により算出



浸水想定区域 木曾川 【計画規模】

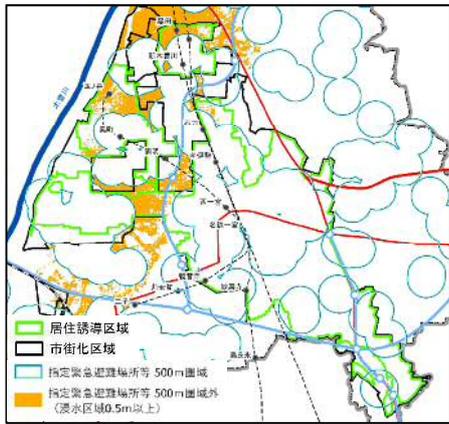
洪水（浸水深）×住宅分布：垂直避難が困難な住宅の分布を確認

・木曾川からの浸水により、居住誘導区域の北西部で垂直避難が困難な住宅が分布し、特に2階床上が浸水する浸水深 3.0m以上の浸水が想定される玉ノ井駅周辺の居住誘導区域では、垂直避難が困難な住宅が多く分布しており、余裕を持った事前の水平避難が必要です。

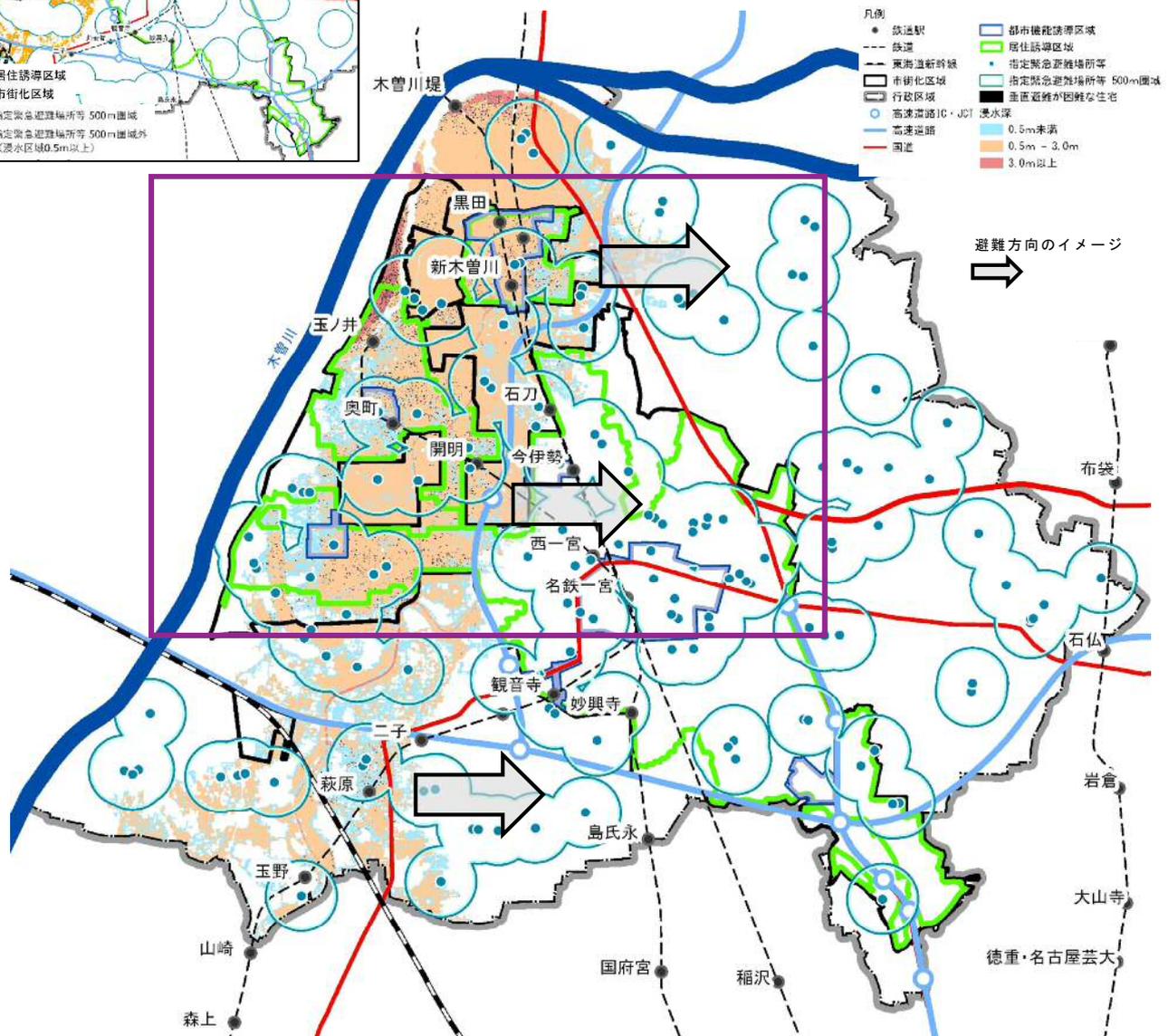
洪水×指定緊急避難場所・緊急避難場所：指定緊急避難場所及び緊急避難場所への水平避難が困難な地域の有無を確認

・木曾川からの浸水は、市西部の広い範囲で想定されており、玉ノ井駅周辺など一部の居住誘導区域において指定緊急避難場所・緊急避難場所からの500m圏域外の地域がみられ、余裕を持った事前の水平避難が必要です。

【避難施設徒歩圏外の浸水想定区域(計画規模)】

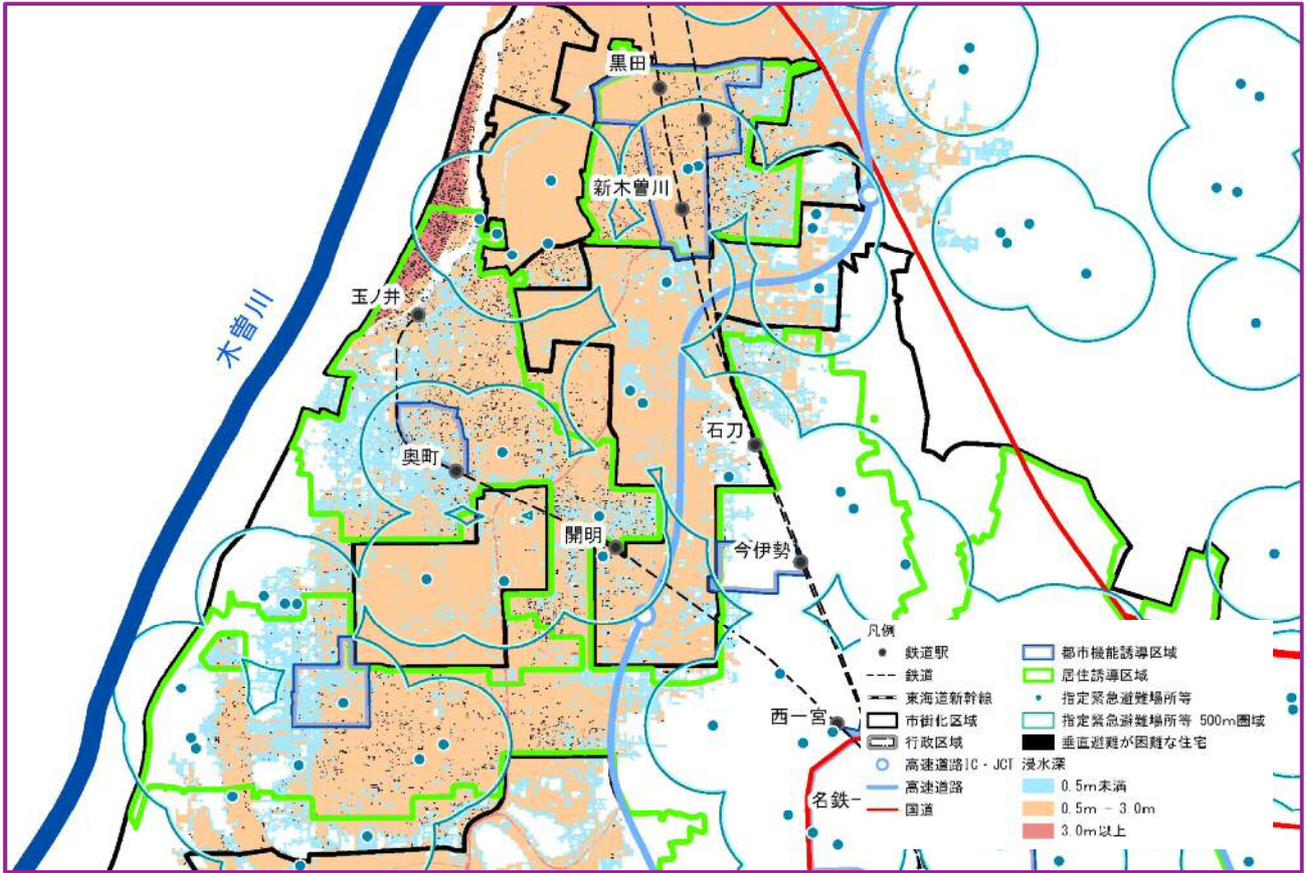


【浸水想定区域の垂直避難が困難な住宅分布（計画規模）】



注) 住宅分布は都市計画基礎調査（2022年度（令和4年度）実施）において整理した、建物利用現況を使用しており、データ範囲は市街化区域及び市街化調整区域の一部に限られる

拡大図



浸水想定区域 木曾川 【想定最大規模】

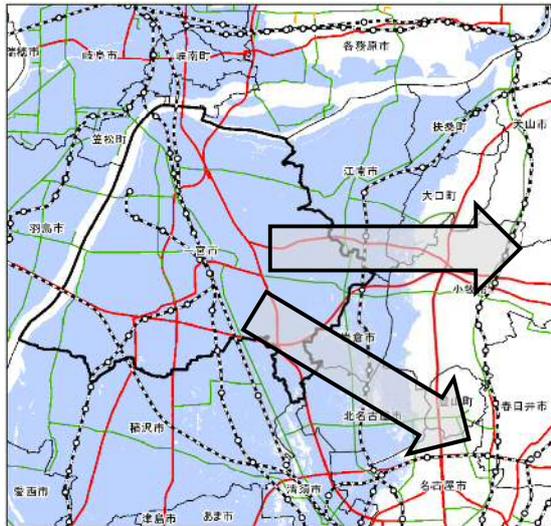
洪水（浸水深）×住宅分布：垂直避難が困難な住宅の分布を確認

・木曾川からの洪水により、居住誘導区域の広い範囲で垂直避難が困難な住宅が分布し、特に2階床以上が浸水する浸水深 3.0m以上の浸水が想定される北部及び西部の居住誘導区域では、垂直避難が困難な住宅が多く分布しており、市外への広域避難の検討も必要です。

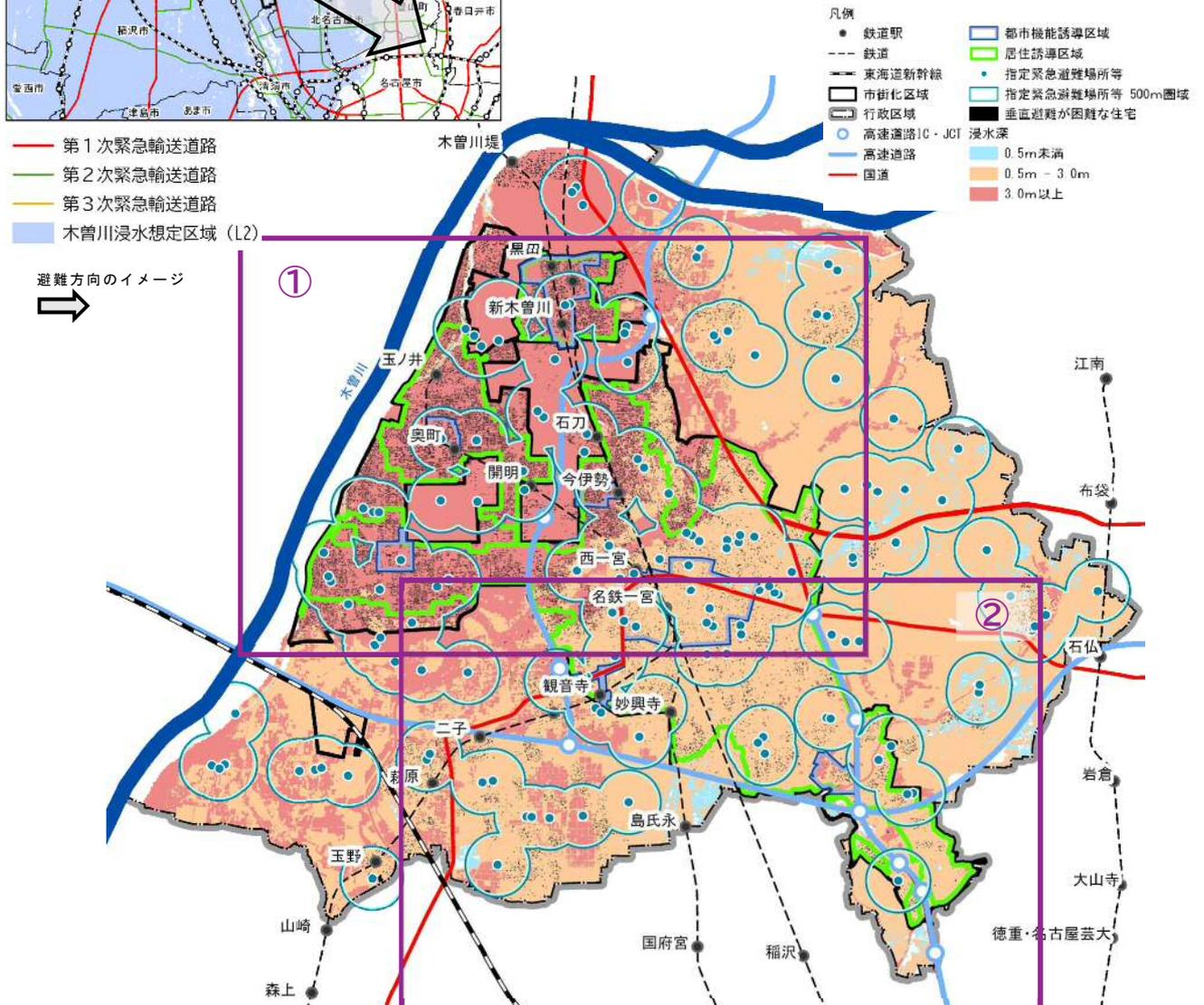
洪水×指定緊急避難場所・緊急避難場所：指定緊急避難場所及び緊急避難場所への水平避難が困難な地域の有無を確認

・木曾川からの浸水は、市全域で想定されており、居住誘導区域において指定緊急避難場所・緊急避難場所からの500m圏域外の地域がみられ、市外への広域避難の検討も必要です。

【浸水想定区域(想定最大規模)】



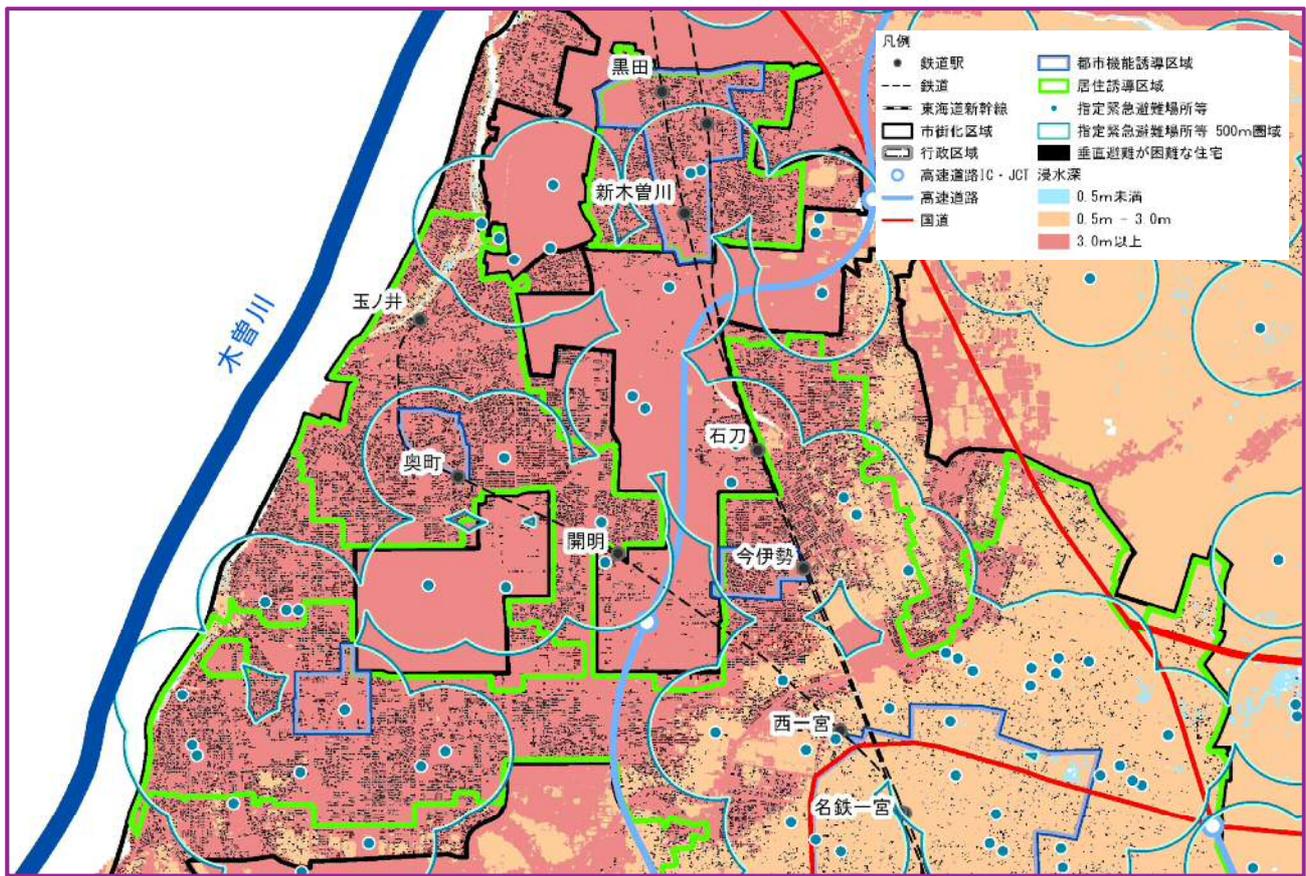
【浸水想定区域の垂直避難が困難な住宅分布(想定最大規模)】



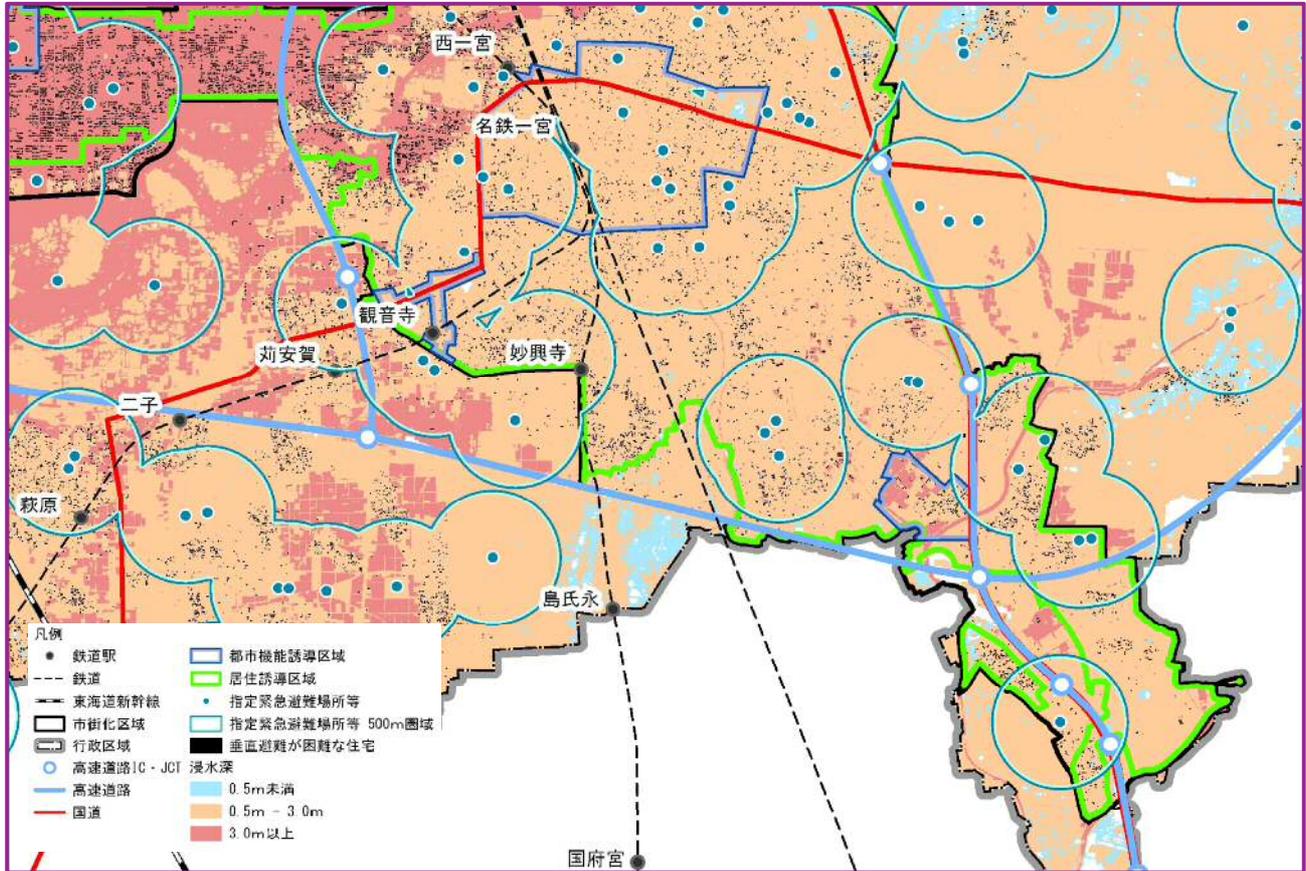
注)住宅分布は都市計画基礎調査(2022年度(令和4年度)実施)において整理した、建物利用現況を使用しており、データ範囲は市街化区域及び市街化調整区域の一部に限られる

序論
第1章 都市構造上の課題に対する分析・整理
第2章 立地適正化計画に関する基本的な方針
第3章 都市機能誘導区域について
第4章 居住誘導区域について
第5章 防災指針
第6章 計画の評価
資料編

拡大図①



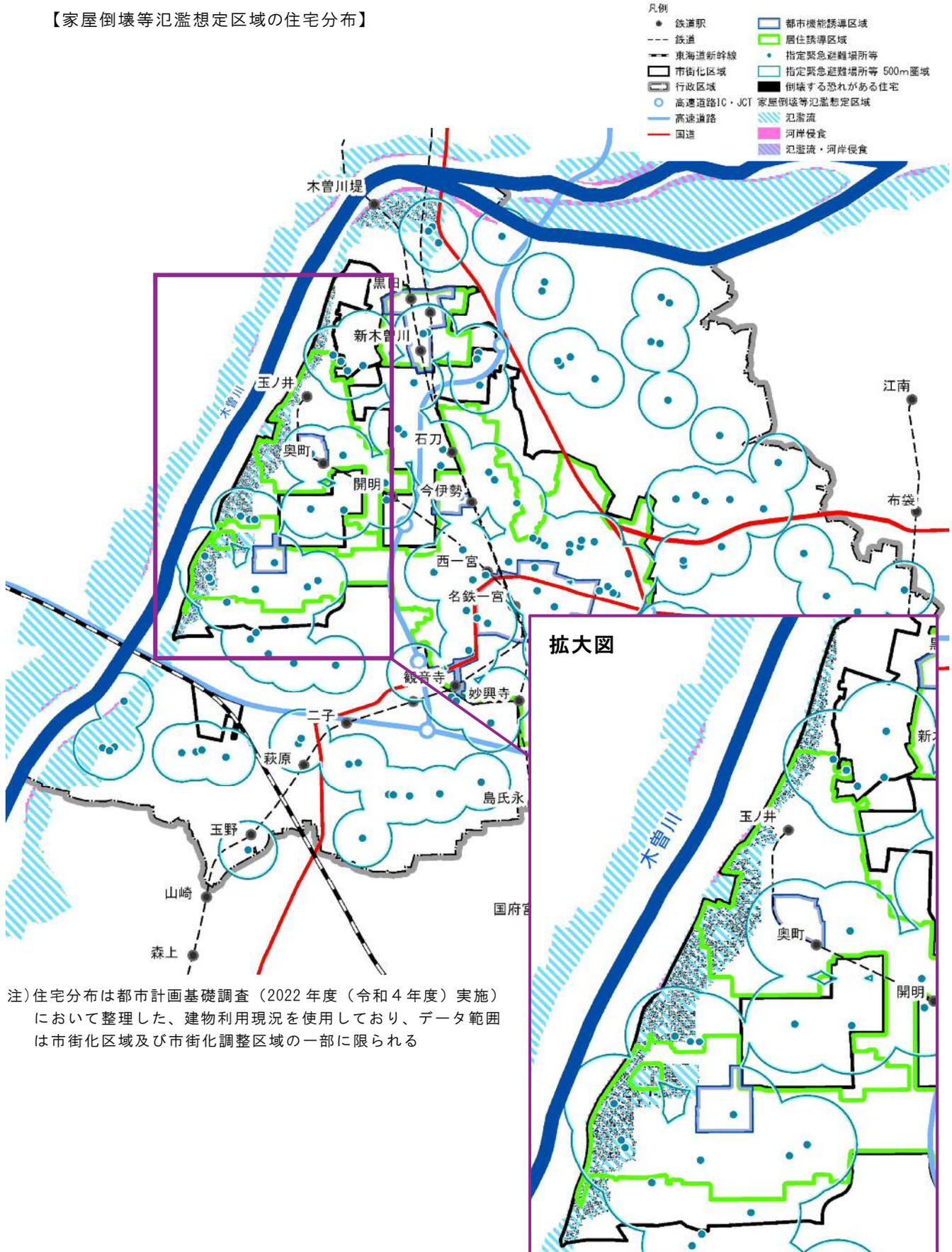
拡大図②



洪水（家屋倒壊等氾濫想定区域）×住宅分布：建物への被害が懸念される住宅の分布を確認

- ・木曾川の家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）が居住誘導区域にもみられ、倒壊などの被害が想定される住宅が分布しており、事前の水平避難が必要です。

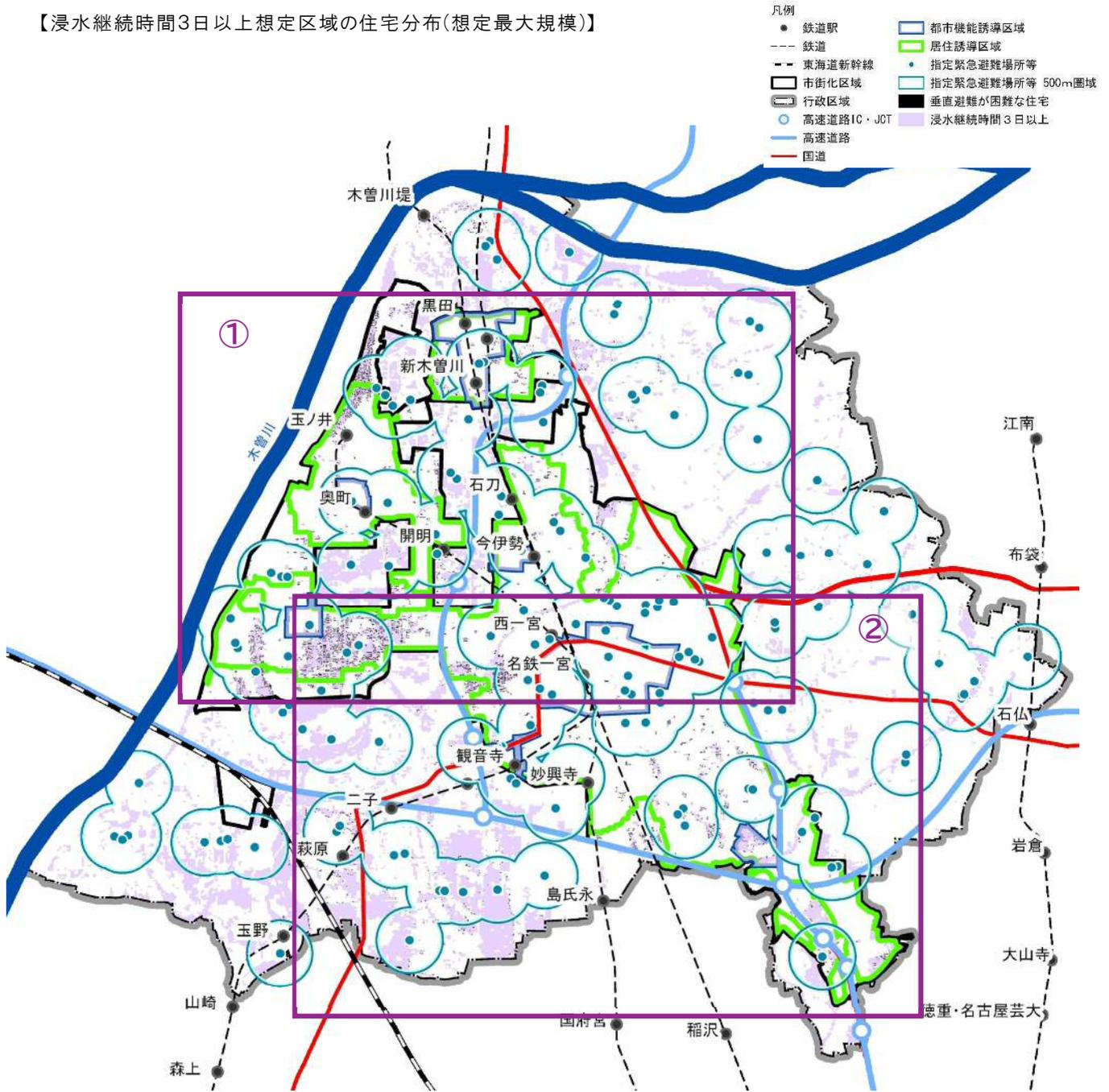
【家屋倒壊等氾濫想定区域の住宅分布】



洪水（浸水継続時間）×住宅分布：長期の避難生活が必要となる浸水継続時間が長期間にわたる地域の住宅分布を確認

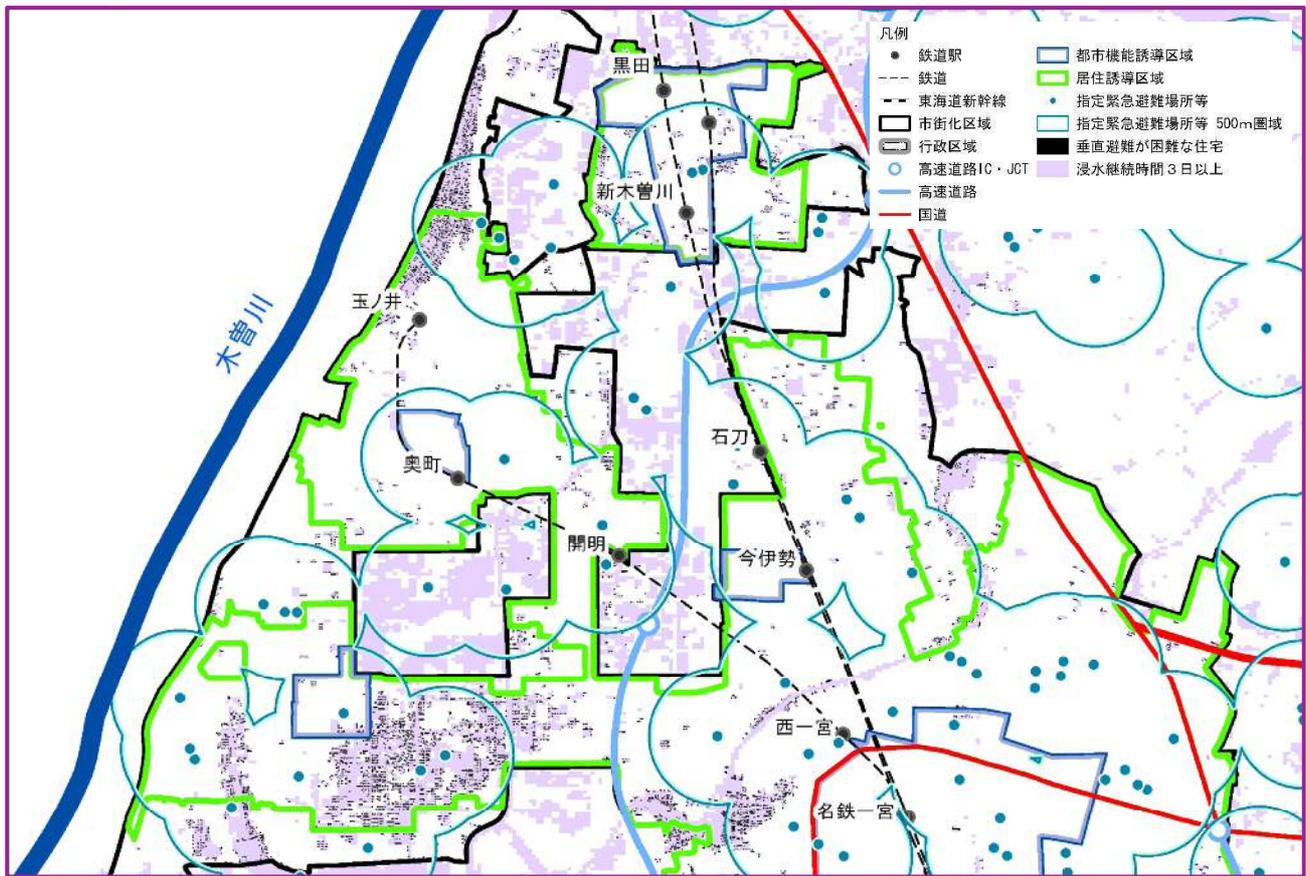
・木曾川からの浸水により、居住誘導区域内において、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがあるとされる浸水継続時間3日以上が想定される住宅がみられます。

【浸水継続時間3日以上想定区域の住宅分布(想定最大規模)】

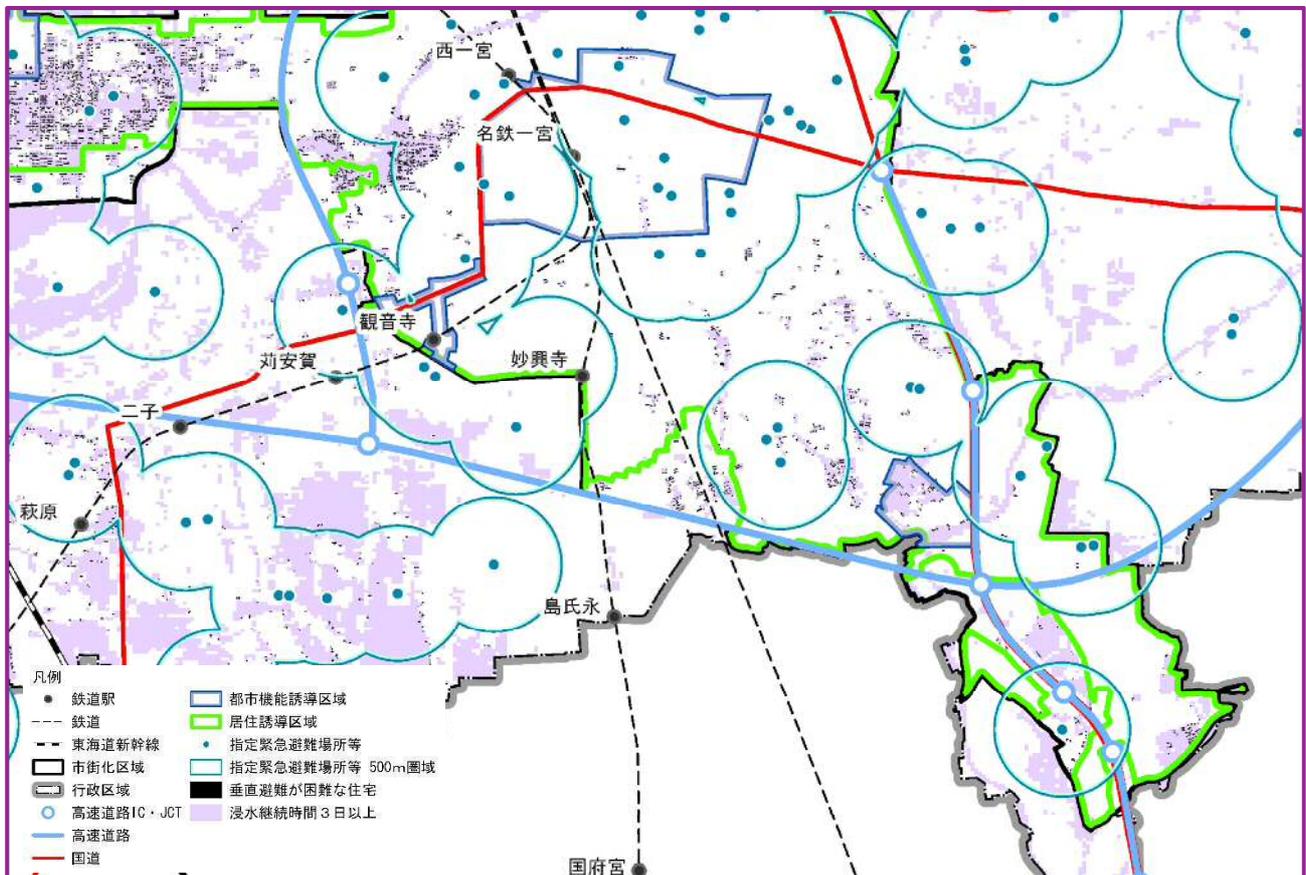


注)住宅分布は都市計画基礎調査（2022年度（令和4年度）実施）において整理した、建物利用現況を使用しており、データ範囲は市街化区域及び市街化調整区域の一部に限られる

拡大図①



拡大図②



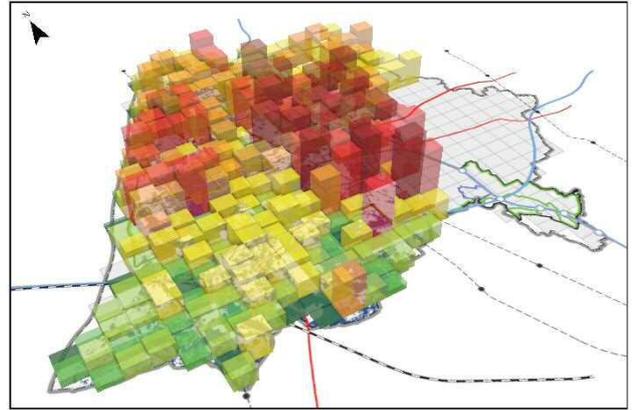
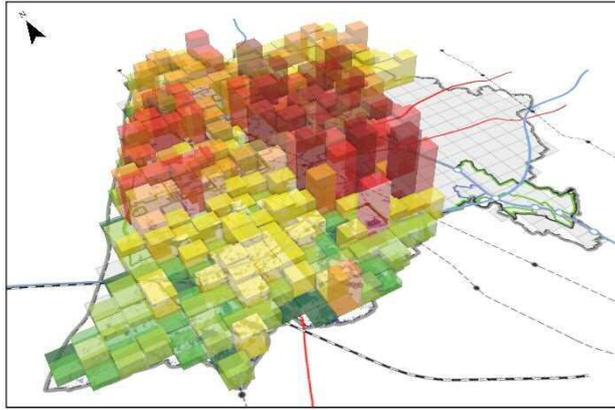
浸水予想図 日光河流域

洪水×人口分布：洪水が発生した際に影響が懸念される人口規模を確認

- ・日光河流域における河川の計画規模の洪水により、南東部を除く広い範囲で浸水が想定され、約 3.6 万人（居住誘導区域内は約 1.3 万人）に影響が及ぶことが懸念されます。
- ・日光河流域における河川の想定最大規模の洪水により、南東部を除く広い範囲で浸水が想定され、約 10.6 万人（居住誘導区域内は約 5.5 万人）に影響が及ぶことが懸念されます。

【浸水想定区域の人口分布（計画規模）】

【浸水想定区域の人口分布（想定最大規模）】



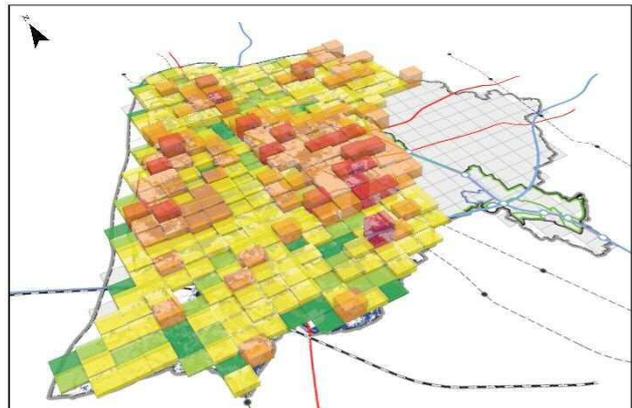
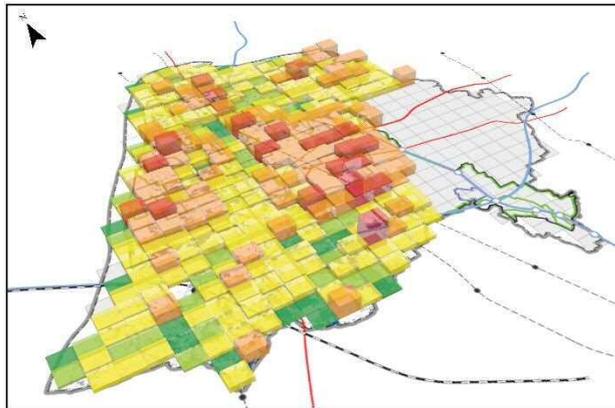
・人口の集計は、2020年（令和2年）国勢調査の250mメッシュ別人口を基に面積按分により算出

洪水×高齢者分布：洪水が発生した際に影響が懸念される高齢者人口規模を確認

- ・日光河流域における河川の計画規模の洪水により南東部を除く広い範囲で浸水が想定され、高齢者約 1.0 万人（居住誘導区域内は約 0.3 万人）に影響が及ぶことが懸念されます。
- ・日光河流域における河川の想定最大規模の洪水により南東部を除く広い範囲で浸水が想定され、高齢者約 2.8 万人（居住誘導区域内は約 1.3 万人）に影響が及ぶことが懸念されます。

【浸水想定区域の高齢者分布（計画規模）】

【浸水想定区域の高齢者分布（想定最大規模）】



・高齢者の集計は、2020年（令和2年）国勢調査の250mメッシュ別人口を基に面積按分により算出

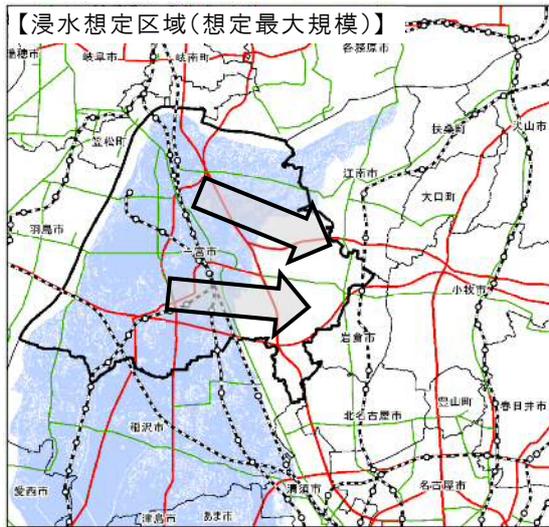
浸水予想図 日光河流域 【想定最大規模】

洪水（浸水深）×住宅分布：垂直避難が困難な住宅の分布を確認

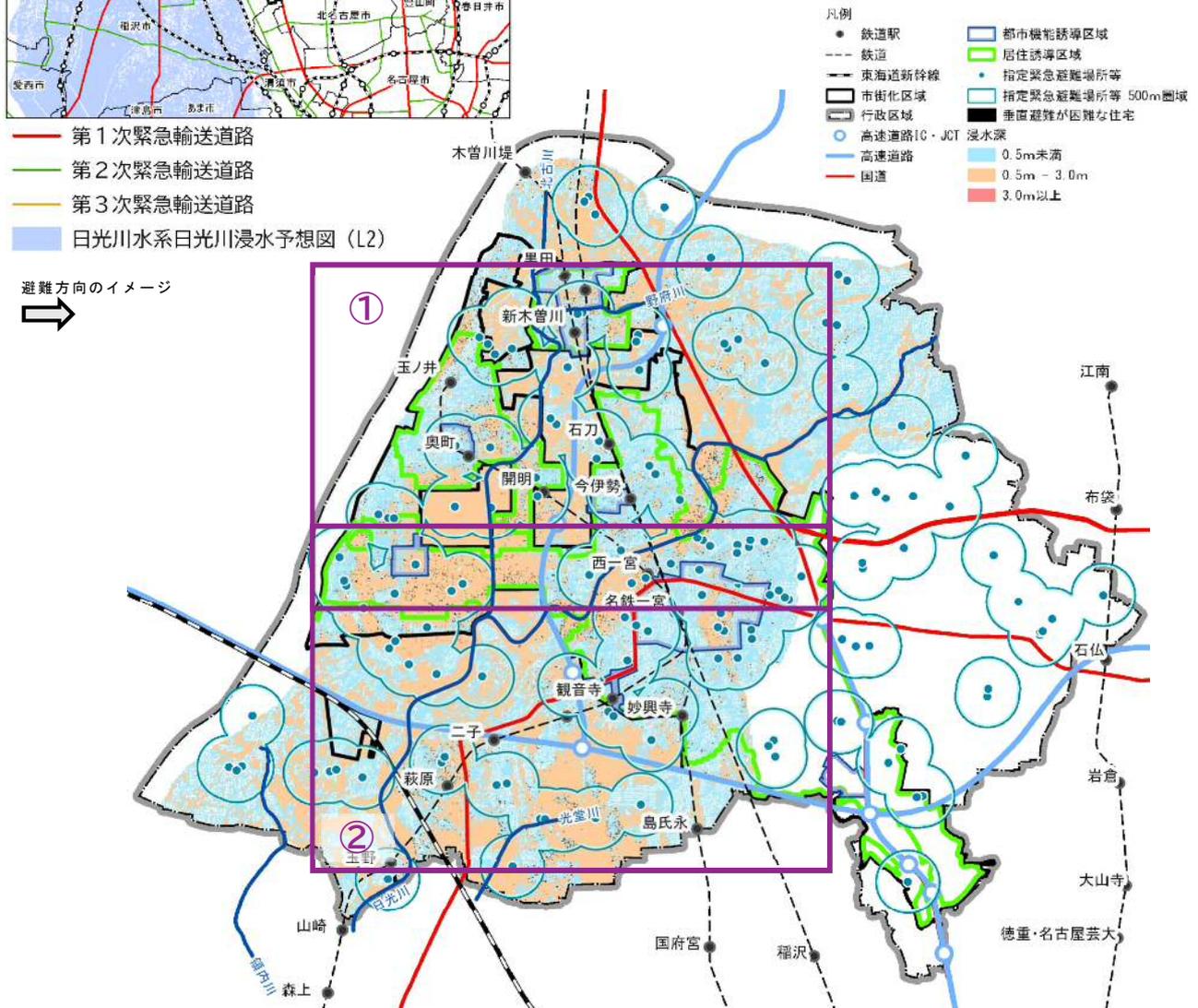
・日光河流域の河川からの洪水により、居住誘導区域の広い範囲が浸水します。浸水深は2階床上までの浸水は想定されない3.0m未満ですが、垂直避難が困難な平屋建て住宅が多く分布しており、余裕を持った事前の水平避難が必要です。

洪水×指定緊急避難場所・緊急避難場所：指定緊急避難場所及び緊急避難場所への水平避難が困難な地域の有無を確認

・日光河流域の河川からの浸水は、南東部の丹陽町周辺を除く居住誘導区域の広い範囲で想定されており、浸水する居住誘導区域で指定緊急避難場所・緊急避難場所からの500m圏外の地域がみられ、余裕を持った事前の水平避難が必要です。

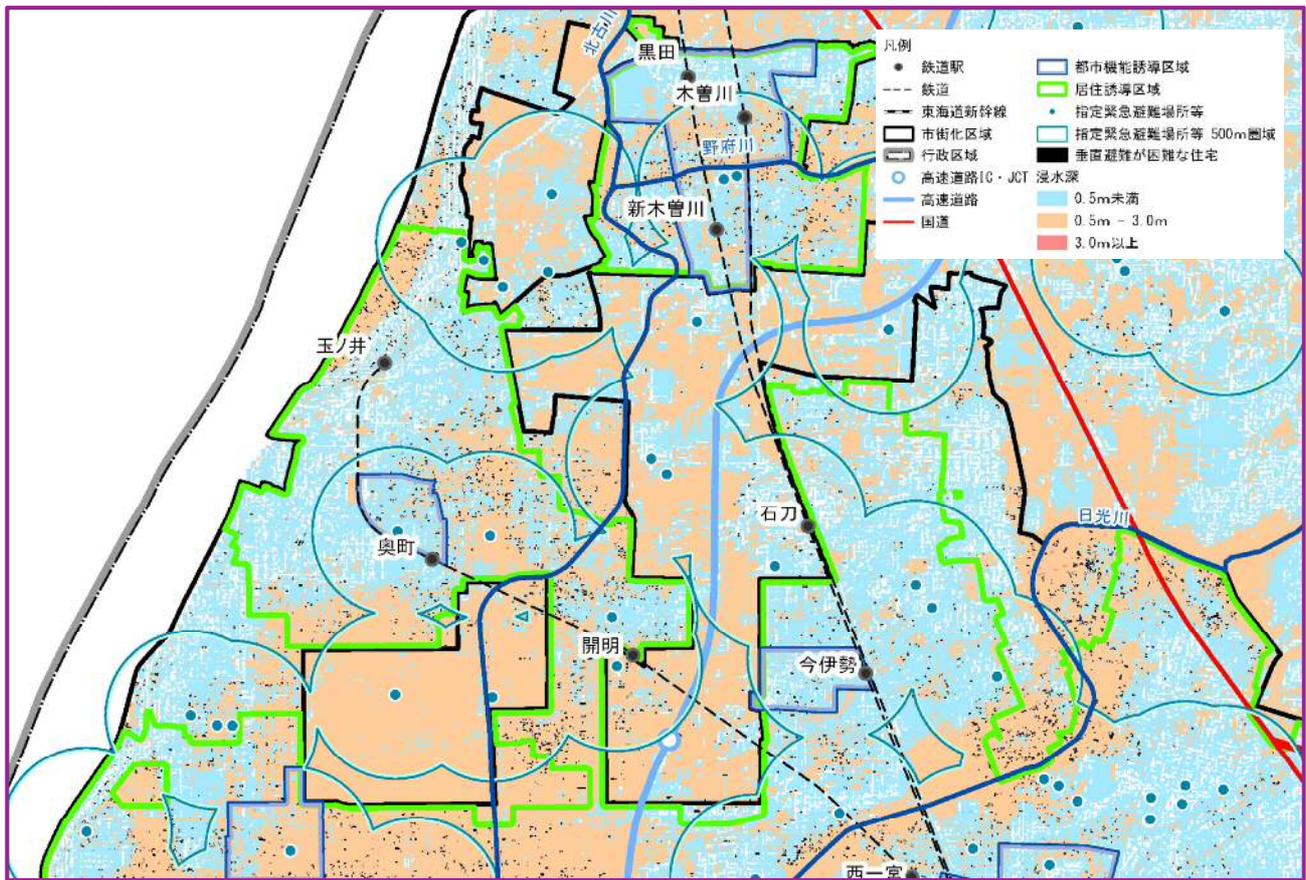


【浸水想定区域の垂直避難が困難な住宅分布（想定最大規模）】

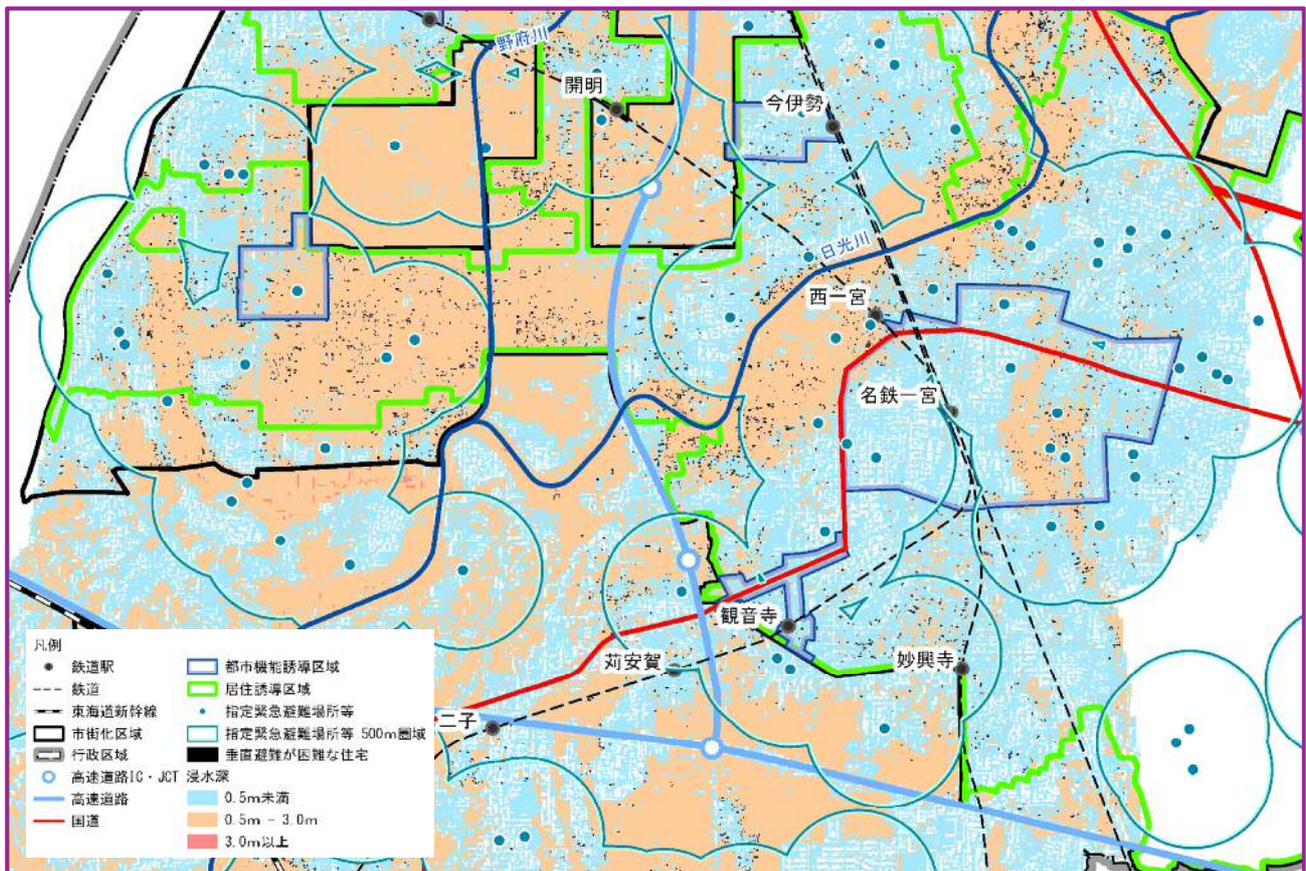


注)住宅分布は都市計画基礎調査（2022年度（令和4年度）実施）において整理した、建物利用現況を使用しており、データ範囲は市街化区域及び市街化調整区域の一部に限られる

拡大図①



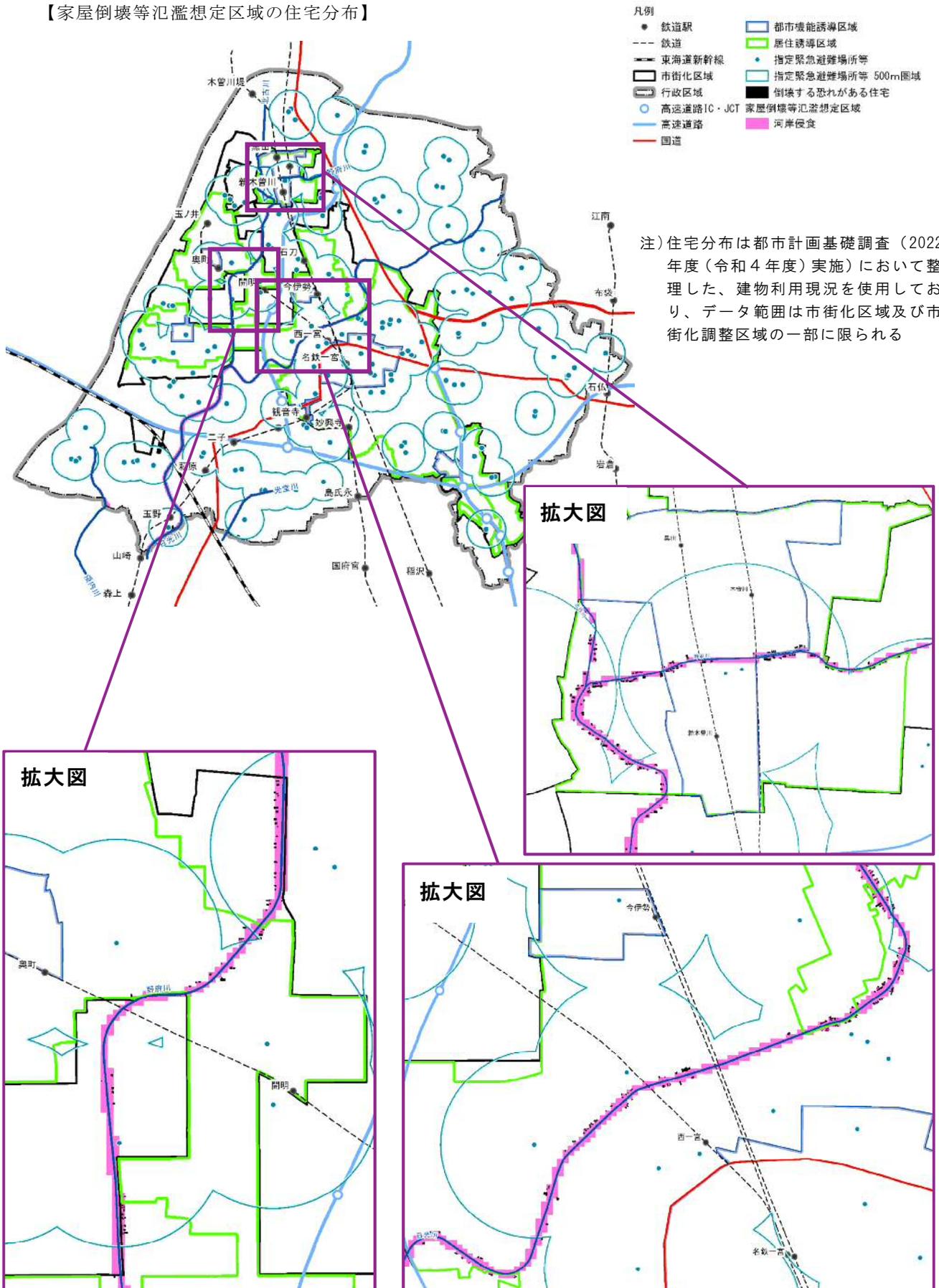
拡大図②



洪水（家屋倒壊等氾濫想定区域）×住宅分布：建物への被害が懸念される住宅の分布を確認

- 日光川流域の河川の家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）が居住誘導区域にもみられ、倒壊などの被害が想定される住宅が分布しており、事前の水平避難が必要です。

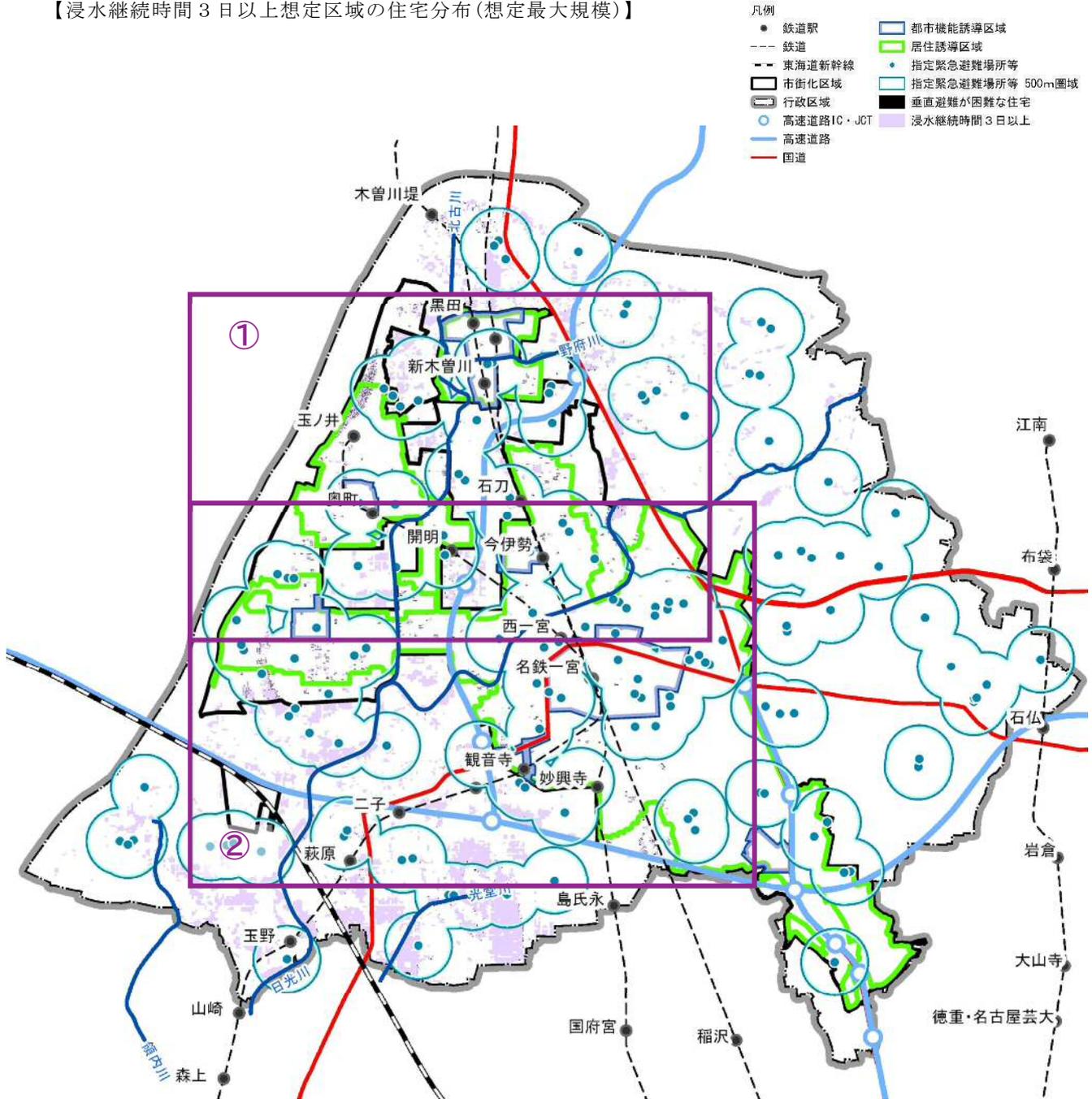
【家屋倒壊等氾濫想定区域の住宅分布】



洪水（浸水継続時間）×住宅分布：長期の避難生活が必要となる浸水継続時間が長期間にわたる地域の住宅分布を確認

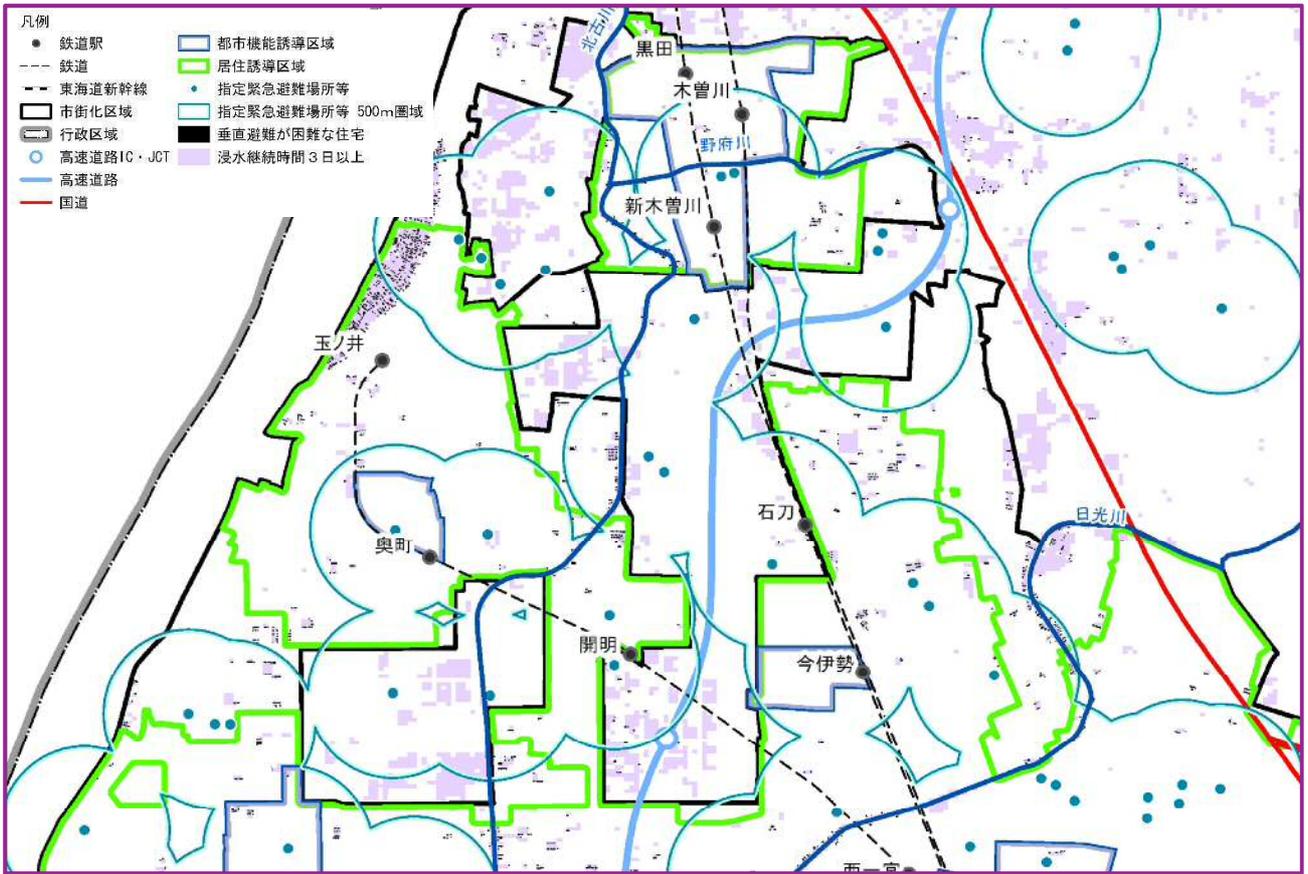
- ・日光川流域の河川からの浸水により、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがあるとされる浸水継続時間3日以上が想定される住宅が、居住誘導区域の一部で見られます。

【浸水継続時間3日以上想定区域の住宅分布(想定最大規模)】

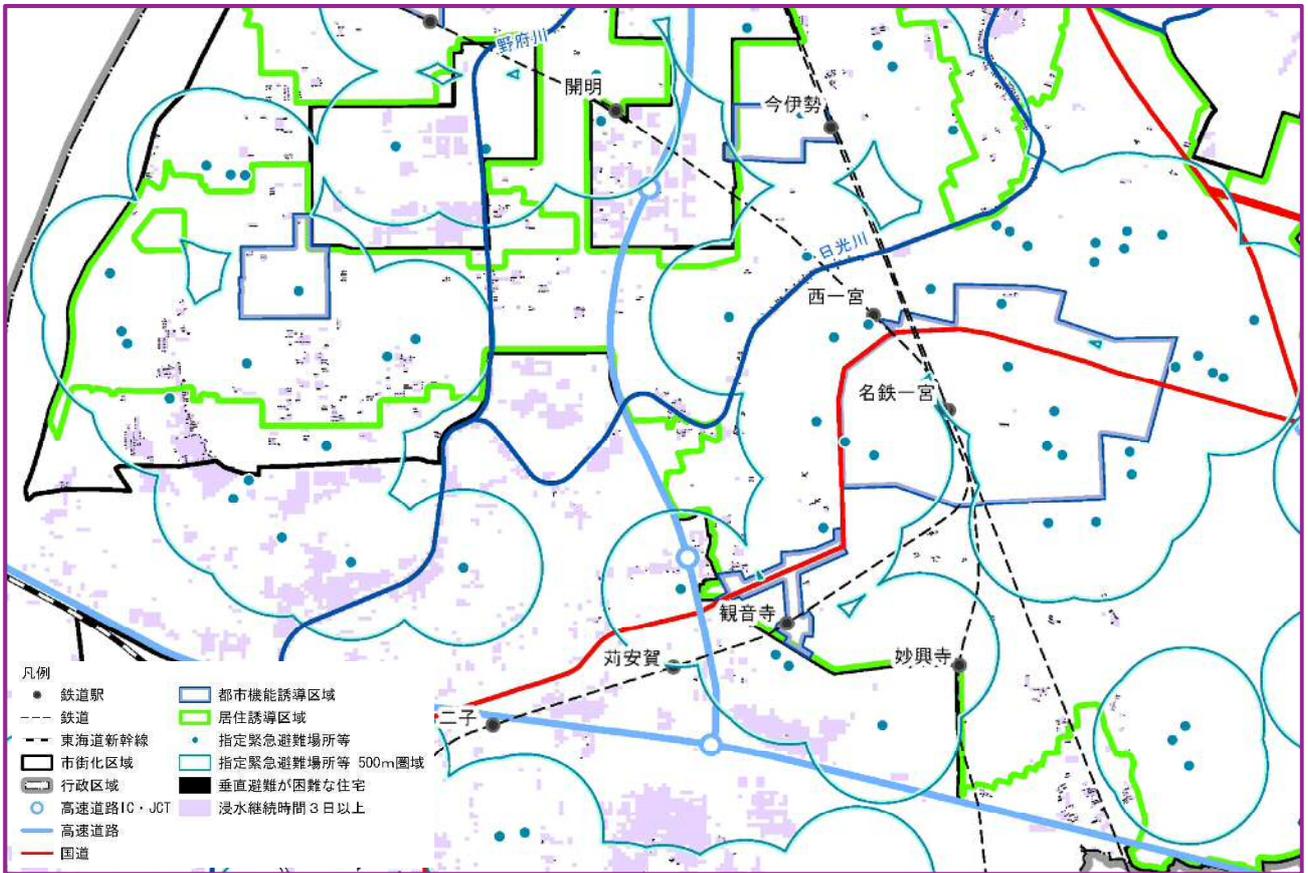


注)住宅分布は都市計画基礎調査（2022年度（令和4年度）実施）において整理した、建物利用現況を使用しており、データ範囲は市街化区域及び市街化調整区域の一部に限られる

拡大図①



拡大図②



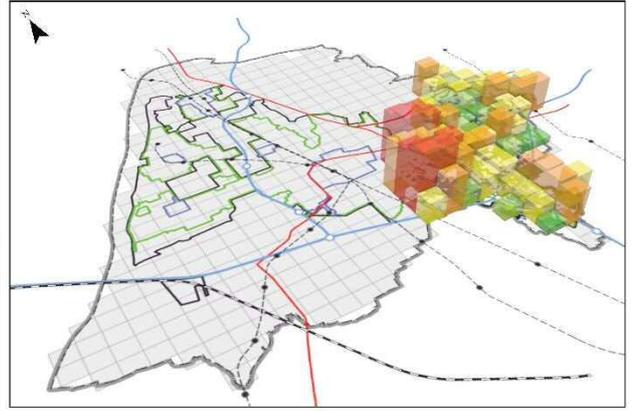
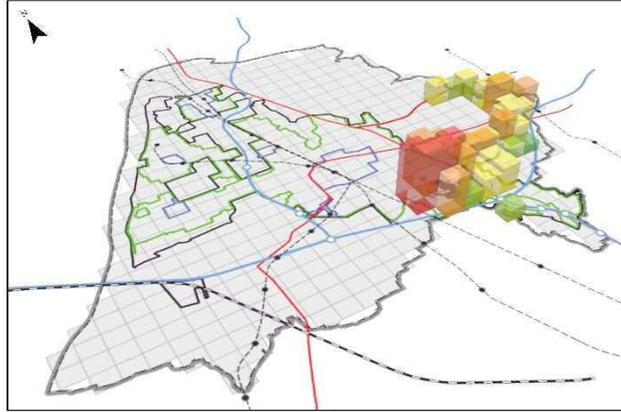
浸水予想図 新川流域

洪水×人口分布：洪水が発生した際に影響が懸念される人口規模を確認

- ・新川流域における河川の計画規模の洪水により、南東部の丹陽町周辺の地域で浸水が想定され、約0.4万人（居住誘導区域内は約0.3万人）に影響が及ぶことが懸念されます。
- ・新川流域における河川の想定最大規模の洪水により、南東部の丹陽町周辺の地域で浸水が想定され、約2.2万人（居住誘導区域内は約1.2万人）に影響が及ぶことが懸念されます。

【浸水想定区域の人口分布(計画規模)】

【浸水想定区域の人口分布(想定最大規模)】



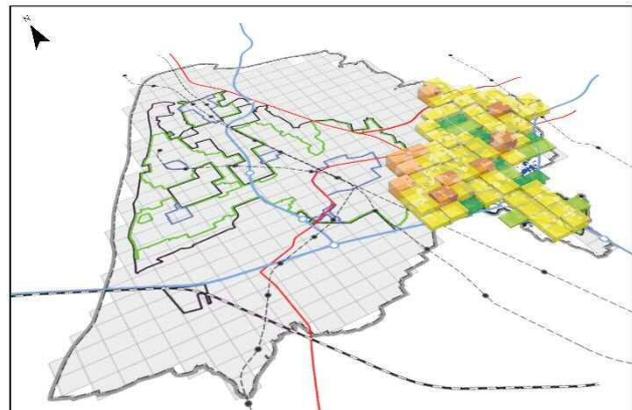
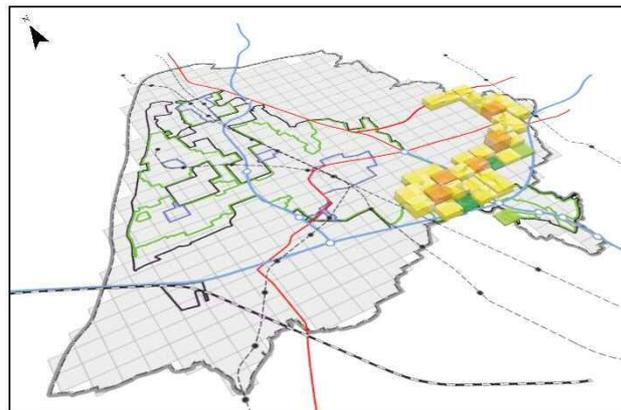
・人口の集計は、2020年(令和2年)国勢調査の250mメッシュ別人口を基に面積按分により算出

洪水×高齢者分布：洪水が発生した際に影響が懸念される高齢者人口規模を確認

- ・新川流域における河川の計画規模の洪水により、南東部の丹陽町周辺の地域で浸水が想定され、高齢者約0.1万人（居住誘導区域内は約0.1万人）に影響が及ぶことが懸念されます。
- ・新川流域における河川の想定最大規模の洪水により、南東部の丹陽町周辺の地域で浸水が想定され、高齢者約0.5万人（居住誘導区域内は約0.2万人）に影響が及ぶことが懸念されます。

【浸水想定区域の高齢者分布(計画規模)】

【浸水想定区域の高齢者分布(想定最大規模)】



・高齢者の集計は、2020年(令和2年)国勢調査の250mメッシュ別人口を基に面積按分により算出

浸水予想図 新川流域 【想定最大規模】

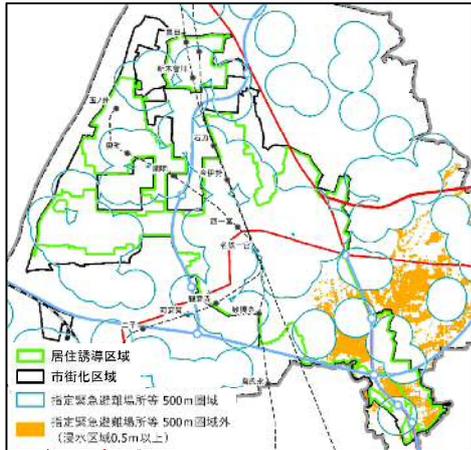
洪水（浸水深）×住宅分布：垂直避難が困難な住宅の分布を確認

・新川流域の河川からの洪水により、居住誘導区域南東部の丹陽町周辺で浸水が想定されますが、2階床上までの浸水は想定されない浸水深3.0m未満の浸水であり、垂直避難が困難な平屋建て住宅が分布しており、余裕を持った事前の水平避難が必要です。

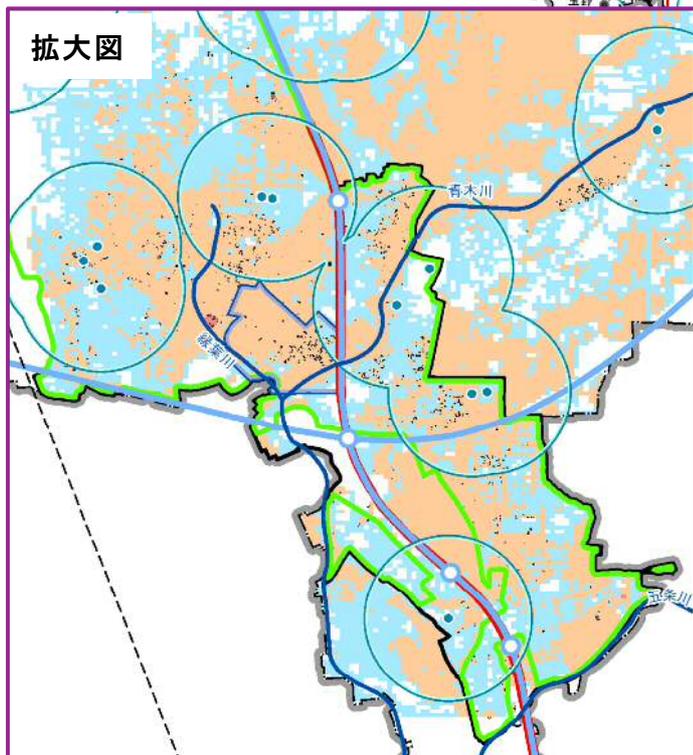
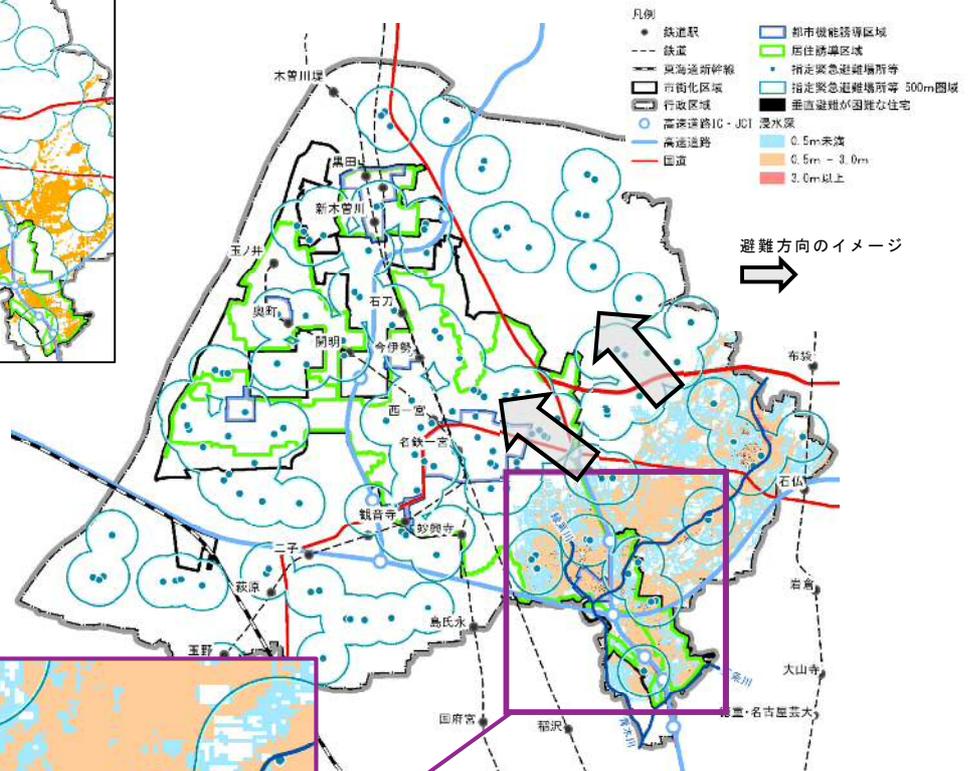
洪水×指定緊急避難場所・緊急避難場所：指定緊急避難場所及び緊急避難場所への水平避難が困難な地域の有無を確認

・新川流域の河川からの浸水は、居住誘導区域南東部の丹陽町周辺で想定されており、浸水が想定される居住誘導区域で指定緊急避難場所・緊急避難場所から500m圏域外の地域がみられます。

【避難施設徒歩圏外の浸水想定区域(想定最大規模)】



【浸水想定区域の垂直避難が困難な住宅分布(想定最大規模)】

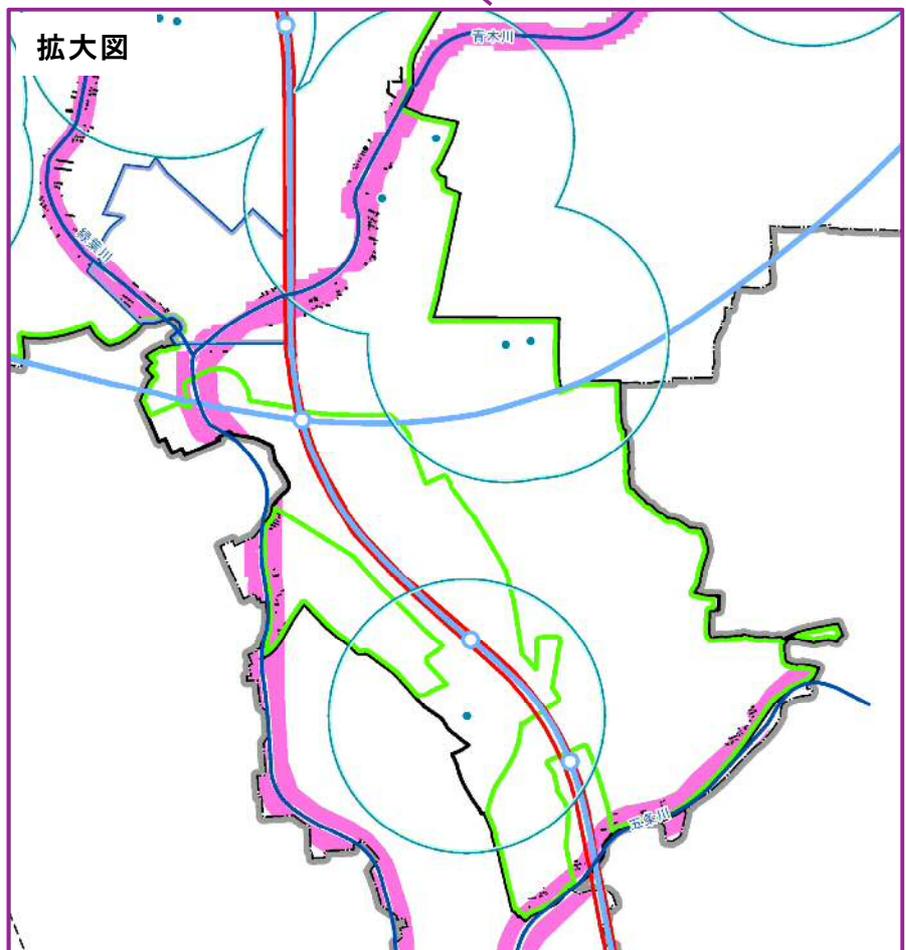
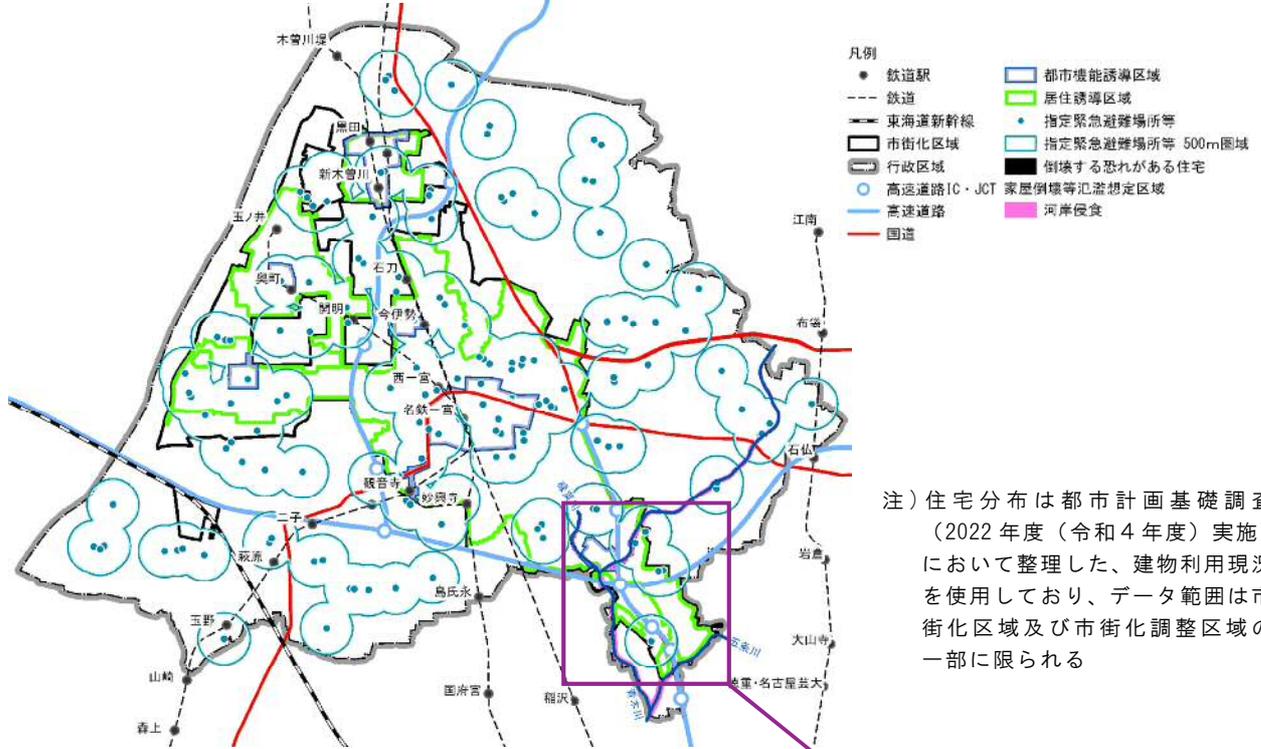


注)住宅分布は都市計画基礎調査(2022年度(令和4年度)実施)において整理した、建物利用現況を使用しており、データ範囲は市街化区域及び市街化調整区域の一部に限られる

洪水（家屋倒壊等氾濫想定区域）×住宅分布：建物への被害が懸念される住宅の分布を確認

・新川流域の河川の家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）が居住誘導区域にもみられ、倒壊などの被害が想定される住宅が分布しており、事前の水平避難が必要です。

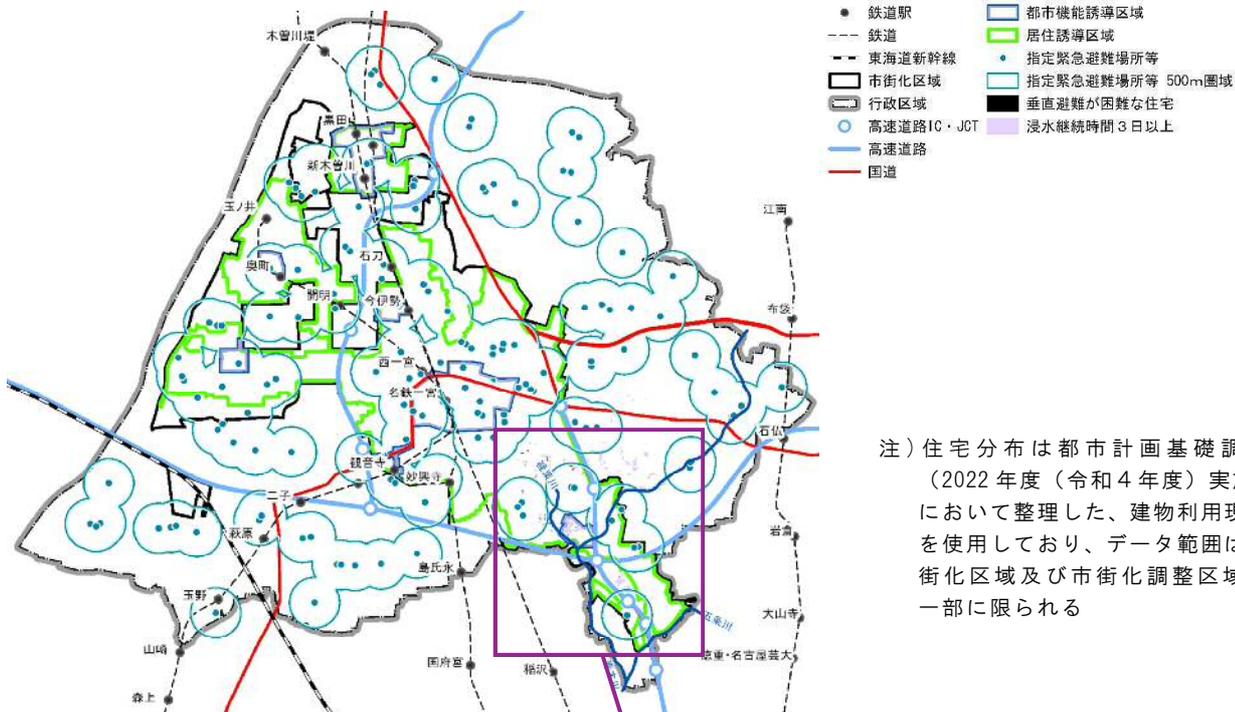
【家屋倒壊等氾濫想定区域の住宅分布】



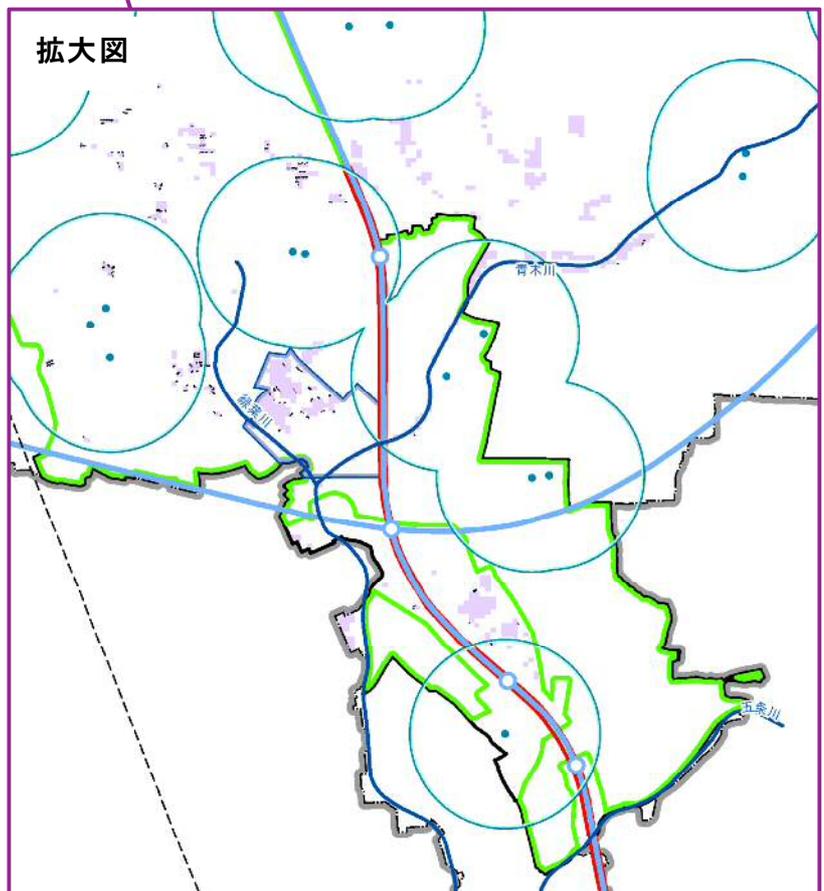
洪水（浸水継続時間）×住宅分布：長期の避難生活が必要となる浸水継続時間が長期間にわたる地域の住宅分布を確認

・新川流域の河川からの浸水により、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがあるとされる浸水継続時間3日以上が想定される住宅が居住誘導区域の一部で見られます。

【浸水継続時間3日以上想定区域の住宅分布(想定最大規模)】



注) 住宅分布は都市計画基礎調査（2022年度（令和4年度）実施）において整理した、建物利用現況を使用しており、データ範囲は市街化区域及び市街化調整区域の一部に限られる



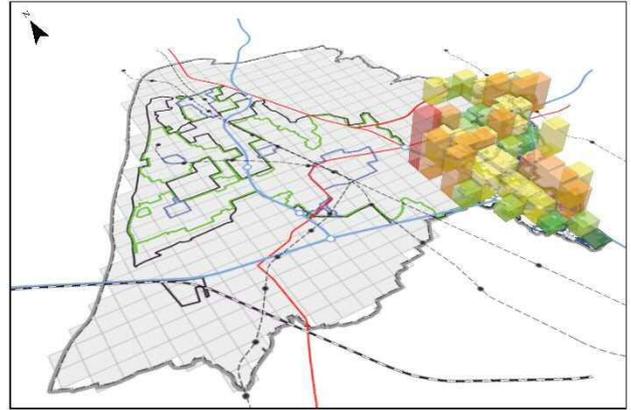
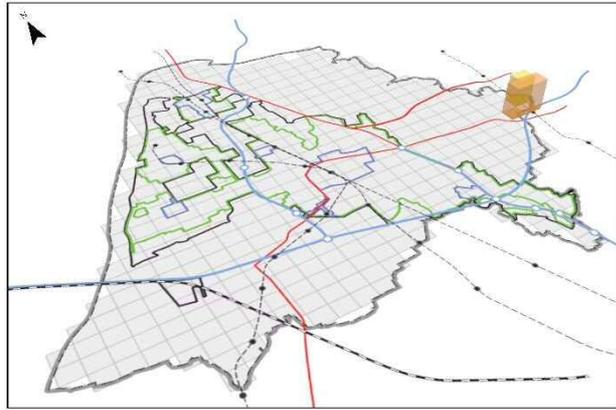
浸水予想図 郷瀬川流域

洪水×人口分布：洪水が発生した際に影響が懸念される人口規模を確認

- ・郷瀬川流域における河川の計画規模の洪水により、南東部の一部地域で浸水が想定され、約 50 人（居住誘導区域内は 0 人）に影響が及ぶことが懸念されます。
- ・郷瀬川流域における河川の想定最大規模の洪水により、南東部の丹陽町周辺で浸水が想定され、約 1.1 万人（居住誘導区域内は約 0.4 万人）に影響が及ぶことが懸念されます。

【浸水想定区域の人口分布(計画規模)】

【浸水想定区域の人口分布(想定最大規模)】



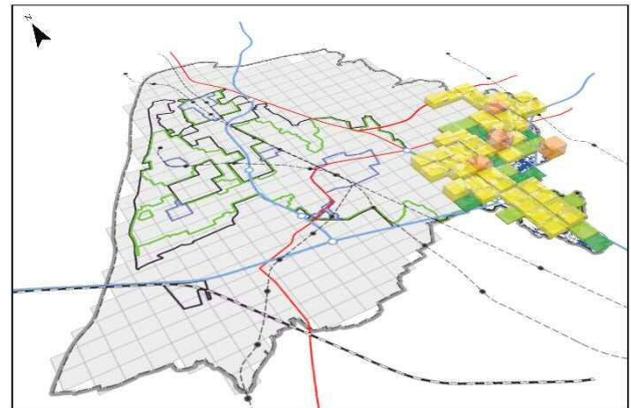
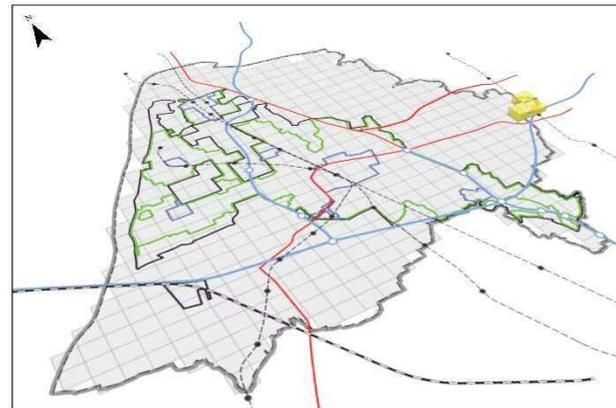
・人口の集計は、2020年(令和2年)国勢調査の250mメッシュ別人口を基に面積按分により算出

洪水×高齢者分布：洪水が発生した際に影響が懸念される高齢者人口規模を確認

- ・郷瀬川流域における河川の計画規模の洪水により、南東部の丹陽町周辺の地域で浸水が想定され、高齢者約 10 人（居住誘導区域内は 0 人）に影響が及ぶことが懸念されます。
- ・郷瀬川流域における河川の想定最大規模の洪水により、南東部の丹陽町周辺で浸水が想定され、高齢者約 0.3 万人（居住誘導区域内は約 0.1 万人）に影響が及ぶことが懸念されます。

【浸水想定区域の高齢者分布(計画規模)】

【浸水想定区域の高齢者分布(想定最大規模)】



・高齢者の集計は、2020年(令和2年)国勢調査の250mメッシュ別人口を基に面積按分により算出

浸水予想図 郷瀬川流域 【想定最大規模】

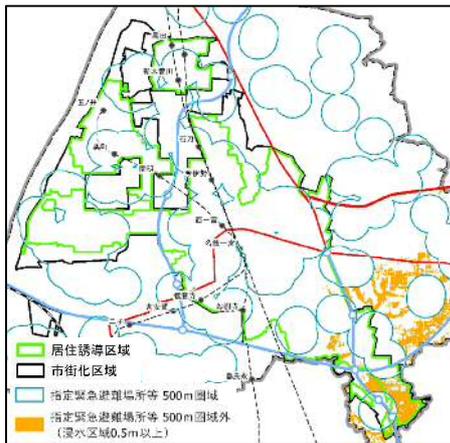
洪水（浸水深）×住宅分布：垂直避難が困難な住宅の分布を確認

・郷瀬川流域の河川からの洪水により、居住誘導区域南東部の丹陽町周辺で浸水が想定されます。2階床上までの浸水は想定されない浸水深 3.0m未滿の浸水ですが、垂直避難が困難な平屋建て住宅が分布しており、余裕を持った事前の水平避難が必要です。

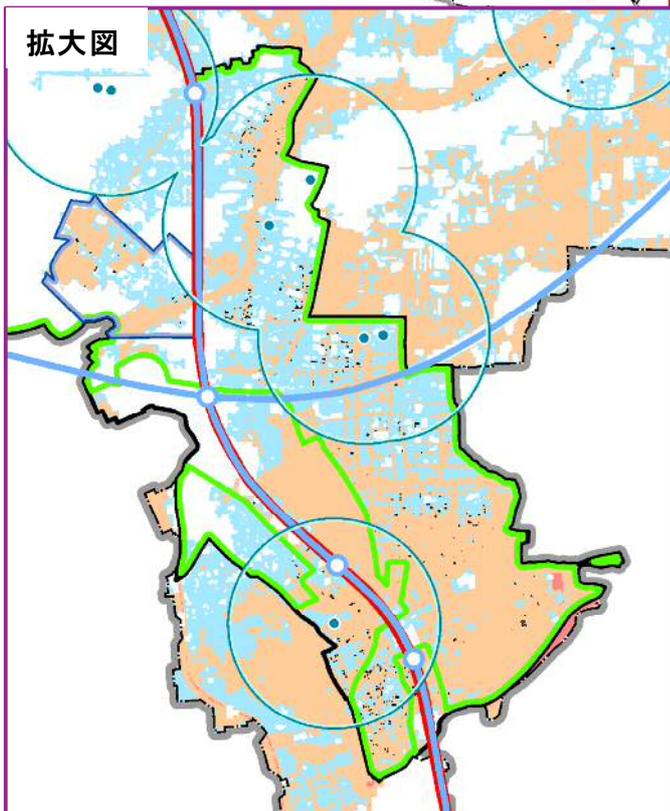
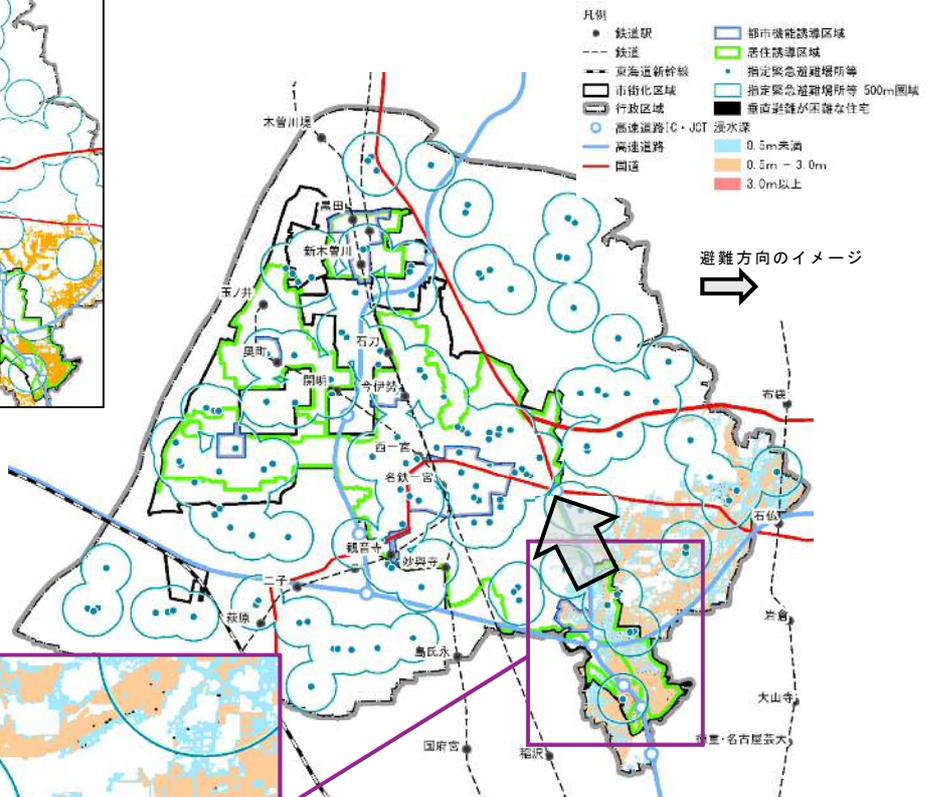
洪水×指定緊急避難場所・緊急避難場所：指定緊急避難場所及び緊急避難場所への水平避難が困難な地域の有無を確認

・郷瀬川流域の河川からの浸水は、居住誘導区域南東部の丹陽町周辺で想定されており、浸水する居住誘導区域で指定緊急避難場所・緊急避難場所からの 500m圏域外の地域がみられ、余裕を持った事前の水平避難が必要です。

【避難施設徒歩圏外の浸水想定区域(想定最大規模)】



【浸水想定区域の垂直避難が困難な住宅分布（想定最大規模）】



注)住宅分布は都市計画基礎調査(2022年度(令和4年度)実施)において整理した、建物利用現況を使用しており、データ範囲は市街化区域及び市街化調整区域の一部に限られる

洪水（家屋倒壊等氾濫想定区域）×住宅分布：建物への被害が懸念される住宅の分布を確認

- ・市内において家屋倒壊等氾濫想定区域はありません

洪水（浸水継続時間）×住宅分布：長期の避難生活が必要となる浸水継続時間が長期間にわたる地域の住宅分布を確認

- ・市内において浸水継続時間3日以上の地域はありません

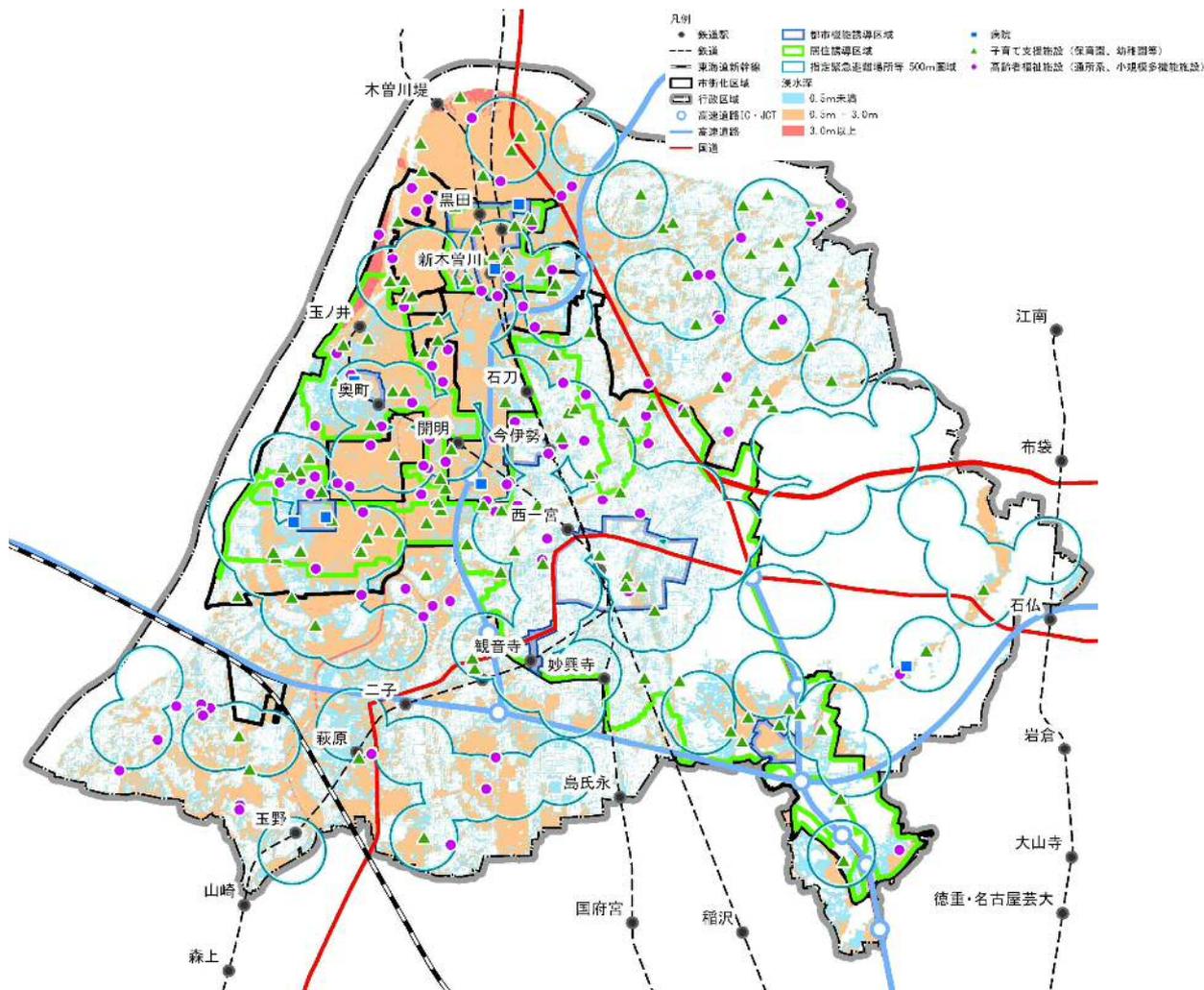
凡例 災害の影響の大きさの視点 避難行動の必要性の視点

浸水想定区域図・浸水予想図 (木曾川、日光川流域、新川流域、郷瀬川流域)
【計画規模】

洪水×施設分布：洪水が発生した際に影響が懸念される要配慮者利用施設を確認

・各河川からの浸水により、主に市西部に立地する要配慮者利用施設において0.5m以上の浸水が想定されており、指定緊急避難場所・緊急避難場所から500m圏域外の施設もみられます。

【浸水想定区域の要配慮者利用施設分布(計画規模)】



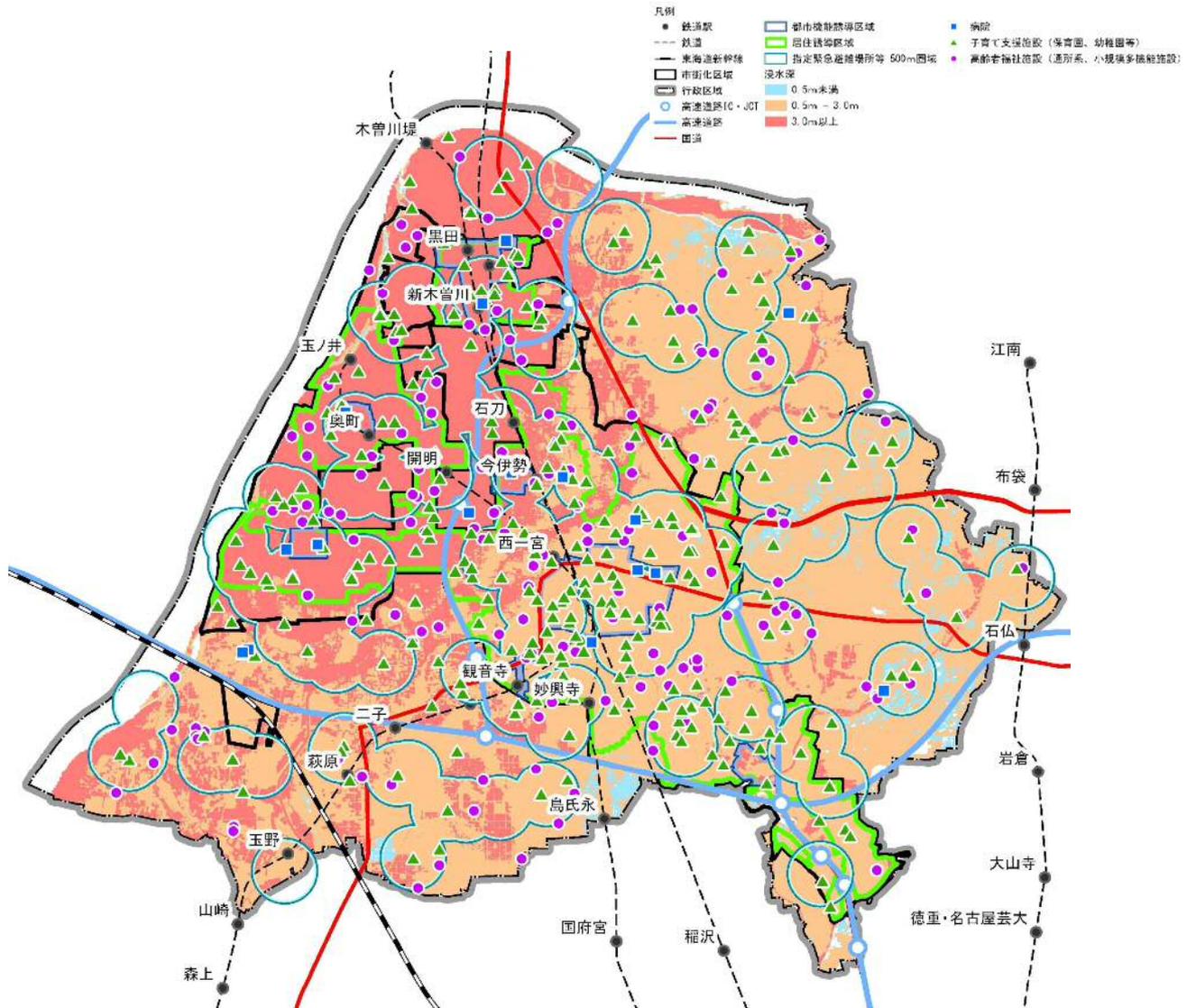
注)要配慮者利用施設は一宮市地域防災計画(2023年度(令和5年度)修正)に掲載された「病院(一般診療所除く)」、「高齢者福祉施設(通所系、小規模多機能施設)(訪問系は除く)」、「子育て関連施設」を基本とし、2023年(令和5年)5月時点で更新したもの

浸水想定区域図・浸水予想図（木曾川、日光川流域、新川流域、郷瀬川流域）
【想定最大規模】

洪水×施設分布：洪水が発生した際に影響が懸念される要配慮者利用施設を確認

・各河川からの浸水により、市内に立地する概ね全ての要配慮者利用施設において0.5m以上の浸水が想定されており、指定緊急避難場所・緊急避難場所から500m圏域外の施設もみられます。

【浸水想定区域の要配慮者利用施設分布(想定最大規模)】



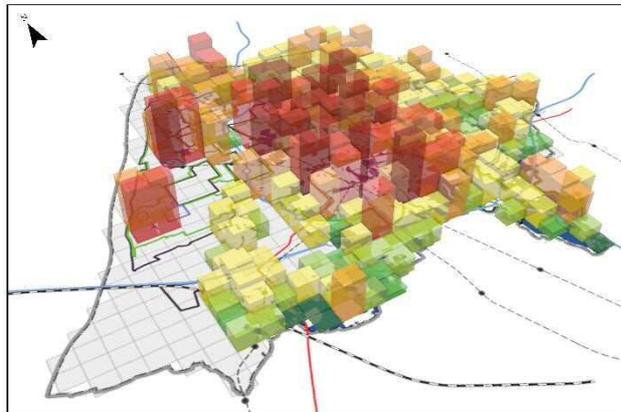
注)要配慮者利用施設は一宮市地域防災計画(2023年度(令和5年度)修正)に掲載された「病院(一般診療所除く)」、「高齢者福祉施設(通所系、小規模多機能施設)(訪問系は除く)」、「子育て関連施設」を基本とし、2023年(令和5年)5月時点で更新したもの

内水浸水実績

内水×人口分布：内水氾濫が発生した際に影響が懸念される人口規模を確認

・内水浸水の実績がある区域は、市内の広い範囲でみられ、約 4.9 万人（居住誘導区域内は約 3.2 万人）に影響が及ぶことが懸念されます。

【内水浸水実績がある区域の人口分布】

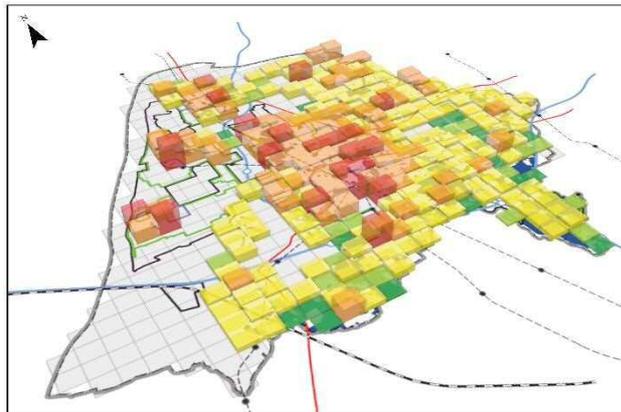


・人口の集計は、2020年（令和2年）国勢調査の250mメッシュ別人口を基に面積按分により算出

内水×高齢者人口分布：内水氾濫が発生した際に影響が懸念される高齢者人口規模を確認

・内水浸水の実績がある区域は、市内の広い範囲でみられ、高齢者約 1.3 万人（居住誘導区域内は約 0.7 万人）に影響が及ぶことが懸念されます。

【内水浸水実績がある区域の高齢者分布】



・高齢者の集計、2020年（令和2年）国勢調査の250mメッシュ別人口を基に面積按分により算出

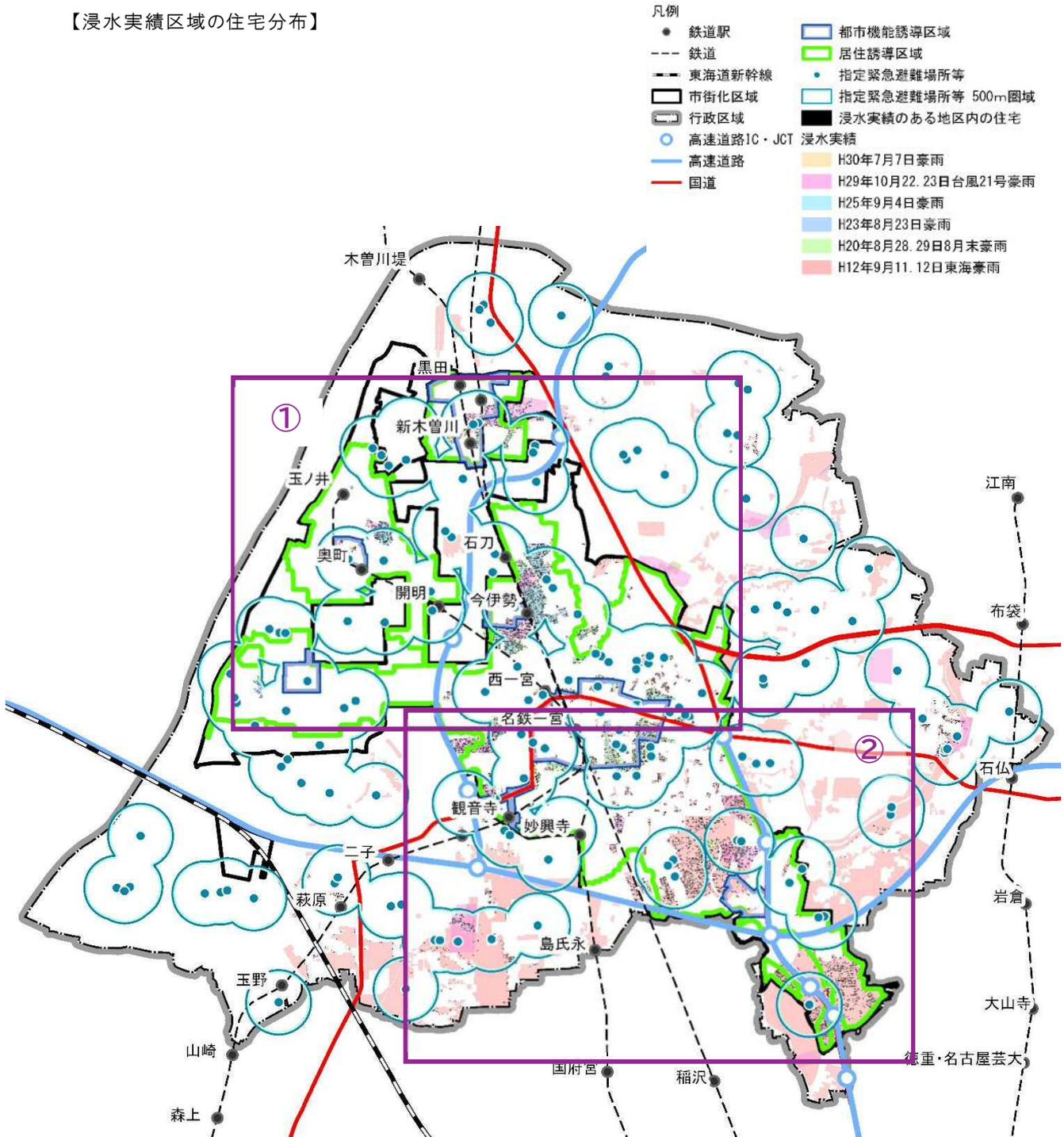
内水（浸水深）×住宅分布：浸水実績がある区域内における住宅の分布を確認

・居住誘導区域内において浸水の実績が広い範囲で見られ、浸水実績のある区域内に多くの住宅が分布しています。

内水×指定緊急避難場所・緊急避難場所：指定緊急避難場所及び緊急避難場所への水平避難が困難な地域の有無を確認

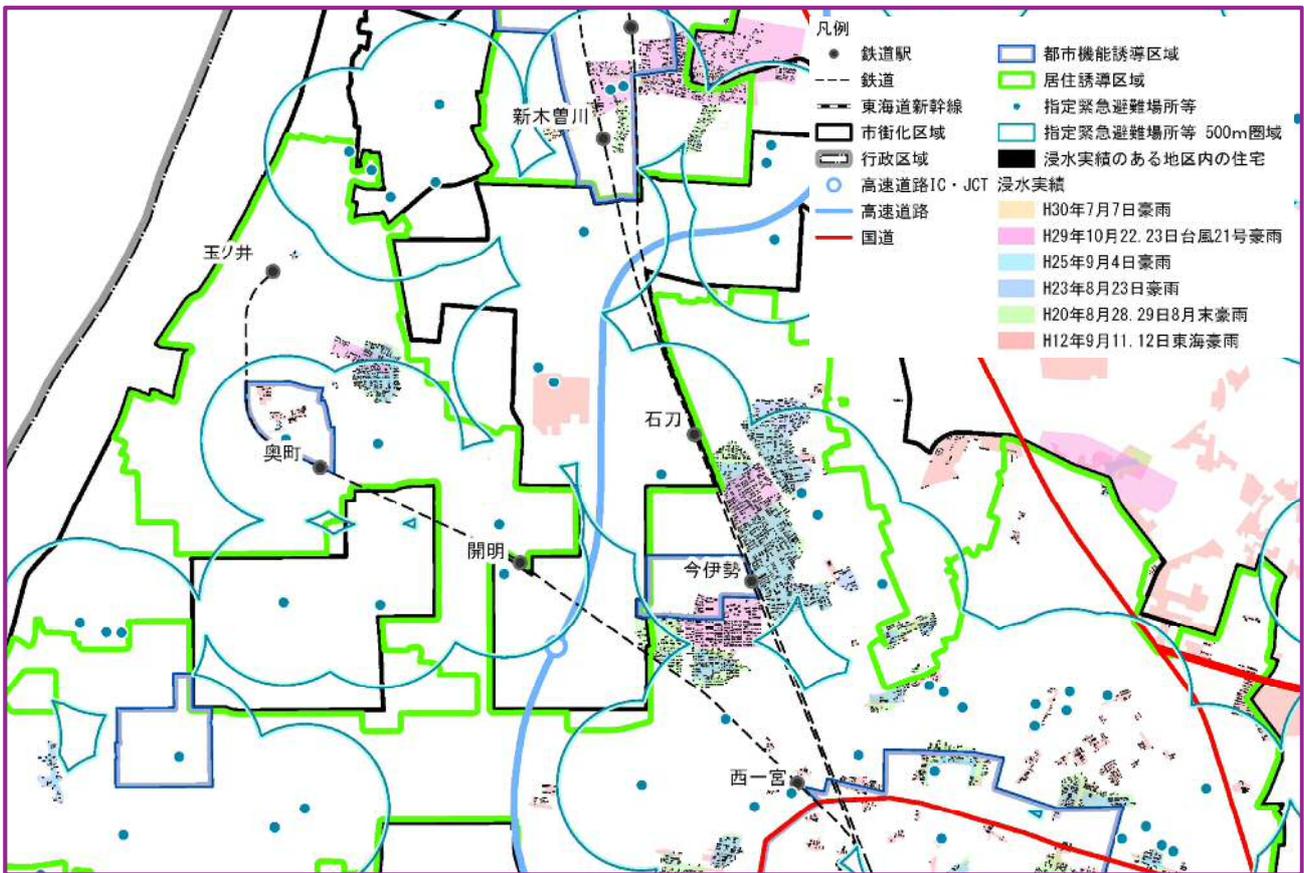
・浸水実績のある区域が居住誘導区域に広くみられ、指定緊急避難場所・緊急避難場所からの500m圏域外の地域もありますが、概ね浸水実績のある区域外に徒歩で避難することが可能となっています。

【浸水実績区域の住宅分布】

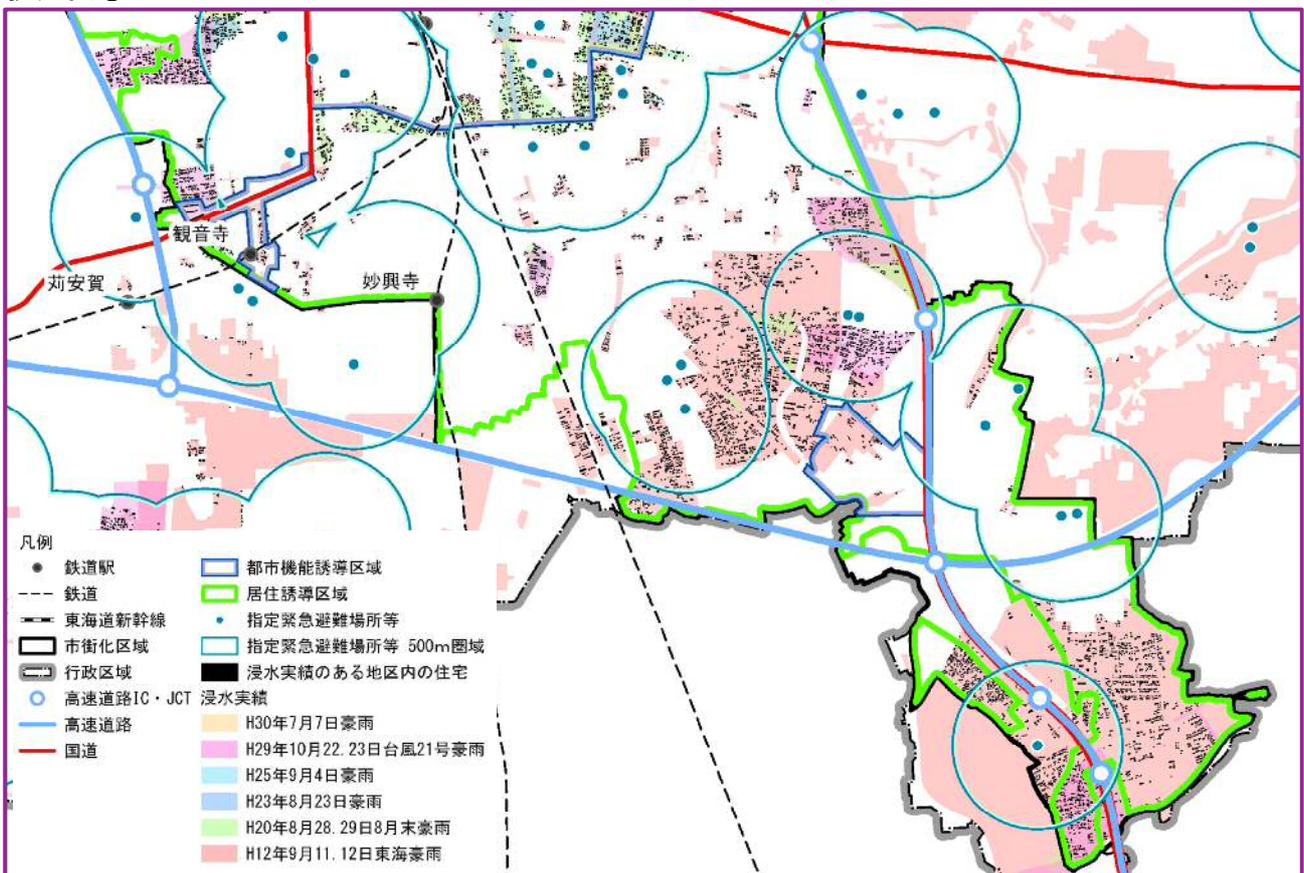


注)住宅分布は都市計画基礎調査（2022年度（令和4年度）実施）において整理した、建物利用現況を使用しており、データ範囲は市街化区域及び市街化調整区域の一部に限られる

拡大図①



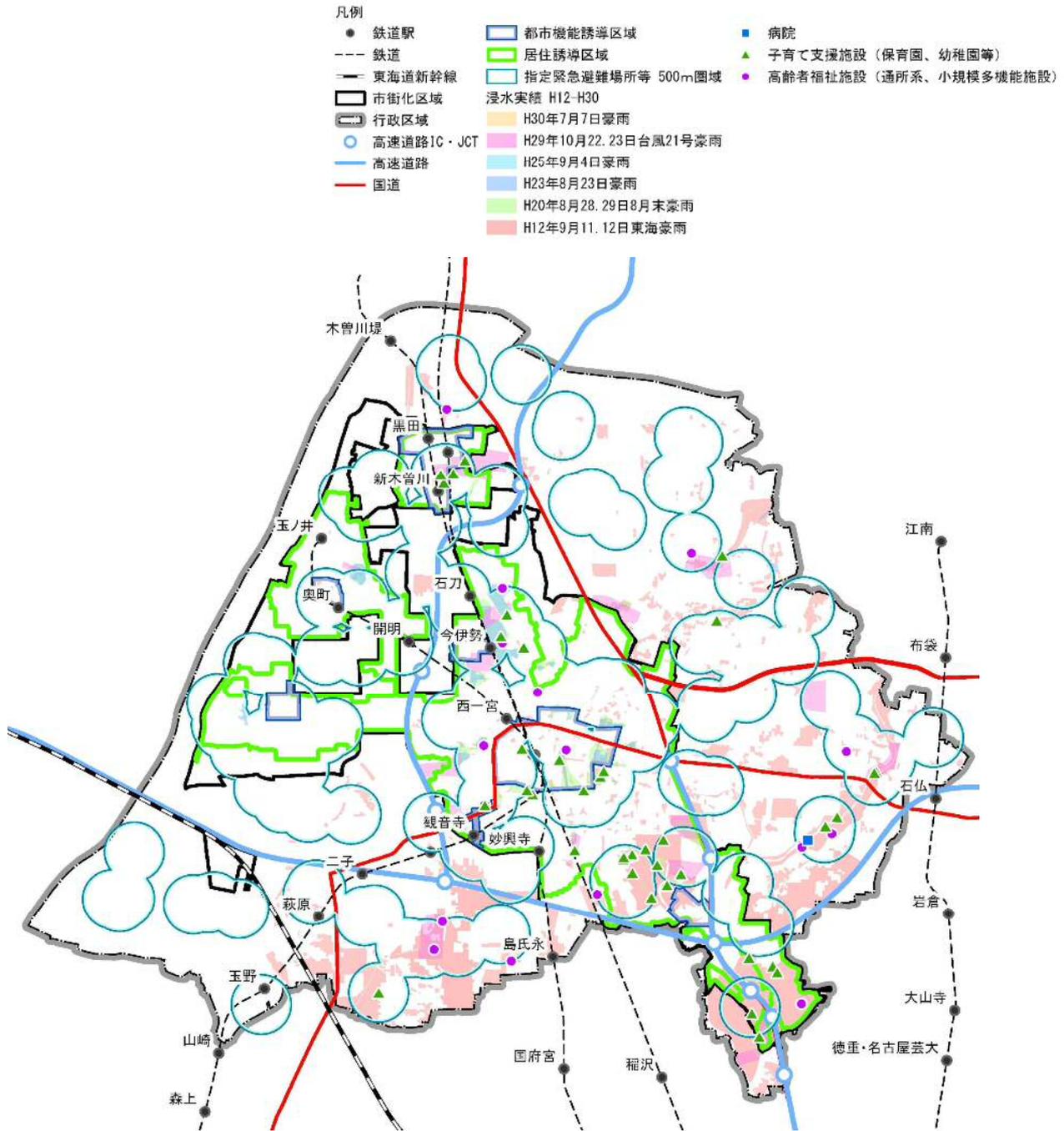
拡大図②



内水×施設分布：内水氾濫が発生した際に影響が懸念される要配慮者利用施設を確認

・内水浸水の実績がある区域に要配慮者利用施設の立地がみられます。該当施設は概ね指定緊急避難場所・緊急避難場所から 500m圏域内ですが、市南部の一部の施設は圏外となっています。

【浸水実績区域の要配慮者利用施設分布】



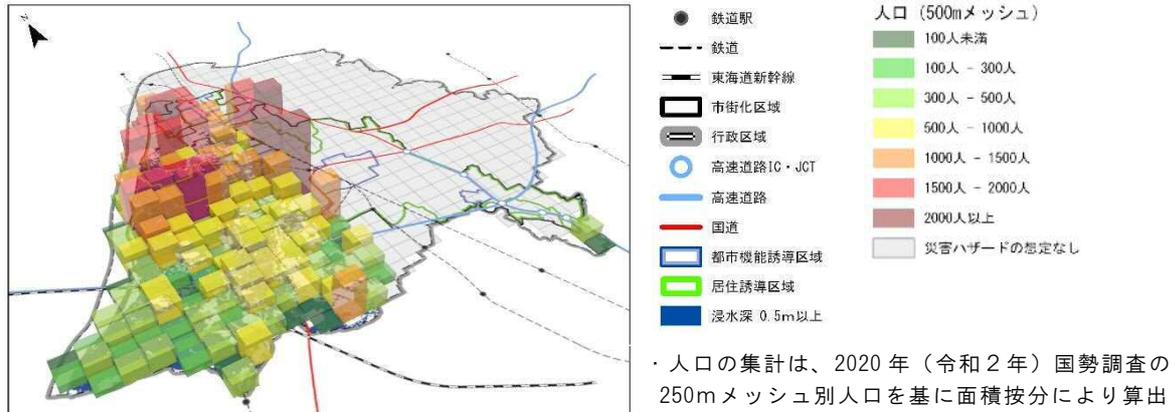
注) 要配慮者利用施設は一宮市地域防災計画（2023年度（令和5年度）修正）に掲載された「病院（一般診療所除く）」、「高齢者福祉施設（通所系、小規模多機能施設）（訪問系は除く）」、「子育て関連施設」を基本とし、2023年（令和5年）5月時点で更新したもの

高潮浸水想定区域

高潮×人口分布：高潮が発生した際に影響が懸念される人口規模を確認

- ・高潮の浸水により、西部の広い範囲で浸水が想定され、約 7.2 万人（居住誘導区域内は約 3.3 万人）に影響が及ぶことが懸念されます。

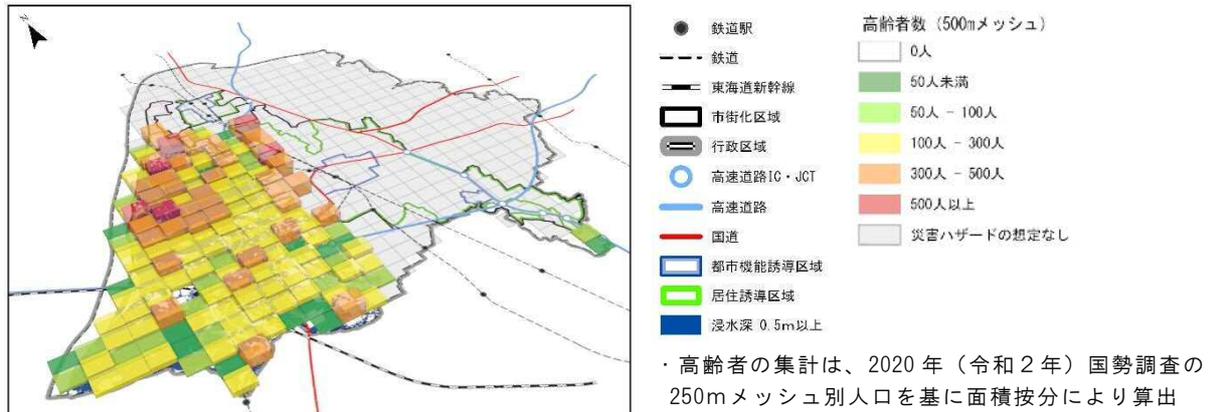
【浸水想定区域の人口分布】



高潮×高齢者人口分布：高潮が発生した際に影響が懸念される高齢者人口規模を確認

- ・高潮の浸水により、西部の広い範囲で浸水が想定され、高齢者約 2.1 万人（居住誘導区域内は約 0.8 万人）に影響が及ぶことが懸念されます。

【浸水想定区域の高齢者分布】



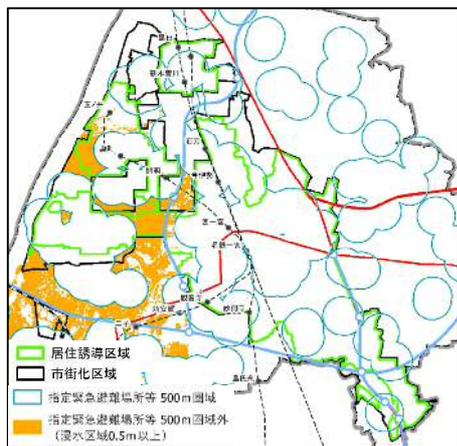
高潮（浸水深）×住宅分布：垂直避難が困難な住宅の分布を確認

- ・高潮により、居住誘導区域西部の広い範囲で浸水が想定されます。2階床上までの浸水は想定されない浸水深3.0m未満の浸水ですが、垂直避難が困難な平屋建て住宅が分布しており、余裕を持った事前の水平避難が必要です。

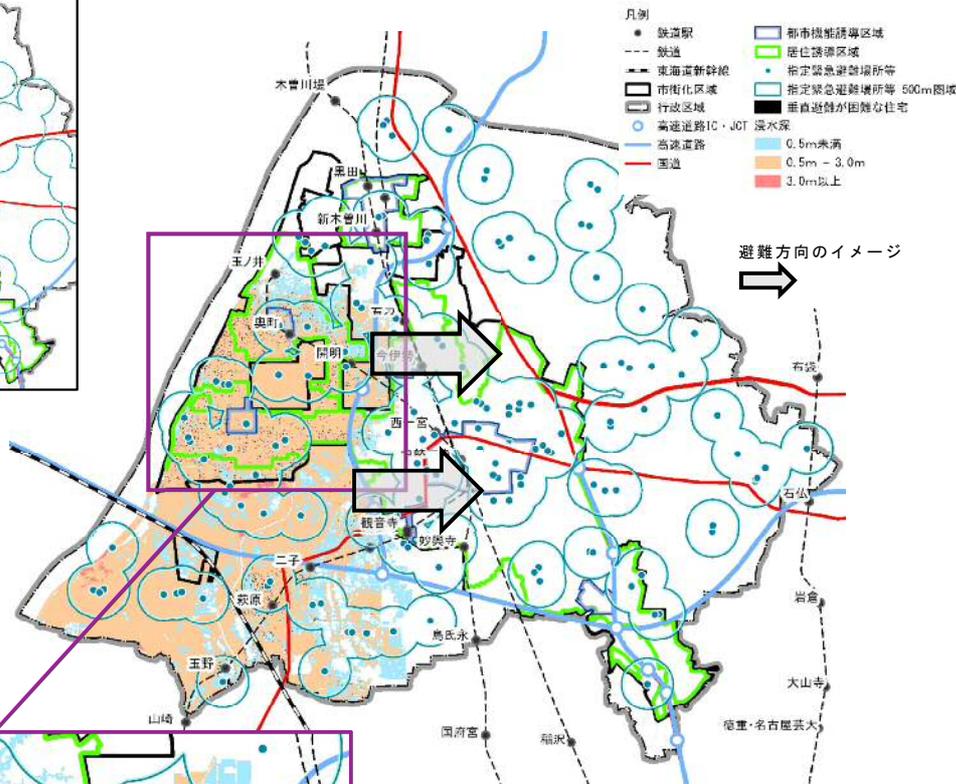
高潮×指定緊急避難場所・緊急避難場所：指定緊急避難場所及び緊急避難場所への水平避難が困難な地域の有無を確認

- ・高潮による浸水は、居住誘導区域西部の広い範囲で想定されており、浸水する居住誘導区域で指定緊急避難場所・緊急避難場所からの500m圏域外の地域がみられ、余裕を持った事前の水平避難が必要です。

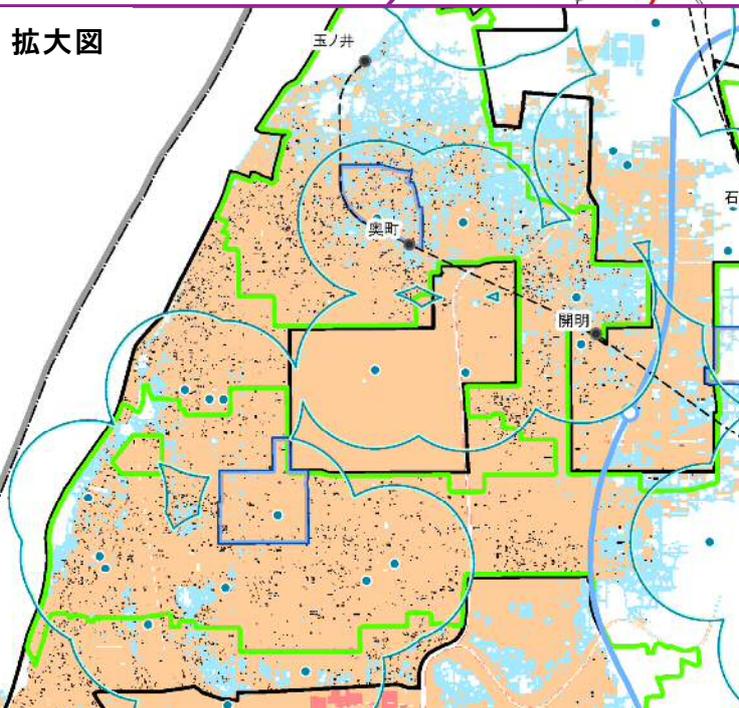
【避難施設徒歩圏外の浸水想定区域】



【浸水想定区域の垂直避難が困難な住宅分布】



避難方向のイメージ
➡

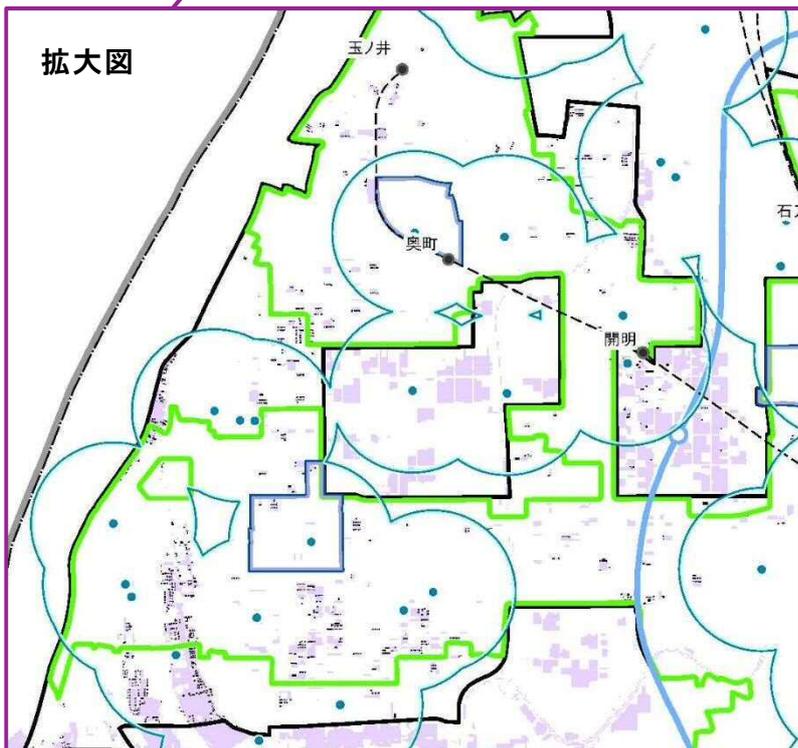
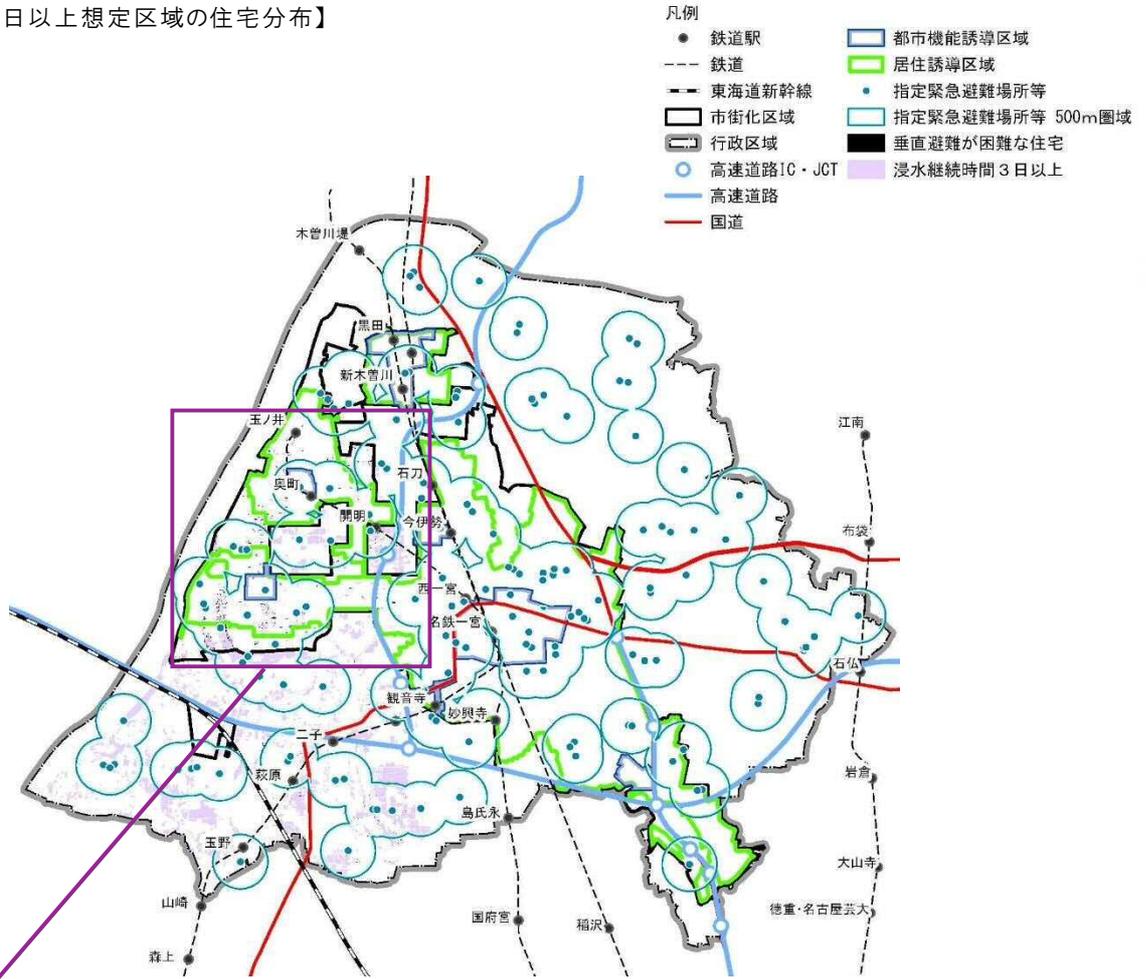


注) 住宅分布は都市計画基礎調査（2022年度（令和4年度）実施）において整理した、建物利用現況を使用しており、データ範囲は市街化区域及び市街化調整区域の一部に限られる

高潮（浸水継続時間）×住宅分布：長期の避難生活が必要となる浸水継続時間が長期間の住宅分布を確認

・高潮により、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがあるとされる浸水継続時間3日以上が想定される住宅が居住誘導区域の一部で見られます。

【浸水継続時間3日以上想定区域の住宅分布】



注) 住宅分布は都市計画基礎調査（2022年度（令和4年度）実施）において整理した、建物利用現況を使用しており、データ範囲は市街化区域及び市街化調整区域の一部に限られる

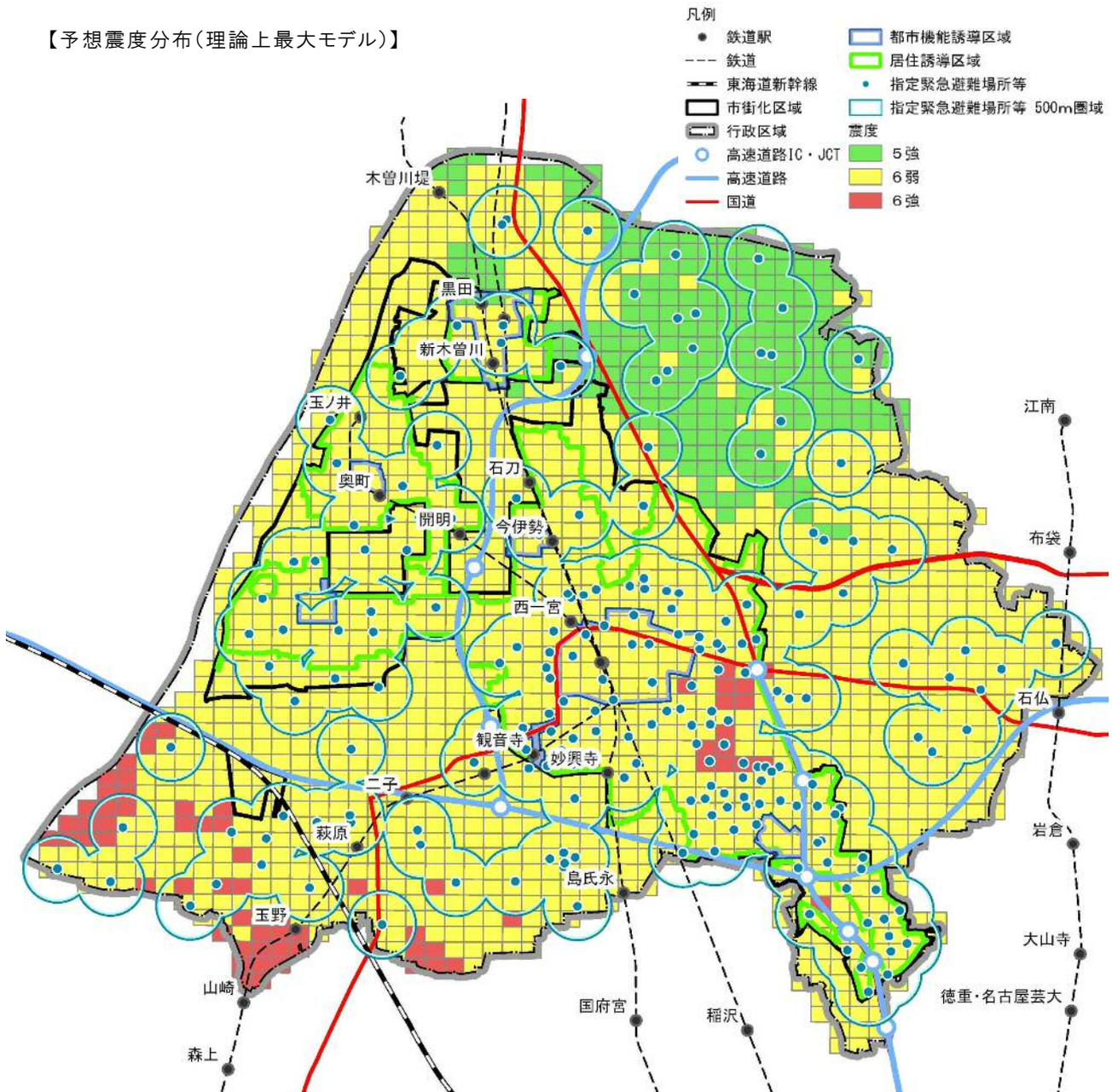
凡例 災害の影響の大きさの視点 避難行動の必要性の視点

地震

地震（震度）×指定緊急避難場所・緊急避難場所：指定緊急避難場所及び緊急避難場所への水平避難が困難な地域の有無を確認

・地震発生時の揺れにより、全壊が想定される建物が立地している調査結果となっており、指定緊急避難場所・緊急避難場所からの500m圏域外の地域もみられます。

【予想震度分布(理論上最大モデル)】



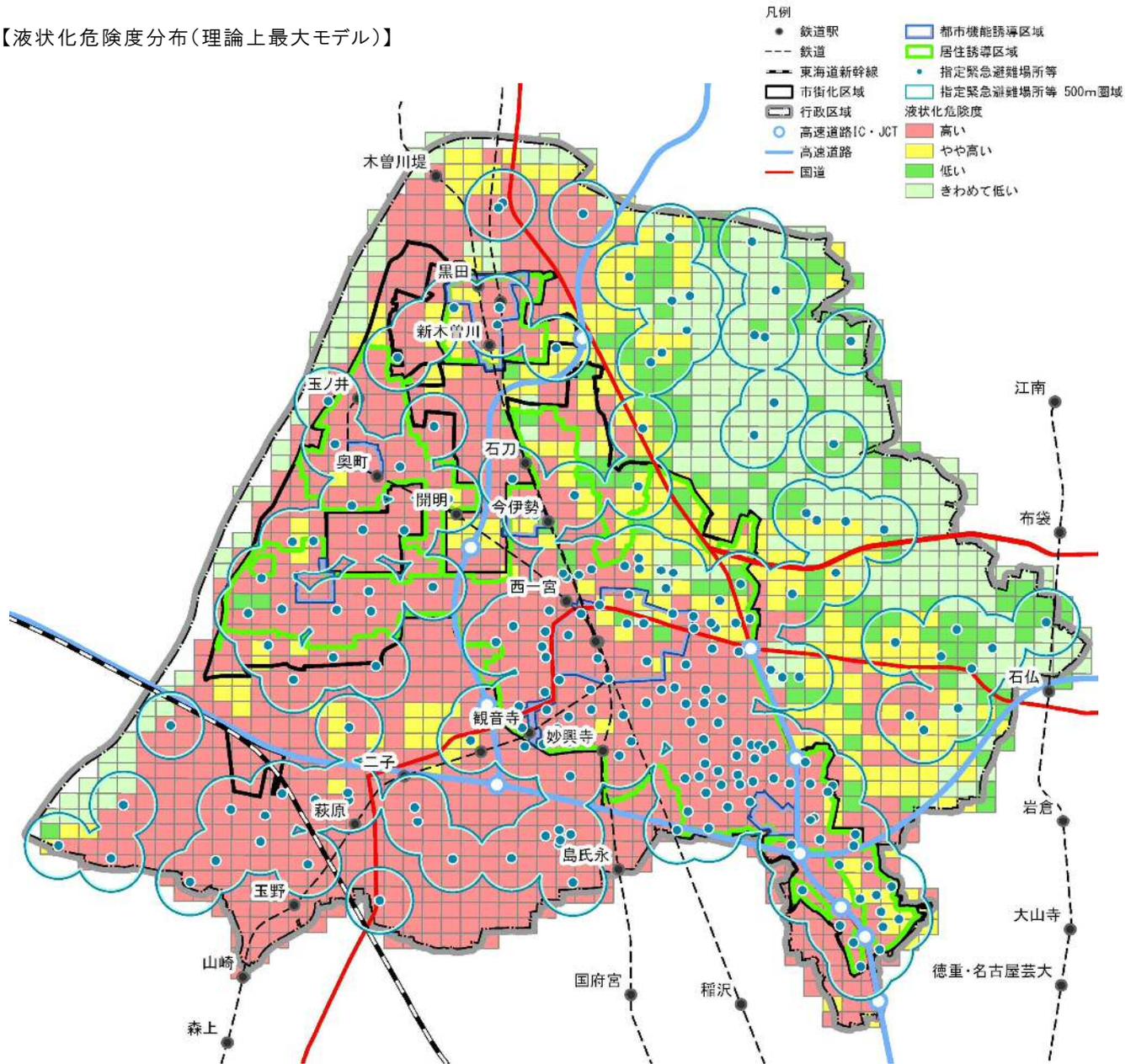
凡例 災害の影響の大きさの視点 避難行動の必要性の視点

液状化

液状化（液状化危険度）×指定緊急避難場所・緊急避難場所：指定緊急避難場所及び緊急避難場所への水平避難が困難な地域の有無を確認

- 地震発生時の液状化により、全壊が想定される建物が立地している調査結果となっており、指定緊急避難場所・緊急避難場所からの500m圏域外の地域もみられます。

【液状化危険度分布(理論上最大モデル)】



(4) 防災上の課題の整理

災害リスクの分析を踏まえて、防災上の課題を整理します。

課題① 市全域での浸水へのハード・ソフト対策による総合的な対応

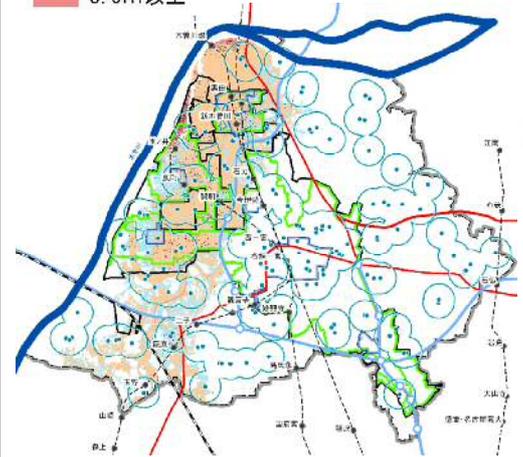
現状

- ・木曽川の想定最大規模の洪水により想定される浸水は市域全域に及びます。加えて、その他の河川からの洪水、内水、高潮による想定最大規模の浸水も広範囲で想定されており、多くの市民に影響が及ぶことが懸念されます。
- ・木曽川の計画規模の洪水により、市西部で浸水が想定されており、一部では3.0m以上浸水する地域がみられます。
- ・洪水や高潮の浸水想定区域において、指定緊急避難場所・緊急避難場所の500m圏域から外れている地域があり、指定緊急避難場所・緊急避難場所まで徒歩でのアクセスが容易でない地域が存在しています。

洪水（木曽川）

浸水深

- 0.5m未満
- 0.5m - 3.0m
- 3.0m以上



浸水想定区域の垂直避難が困難な住宅分布（計画規模）P95

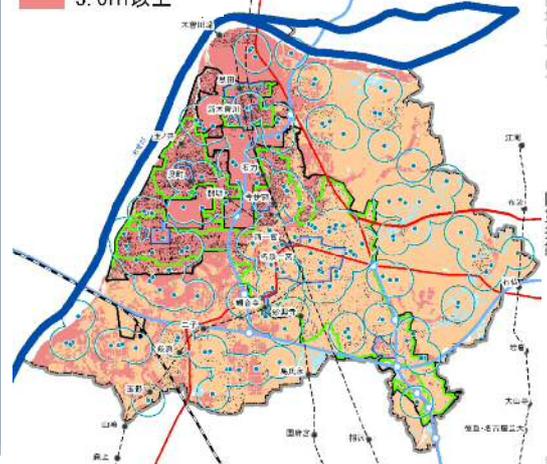
取組の方向性

- ・非常時における混乱を避け、市民の安全確保を図るため、**広域的な市内外での避難**が必要です。また、自力での避難が困難な高齢者等要配慮者利用施設、指定緊急避難場所・緊急避難場所の500m圏域から外れている地域においては**早期の確実な避難行動**が必要です。
- ・水害リスクマップ（多段階の浸水想定図の重ね合わせ）では、中長期の整備を行うことにより、洪水の発生頻度が低減することが想定されており、**計画規模の洪水については、河川整備や排水対策などの推進により浸水の低減**を図ることが必要です。

洪水（木曽川）

浸水深

- 0.5m未満
- 0.5m - 3.0m
- 3.0m以上



浸水想定区域の垂直避難が困難な住宅分布（想定最大規模）P97

課題② 被害が長期化する地域への対応

現状

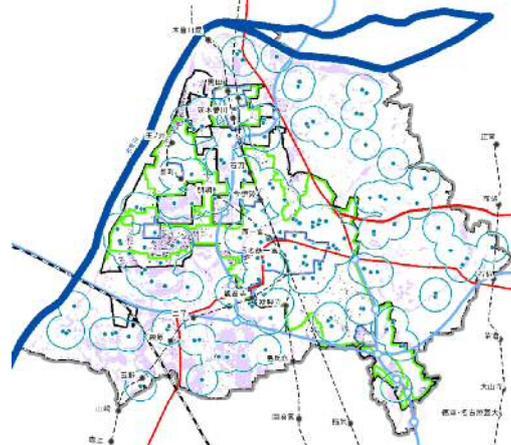
- ・居住誘導区域において、想定最大規模の洪水、高潮により、一部地域では、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがあるとされる3日以上浸水が継続し、災害が長期化する恐れがあります。

取組の方向性

- ・浸水が長期間継続する地域では、自宅にとどまらず、**浸水が想定されない区域などへの事前の水平避難**が必要です。
- ・事前の水平避難ができないことも想定されるため、**備蓄の用意など、日頃から自宅での避難生活への準備**が必要です。

洪水（木曾川）

浸水継続時間3日以上



浸水継続時間3日以上総手区域の住宅分布（想定最大規模） P100

課題③ 災害時における高齢者などの要配慮者への対応

現状

- ・計画規模、想定最大規模の洪水、高潮による浸水が想定されている地域に高齢者などの居住をはじめ、要配慮者が利用する施設が多く立地しています。

取組の方向性

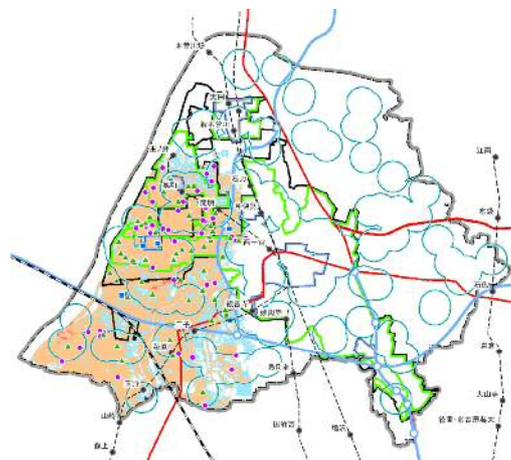
- ・避難において配慮が必要な高齢者などや要配慮者利用施設の状況を踏まえたうえで、地域ごとに避難対策の検討を行います。また、地域の共助^{*}による避難行動を促すため、**地域コミュニティの強化**が必要です。特に避難所からの500m圏域に含まれない地域があるため、**早期の避難行動**を促すことが重要です。
- ・要配慮者利用施設において、施設の立地状況を踏まえたうえで、**予め避難対策を検討するなどの災害への備え**が必要です。

高潮

浸水深

- 0.5m未満
- 0.5m - 3.0m
- 3.0m以上

- 病院
- ▲ 子育て支援施設
- 高齢者福祉施設



浸水想定区域の要配慮者利用施設分布 P124

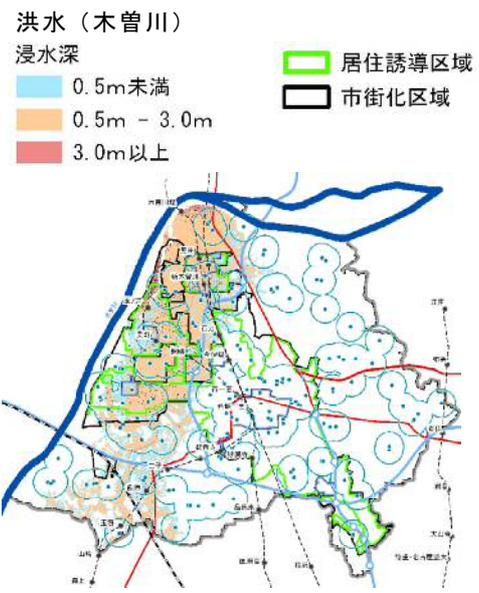
課題④ 2階以上への垂直避難が困難となる地域への対応

現状

- 木曽川の洪水により、計画規模では木曽川沿い、想定最大規模では北部及び西部の居住誘導区域において、垂直避難が困難となる3.0m以上の浸水が想定されています。

取組の方向性

- 木曽川の計画規模、想定最大規模の洪水による3.0m以上の浸水が想定されている地域では、2階建ての住宅における垂直避難ができないことから、**市民などの生命・身体を守る事前の水平避難**が必要です。
- 事前の水平避難ができなかった場合は、**近隣の浸水が想定されない建物などへの垂直避難**が必要です。



洪水（木曽川）
浸水深
0.5m未満
0.5m - 3.0m
3.0m以上
居住誘導区域
市街化区域
浸水想定区域の垂直避難が困難な住宅分布（計画規模） P95

課題⑤ 河岸侵食や氾濫流による被害が想定される住宅への対応

現状

- 居住誘導区域西部において、木曽川からの氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域がみられ、被害が生じることが懸念される住宅が多く立地しています。
- 市内を流れる河川沿岸の居住誘導区域において、河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域がみられ、被害が生じることが懸念される住宅が多く立地しています。

取組の方向性

- 家屋倒壊等氾濫想定区域では、建物内での避難は危険なため、こうした住宅においては事前に災害情報を収集し、**事前の水平避難**を行うことが必要です。



洪水（木曽川）
家屋倒壊等氾濫想定区域
氾濫流
河岸侵食
氾濫流・河岸侵食
居住誘導区域
市街化区域
家屋倒壊等氾濫想定区域の住宅分布 P99

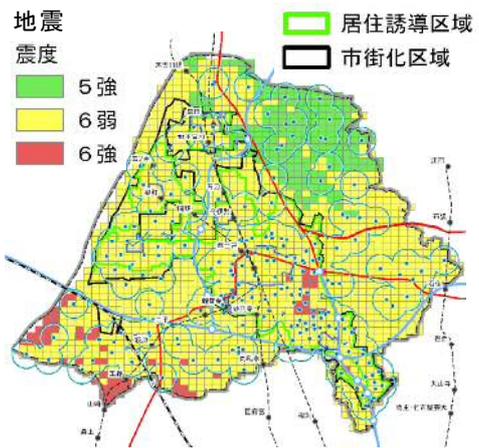
課題⑥ 南海トラフ地震※による市全域での揺れや液状化への対応

現状

- 地震発生時に多くの地域で震度6弱、一部で震度6強が予想され、この揺れにより市内のほぼ全域で液状化が懸念されています。

取組の方向性

- 地震・液状化に対応するため、**建物や避難所となる施設の耐震化などの対策**や、**避難経路の確保**を行うことが必要です。



地震
震度
5強
6弱
6強
居住誘導区域
市街化区域
予想震度分布（理論上最大モデル） P125

4 防災まちづくりの方針

防災上の課題を踏まえて、防災まちづくりの方針を整理します。

(1) 防災まちづくりの基本的な方針

本市においては、木曾川の想定最大規模の洪水により市全域の浸水が想定されており、その他河川からの洪水や高潮についても広範囲での浸水が想定されています。こうした広範囲の災害により、多くの市民へ影響が出ることが想定されますが、市民の生命・身体を守ることを第一に、災害リスクを可能な限り低減するため、ソフト・ハード対策を組み合わせ、都市計画マスタープランに位置づけられた「**災害による被害を最小限に抑え、災害が起きても速やかな復旧・復興が可能な強くしなやかな都市の形成**」を図ります。

【防災指針】防災まちづくりの基本的な方針

災害リスクの低減（ソフト）

- ・ 避難行動の促進
- ・ 地域防災力の強化

+

災害リスクの低減（ハード）

- ・ 災害ハザードの軽減
- ・ 災害に強いまちづくり

【都市計画マスタープラン】都市防災の基本的な方針

- ・ 大規模自然災害（地震や火災の発生、台風や局地的豪雨などによる河川の氾濫や市街地の内水氾濫など）による被害を最小限に抑え、被害の迅速な回復を図る「減災」の考えを防災の基本とし、災害が起きても速やかな復旧・復興が可能な、強くしなやかな都市の形成を図ります。

(2) 防災まちづくりの取組方針

災害リスクの低減（ソフト）

本市では木曾川の想定最大規模の洪水によって、市全域で浸水が想定されるなど、各種災害ハザードにより広範囲に影響が及び、事前の余裕を持った避難行動が必要となります。そのため情報発信・意識啓発により、市民一人ひとりの避難行動を促進します。

また、災害ハザードや地域の状況によっては一般的な避難行動が困難となる場合も想定されるため、防災体制の強化により自助*・共助による避難を実現します。

取組方針①「情報発信・意識啓発により市民一人ひとりの避難行動を促進する」

平常時は市ウェブサイト、SNS、市広報などを活用した積極的な防災情報の発信やハザードマップの配布、市民への出前講座の実施などにより市民の防災意識の啓発を図ります。

災害時には、迅速・確実に災害情報が伝達できるよう、情報伝達手段の多様化を推進し、市民一人ひとりの避難行動を促します。

| | |
|------------------------------|----------------------------|
| 該当課題 | |
| ①市全域での浸水へのハード・ソフト対策による総合的な対応 | ④2階以上への垂直避難が困難となる地域への対応 |
| ②被害が長期化する地域への対応 | ⑤河岸侵食や氾濫流による被害が想定される住宅への対応 |
| ③災害時における高齢者などの要配慮者への対応 | ⑥南海トラフ地震による市全域での揺れや液状化への対応 |

取組方針②「防災体制の強化を図り、地域防災力を高める」

本市においては、3日以上浸水が継続する地域や垂直避難ができない地域、浸水する要配慮者利用施設がみられるなど、災害ハザードや地域によって状況が異なるため、その特性に応じた避難対策が必要となります。自主防災組織の設置を推進し、防災訓練や防災計画の作成などの支援を行うことで、防災体制の強化を図り、地域防災力を高めます。

また、市全域で想定される浸水や地震による揺れ・液状化に対する広域的な避難行動について、他自治体や関係機関との連携を検討します。

| | |
|------------------------------|----------------------------|
| 該当課題 | |
| ①市全域での浸水へのハード・ソフト対策による総合的な対応 | ④2階以上への垂直避難が困難となる地域への対応 |
| ②被害が長期化する地域への対応 | ⑤河岸侵食や氾濫流による被害が想定される住宅への対応 |
| ③災害時における高齢者などの要配慮者への対応 | ⑥南海トラフ地震による市全域での揺れや液状化への対応 |

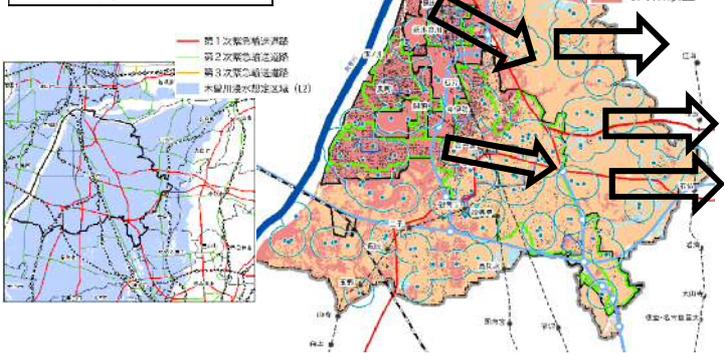
■災害リスクの低減（ソフト）による避難対策【木曾川の洪水（想定最大規模）】

平常時から、ハザードマップの周知やメール配信による情報発信・避難訓練に取り組み、災害時に浸水が想定されない市外への広域避難を検討するなど、市民が適切な避難行動を取ることができるよう、ソフト対策を推進します。

- | |
|---|
| <p>平常時の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災情報の発信 ・ 防災教育 ・ 避難訓練 ・ 避難経路の確保 ・ 広域連携 |
|---|

- | |
|--|
| <p>災害時の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害・気象情報の迅速・確実な発信 ・ 自助・共助による事前の広域避難 ・ 逃げ遅れた場合の垂直避難 |
|--|

広域避難のイメージ



注) 本市で想定される最大規模の災害ハザードである木曾川の洪水を表示

災害リスクの低減（ハード）

本市において想定し得る最大規模の災害ハザードを完全に排除することについては、ハード施策に要する費用や期間が膨大となり、現実的ではありませんが、計画規模以下の洪水や内水氾濫に対しては河川整備などにより、浸水などの災害ハザードをできるだけ軽減していくこととします。

また、災害ハザードを完全に排除することは不可能なことを踏まえて、建物やインフラの整備・強化により、水害や地震、液状化などの災害ハザードに強いまちづくりを推進します。

取組方針③「河川整備などにより、浸水などの災害ハザードをできるだけ減らす」

本市においては、計画規模以下の洪水により木曾川や日光川流域などからの浸水が広範囲で想定されていますが、堤防の整備や強化、河道改修などの河川整備や排水施設・雨水貯留施設の整備により、計画規模以下の洪水における災害ハザードの軽減を目指します。

該当課題

- | | |
|------------------------------|----------------------------|
| ①市全域での浸水へのハード・ソフト対策による総合的な対応 | ④2階以上への垂直避難が困難となる地域への対応 |
| ②被害が長期化する地域への対応 | ⑤河岸侵食や氾濫流による被害が想定される住宅への対応 |
| ③災害時における高齢者などの要配慮者への対応 | ⑥南海トラフ地震による市全域での揺れや液状化への対応 |

取組方針④「建物やインフラの整備・強化により災害ハザードに強いまちづくりを進める」

想定最大規模の災害ハザードや地震・液状化の発生を防ぐことは不可能なことを踏まえて、住宅やインフラの耐水性の強化・耐震化などにより、災害ハザードに強いまちづくりを推進します。

該当課題

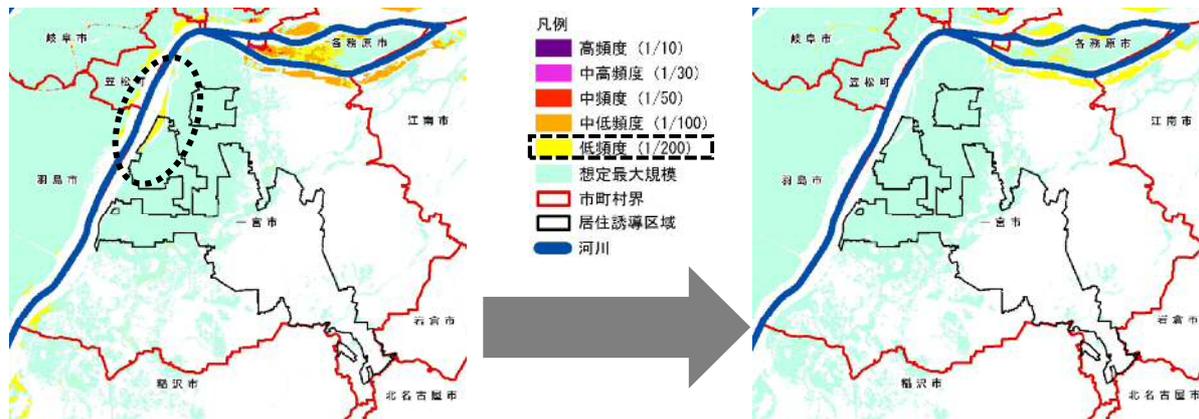
- | | |
|------------------------------|----------------------------|
| ①市全域での浸水へのハード・ソフト対策による総合的な対応 | ④2階以上への垂直避難が困難となる地域への対応 |
| ②被害が長期化する地域への対応 | ⑤河岸侵食や氾濫流による被害が想定される住宅への対応 |
| ③災害時における高齢者などの要配慮者への対応 | ⑥南海トラフ地震による市全域での揺れや液状化への対応 |

■災害リスクの低減（ハード）の対策

木曾川の計画規模(低頻度(1/200))の洪水により、居住誘導区域の一部で3.0m以上の浸水が想定され、垂直避難が困難な住宅も多く立地していますが、上流部での新丸山ダムの建設や河川整備など、流域全体でのハード対策により、2037年度(令和19年度)末には計画規模における3.0m以上の浸水は解消される見込みです。

【現況】

【中長期整備後 2037年度(令和19年度)末】



浸水深 3.0m 以上の浸水範囲

(3) 災害リスク・規模を踏まえた居住誘導区域のあり方

■計画規模(L1)

居住誘導区域の一部では、木曽川の計画規模の洪水による3.0m以上の浸水が想定される災害リスクの高い地域がありますが、上流部での新丸山ダムの建設や河川整備など、流域全体でのハード対策により、2037年度(令和19年度)末には市内において3.0m以上の浸水が解消される見込みです。加えて、洪水による浸水に対しては、気象情報・避難情報の発信により、事前に避難することが可能であり、浸水深3.0m以上が想定される地域などにおいては、こうしたソフト対策についても重点的に取り組んでいくこととします。

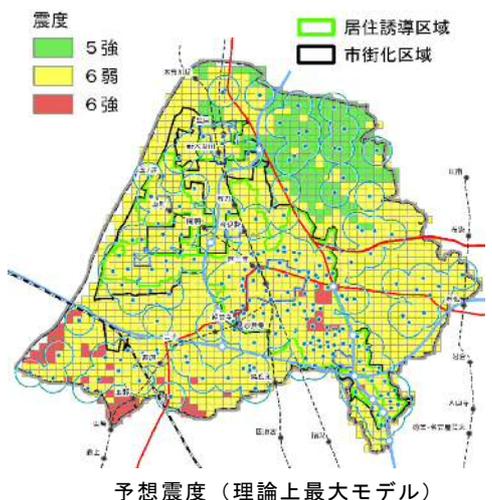
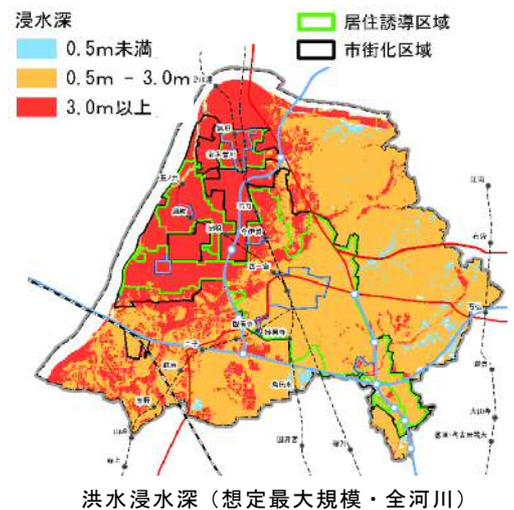
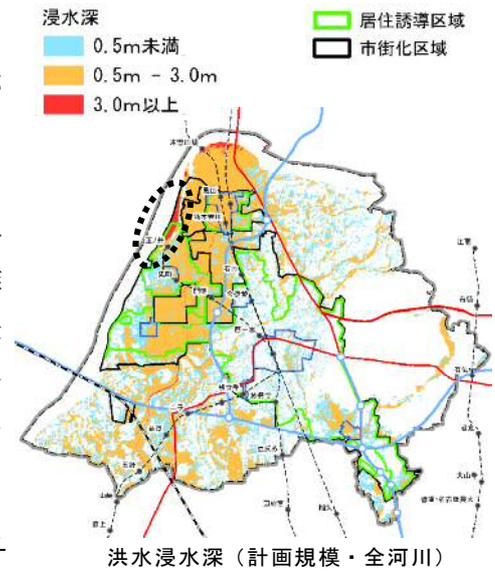
したがって、現段階でこうした計画規模の災害リスクが高い地域においても居住誘導区域の指定を引き続き継続し、ソフト・ハード対策を組み合わせ対応していくこととします。

■想定最大規模(L2)等

本市では、都市計画運用指針で居住誘導区域に含まない、原則として含まないこととされている災害レッドゾーンはみられません。木曽川の洪水による浸水が市全域で想定されているほか、その他河川からの洪水、高潮による浸水や地震による揺れ、液状化についても広範囲で想定されています。また河川沿いの一部の地域では、洪水による家屋倒壊等氾濫想定区域もみられます。

こうした災害リスクが想定されている地域では既に住宅地が形成されていますが、ハード対策により災害ハザードを完全に取り除くことは費用や期間が膨大となり、現実的ではありません。

したがって、想定最大規模の災害ハザードに対しては、避難対策を基本としたソフト対策により災害リスクを可能な限り低減していくこととします。特に住宅からの水平避難が必須となる家屋倒壊等氾濫想定区域が想定される地域などにおいては、災害リスク情報の重点的な周知などによる住民の防災意識の啓発に取り組む必要があります。



5 具体的な取組及びスケジュール

防災まちづくりの方針に対応する具体的な取組及びスケジュールを整理します。防災まちづくりを進めていく上で、こうした取組は長期的に継続して実施していくことが重要であり、市全域で推進していくこととします。

| 取組方針 | 具体的な取組 | 種別 | | 実施主体 | 期間 | | |
|---|--|----|----|---|---|-----------|-----------|
| | | 水害 | 地震 | | 短期 5年 | 中期 10年 | 長期 20年 |
| ① 情報発信・意識啓発により市民一人ひとりの避難行動を促進する 災害リスクの低減（ソフト） | ■ 地域・住民の防災力向上 ・自分自身の防災行動を時系列的に整理したマイ・タイムラインの作成を支援します。 | ○ | ○ | 市（支援） ・ 市民（実施） | 災害リスクが特に高い地域から先行し、順次実施  | | |
| | ・防災に関する出前講座を実施し、防災意識の啓発を図ります。 | ○ | ○ | 市（実施） ・ 市民（参加） | 災害リスクが特に高い地域から先行し、順次実施  | | |
| | ■ 防災教育の推進 ・3日以上浸水が継続する地域がみられることから、避難が長期化することに備え家庭内備蓄を推進します。 | ○ | ○ | 市（推進） ・ 市民（実施） |  | | |
| | ■ 災害リスク情報の発信・周知 ・災害情報（気象情報・避難情報）が迅速、確実に伝達できるよう、市民への情報伝達手段の多様化・多重化を推進します。 | ○ | ○ | 市 |  | | |
| | ・市ウェブサイト、SNS、防災無線などを活用し避難情報を発信します。 | ○ | ○ | 市 |  | | |
| | ・最新の災害ハザード情報を基にハザードマップの更新、周知します。 | ○ | ○ | 市 |  | | |
| | ・災害情報や支援情報が伝達されにくい障害者や外国人に対しては、伝達方法を工夫して、情報提供を行います。 | ○ | ○ | 市 |  | | |
| ・帰宅困難者対策として、地震発生時に公共交通機関が停止した場合の徒歩帰宅支援ルートマップの周知を図ります。 | | ○ | 市 |  | | | |

| 取組方針 | 具体的な取組 | 種別 | | 実施主体 | 期間 | | |
|--|---|----|----|---|----------|-----------|-----------|
| | | 水害 | 地震 | | 短期 5年 | 中期 10年 | 長期 20年 |
| ② 防災体制の強化を図り、地域防災力を高める 災害リスクの低減（ソフト） | ■ 地域防災力の強化、組織運営などの支援 ・ 自主防災組織リーダーの育成及び活動を積極的に支援します。 | ○ | ○ | 市 (支援) ・ 市民 (実施) | → | | |
| | ・ 地域全体の防災力の向上のため、地区防災計画※の作成を支援します。 | ○ | ○ | 市 (支援) ・ 市民 (実施) | → | | |
| | ・ 地域や職場、学校などにおいて、定期的な防災訓練の実施や、防災用資機材の操作方法などの指導など、防災に関するアドバイスをを行います。 | ○ | ○ | 市 (支援) ・ 市民 (実施) | → | | |
| | ■ 広域避難・他機関との相互協力の推進 ・ 大規模な災害が発生した場合の避難先などの応援協力体制について、西尾張地区の他市町村との協力を推進していきます。また、国・県・他自治体・民間との連携・協力を進め、応急対策活動に関する協力体制を整備します。 | ○ | ○ | 市 ・ 県 ・ 国 ・ 民間 ・ 他自治体 | → | | |
| | ・ 帰宅困難者が最寄りの避難所などへ避難できるよう、町丁界や行政区を越えての避難を考慮し、避難所を整備します。 | ○ | ○ | 市 | → | | |
| | ■ 個別避難計画の作成 ・ 避難行動要支援者に関する個別避難計画やたすけあい避難名簿の作成を進めます。また、地区防災計画との整合を図り、両計画の一体的な運用を図ります。 | ○ | ○ | 市 ・ 市民 | → | | |
| | ■ 要配慮者への災害対策の強化 ・ 要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を支援します。 | ○ | ○ | 市 (支援) ・ 民間 (実施) | → | | |
| ■ 事前復興まちづくり計画※策定の検討 ・ 災害発生後に早期かつ的確な復興を行うために、復興まちづくりの目標や実施方針などを位置づける事前復興まちづくり計画の策定を検討します。 | ○ | ○ | 市 | → | | | |

| 取組方針 | 具体的な取組 | 種別 | | 実施主体 | 期間 | | |
|---|---|----|----|----------------------|----------|-----------|-----------|
| | | 水害 | 地震 | | 短期 5年 | 中期 10年 | 長期 20年 |
| 災害リスクの低減（ハード） ③河川整備などにより、浸水などの災害ハザードをできるだけ減らす | ■河川整備計画・流域治水プロジェクトの推進 ・浸水被害を減らすため、木曽川、日光川、新川流域における堤防整備や河道改修を推進し、新丸山ダムの建設促進を図ります。 | ○ | | 市・県・国 | → | | |
| | ■無秩序な開発の抑制、農地の保全 ・農地が持つ貯留・保水機能を保持することにより、雨水流出の増大を防ぎます。 | ○ | | 市 | → | | |
| | ■農地や農業水利施設などの保全管理と体制整備 ・農業水利施設などの耐震化などの施設整備を進めます。また、地域コミュニティなどによる農地・農業水利施設などの地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を進めていきます。 | ○ | ○ | 市（支援） ・ 市民（実施） | → | | |
| | ■河川への雨水流出の抑制 ・グラウンド・公園などへの雨水貯留浸透施設の整備を進めます。また、道路の透水性舗装などによる浸透対策を進めます。 | ○ | | 市 | → | | |
| | ・支援制度の活用により、間施設への雨水貯留浸透施設及び防水板の設置を促進します。 | ○ | | 市（支援） ・ 市民（実施） | → | | |

| 取組方針 | 具体的な取組 | 種別 | | 実施主体 | 期間 | | |
|---------------|--|----|----|--------------------------------------|----------|-----------|-----------|
| | | 水害 | 地震 | | 短期 5年 | 中期 10年 | 長期 20年 |
| 災害リスクの低減（ハード） | ■住宅・建築物などの整備推進 ・建築物耐震改修促進計画に基づき、公共施設や一般建築物の耐震化、減災化を促進します。 | | ○ | 市 (支援) (実施) ・ 民間 (実施) | → | | |
| | ・ライフライン関係施設について、災害に対する安全性の確保を図るとともに代替性の確保を進めます。 | | ○ | 市 | → | | |
| | ■優良建築物等整備事業の活用 ・土地の共同化や高度化により、市街地環境の改善を図る優良建築物等整備事業の推進を図ります。 | | ○ | 市 (支援) ・ 民間 (実施) | → | | |
| | ■緊急輸送道路などの災害対策の推進 ・無電柱化推進計画に基づき、防災上、特に重要な緊急輸送道路を対象に無電柱化を推進します。 | | ○ | 市・ 県・ 国 | → | | |
| | ■防災機能を有する都市基盤の整備 ・土地区画整理事業、市街地再開発事業を行い、計画的な市街化を図ります。 | | ○ | 市・ 民間 | → | | |
| | ■火災に強いまちづくりの推進 ・防火・準防火地域内の狭あい道路対策、耐震性を有する防火水槽の設置、空き家等対策を推進します。 | | ○ | 市 | → | | |
| | ■ライフラインの整備・強化 ・老朽化が進行している上下水道管の耐震化を計画的に推進します。 | ○ | ○ | 市 | → | | |

序論
立地適正化計画について

第1章
都市構造上の課題に対する
分析・整理

第2章
立地適正化計画に関する
基本的な方針

第3章
都市機能誘導区域について

第4章
居住誘導区域について

第5章
防災指針

第6章
計画の評価

資料編

第6章 計画の評価

1 目標値の設定

本計画の達成状況を評価、分析するための指標及び目標値を以下のとおり設定します。

また、2019年（令和元年）の計画策定から概ね5年経過したため、中間評価として各指標の現況値を把握し、計画の効果検証を行いました。

| 評価指標 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|--|----------|--------|----------|--------|----------|--------|------|--|------|--|------|--|------|--|----|------|----|------|----|------|----|------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|-----|--|--------|--|--|--|------|--|------|--|------|--|----|------|----|------|----|------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|------------------------------------|--|-----|-----|------|------|---------|---------|
| 指標 | <p>居住誘導区域内の人口密度</p> <p>あんしん・防災ねっとの登録件数及び一宮市防災情報公式X（旧 Twitter）フォロワー数</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期待される効果 | <p>居住誘導区域内における人口密度の維持</p> <p>避難情報の早期伝達</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現況値及び目標値 | <p>○現状の人口密度の維持</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>現況値(2015)：61人/ha 中間目標(2030)：61人/ha 最終目標(2040)：61人/ha</p> </div> <p>○現状値からの増加</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>現況値(2022)：17,700人 中間目標(2030)：20,700人 最終目標(2040)：—</p> </div> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 参考 | <p>国勢調査 500mメッシュより算出した居住誘導区域内の人口・人口密度</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">現況値</th> <th colspan="4">社人研推計値</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2015</th> <th colspan="2">2020</th> <th colspan="2">2030</th> <th colspan="2">2040</th> </tr> <tr> <th>人口</th> <th>人口密度</th> <th>人口</th> <th>人口密度</th> <th>人口</th> <th>人口密度</th> <th>人口</th> <th>人口密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>191,973人</td> <td>61人/ha</td> <td>192,853人</td> <td>61人/ha</td> <td>188,589人</td> <td>60人/ha</td> <td>180,908人</td> <td>57人/ha</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">▼</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">現況値</th> <th colspan="4">社人研推計値</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2020</th> <th colspan="2">2030</th> <th colspan="2">2040</th> </tr> <tr> <th>人口</th> <th>人口密度</th> <th>人口</th> <th>人口密度</th> <th>人口</th> <th>人口密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>207,281人</td> <td>66人/ha</td> <td>188,589人</td> <td>60人/ha</td> <td>180,908人</td> <td>57人/ha</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">▲</p> <p>あんしん・防災ねっと：一宮市の提供する災害時の緊急情報などをいち早く市民に提供するメール配信サービス 一宮市防災情報公式 X：災害に対する緊急情報などを提供する SNS</p> <p style="text-align: center;">第7次一宮市総合計画における目標数値</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">あんしん・防災ねっと登録件数及び一宮市防災情報公式Xフォロワー数合計</th> </tr> <tr> <th>現況値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022</td> <td>2027</td> </tr> <tr> <td>17,700人</td> <td>20,700人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○最終目標値は長期の目標設定が困難なため、中間目標（2030）の評価時に効果検証とあわせて設定する</p> | 現況値 | | 社人研推計値 | | | | 2015 | | 2020 | | 2030 | | 2040 | | 人口 | 人口密度 | 人口 | 人口密度 | 人口 | 人口密度 | 人口 | 人口密度 | 191,973人 | 61人/ha | 192,853人 | 61人/ha | 188,589人 | 60人/ha | 180,908人 | 57人/ha | 現況値 | | 社人研推計値 | | | | 2020 | | 2030 | | 2040 | | 人口 | 人口密度 | 人口 | 人口密度 | 人口 | 人口密度 | 207,281人 | 66人/ha | 188,589人 | 60人/ha | 180,908人 | 57人/ha | あんしん・防災ねっと登録件数及び一宮市防災情報公式Xフォロワー数合計 | | 現況値 | 目標値 | 2022 | 2027 | 17,700人 | 20,700人 |
| 現況値 | | 社人研推計値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2015 | | 2020 | | 2030 | | 2040 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人口 | 人口密度 | 人口 | 人口密度 | 人口 | 人口密度 | 人口 | 人口密度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 191,973人 | 61人/ha | 192,853人 | 61人/ha | 188,589人 | 60人/ha | 180,908人 | 57人/ha | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現況値 | | 社人研推計値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2020 | | 2030 | | 2040 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人口 | 人口密度 | 人口 | 人口密度 | 人口 | 人口密度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 207,281人 | 66人/ha | 188,589人 | 60人/ha | 180,908人 | 57人/ha | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あんしん・防災ねっと登録件数及び一宮市防災情報公式Xフォロワー数合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現況値 | 目標値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2022 | 2027 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17,700人 | 20,700人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中間評価 (2023年度実施) | <p>2020年では居住誘導区域内の人口密度は66人/haに上昇した。</p> <p>→策定当初の人口密度より上昇している状況であることから、計画を見直す必要性は高くないとした。今後も居住誘導区域内の人口密度を維持するための取組みを継続する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出典 (計測方法) | <p>『国勢調査 500mメッシュ』 ○居住誘導区域内外をまたぐメッシュは、区域内外に立地する建物棟数の割合により按分</p> <p>『第7次一宮市総合計画後期基本計画』 ○毎年評価結果を公表</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 効果指標 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|---|--------------------------------|--------------------|--------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|--|-------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|--------------------------------|--|--|--|-----|--|--|--|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|----------------|--|--|-----|-----|--|--------|--------|--------|-------------|-------------|-------------|
| 指標 | <p>市内のバスや鉄道などの公共交通網が充実していると思う人の割合</p> <p>都市機能誘導区域内の平均地価</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期待される効果 | <p>公共交通の利便性維持・充実</p> <p>都市機能の誘導による利便性の維持・向上</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現況値及び目標値 | <p>○利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークを整備</p> <table border="1"> <tr> <td>現況値(2019) : 36.2%</td> </tr> <tr> <td>中間目標(2030) : 37.4%</td> </tr> <tr> <td>最終目標(2040) : 37.4%</td> </tr> </table> <p>○平均地価の維持</p> <table border="1"> <tr> <td>現況値(2023年度) : 165,142 円/㎡</td> </tr> <tr> <td>中間目標(2030年度) : 165,142 円/㎡</td> </tr> <tr> <td>最終目標(2040年度) : 165,142 円/㎡</td> </tr> </table> | 現況値(2019) : 36.2% | 中間目標(2030) : 37.4% | 最終目標(2040) : 37.4% | 現況値(2023年度) : 165,142 円/㎡ | 中間目標(2030年度) : 165,142 円/㎡ | 最終目標(2040年度) : 165,142 円/㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現況値(2019) : 36.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中間目標(2030) : 37.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 最終目標(2040) : 37.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現況値(2023年度) : 165,142 円/㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中間目標(2030年度) : 165,142 円/㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 最終目標(2040年度) : 165,142 円/㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 参考 | <p>第2次一宮市公共交通計画における目標数値</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="4">市内のバスや鉄道などの公共交通網が充実していると思う人の割合</th> </tr> <tr> <th>現況値</th> <th colspan="2">目標値</th> <th>最終目標値</th> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>2020</td> <td>2021</td> <td>2022</td> </tr> <tr> <td>36.2%</td> <td>36.6%</td> <td>37.0%</td> <td>37.4%</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">▼</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="4">市内のバスや鉄道などの公共交通網が充実していると思う人の割合</th> </tr> <tr> <th colspan="4">現況値</th> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>2020</td> <td>2021</td> <td>2022</td> </tr> <tr> <td>36.2%</td> <td>40.3%</td> <td>38.8%</td> <td>36.3%</td> </tr> </table> <p>都市機能誘導区域にある標準地の公示価格の平均値</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">都市機能誘導区域内の平均地価</th> </tr> <tr> <th>現況値</th> <th colspan="2">目標値</th> </tr> <tr> <td>2023年度</td> <td>2030年度</td> <td>2040年度</td> </tr> <tr> <td>165,142 円/㎡</td> <td>165,142 円/㎡</td> <td>165,142 円/㎡</td> </tr> </table> <p>○丹陽町出張所周辺地区、今伊勢町出張所周辺地区及び奥町出張所周辺地区においては区域内に標準地の設定なし</p> | 市内のバスや鉄道などの公共交通網が充実していると思う人の割合 | | | | 現況値 | 目標値 | | 最終目標値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 36.2% | 36.6% | 37.0% | 37.4% | 市内のバスや鉄道などの公共交通網が充実していると思う人の割合 | | | | 現況値 | | | | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 36.2% | 40.3% | 38.8% | 36.3% | 都市機能誘導区域内の平均地価 | | | 現況値 | 目標値 | | 2023年度 | 2030年度 | 2040年度 | 165,142 円/㎡ | 165,142 円/㎡ | 165,142 円/㎡ |
| 市内のバスや鉄道などの公共交通網が充実していると思う人の割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現況値 | 目標値 | | 最終目標値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 36.2% | 36.6% | 37.0% | 37.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市内のバスや鉄道などの公共交通網が充実していると思う人の割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現況値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 36.2% | 40.3% | 38.8% | 36.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市機能誘導区域内の平均地価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現況値 | 目標値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2023年度 | 2030年度 | 2040年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 165,142 円/㎡ | 165,142 円/㎡ | 165,142 円/㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中間評価(2023年度実施) | <p>2020年、2021年では目標値を上回っていたものの、2022年は36.3%となり目標値を下回った。</p> <p>→新型コロナウイルス感染症の影響により公共交通の利用が減少し、公共交通を利用していないため判断できず「わからない」と回答した方が増加したと思われる。感染症の影響が収束傾向であることから、計画の見直しは行わず公共交通利用の促進や周知につながる取組みを継続する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出典(計測方法) | <p>『市民の体感指標アンケート』</p> <p>○毎年4月に実施</p> <p>『地価公示データ』</p> <p>○毎年1月1日時点における価格を公示</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 効果指標 | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|--------------------------|----------------|----------------|-----|-----|--|------|------|------|-------|---|---|
| 指標 | <p>自宅以外への避難に備えて対策をしている市民の割合</p> | | | | | | | | | | | | |
| 期待される効果 | <p>市民の防災意識の向上</p> | | | | | | | | | | | | |
| 現況値及び目標値 | <p>○現状値からの増加</p> <table border="1"> <tr> <td>現況値(2024) : 63.3%</td> </tr> <tr> <td>中間目標(2030) : 7</td> </tr> <tr> <td>最終目標(2040) : 7</td> </tr> </table> | 現況値(2024) : 63.3% | 中間目標(2030) : 7 | 最終目標(2040) : 7 | | | | | | | | | |
| 現況値(2024) : 63.3% | | | | | | | | | | | | | |
| 中間目標(2030) : 7 | | | | | | | | | | | | | |
| 最終目標(2040) : 7 | | | | | | | | | | | | | |
| 参考 | <p>現状値はアンケートの質問項目のうち、「あなたやご家族は、自宅以外の場所へ避難しなければならない事態に備えてどのような対策をとっていますか。」において、「特に何もしていない」以外の回答割合とする。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">自宅以外への避難に備えて対策をしている市民の割合</th> </tr> <tr> <th>現況値</th> <th colspan="2">目標値</th> </tr> <tr> <td>2024</td> <td>2030</td> <td>2040</td> </tr> <tr> <td>63.3%</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> </table> | 自宅以外への避難に備えて対策をしている市民の割合 | | | 現況値 | 目標値 | | 2024 | 2030 | 2040 | 63.3% | 7 | 7 |
| 自宅以外への避難に備えて対策をしている市民の割合 | | | | | | | | | | | | | |
| 現況値 | 目標値 | | | | | | | | | | | | |
| 2024 | 2030 | 2040 | | | | | | | | | | | |
| 63.3% | 7 | 7 | | | | | | | | | | | |
| 中間評価(2023年度実施) | <p>—</p> | | | | | | | | | | | | |
| 出典(計測方法) | <p>『避難に対する意識についての市政アンケート』</p> <p>○2024年実施</p> | | | | | | | | | | | | |

2 進捗管理

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルにより、概ね5年ごとに効果検証を行いながら、必要に応じて見直し・改定を行います。

また、上位関連計画の構想期間や見直しのタイミングなども考慮し、整合をとりながら取り組んでいきます。

■PDCAサイクル



■進捗管理スケジュール

| 年次 | … | 令和2年 (2020年) | | 令和12年 (2030年) | | 令和22年 (2040年) | … | |
|---------------------|----------------|-----------------------------|--|------------------------|-----------------------------|----------------------------|------------------------|-----------------------------|
| 一宮市 立地適正化計画 | H31 ★ 策定 | 概ね5年ごとに効果検証 | | | | R22 ★ 最終目標 改定(予定) | | |
| 参考：上位関連計画 | | | | | | | | |
| 一宮市総合計画 | H30 ★ 策定 | 第7次総合計画 基本構想 前期5年 → 後期5年 | | R10 ★ 策定 (予定) | 第8次総合計画 基本構想 前期5年 → 後期5年 | | R20 ★ 策定 (予定) | 第9次総合計画 基本構想 前期5年 → 後期5年 |
| 尾張都市計画区域 マスタープラン | 基準年 H30 | | | | 目標年次 令和12年 | | | |
| 一宮市都市計画 マスタープラン | | ★ 計画改定 | | | ★ 計画改定(予定) | | | ★ 計画改定(予定) |

改訂
立地適正化計画について

第1章
都市構造上の課題に対する
分析・整理

第2章
立地適正化計画に関する
基本的な方針

第3章
都市機能誘導区域について

第4章
居住誘導区域について

第5章
防災指針

第6章
計画の評価

資料編

資料編

用語解説

※最初に用語が使用されている頁に「※」を示しています。

| 50音 | 用語 | 解説 |
|-----|--|---|
| あ行 | 液状化 (P42. P46. P52. P82. P91-92. P126. P129. P131-133) | ゆるく堆積した砂の地盤に強い地震動が加わると、地層自体が液体状になる現象のこと。液状化が発生しやすい場所は、地下水位の高いゆるく堆積した砂地盤などで、例えば、埋立地、干拓地、昔の河道を埋めた土地、砂丘や砂州の間の低地などがあげられる。 |
| か行 | 基幹的公共交通 (P27. P45. P74) | 1日30本以上の運行頻度(概ねピーク時片道3本以上に相当)の鉄道路線及びバス路線 |
| | 共助 (P128. P131) | 災害が発生したときに、地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと |
| | 健康増進施設 (P53. P55. P57. P59. P61. P63. P65. P67-68. P71) | 健康増進のための以下の施設 ①有酸素運動を安全かつ適切に行うことのできる施設 【主な設備】トレーニングジム、運動フロア、プール ②温泉利用及び運動を安全かつ適切に行うことのできる施設 【主な設備】運動施設、温泉利用施設(例示:全身・部分浴槽、気泡浴槽、サウナなど) ③温泉利用を中心とした健康増進のための温泉利用プログラムを有し、安全かつ適切に行うことのできる施設 【主な設備】温泉利用施設(刺激の強い浴槽・弱い浴槽) |
| | 公共交通ネットワーク (P2. P45. P47-48. P140) | 一般の人々が共同で使用する交通機関(鉄道・バスなど)の広がりを持ったつながり |
| | 工業専用地域 (P52. P74. P76) | 都市計画法による用途地域の一つで、工場のための地域。どのような工場でも建てられるが、住宅、学校、病院、ホテルなどは建てられない。 |
| | 工業地域 (P52. P74. P76) | 都市計画法による用途地域の一つで、どのような工場でも建てられる地域。住宅や店舗は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない。 |
| | 高次のな都市機能 (P49. P54) | 都市がもつ様々な機能のうち、拠点病院・大規模商業施設・文化ホールなど、日常生活を営む圏域を越えた広範的な地域を対象にした都市的サービスを提供する機能 |
| | 洪水 (P33-35. P52. P81-84. P86-89. P92-95. P97. P99-100. P102-103. P105-106. P108-116. P127-133) | 堤防の決壊や河川の水が堤防を越えたりすることにより起こる氾濫のこと |
| | 高齢化率 (P15. P18-19. P31. P45) | 65歳以上の人口(老年人口)が総人口に占める割合 |
| | コンパクト・プラス・ネットワーク (P1) | 人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることを示す概念 |
| さ行 | 散居集落 (P21) | 主に平場の農業集落にみられる形態で、家と家との間に広く田畑が入っている状態の農業集落 |
| | 市街化区域 (P11. P16. P18-19. P21. P24-25. P27. P29-31. P45-46. P51-52. P68. P77-78. P84. P87-91. P94-113. P115-126) | 都市計画法に基づく都市計画区域のうち、積極的に市街地として開発・整備を行う区域。具体的には、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域 |

| 50音 | 用語 | 解説 |
|--|---|--|
| さ行 | 市街化調整区域 (P15. P21. P24-25. P27. P29-31. P45. P52) | 都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。原則として、用途地域を定めないとされ、基本的に開発行為は制限される。 |
| | 市街地再開発事業 (P70. P79. P137) | 都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区などにおいて、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路などの公共施設の整備などを行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業 |
| | 自助 (P131) | 家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難したりするなど、自分自身の身の安全を守ること |
| | 事前復興まちづくり計画 (P135) | 市町村において、発生しうる災害による被害の分布や規模を想定し、復興後の空間を計画するものであり、復興まちづくりの目標や実施方針、目標の実現に向けた課題、及び課題解決のための方策をとりまとめたもの |
| | 社会資本整備総合交付金 (P70) | 国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる総合的な交付金として 2010 年度(平成 22 年度)に創設された交付金制度。 |
| | 住居専用地域 (P52) | 都市計画法による用途地域のうち、「第1種低層住居専用地域」「第2種低層住居専用地域」「第1種中高層住居専用地域」「第2種中高層住居専用地域」の4つの地域のこと。本市では「第1種低層住居専用地域」と「第1種中高層住居専用地域」を指定している。第1種低層住居専用地域とは、低層住宅のための地域で、小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅や、小中学校などが建てられる。第1種中高層住居専用地域とは、中高層住宅のための地域で、病院、大学、500㎡までの一定の店舗などが建てられる。 |
| | 準工業地域 (P64. P66. P74. P76) | 都市計画法による用途地域の一つで、主に軽工業の工場やサービス施設などが立地する地域。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんどの建物が建てられる。 |
| | 人口カバー率 (P27. P29-30) | 一定の地域(市全域や市街化区域)に居住する人口のうち、ある施設のサービス圏域内に居住する人口の割合。 なお、サービス圏域は、駅及びバス停から徒歩で移動が可能な範囲とし、都市構造の評価に関するハンドブックにおける一般的な徒歩圏の800mを基本とする。ただし、バス停については徒歩圏を300m、高齢者施設については徒歩圏を500mとする。 |
| | 人口集中地区(DID) (P2. P15. P21-22) | 国勢調査において、都市的地域の特質を明らかにするため昭和35年から設定された統計上の地域単位で、人口密度の高い基本単位区(原則として40人/ha)が隣接して、その人口が5,000人以上となる地域 |
| | 生産年齢人口 (P15. P43. P45-47) | 生産活動に従事する年齢(15歳~64歳)の人口 |
| 生鮮食料品 (P53. P55. P57. P59. P61. P63. P65. P67-68. P71) | 「平成26年商業統計調査 産業分類表及び商品分類表」の産業分類582~584(野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業)のいずれかに該当する食料品 | |
| た行 | 高潮 (P41. P81-82. P90. P92. P121-124. P127-128. P130. P133) | 台風や発達した低気圧などに伴い、気圧が下がり海面が吸い上げられる効果と強風により海水が海岸に吹き寄せられる効果のために、海面が異常に上昇する現象のこと |
| | 多拠点ネットワーク型都市 (P48) | 都市機能に応じた拠点の形成を図り、各拠点を公共交通などでネットワーク化し連携する都市構造のこと |

| 50音 | 用語 | 解説 |
|---|---|--|
| た行 | 地域医療支援病院 (P53. P55. P68. P71) | かかりつけ医を支援し、2次医療圏単位で地域医療の充実を図る病院として、医療法に基づき、都道府県知事が承認した病院 |
| | 地区計画 (P70. P79) | 地域の特性に応じた地区レベルのまちづくりを計画する制度。地区の住民などによって建築物の用途・形態などに関する規制を定めることができる。 |
| | 地区防災計画 (P135) | 地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する計画のこと |
| | 津波 (P82) | 海底で発生する地震に伴う海底地盤の隆起・沈降や海底における地滑りなどにより、その周辺の海水が上下に変動することによって周りに波として広がっていく現象のこと |
| | 津波災害警戒区域 (P82) | 最大クラスの津波が発生した場合に住民などの生命又は身体に危害が生ずる恐れがある区域のこと。知事が津波防災地域づくりに関する法律に基づき指定する。 |
| | 低未利用地 (P25) | 適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称 |
| | 都市機能 (P1-4. P13. P29. P46. P48-49. P51-52. P54-67. P69-70. P73. P81. P140) | 医療、福祉、商業など都市における居住や生産活動などを支えるための機能のこと |
| | 都市機能増進施設 (P3. P53) | 医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの |
| | 都市機能立地支援事業 (P70) | 公的不動産の有効活用などにより、生活に必要な都市機能「誘導施設」を民間事業者が整備する際に、市町村による支援に加え国が民間事業者に対して直接支援する個別補助事業 |
| | 都市計画区域 (P3. P11) | 都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用及び交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を指定する。 |
| 都市構造 (P12-13. P15. P47-49. P52. P93.) | 人口の配置、市街地の広がりなど都市を形成する物理的な構造で、都市空間の骨組み | |
| 土地区画整理事業 (P21. P60. P70. P74. P79. P137) | 道路、公園などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業 | |
| な行 | 南海トラフ地震 (P129. P131-132) | 日本列島のうち、静岡県伊豆半島からフィリピン海付近まである列島プレートを震源域と考えられている巨大地震のこと |
| | 日常生活サービス (P2. P25. P46) | 日常生活を送る上で必要な基幹的公共交通サービスや生活サービス(医療、福祉、商業サービス)のこと |
| | 認定こども園 (P53. P55. P57. P59. P61. P63. P65. P67-68. P71) | 教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や、地域における子育て支援を行う機能を備えている。 |
| | 年少人口 (P15-16. P32. P45. P47) | 0～14歳の人口 |
| は行 | パブリックコメント (P12) | 行政機関が政策や計画を立案するにあたり、市民から意見を募り、それを政策の決定に反映させる制度 |

| 50音 | 用語 | 解説 |
|-----|---|---|
| は行 | 病院・一般診療所 (P30. P53. P55. P57-59. P61. P63. P65. P67-68. P71. P115-116. P120. P124) | 医業を行うための場所として、病院は20床以上の病床を有するもの、一般診療所は病床を有さないもの又は19床以下の病床を有するもの |
| ま行 | まちなか居住 (P54) | 居住を含む多様な都市機能が集積した利便性の高い都心部(まちなか)に住むこと |
| | 民間都市開発推進機構 (P69) | 「民間都市開発の推進に関する特別措置法」(昭和62年法律第62号)に基づく民間の都市開発を推進するための主体として、国土交通大臣の指定を受けた法人。昭和62年の設立以来、上記特別措置法及び「都市再生特別措置法」(平成14年法律第22号)に基づく都市開発推進の政策の担い手として、民間都市開発事業に対し安定的な資金支援など多様な支援を実施している。 |
| や行 | 優良建築物等整備事業 (P70. P79. P137) | 市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給などに資するため、土地の利用の共同化、高度化などに寄与する優れた建築物などの整備に対して、事業に要する費用の一部を補助する制度 |
| ら行 | 理論上最大モデル (P42. P46. P125. P126. P129. P133) | 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定したもの。1000年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。 |

土地利用実態構成比について

- ・都市計画基礎調査における土地利用現況調査の結果から、都市計画基礎調査ゾーン別の土地利用構成の判定を行った。
- ・なお、それぞれの判定基準は下表のとおりである。

| | 用途構成比 (%) | | |
|-------|-----------|-------|-------|
| | 住宅地 | 商業地 | 工業地 |
| 専用住宅地 | 95 以上 | — | — |
| 住宅地 | 80～95 | 20 未満 | 20 未満 |
| 商業業務地 | — | 50 以上 | — |
| 住商混合地 | — | 20 以上 | 20 未満 |
| 専用工業地 | — | — | 95 以上 |
| 工業地 | — | — | 50～95 |
| 住工混合地 | — | 20 未満 | 20 以上 |
| 用途混在地 | (上記以外) | | |

序論
立地適正化計画について

第1章
都市構造上の課題に対する
分析・整理

第2章
立地適正化計画に関する
基本的な方針

第3章
都市機能誘導区域について

第4章
居住誘導区域について

第5章
防災指針

第6章
計画の評価

資料編

■市民アンケート調査結果

1. 調査概要

(1) 調査目的

市民の日々の行動やお住まいの地域の満足度等について、広く市民の意見、意向を把握し、本市のまちづくりに反映させることを目的とします。

(2) 調査方法

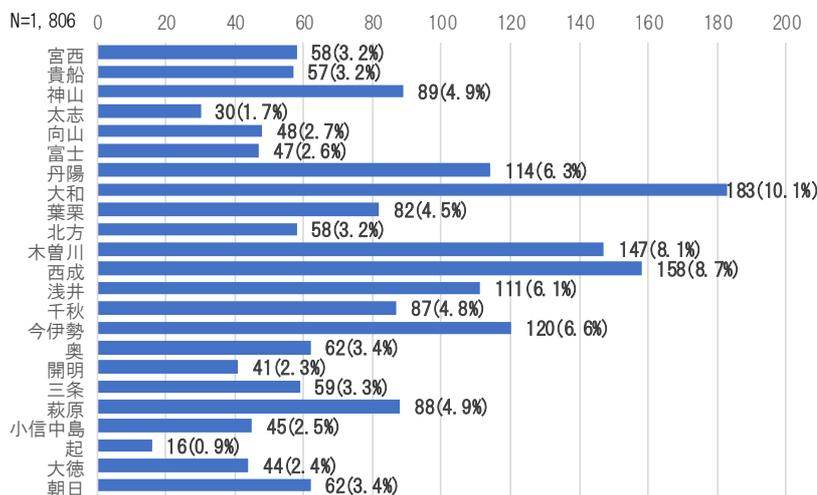
- ①調査地域：一宮市全域
- ②調査対象：一宮市在住の18歳以上の方
- ③配布数：3,000人
- ④抽出方法：無作為抽出
- ⑤調査方法：郵送回答方式及びWEB回答方式
- ⑥調査期間：平成30年2月1日～平成30年2月28日

(3) 調査項目

- ①回答者の属性 (1-1～1-9)
- ②公共交通機関の利用頻度等について (2-1～2-3)
- ③日常の行動について (3-1～3-4)
- ④あなたの地域について (4-1～4-5)
- ⑤まちづくりに対する不安と期待 (5-1～5-3)

(4) 回収結果

- ①総回収数：1,819票(郵送1,698票・WEB121票)
- ②有効票：1,806票(郵送1,685票・WEB121票)(居住地不明(6)及び市外(7)除く)
- ③有効回収率：60.2%

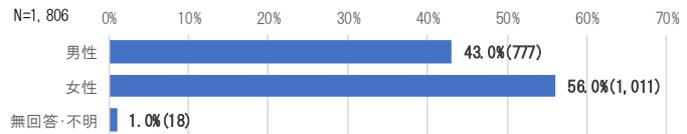


2. 調査結果

(1) 回答者の属性

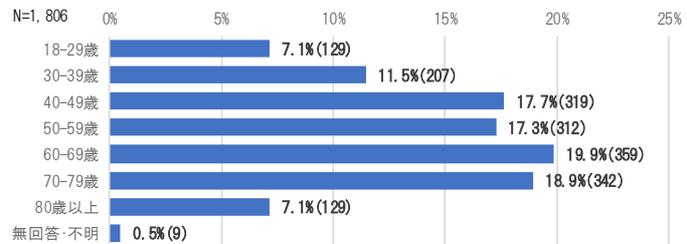
①性別

- 回答者の性別は、女性の回答割合がやや多くなっています。



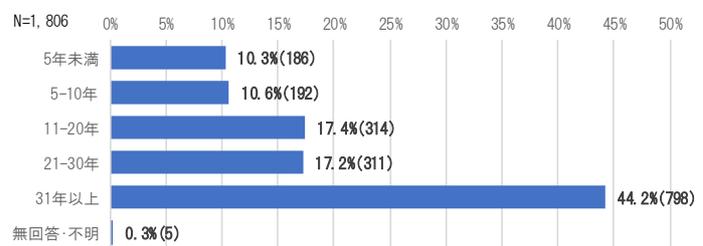
②年齢

- 年齢構成は、60歳代が最も多いものの、40～70歳代は概ね同程度であり、中高年層の割合が多くなっています。



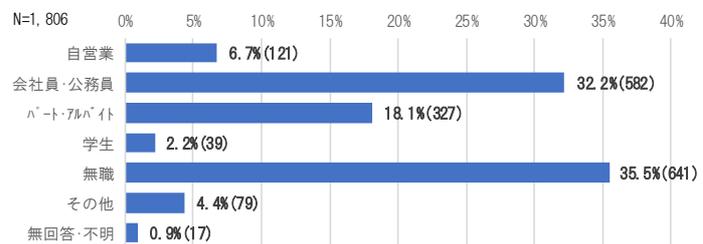
③居住年数

- 31年以上の方が最も多く、11年以上の方を含めると約79%を占め、市内在住歴の長い方の割合が多くなっています。



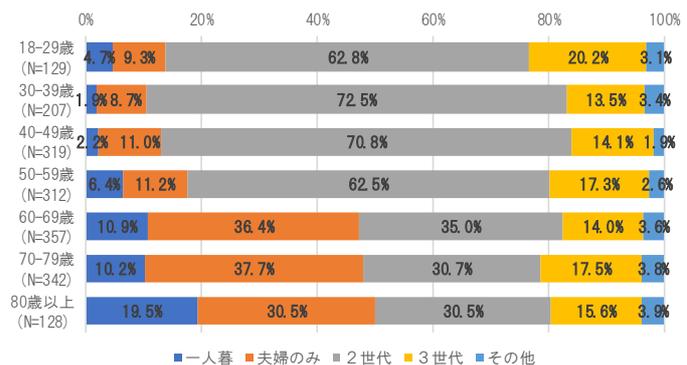
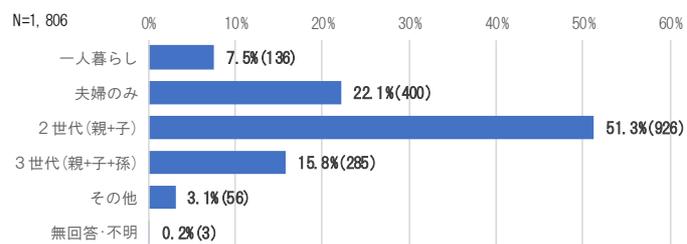
④職業

- 会社員(公務員含む)及び無職の方で約68%を占めています。



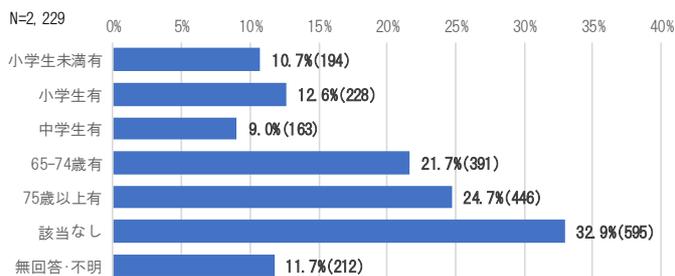
⑤世帯構成

- 2世代家族(親と子)が最も多く、次いで夫婦のみ世帯となっています。
- 年齢別にみると50歳代までは2世代家族が60%を超えますが、60歳以上になると夫婦のみ世帯、80歳以上になると一人暮らしの比率が高くなっています。



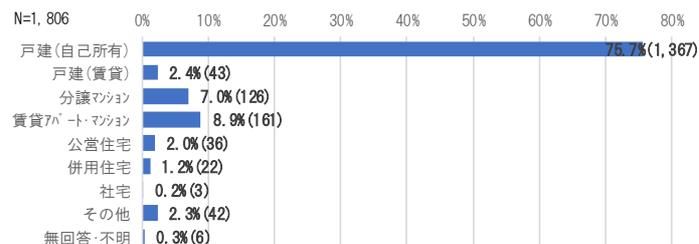
⑥ 家族構成

- ・ 高齢者(65歳以上)がいる家族が約46%、中学生以下がいる家族が約32%となっています。



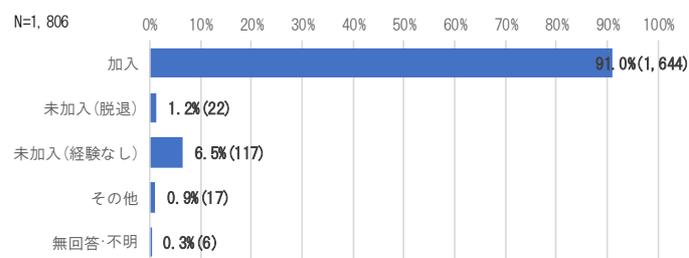
⑦ 居住形態

- ・ 戸建て住宅(自己所有)が最も多く、次いで賃貸アパート・賃貸マンションとなっています。



⑧ 町内会加入状況

- ・ ほとんどの方が町内会に加入しています。

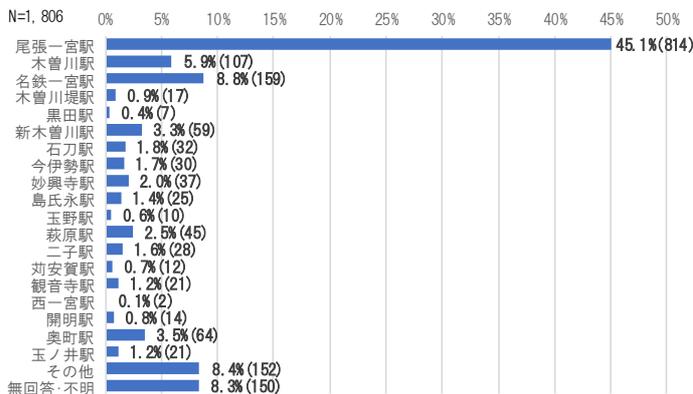


(2) 公共交通機関の利用頻度等について

① 鉄道利用

1) 自宅から出発する際によく使う駅

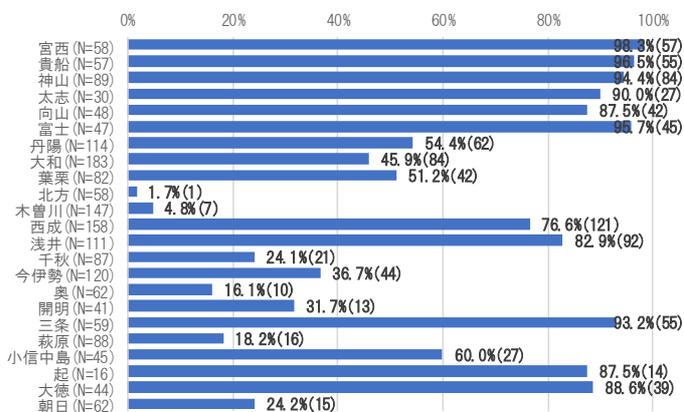
・尾張一宮駅が最も多く、名鉄一宮駅を含めると約 54%が一宮駅を利用しています。



・居住地域(連区)別に一宮駅(JR+名鉄)利用選択率をみると、16 地域で一宮駅を1位で選択しています。

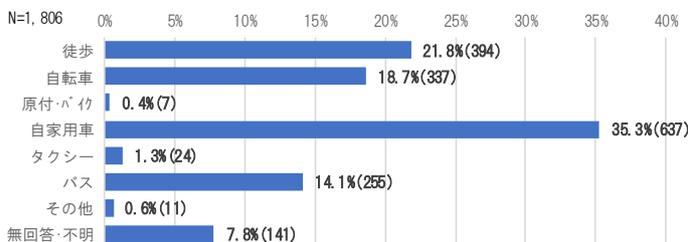
【一宮駅以外が1位で選択された地域の1位駅】

- [北方] ⇒ 木曾川駅 48.3%(28)
- [木曾川] ⇒ 木曾川駅 36.7%(54)
- [千秋] ⇒ 岩倉駅 31.0%(27)
- [奥] ⇒ 奥町駅 59.8%(37)
- [開明] ⇒ 奥町駅 31.7%(13)
- [萩原] ⇒ 二子駅 30.7%(27)
- [朝日] ⇒ 萩原駅 35.5%(22)



2) よく使う駅までの交通手段

・駅までの交通手段としては、徒歩・自転車が約 40%、自家用車が約 36%となっています。

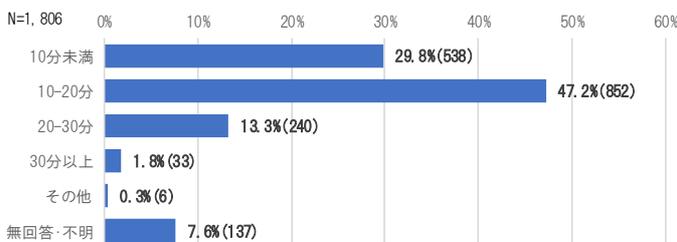


・なお、一宮駅(JR+名鉄)への交通手段は、自家用車→バス→自転車→徒歩の順となっています。

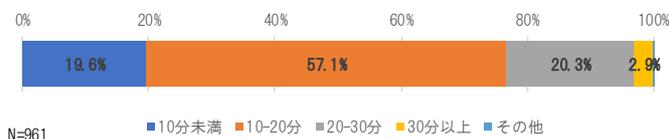


3) よく使う駅までの所要時間

・駅までの所要時間は、10~20 分程度が約 47%と最も多く、20 分以内が約 77%となっています。

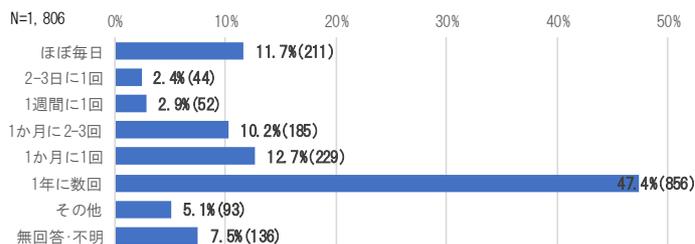


・なお、一宮駅(JR+名鉄)への所要時間は、10~20 分程度が約 57%、10 分未満が約 20%であり、遠方からも利用していることがうかがえます。



4) 電車の利用頻度

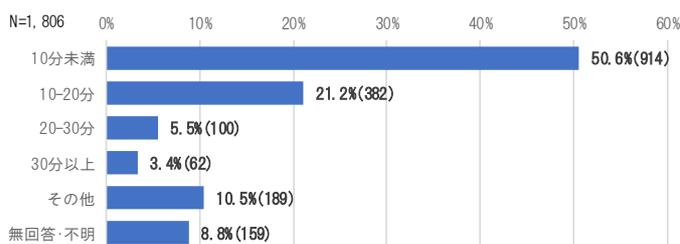
- 1年に数回程度という方が最も多く、1週間に1回以上利用される方は、約17%となっています。



②バス利用

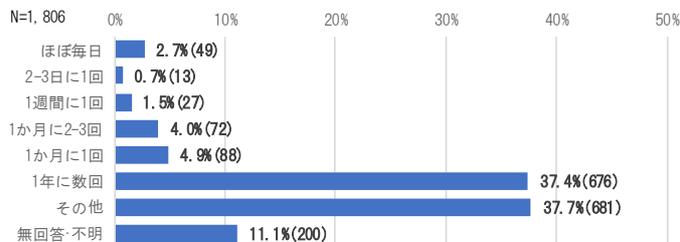
1) 最寄りバス停までの所要時間(徒歩)

- 自宅から最寄りのバス停までの所要時間は、10分未満が最も多い結果ではありましたが、20分(1.6km)以上の回答も約9%ありました。



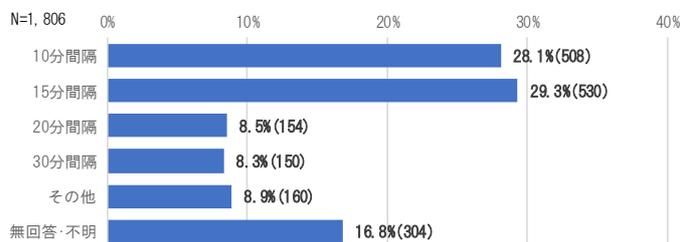
2) バスの利用頻度

- バスの利用頻度(通勤・通学含む)は、「使用したことがない」等といったその他が最も多く、次いで1年に数回となっています。

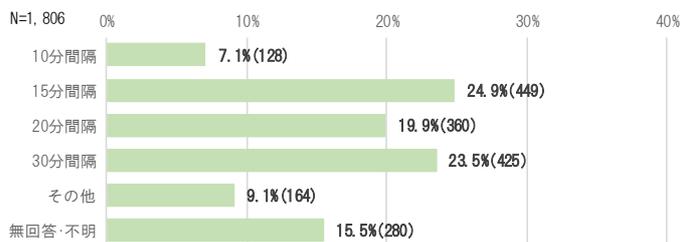


3) バスの運行間隔

- 「急いでいる場合」に許容できる運行間隔としては、15分間隔(4本/時)と10分間隔(6本/時)がほぼ同程度で多く、あわせて約58%となっています。



- 「急いでいない場合」については、15分間隔(4本/時)と30分間隔(2本/時)がほぼ同程度で多く、あわせて約48%となっています。「急いでいる場合」と比較すると、10分間隔が大きく減少し、30分間隔が大きく増加しています。

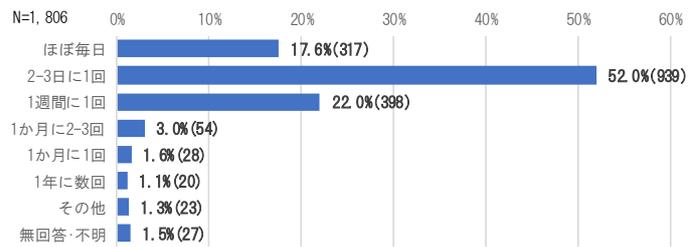


(3) 日常の行動について

① 食料品・日用品等の買い物

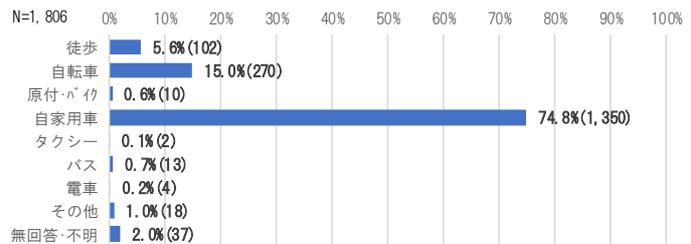
1) 頻度

- ・2～3日に1回程度が最も多く、ほぼ毎日とあわせて約70%を占めています。



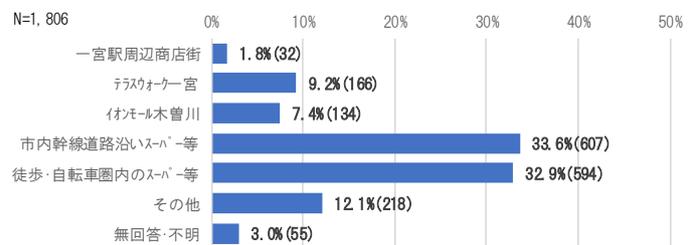
2) 交通手段

- ・買物時の交通手段は、自家用車が最も多く、約75%を占めています。



3) よく利用する施設

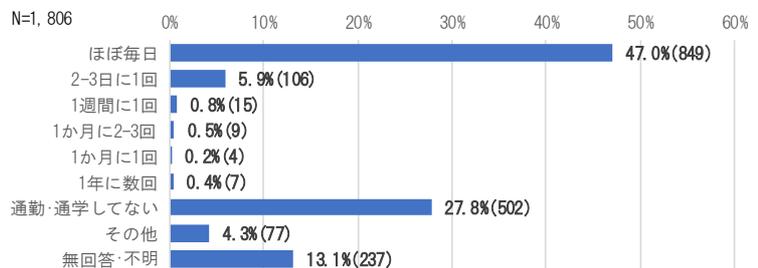
- ・よく利用する施設としては、市内幹線道路沿いのスーパー等が最も多く、次いで徒歩・自転車圏内のスーパー等となっています。



② 通勤・通学

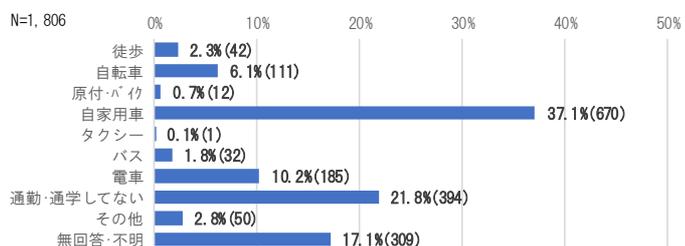
1) 頻度

- ・通勤・通学の頻度は、ほぼ毎日が約47%となっています。
- ・なお、回答者属性で無職と回答した方は約36%でしたが、これらの方はその他や無回答となっています。



2) 交通手段

- ・通勤・通学時の交通手段は、自家用車が最も多く、次いで電車となっています。

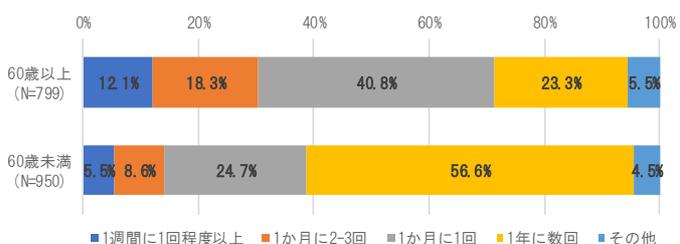
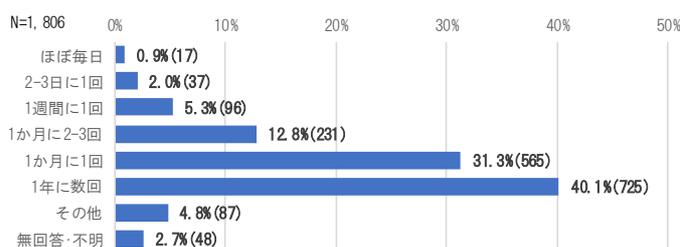


③通院(病院や介護・福祉施設等への来訪)

1) 頻度

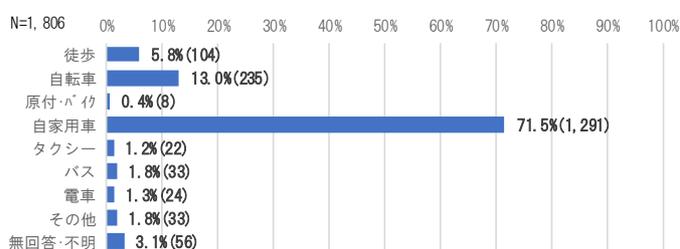
・通院頻度は、1年に数回程度が最も多く、1か月に1回程度とあわせると約71%となります。

・通院頻度を年齢別でみると、60歳以上では、1か月に1回程度以上通院される方が約71%であり、60歳未満と比較し、通院の頻度が約1.8倍になっています。



2) 交通手段

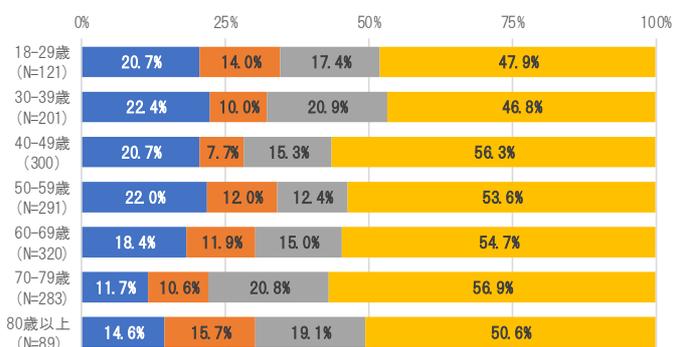
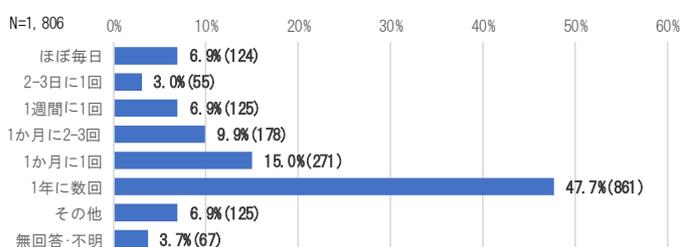
・通院時の交通手段は、自家用車が最も多く、次いで自転車となっています。



④一宮駅周辺への来訪頻度

・一宮駅周辺への来訪頻度は、1年に数回程度が最も多く約48%であり、1か月に1回程度以上は約42%となっています。

・年齢別にみると、各年代とも1年に数回程度が最も多くなっていますが、概ね1か月に1回程度以上は、一宮駅周辺に来訪していると言えます。特に60歳未満は、1週間に1回程度以上の来訪が20%以上となっています。

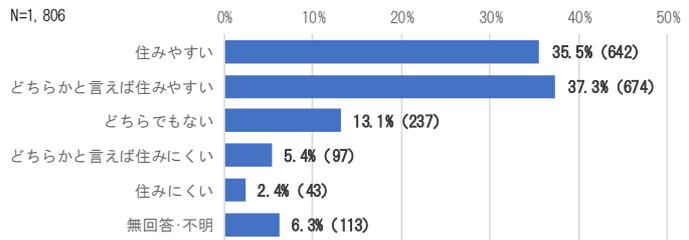


※「その他」を除く
 ■1週間に1回程度以上 ■1か月に2-3回 ■1か月に1回 ■1年に数回

(4) あなたの地域(連区)について

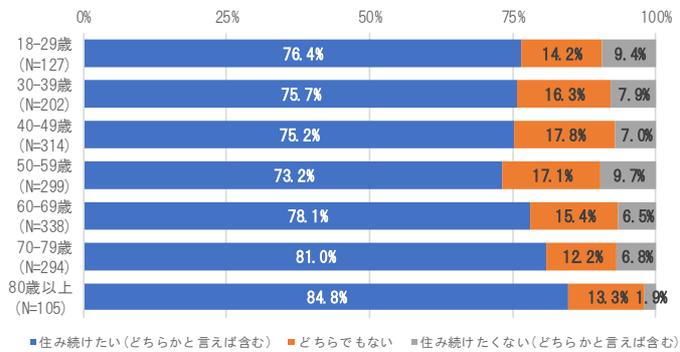
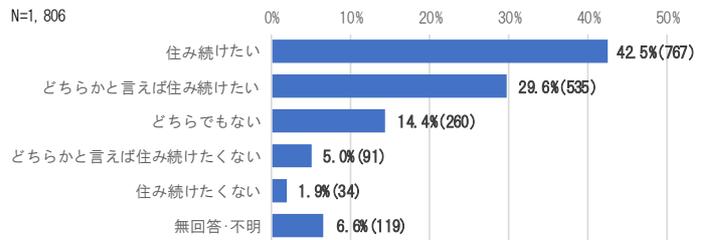
①住みやすさ

- ・現在住んでいる地域(連区)の住みやすい(住みやすい・どちらかと言えば住みやすい)との回答が約73%となっています。



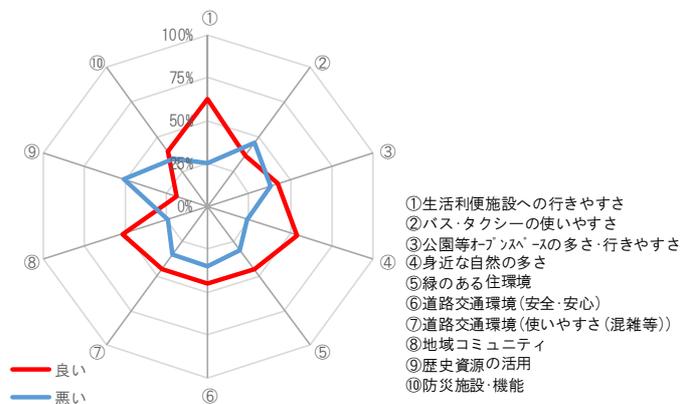
②居住継続の意向

- ・現在住んでいる地域(連区)の住み続けたい(住み続けたい・どちらかと言えば住み続けたい)との回答が約72%となっています。
- ・年齢別に居住意向をみると、若い世代で住み続けたくないの比率が多い傾向にあります。

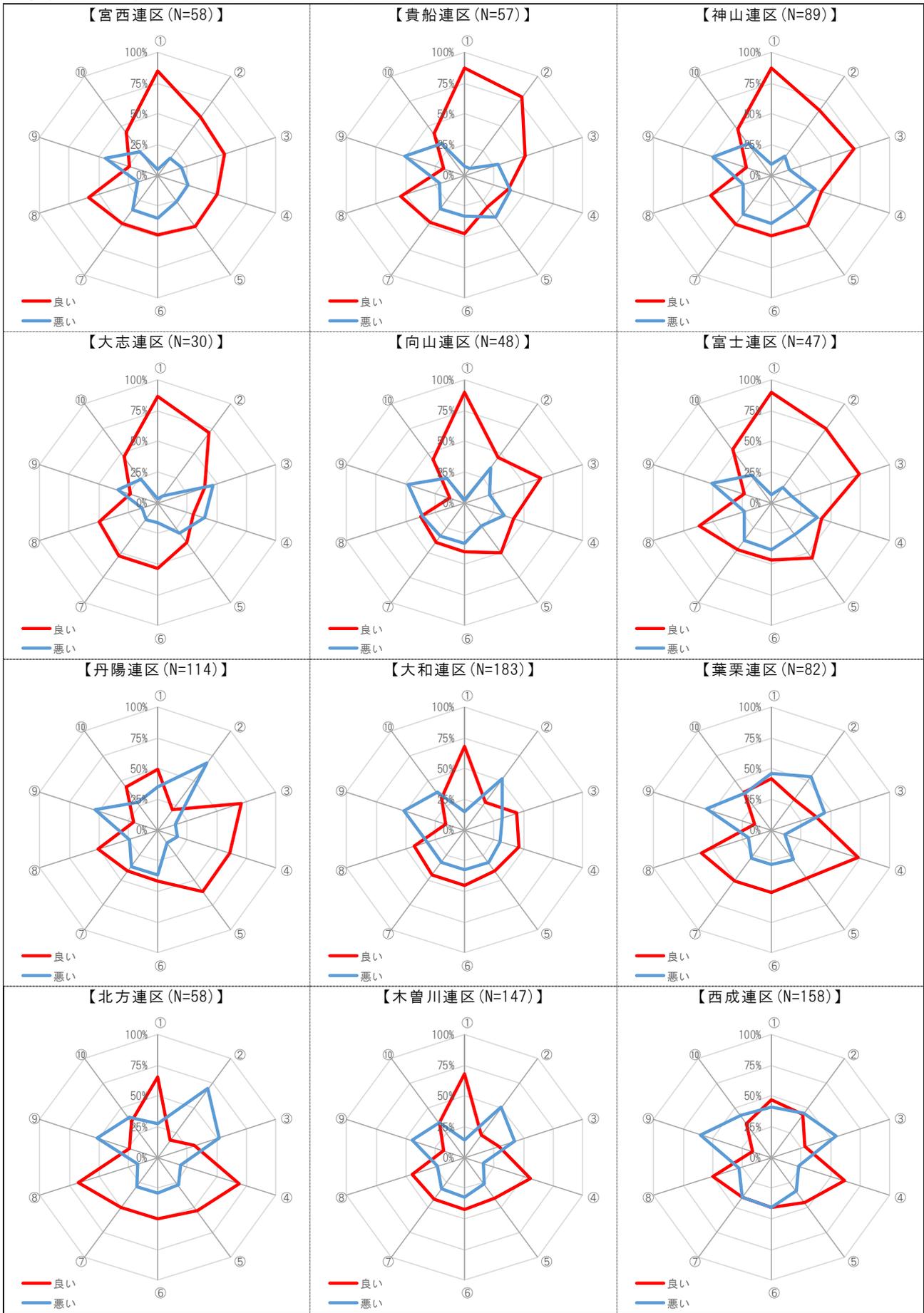


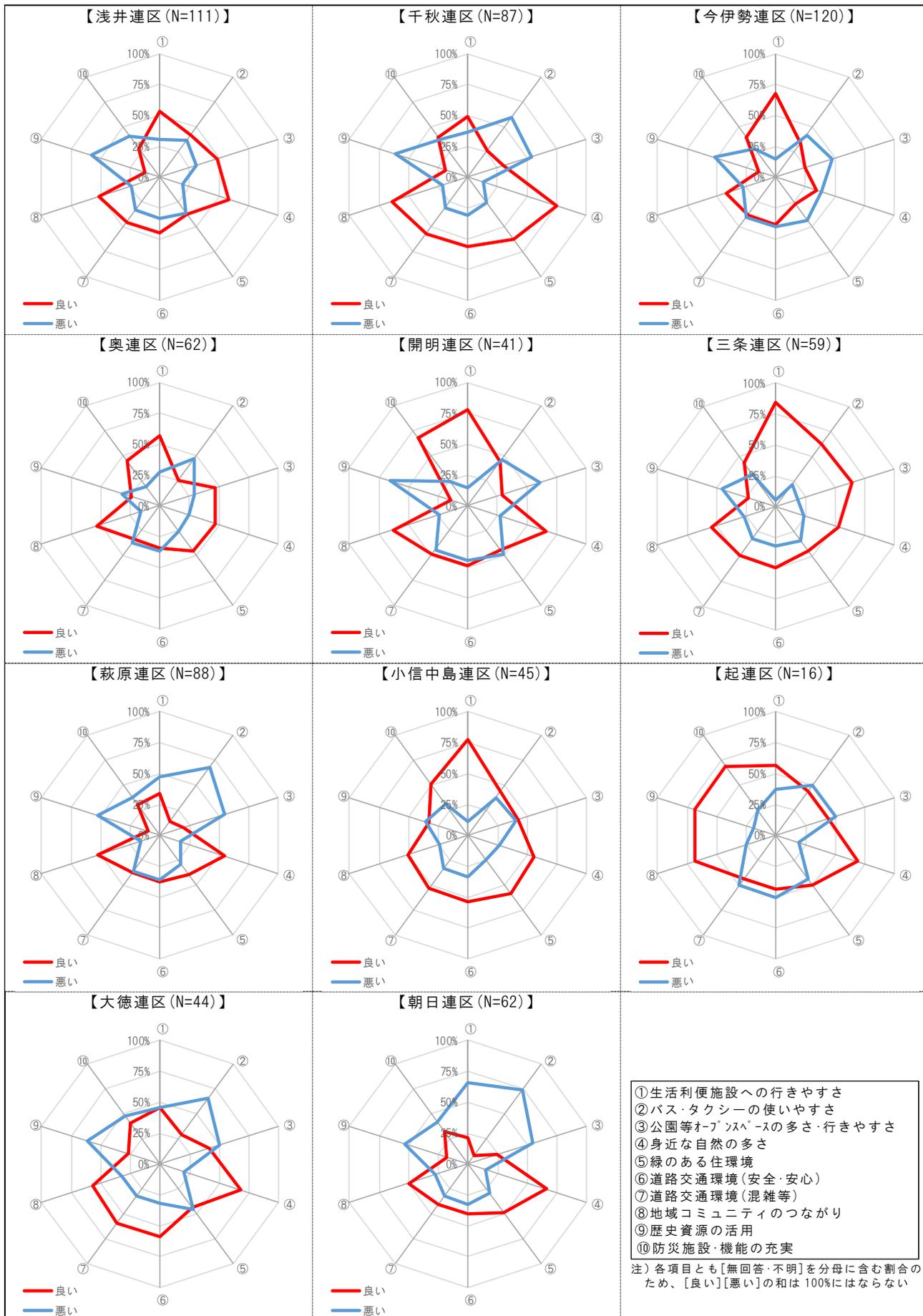
③居住地域の良いところ悪いところ

- ・特に【良い】と評価されているのは、[①商店や病院などの生活利便施設への行きやすさ][④家の周りにおける身近な自然(農地や中小河川・水路)の多さ][⑧町内会など地域のコミュニティのつながり]です。
- ・【悪い】と評価されているのは、[⑨地域の歴史資源(街道や繊維産業)の活用][②バスやタクシーの使いやすさ]です。



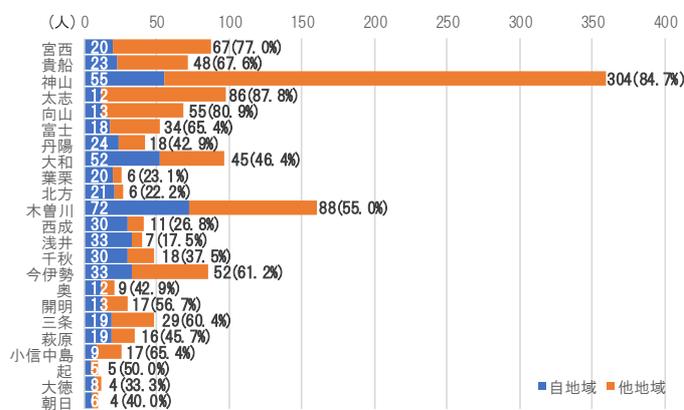
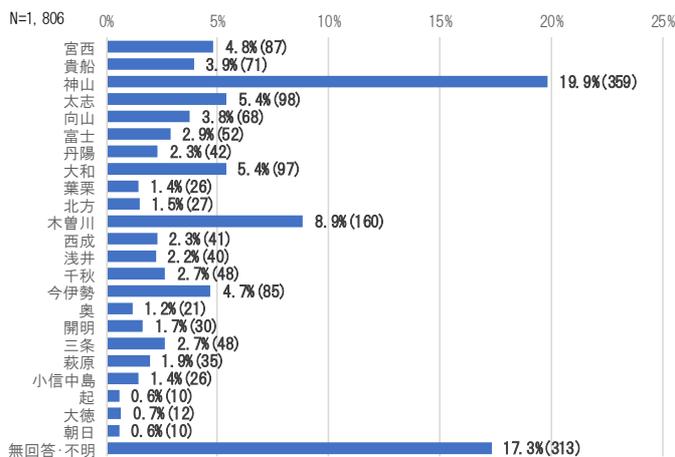
■居住地域の良いところ・悪いところ(連区別)





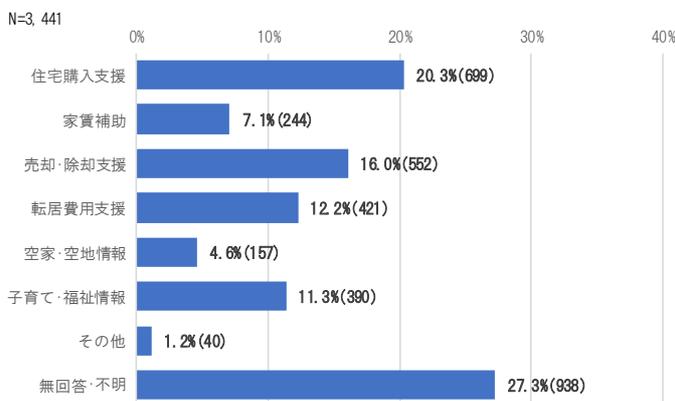
④市内での引越先

- 「もし市内で引っ越す場合に、どこの地域(連区)に住みたいか?」という問いに対しては、[神山連区]が最も多く、次に[木曾川連区]となりました。
- なお、他地域からの引越先として高い支持(80%以上)を得ている地域は、一宮駅周辺の[神山連区][大志連区][向山連区]となっています。



⑤引越時の支援

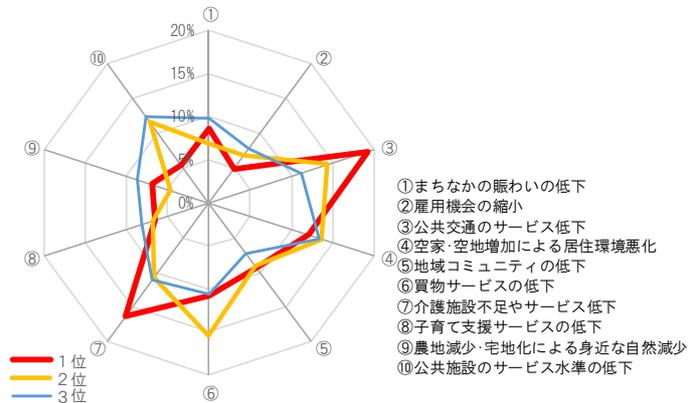
- 引っ越すこととなった場合にあるとよい支援としては、[住み替え先の住宅購入費(リフォーム・増改築等)に対する支援]が最も多く、次いで[現在居住している住宅・土地の売却・除却等に対する支援]となっています。
- なお、[住み替え先の地域情報(子育て・福祉など)]のニーズも比較的高い支持を受けています。



(5) まちづくりに対する不安と期待

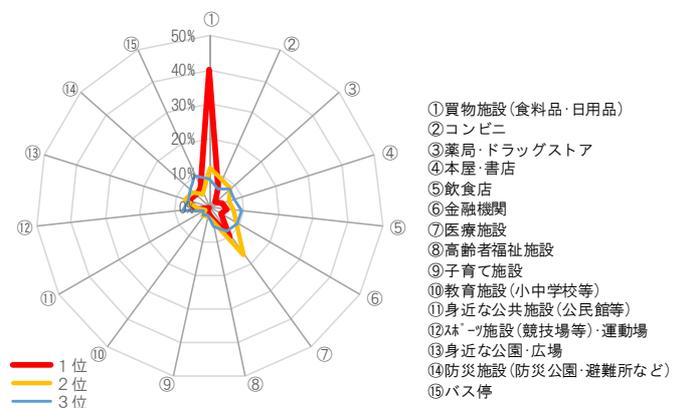
① 将来の地域(連区)に対する不安

- ・ [公共交通のサービス(便数など)低下][高齢者の増加による介護施設の不足やサービス低下]を不安に感じている方が多く、次いで[居住環境の悪化][買物サービスの低下]となっています。



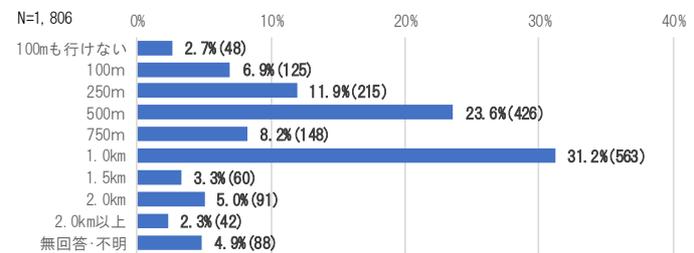
② あって欲しい施設

- ・ 住まいの徒歩圏にあって欲しい施設としては、[買物施設(食料品・日用品)]が最も多く、次いで[医療施設]となっています。
- ・ [子育て施設][教育施設][高齢者福祉施設][身近な公共施設]のニーズは低い状況です。

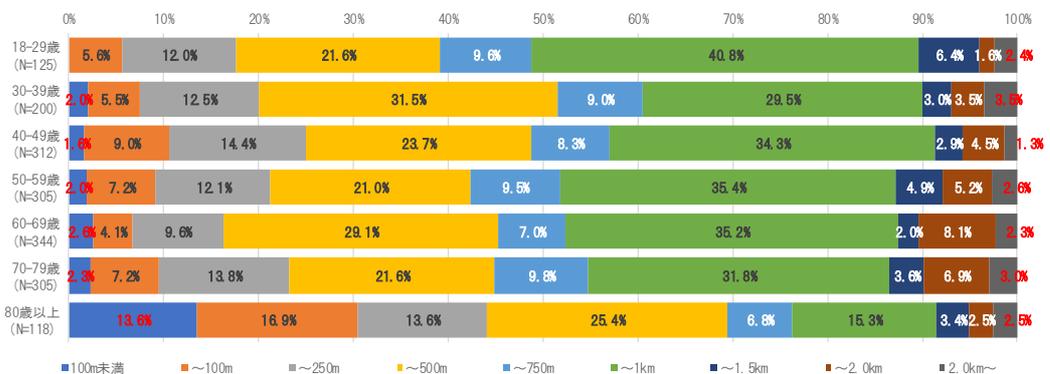


③ 歩いてよい距離

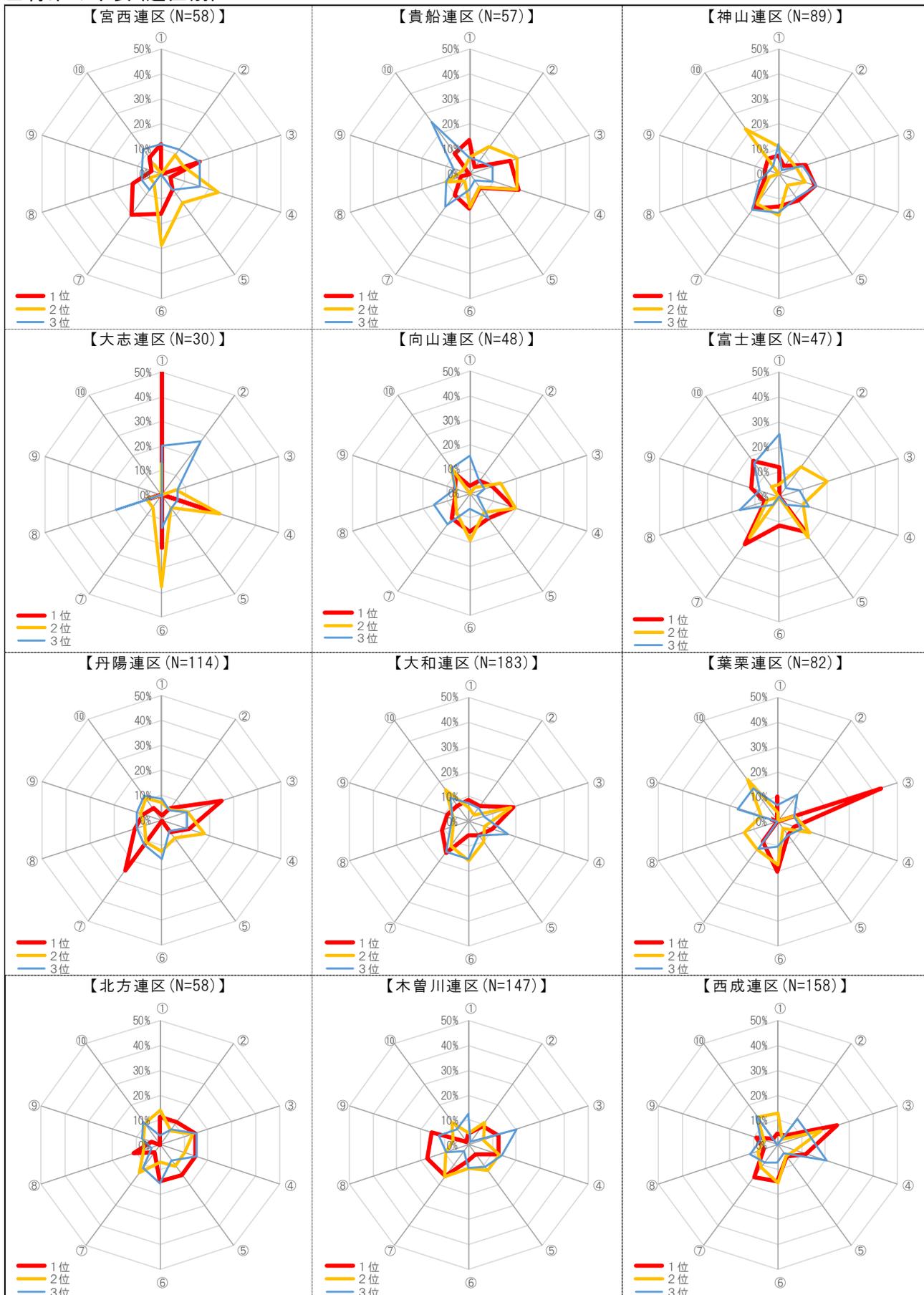
- ・ 目的地まで歩いてよい距離としては、[1kmくらいまで]が最も多く、次いで[500mくらいまで]となっています。

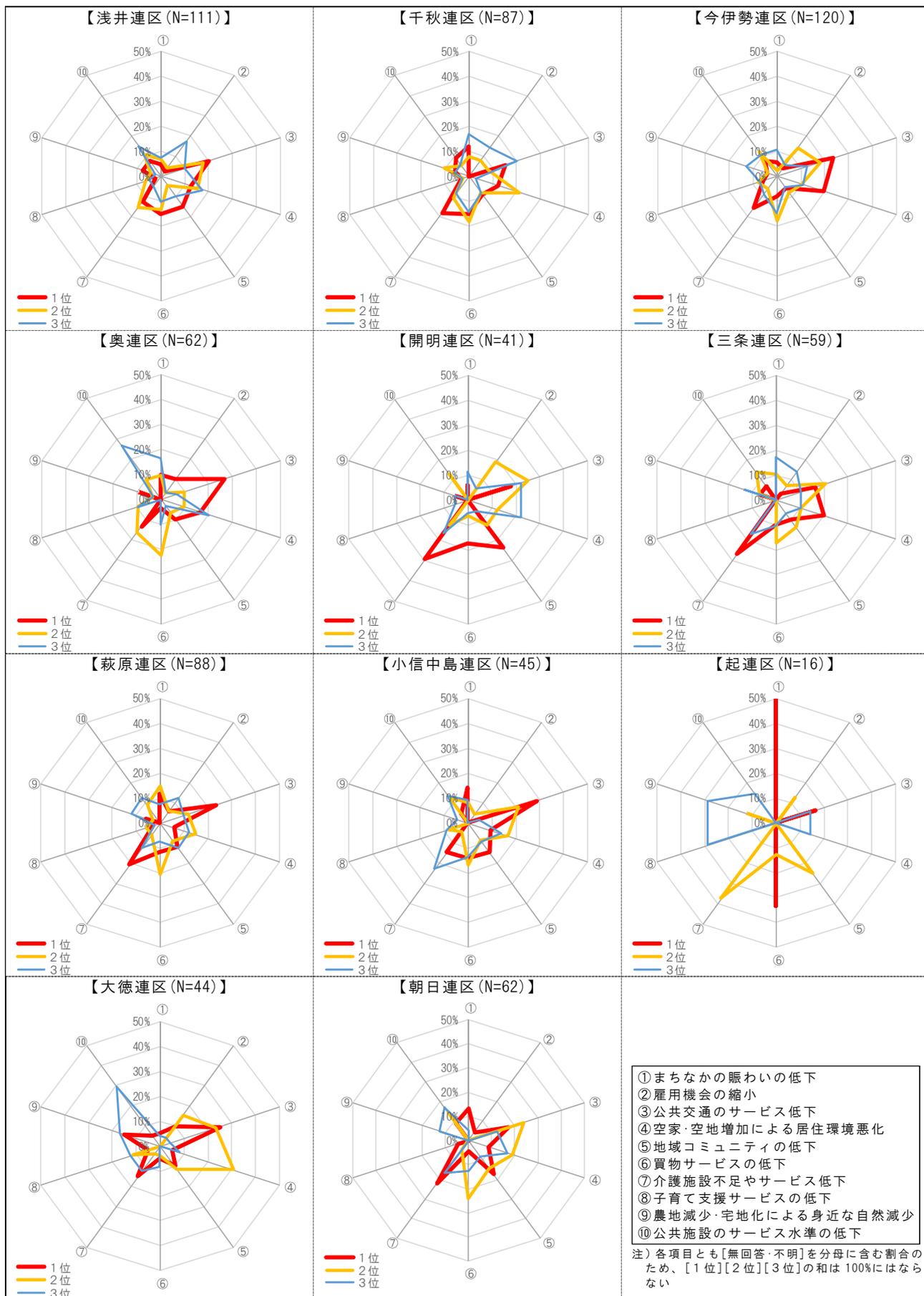


- ・ 年齢別にみると、概ね70歳代までは同様の傾向にあり、半数以上の方は750mくらいまでは歩いてよいと回答しています。



■ 将来の不安(連区別)





3. 日常の行動について

3-1(1). 食料品・日用品等の買い物の頻度(1つに○)
1. ほぼ毎日 2. 2~3日に1回程度 3. 1週間に1回程度
4. 1か月に2~3回程度 5. 1か月に1回程度 6. 1年に数回程度
7. その他()

3-1(2). 食料品・日用品等の買い物の最も多い交通手段(1つに○)
1. 徒歩 2. 自転車 3. 原付・バイク 4. 自家用車
5. タクシー 6. バス 7. 電車
8. その他()

3-1(3). 食料品・日用品等の買い物で、よく利用する施設はどちらですか?(1つに○)
1. 一宮駅周辺の商店街 2. テラスウォーク一宮
3. イオンモール木曾川 4. 市内幹線道路沿いのスーパー等
5. 徒歩・自転車圏内のスーパー等 6. その他()

3-2(1). 通勤・通学の頻度(1つに○)
1. ほぼ毎日 2. 2~3日に1回程度 3. 1週間に1回程度
4. 1か月に2~3回程度 5. 1か月に1回程度 6. 1年に数回程度
7. 通勤・通学していない 8. その他()

3-2(2). 通勤・通学時の最も多い交通手段(1つに○)
1. 徒歩 2. 自転車 3. 原付・バイク 4. 自家用車
5. タクシー 6. バス 7. 電車 8. 通勤・通学していない
9. その他()

3-3(1). 通院(病院や介護・福祉施設等)への来訪の頻度(1つに○)
1. ほぼ毎日 2. 2~3日に1回程度 3. 1週間に1回程度
4. 1か月に2~3回程度 5. 1か月に1回程度 6. 1年に数回程度
7. その他()

3-3(2). 通院時の最も多い交通手段(1つに○)
1. 徒歩 2. 自転車 3. 原付・バイク 4. 自家用車
5. タクシー 6. バス 7. 電車
8. その他()

3-4. 一宮駅周辺(駅~本町商店街・真清田神社くらの範囲)への来訪頻度(1つに○)
1. ほぼ毎日 2. 2~3日に1回程度 3. 1週間に1回程度
4. 1か月に2~3回程度 5. 1か月に1回程度 6. 1年に数回程度
7. その他()

3

4. あなたの地域(連区)について

4-1. あなたが現在住んでいる地域(連区)は住みやすいと思いますか?(1つに○)
1. 住みやすい 2. どちらかと言えば住みやすい 3. どちらでもない
4. どちらかと言えば住みにくい 5. 住みにくい

4-2. これからも現在住んでいる地域(連区)に住み続けたいと思いますか?(1つに○)
1. 住み続けたい 2. どちらかと言えば住み続けたい 3. どちらでもない
4. どちらかと言えば住み続けたくない 5. 住み続けたくない

4-3. あなたが現在住んでいる地域(連区)の良い・悪いと感じるところは?(複数選択可)
良い 悪い
1. 商店や病院などの生活利便施設への行きやすさ ○ ○
2. バスやタクシーの使いやすさ ○ ○
3. 家の周りにおける公園などのオープンスペースの多さや行きやすさ ○ ○
4. 家の周りにおける身近な自然(農地や中小河川・水路)の多さ ○ ○
5. 街路樹や緑陰などの緑がある住環境 ○ ○
6. 道路交通環境の安全性や安心 ○ ○
7. 道路交通環境の使いやすさ(混雑など) ○ ○
8. 町内会など地域のコミュニティのつながり ○ ○
9. 地域の歴史資源(街道や伝統産業)の活用 ○ ○
10. 避難所・避難場所などの防災施設・機能の充実 ○ ○
※同一行で良い[悪い]の両方に○はおやめください

4-4. もし一宮市内で引越す場合、どの地域(連区)に住みたいですか?(1つに○)
1. 宮西連区 2. 貴船連区 3. 神山連区 4. 大志連区 5. 向山連区
6. 富士連区 7. 丹陽連区 8. 大和連区 9. 葉栗連区 10. 北方連区
11. 木曾川連区 12. 西成連区 13. 浅井連区 14. 千秋連区 15. 今伊勢連区
16. 奥連区 17. 開明連区 18. 三条連区 19. 萩原連区 20. 小倉中島連区
21. 起連区 22. 大徳連区 23. 朝日連区

4-5. もし引越すことになった場合、どのような支援があると良いですか?(2つまで)
1. 住み替え先の住宅購入費(リフォームや増改築を含む)に対する支援
2. 住み替え先の賃貸住宅の家賃等に対する支援
3. 現在居住している住宅や土地の売却・除却等に対する支援
4. 転居に伴う費用に対する支援
5. 空家や空地に関する情報提供
6. 住み替え先の地域に関する情報提供(子育て環境や介護・福祉施設の情報など)
7. その他()

4

5. まちづくりに対する不安と期待

5-1. 将来のあなたの地域(連区)に対する不安(各順位1つに○)
1位 2位 3位
1. 人口の減少により、まちなかの賑わいが低下すること ○ ○ ○
2. 地域経済が低迷し、雇用機会が縮小すること ○ ○ ○
3. 鉄道やバスなどの公共交通のサービス(便数など)が低下すること ○ ○ ○
4. 空家・空地が増加し、居住環境(防犯・景観など)が悪化すること ○ ○ ○
5. 高齢化や人口減少により、地域コミュニティが低下すること ○ ○ ○
6. 人口減少により商業施設が閉店し、買物サービスが低下すること ○ ○ ○
7. 高齢者の増加により介護施設の不足やサービスが低下すること ○ ○ ○
8. 少子化により子育て支援サービスが低下すること ○ ○ ○
9. 後継者不足や宅地化により、農地などの身近な自然が減少すること ○ ○ ○
10. 道路等のインフラや公共施設のサービス水準が低下すること ○ ○ ○

5-2(1). あなたの住まいの近く(徒歩圏)にあって欲しい施設(各順位1つに○)
1位 2位 3位
1. 食料品など日常的な買い物をする施設 ○ ○ ○
2. コンビニエンスストア ○ ○ ○
3. 薬局・ドラッグストア ○ ○ ○
4. 本屋・書店 ○ ○ ○
5. 飲食店 ○ ○ ○
6. 郵便局・銀行などの金融施設 ○ ○ ○
7. 病院・診療所などの医療施設 ○ ○ ○
8. デイサービスなどの高齢者福祉施設 ○ ○ ○
9. 保育園・幼稚園などの子育て施設 ○ ○ ○
10. 小学校・中学校などの教育施設 ○ ○ ○
11. 公民館・集会所などの地域に身近な公共施設 ○ ○ ○
12. スポーツ施設(競技場等)や運動場 ○ ○ ○
13. 身近な公園や広場 ○ ○ ○
14. 防災公園や避難所などの防災施設 ○ ○ ○
15. バス停 ○ ○ ○

5-2(2). 歩いてほしいと思える目的地までの距離(1つに○)
1. 100mも行けない 2. 100mくらいまで 3. 250mくらいまで
4. 500mくらいまで 5. 750mくらいまで 6. 1kmくらいまで
7. 1.5kmくらいまで 8. 2kmくらいまで 9. 2km以上

5-3. まちづくりに対するご意見等がございましたら、ご記入願います。

※アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

■市民アンケート調査結果（防災指針策定時）

1. 調査概要

（1）調査目的

一宮市立地適正化計画における防災指針の策定のため、市民の避難に対する意識を把握し、計画に反映するための基礎資料とすることを目的とします。（第21回・市政アンケートのうち「避難に対する意識について」を集計）

（2）調査方法

- ①調査地域：一宮市全域
- ②調査対象：市内に居住する満18歳以上の方
- ③配布数：3,300人
- ④抽出方法：2024年4月1日現在の住民基本台帳登録者（外国人を含む）の中からの無作為抽出
- ⑤調査方法：電子申請
- ⑥調査期間：2024年5月29日（水）～6月30日（日）

（3）調査項目

「避難に対する意識」について 問1～問7

2. 調査結果

「避難に対する意識」についてのアンケート

【概要】

○災害の危険性の想定への理解について

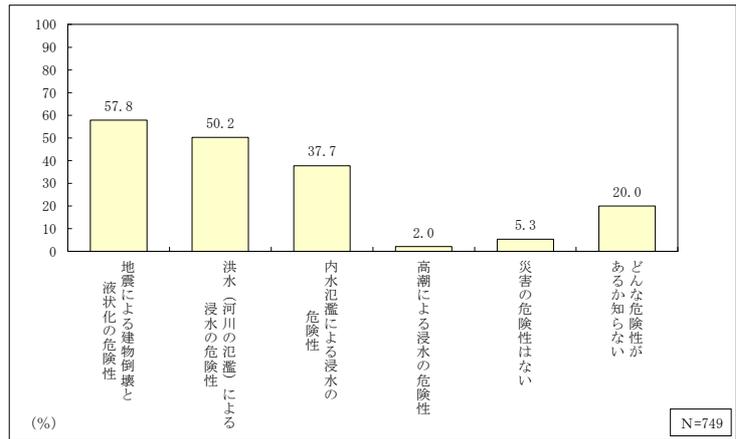
災害の危険性の想定については、全体の半数以上の方が「地震」や「洪水」による危険性の想定を知っていることが分かりました。一方で「どんな危険性があるか知らない」と回答した方が20.0%いることも分かりました。災害の危険性の想定を知った経緯は「ハザードマップ」との回答が多く、効果的な周知方法であることが分かりました。また中高年の世代では「市・県の公式ウェブサイトや広報紙」、若い世代では「学校での教育」、「防災訓練、避難訓練」との回答が多い結果となりました。より多くの方に災害の危険性の想定への理解を広めていく必要があり、周知方法を世代別に検討することが効果的であると考えます。

【設問ごと】

問1

あなたが住んでいる場所で、どのような災害の危険性が想定されているか知っていますか。(複数選択可)

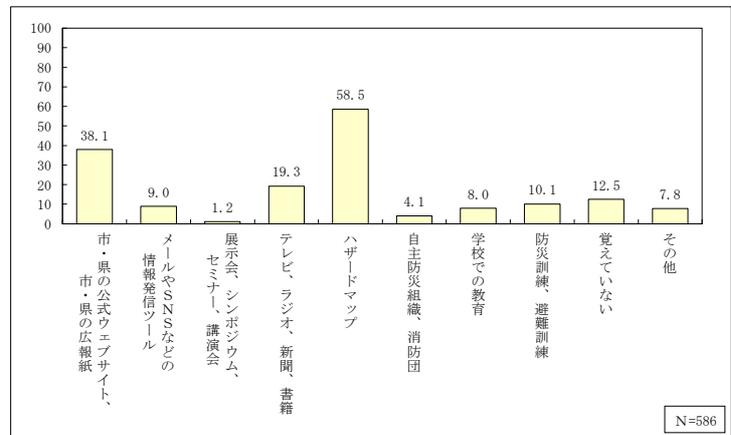
- 「地震による建物倒壊と液状化の危険性」との回答が 57.8%と最も多く、次いで「洪水による浸水の危険性」との回答が 50.2%と多い結果となりました。また 80 代以上は「内水氾濫による浸水の危険性」、「災害の危険性はない」との回答が、他の年代に比べ、高い割合となりました。



問2

あなたが住んでいる場所で、災害の危険性が想定されていることを何で知りましたか。(三つまで選択)

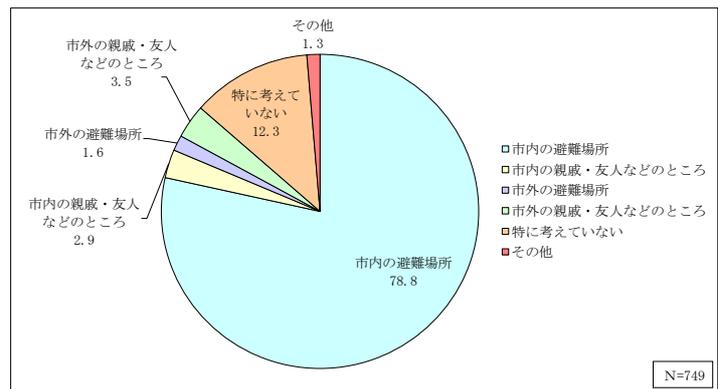
- 「ハザードマップ」との回答が 58.5%と最も多く、次いで「市・県の公式ウェブサイト、市・県の広報紙」との回答が 38.1%と多い結果となりました。また 20 代以下は「学校での教育」、「防災訓練、避難訓練」との回答が、他の年代に比べ、高い割合となりました。



問3

あなたやご家族が自宅以外の場所へ避難する場合、どこに避難しますか。

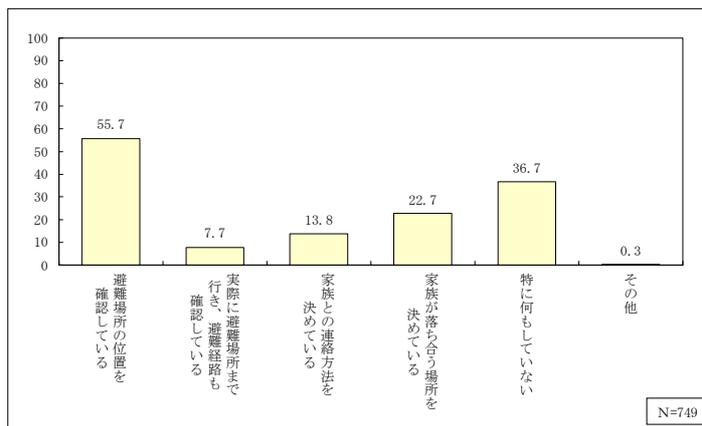
- 「市内の避難場所」と回答した方が、全ての年代で 70%以上と最も多い結果となりました。一方で「特に考えていない」と回答した方も 12.3%いる結果となりました。



問4

あなたやご家族は、自宅以外の場所へ避難しなければならない事態に備えてどのような対策をとっていますか。(複数選択可)

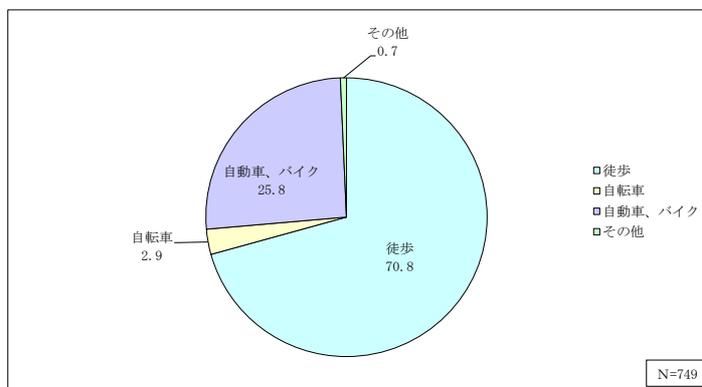
・「避難場所の位置を確認している」との回答が55.7%と最も多い結果となりました。一方で「特に何もしていない」との回答も36.7%ある結果となりました。



問5

あなたやご家族が自宅以外の場所へ避難しなければならない場合、避難の手段は何ですか。

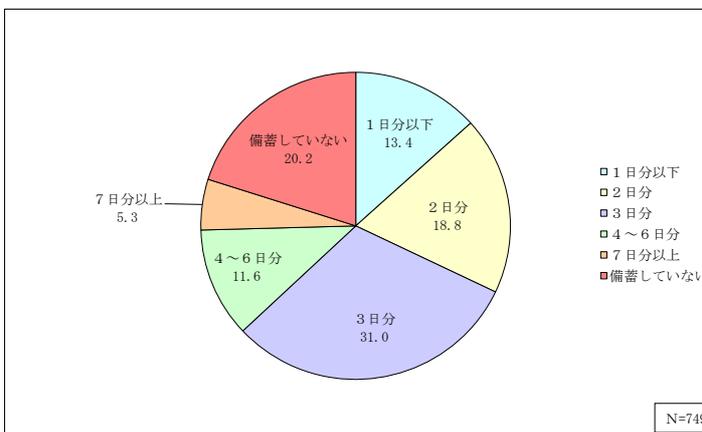
・「徒歩」と回答した方が70.8%と最も多い結果となりました。次いで「自動車、バイク」と回答した方が25.8%と多い結果となりました。



問6

非常食・飲料水の備蓄について、おおよそ何日分を確保していますか。

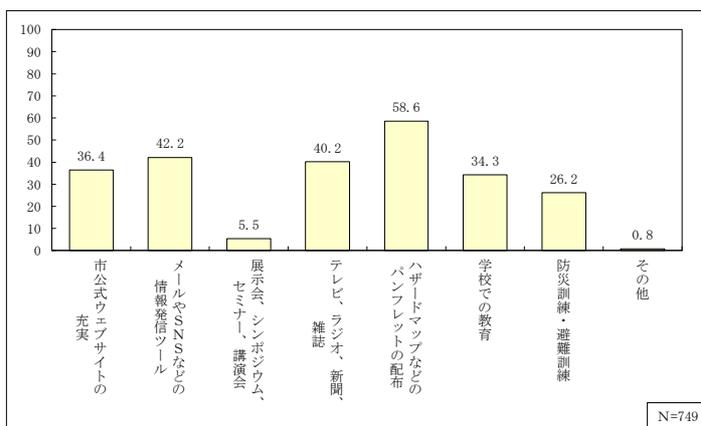
・「3日分」と回答した方が31.0%と最も多い結果となりました。年代別では、20代・30代は「備蓄していない」と回答した方が最も多い結果となりました。



問7

避難に関する啓発活動を行う際に、どのような方法が効果的だと思いますか。(三つまで選択)

・「ハザードマップなどのパンフレットの配布」との回答が58.6%と最も多く、次いで「メールやSNSなどの情報発信ツール」との回答が42.2%と多い結果となりました。また20代以下は「学校での教育」との回答が最も多い結果となりました。



序論
立地適正化計画について

第1章
都市構造上の課題に対する
分析・整理

第2章
立地適正化計画に関する
基本的な方針

第3章
都市機能誘導区域について

第4章
居住誘導区域について

第5章
防災指針

第6章
計画の評価

資料編

■委員会設置要綱

一宮市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画 策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定される、都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン。以下「マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に規定される立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）を策定するに当たり必要な事項について検討、協議するため、一宮市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、又は協議する。

- (1) マスタープラン策定に関する事項
- (2) 立地適正化計画策定に関する事項
- (3) その他策定委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内関係団体の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定するマスタープラン及び立地適正化計画の策定をもって終えるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 策定委員会には委員長を置き、委員のうちから市長が依頼する。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 策定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところとする。

(会議の公開)

第7条 策定委員会の会議の公開に関する取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

(オブザーバー)

第8条 策定委員会にはオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、策定委員会の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

3 オブザーバーに事故があるときは、その職務を代理する者が策定委員会の会議に加わることができる。

(意見の聴取)

第9条 策定委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第10条 委員長は、策定委員会の会議について、議事録を作成するものとする。

2 議事録は、発言者名を除き公開するものとする。ただし、委員会が公開しない旨を議決した部分については、この限りではない。

(事務局)

第11条 策定委員会の事務局は、一宮市まちづくり部都市計画課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付則

1 この要綱は、平成30年 4月20日から施行する。

2 この要綱は、マスタープラン及び立地適正化計画の策定を以ってその効力を失う。

■委員会設置要綱（改定時）

一宮市都市計画マスタープラン・立地適正化計画 改定委員会設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定される都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン。以下「マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に規定される立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）を改定するにあたり、必要な事項について検討、協議するため、一宮市都市計画マスタープラン・立地適正化計画改定委員会（以下「改定委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 改定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）マスタープラン改定に関すること。
- （2）立地適正化計画改定に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、改定委員会が必要と認めた事項

（組織）

第3条 改定委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）市内関係団体の代表者

（任期）

第4条 委員の任期は、マスタープラン及び立地適正化計画の改定をもって終えるものとする。

（委員長）

第5条 改定委員会には委員長を置き、委員長は、第3条第2項に基づき任命された委員のうちから市長が選任する。

2 委員長は、改定委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 改定委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 改定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 改定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところとする。

（会議の公開）

第7条 改定委員会の会議の公開に関する取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

（オブザーバー）

第8条 改定委員会にはオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、市長が任命する。

3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

4 オブザーバーに事故があるときは、その職務を代理する者が改定委員会の会議に出席し、意見を述べることができる。

（意見の聴取）

第9条 委員長は、必要と認めるときは、改定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を述べさせることができる。

（議事録）

第10条 改定委員会の会議については、議事録を作成し、委員長の承認を得て公開するものとする。

2 議事録の公開に関する取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

（事務局）

第11条 改定委員会の庶務は、まちづくり部都市計画課において処理する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、改定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

1 この要綱は、令和5年4月19日から施行する。

2 この要綱は、マスタープラン及び立地適正化計画の改定をもってその効力を失う。

■委員会名簿

(平成 30 年度 開催分)

一宮市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画 策定委員会 名簿

設置要綱第 3 条第 1 号委員（学識経験を有する者） (五十音順)

| | |
|---------------|------------------------|
| 中部大学 教授 | いそべ ともひこ 磯部 友彦 ◎委員長 |
| 豊田工業高等専門学校 講師 | さとう ゆうや 佐藤 雄哉 |
| 名古屋学院大学 講師 | たなか ちま 田中 智麻 |

設置要綱第 3 条第 2 号委員（市内関係団体の代表者） (五十音順)

| | |
|------------------------------------|-----------------------|
| 愛知西農業協同組合 生活部部长 | さかい ひろし 酒井 弘 |
| 名鉄バス株式会社一宮営業所 助役 | すぎた としひろ 杉田 年寛 |
| 一宮青年会議所 | のいり てるみつ 野杵 晃充 |
| 一宮市立保育園保護者会 | ののやま えり 野々山 英里 |
| 一宮市地域女性団体連絡会 副会長 | のむら みどり 野村 緑 |
| 一宮市社会福祉協議会 尾西支部長 | ふなはし たつお 船橋 多津雄 |
| 一宮市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画 区域施策推進協議会 | ふなはし のぶこ 船橋 信子 |
| 愛知県宅地建物取引業協会西尾張支部 副支部長 | みずたに えいいちろう 水谷 英一郎 |

オブザーバー（設置要綱第 8 条）

| | |
|--------------------------|-------------------|
| 国土交通省中部地方整備局 建政部都市調整官 | じげ おさむ 地下 調 |
| 愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課長 | かたやま たかし 片山 貴視 |

(令和元年度 開催分)

一宮市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画
策定委員会 名簿

設置要綱第3条第1号委員（学識経験を有する者） (五十音順)

| | |
|----------------|------------------------|
| 中部大学 教授 | いそべ ともひこ 磯部 友彦 ◎委員長 |
| 豊田工業高等専門学校 准教授 | さとう ゆうや 佐藤 雄哉 |
| 名古屋学院大学 講師 | たなか ちま 田中 智麻 |

設置要綱第3条第2号委員（市内関係団体の代表者） (五十音順)

| | |
|--|-----------------------|
| 愛知西農業協同組合 生活部部长 | さかい ひろし 酒井 弘 |
| 名鉄バス株式会社一宮営業所 助役 | すぎた としひろ 杉田 年寛 |
| 一宮青年会議所 | のいり てるみつ 野杵 晃充 |
| 一宮市立保育園保護者会 | ののやま えり 野々山 英里 |
| 一宮市地域女性団体連絡会 副会長 | のむら みどり 野村 緑 |
| 一宮市社会福祉協議会 尾西支部長 | ふなはし たつお 船橋 多津雄 |
| 一宮市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画 区域施策推進協議会 副会長 | ふなはし のぶこ 船橋 信子 |
| 愛知県宅地建物取引業協会西尾張支部 副支部長 | みずたに えいいちろう 水谷 英一郎 |

オブザーバー（設置要綱第8条）

| | |
|--------------------------|-------------------|
| 国土交通省中部地方整備局 建政部都市調整官 | じげ おさむ 地下 調 |
| 愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課長 | かたやま たかし 片山 貴視 |

■委員会名簿（改定時）

（令和5年度 開催分）

一宮市都市計画マスタープラン・立地適正化計画 改定委員会 名簿

設置要綱第3条第2項第1号委員（学識経験を有する者） （五十音順）

| | |
|----------------|------------------------|
| 中部大学 教授 | いそべ ともひこ 磯部 友彦 ◎委員長 |
| 豊田工業高等専門学校 准教授 | さとう ゆうや 佐藤 雄哉 |
| 名古屋学院大学 准教授 | みずたに かおり 水谷 香織 |

設置要綱第3条第2項第2号委員（市内関係団体の代表者） （五十音順）

| | |
|------------------------|--------------------|
| 一宮市社会福祉協議会 尾西支部長 | いしはら ひでお 石原 秀雄 |
| 名鉄バス株式会社 首席交通企画官 | おおの あつし 大野 淳 |
| 一宮青年会議所 副理事長 | かこがわ かずや 加古川 和也 |
| 愛知西農業協同組合 営農部長 | こんどう はるひこ 近藤 晴彦 |
| 一宮市地域女性団体連絡会 | さとう みちこ 佐藤 三智子 |
| 一宮市立保育園保護者会 | はしもと えみり 橋本 絵未里 |
| 一宮市環境基本計画等推進協議会 副会長 | ふなはし のぶこ 船橋 信子 |
| 愛知県宅地建物取引業協会西尾張支部 副支部長 | わたなべ こうじ 渡邊 幸次 |

オブザーバー（設置要綱第8条）

| | |
|--------------------------|-------------------|
| 国土交通省中部地方整備局 建政部都市調整官 | いしばし たかし 石橋 隆史 |
| 愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課長 | いとう しんご 伊藤 慎悟 |

(令和6年度 開催分)

一宮市都市計画マスタープラン・立地適正化計画
改定委員会 名簿

設置要綱第3条第2項第1号委員（学識経験を有する者）

(五十音順)

| | |
|----------------|------------------------|
| 中部大学 教授 | いそべ ともひこ 磯部 友彦 ◎委員長 |
| 豊田工業高等専門学校 准教授 | さとう ゆうや 佐藤 雄哉 |
| 名古屋学院大学 准教授 | みずたに かおり 水谷 香織 |

設置要綱第3条第2項第2号委員（市内関係団体の代表者）

(五十音順)

| | |
|-------------------|--------------------|
| 一宮市社会福祉協議会 尾西支部長 | いしはら ひでお 石原 秀雄 |
| 一宮市立保育園保護者会 | うちだ みさこ 内田 美沙子 |
| 一宮青年会議所 副理事長 | かこがわ かずや 加古川 和也 |
| 愛知西農業協同組合 営農部長 | こんどう はるひこ 近藤 晴彦 |
| 一宮市地域女性団体連絡会 | さとう みちこ 佐藤 三智子 |
| 名鉄バス株式会社 次席交通企画官 | ひらつか やすお 平塚 康男 |
| 一宮市環境基本計画等推進協議会 | ふなはし のぶこ 船橋 信子 |
| 愛知県宅地建物取引業協会西尾張支部 | わたなべ こうじ 渡邊 幸次 |

オブザーバー（設置要綱第8条）

| | |
|--------------------------|-------------------|
| 国土交通省中部地方整備局 建政部都市調整官 | やまお こうへい 山尾 耕平 |
| 愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課長 | いとう しんご 伊藤 慎悟 |

■ 策定経緯

| 開催日 | 会議名・内容等 | |
|--|--------------------------|--|
| 平成 30 年 2 月 1～28 日 | 市民アンケート | 「都市計画マスタープラン」「立地適正化計画」策定に向けたアンケート |
| 平成 30 年 6 月 8 日 | 第 1 回庁内検討会議 | ①都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要 ②一宮市の現状と課題 ③課題を受けた都市 MP・立地適正化計画における一宮市の目指すべき姿 ④今後の策定スケジュール |
| 平成 30 年 6 月 25 日 | 第 1 回策定委員会 | |
| 平成 30 年 8 月 31 日 | 第 2 回庁内検討会議 | ①都市計画マスタープラン-都市づくりの現状と課題 -都市づくりの方針 ②立地適正化計画-都市構造上の課題に対する分析・整理 -立地適正化計画に関する基本的な方針 -都市機能誘導区域について |
| 平成 30 年 9 月 26 日 | 第 2 回策定委員会 | |
| 平成 30 年 11 月 2 日 | 第 3 回庁内検討会議 | ①都市計画マスタープラン全体構想編(素案) ②立地適正化計画都市機能誘導区域編(素案) |
| 平成 30 年 11 月 14 日 | 第 3 回策定委員会 | |
| 平成 30 年 12 月 13 日 | 都市計画審議会 | 都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定について |
| 平成 30 年 12 月 17 日 ～平成 31 年 1 月 16 日 | 市民意見提出制度 (ハッパリックコメント) | ①都市計画マスタープラン全体構想編(素案) ②立地適正化計画都市機能誘導区域編(素案) (説明会：平成 30 年 12 月 21 日・23 日) |
| 平成 31 年 2 月 14 日 | 都市計画審議会 | ①立地適正化計画の策定について ②市民意見提出制度(ハッパリックコメント)結果の報告 |
| 平成 31 年 2 月 26 日 | 第 4 回庁内検討会議 | ①都市計画マスタープラン-地域別構想について ②立地適正化計画-居住誘導区域について |
| 平成 31 年 3 月 11 日 | 第 4 回策定委員会 | |
| 令和元年 5 月 1 日 | 一宮市立地適正化計画公表(都市機能誘導区域) | |
| 令和元年 6 月 18 日 | 第 5 回庁内検討会議 | ①都市計画マスタープラン-地域別構想 -計画の推進方策 ②立地適正化計画-居住誘導区域について -計画の評価 |
| 令和元年 7 月 5 日 | 第 5 回策定委員会 | |
| 令和元年 9 月 5～27 日 | 説明会 | 5 日：今伊勢町 6 日：萩原町 9 日：尾西 10 日：西成 11 日：浅井町 12 日：大和町 13 日：本庁 19 日：北方町 20 日：奥町 24 日：千秋町 25 日：丹陽町 26 日：木曾川町 27 日：葉栗 |
| 令和元年 10 月 7 日 | 第 6 回庁内検討会議 | ①都市計画マスタープラン(素案)について ②立地適正化計画(変更素案について) |
| 令和元年 11 月 11 日 | 第 6 回策定委員会 | |
| 令和元年 11 月 28 日 | 都市計画審議会 | ①都市計画マスタープラン(素案)について ②立地適正化計画(変更素案)について |
| 令和元年 12 月 16 日 ～令和 2 年 1 月 17 日 | 市民意見提出制度 (ハッパリックコメント) | ①都市計画マスタープラン(素案) ②立地適正化計画(変更素案) |
| 令和 2 年 2 月 12 日 | 都市計画審議会 | 市民意見提出制度(ハッパリックコメント)結果の報告 |
| 令和 2 年 2 月 21 日 | 第 7 回庁内検討会議 | ①都市計画マスタープラン(案)について ②立地適正化計画(変更案)について |
| 令和 2 年 3 月 19 日 | 第 7 回策定委員会 | |
| 令和 2 年 6 月 | 一宮市都市計画マスタープラン公表 | |
| 令和 2 年 8 月 1 日 | 一宮市立地適正化計画変更公表(居住誘導区域) | |

■策定経緯（改定時）

| 開催日 | 会議名・内容等 | |
|--------------------------|--------------------------|--|
| 令和5年7月13日 | 第1回庁内検討会議 | ①都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要 ②都市計画マスタープラン改定に向けた現況と課題の整理 ③立地適正化計画の課題の分析・整理の更新 |
| 令和5年7月24日 | 第1回改定委員会 | |
| 令和5年10月13日 | 第2回庁内検討会議 | 都市計画マスタープラン(素案)について |
| 令和5年10月30日 | 第2回改定委員会 | |
| 令和5年11月14日 | 都市計画審議会 | 都市計画マスタープラン部分改定についての報告 |
| 令和5年12月12日 ～令和6年1月12日 | 市民意見提出制度 (ハッパリックコメント) | 都市計画マスタープラン(素案) (説明会：令和5年12月14日・17日) |
| 令和6年1月17日 ～令和6年1月23日 | 第3回庁内検討会議 | ①都市計画マスタープラン(素案)の市民意見募集結果について ②都市計画マスタープラン(案)について |
| 令和6年1月30日 | 第3回改定委員会 | |
| 令和6年2月7日 | 都市計画審議会 | 都市計画マスタープランの改定 |
| 令和6年3月25日 | 一宮市都市計画マスタープラン部分改定公表 | |
| 令和6年6月12日 | 第4回庁内検討会議 | ①立地適正化計画の改定について ②災害ハザード情報の整理 ③防災上の課題の分析・整理 |
| 令和6年6月26日 | 第4回改定委員会 | |
| 令和6年8月9日 | 第5回庁内検討会議 | ①防災まちづくりの方針について ②具体的な取組及びスケジュールについて ③評価指標について |
| 令和6年8月26日 | 第5回改定委員会 | |
| 令和6年10月18日 ～10月24日 | 第6回庁内検討会議 | 立地適正化計画(素案)について |
| 令和6年10月31日 | 第6回改定委員会 | |
| 令和6年11月19日 | 都市計画審議会 | 立地適正化計画改定についての報告 |
| 令和7年1月6日 ～2月6日 | 市民意見提出制度 (ハッパリックコメント) | 立地適正化計画(素案) (説明会：令和7年1月10日・12日) |
| 令和7年2月12日 ～2月18日 | 第7回庁内検討会議 | ①立地適正化計画(素案)への意見に対する考え方について ②立地適正化計画(案)について |
| 令和7年2月26日 | 第7回改定委員会 | |
| 令和7年3月13日 | 都市計画審議会 | 立地適正化計画の改定 |
| 令和7年6月25日 | 一宮市立地適正化計画改定公表 | |

一宮市立地適正化計画

2025年6月

発行/一宮市

編集/まちづくり部都市計画課

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

TEL：0586-28-8632（ダイヤルイン）

FAX：0586-73-9218

